から控除された純損失の金額及び」を削り、「前条の総所得金額」を「第九条の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「第十四条第一項」を「第十四条」に、「金額は、前条の総所得金額の計算上これを控除し、前年以前三年内の各年に生じた第十一条の三の規定により控除を認められる損失の金額で前年以前において控除されなかつた部分に相当する金額は、前条の総所得金額又は退職所得の金額」を「金額又は前年以前三年内の各年に生じた第十一条の三に規定する雑損失の金額で前年以前において控除されなかつた部分に相当する金額は、第九条の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額」に改め、同項後段を削り、同条第四項中「第十一条の三の規定により控除を認められる損失」を「第十一条の三に規定する雑損失の金額」に、「第二十六条第二項」を「第二十六条」に改め、同条第五項中「第十一条の三の規定により控除を認められる損失」を「第十一条の三に規定する雑損失」に改め、同条を第九条の四とする。

第九条の次に次の二条を加える。

（非課税所得に係る損失の計算除外）

第九条の二　左に掲げる不足額は、前条各号に規定する所得の計算上、なかつたものとみなす。

一　営利を目的とする継続的行為による場合を除き、第六条第五号に規定する資産の譲渡に因る収入金額が当該資産の取得価額及び譲渡に関する経費の額の合計額に満たない場合におけるその不足額

二　株式の消却若しくは資本の減少に因り株主が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額若しくは退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の払戻として社員若しくは出資者が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額又は当該株式若しくは出資に係る資本金額等から成る部分の金額のうちいずれか低い金額が、株主、社員又は出資者が当該株式又は出資を取得するために要した金額に満たない場合におけるその不足額

三　この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の解散に因り残余財産の分配として株主、社員又は出資者が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額が、株主、社員又は出資者が被合併法人の株式又は出資を取得するために要した金額に満たない場合におけるその不足額

四　被合併法人の株主、社員又は出資者が合併法人から合併に因り取得する株式又は出資の価額及び金銭の額の合計額が、株主、社員又は出資者が被合併法人の株式又は出資を取得するために要した金額に満たない場合におけるその不足額

五　証券投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約に因り証券投資信託の受益証券を有する者に対し支払われる金額と証券投資信託について信託された金額のうち当該受益証券に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が、その者が当該受益証券を取得するために要した金額に満たない場合におけるその不足額

（損益の通算及び純損失の意義）

第九条の三　第九条の規定により総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額を計算する場合において、同条第二号乃至第四号、第七号、第八号又は第十号に規定する所得の計算上損失を生じたときは、左の各号に定めるところに従い、これを他の所得の金額から控除し、控除後の同条第一号乃至第五号及び第八号乃至第十号の所得の金額、第六号の所得の金額又は第七号の所得の金額により、それぞれ総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額を計算するものとする。この場合において、左の各号の規定によるもなお控除しきれない損失の金額があるときは、当該金額の合計額を、以下純損失の金額という。

一　第九条第二号乃至第四号又は第十号に規定する所得の計算上損失を生じたときは、これをまず他の同条第一号乃至第五号及び第十号に規定する所得の金額から控除する。

二　第九条第八号に規定する所得の計算上損失を生じたときは、これをまず同条第九号に規定する所得の金額から控除する。

三　第一号に規定する場合において、同号の規定によるもなお控除しきれない損失の金額があるときは、これを第九条第八号及び第九号に規定する所得の金額（前号の規定による控除が行われる場合には、同号の規定による控除後の金額）の合計額が十五万円をこえる場合に限り、そのこえる金額の範囲内において、当該所得の金額から控除する。

四　第二号に規定する場合において、同号の規定によるもなお控除しきれない損失の金額があるときは、これを第九条第一号から第五号まで及び第十号に規定する所得の金額（第一号の規定による控除が行われる場合には、同号の規定による控除後の金額）の合計額から控除する。

（特別農業所得者の定義）

第九条の二　この法律において特別農業所得者とは、その年において農業所得（米、麦、たばこ、果実、野菜又は花の栽培、養蚕その他これらに類する事業で命令で定めるものから生ずる所得をいう。以下本条において同じ。）の金額が総所得金額の十分の七に相当する金額をこえ、且つ、その年九月一日以後に生ずる農業所得の金額がその年中の農業所得の金額の十分の七をこえる者をいう。

第八条に見出しとして「扶養親族等の定義」を附し、同条第一項中「第九条」の下に「乃至第九条の三」を加え、「及び退職所得の金額」を、「退職所得の金額及び山林所得の金額」に、「三万五千円」を「四万円」に改め、同条第五項中「第九条第一項」を「第九条」に、「六万円」を「七万円」に、「第九条の規定」を「第九条乃至第九条の三の規定」に、「及び退職所得の金額」を、「退職所得の金額及び山林所得の金額」に改める。

第九条の前に次の節名を加える。

第一節　所得金額の計算

第九条に見出しとして「（所得の種類並びに総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の計算）」を附し、同条第一項各号列記以外の部分中「第六号を除く」を「第六号及び第七号を除く」に改め、「（第三項の規定により当該金額から控除すべき損失の金額がある場合には控除後の金額）」を削り、「第六号に規定する所得については、同号の規定により計算した金額」を第六号又は第七号に規定する所得については、それぞれ当該各号の規定により計算した金額（第九条の三第二項第五号又は第六号の規定の適用がある場合においては、当該各号の規定による控除後の金額。以下それぞれ退職所得の金額又は山林所得の金額という。）に改め、同項第六号中「二十万円」の下に「（命令の定めるところにより計算した勤続年数が十年をこえる場合には、そのこえる年数を二万円に乗じて得た額を加算した金額（当該金額が五十万円をこえることとなるときは、五十万円）とする。）」を加え、同項第七号中「（以下山林所得という。）」を「（山林をその取得の日から一年以内に伐採又は譲渡することに因る所得を除く。以下山林所得という。）」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第九条の二に見出しとして「（純損失又は雑損失の繰越控除）」を附し、同条第一項中「第二十九条第三項」を「第二十九条第四項」に、「第十四条の二第一項第一号の規定により特別所得金額の四分の一に相当する金額

除が行われる場合には、同号の規定による控除後の金額）から控除する。

五　第一号又は第二号に規定する場合において、前各号の規定によるもなお控除しきれない損失の金額があるときは、当該金額を、まず第九条第七号に規定する所得の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、当該金額を同条第六号に規定する所得の金額から控除する。

六　山林所得の計算上損失を生じたときは、これをまず第九条第一号乃至第五号及び第十号に規定する所得の金額（第一号又は第四号の規定による控除が行われる場合には、当該各号の規定による控除後の金額）から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、同条第八号及び第九号に規定する所得の金額（第二号又は第三号の規定による控除が行われる場合には、当該各号の規定による控除後の金額）の合計額が十五万円をこえる場合に限り、そのこえる金額の範囲内において、当該所得の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、同条第六号に規定する所得の金額（前号の規定による控除が行われる場合には、同号の規定による控除後の金額）から控除する。

第十四条に規定する変動所得の金額又は変動所得の計算上の損失の金額がある場合における前項の規定の適用に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十条に見出しとして「（収入金額、必要経費等の計算）」を附し、同条第一項中「第九条第一項」を「第九条」に、「同項」を「同条」に改め、同条第二項中「第九条第一項」を「第九条」に、「第五十七条第四項又は第五十七条の二」を「第五十六条第四項又は第五十七条」に、「第三十条乃至第三十四条、第四十五条及び第四十七条」を「第三章、第四章又は第六章」に改め、同条第三項中「第九条第一項」を「第九条」に、「同項」を「同条」に改め、同条第四項中「第九条第一項」を「第九条」に、「相続又は被相続人からの遺贈」を「相続、包括遺贈又は被相続人からの遺贈」に、「同項」を「同条」に、「相続人」を「相続人又は包括受遺者」に、「遺贈（被相続人からの遺贈を除く。）」を「遺贈（包括遺贈及び被相続人からの遺贈を除く。）」に改め、同条第五項中「前二条」を「前四条」に改める。

第十条の二に見出しとして「（たな卸資産の評価方法）」を附し、同条第四項中「前年十二月三十一日」を「三月十五日」に改める。

第十条の四に見出しとして「（山林所得又は譲渡所得の計算の特例）」を附し、同条中「第九条第一項」を「第九条」に改める。

第十条の五に見出しとして「（家屋等の譲渡所得の計算）」を附し、同条中「第九条第一項」を「第九条」に改める。

第十一条の二に見出しとして「（親族が事業に従事する場合の所得の計算及び専従者控除）」を附し、同条第二項中「当該納税義務者の配偶者及び」を削り、「六万円」を「七万円」に改める。

第十一条の三の前に次の節名を加える。

第二節　所得控除

第十一条の三に見出しとして「（雑損控除）」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に、「その個人の総所得金額及び退職所得の金額」を「その者の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額」に改め、「超過額」の下に「（以下雑損失の金額という。）」を加え、「その個人の総所得金額又は退職所得の金額」を「その者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額」に、「第一条第二項第一号の規定に該当する個人」を「この法律の施行地に事業を有し、又は第一条第二項第一号に規定する資産の所得若しくは同項第八号に規定する所得を有する非居住者（以下事業等を有する非居住者という。）」に改め、「同様とする。」の下に「（本条の規定による控除額を雑損控除額という。）」を加える。

第十一条の四に見出しとして「（医療費控除）」を附し、同条第一項中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に、「その個人の総所得金額及び退職所得の金額」を「その者の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額」に、「その個人の総所得金額又は退職所得の金額」を「その者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額」に改め、「控除する。」の下に「（この控除額を医療費控除額という。）」を加える。

第十一条の五に見出しとして「（社会保険料控除）」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に、「その個人の総所得金額又は退職所得の金額」を「その者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額」に改め、「控除する。」の下に「（この控除額を社会保険料控除額という。）」を加える。

第十一条の六に見出しとして「（生命保険料控除）」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に、「八千円」を「一万二千円」に、「その個人の総所得金額又は退職所得の金額」を「その者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額」に改め、「控除する。」の下に「（この控除額を生命保険料控除額という。）」を加える。

第十一条の七に見出しとして「（扶養控除）」を附し、同条第一項中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に、「その個人の総所得金額又は退職所得の金額」を「その者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額」に、「三万五千円」を「四万円」に、「五万五千円」を「六万五千円」に、「七万五千円」を「九万円」に改め、同条第二項中「個人の総所得金額又は退職所得の金額」を「納税義務者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額」に改め、「控除する。」の下に「（本条の規定による控除額を扶養控除額という。）」を加え、「三万五千円」を「四万円」に、「二万円」を「二万五千円」に改める。

第十二条に見出しとして「（基礎控除）」を附し、同条中「第一条第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人」を「居住者又は事業等を有する非居住者」に、「又は退職所得の金額」を「、退職所得の金額又は山林所得の金額」に、「六万円」を「七万円」に改め、「控除する。」の下に「（この控除額を基礎控除額という。）」を加える。

第十二条の二に見出しとして「（所得控除の順序）」を附し、同条中「第十一条の三の規定による控除」を「雑損控除額の控除」に、「第十一条の四から前条までの規定による控除」を「医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、扶養控除額又は基礎控除額の控除」に、「まず総所得金額から控除し、なお不足額がある場合において、これを退職所得の金額から」を「総所得金額、山林所得の金額又は退職所得の金額から順次」に改め、同条後段を削る。

第十三条の前に次の節名を加える。

第三節　税率及び税額の計算

第十三条に見出しとして「（税率）」を附し、同条中「前七条の規定による控除後の総所得金額（以下課税総所得金額という。）又は当該控除後の退職所得の金額（以下課税退職所得金額という。）を、それぞれ、左の各級に区分して、逓次に各税率を適用して計算した金額の合計額」を「課税総所得金額又は課税退職所得金額を、それぞれ左の各級に区分して逓次に各税率を適用して計算した金額の合計額と、課税山林所得金額の五分の一に相当する金額を左の各級に区分して逓次に各税率を適用して計算した金額の合計額に五を乗じて

い、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額を不具者控除額という。）を加える。

第十五条の三に見出しとして「老年者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の四に見出しとして「寡婦控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の五に見出しとして「勤労学生控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の六に見出しとして「雑損控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の七に見出しとして「医療費控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の八に見出しとして「社会保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の九に見出しとして「小規模企業共済等掛金控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の十に見出しとして「生命保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の十一に見出しとして「地震保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の十二に見出しとして「寄附金控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の十三に見出しとして「配偶者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の十四に見出しとして「配偶者特別控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の十五に見出しとして「扶養控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の十六に見出しとして「基礎控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の十七に見出しとして「障害者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の十八に見出しとして「寡婦控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の十九に見出しとして「勤労学生控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の二十に見出しとして「雑損控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の二十一に見出しとして「医療費控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の二十二に見出しとして「社会保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の二十三に見出しとして「小規模企業共済等掛金控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の二十四に見出しとして「生命保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の二十五に見出しとして「地震保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の二十六に見出しとして「寄附金控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の二十七に見出しとして「配偶者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の二十八に見出しとして「配偶者特別控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の二十九に見出しとして「扶養控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の三十に見出しとして「基礎控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の三十一に見出しとして「障害者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の三十二に見出しとして「寡婦控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の三十三に見出しとして「勤労学生控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の三十四に見出しとして「雑損控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の三十五に見出しとして「医療費控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の三十六に見出しとして「社会保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の三十七に見出しとして「小規模企業共済等掛金控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の三十八に見出しとして「生命保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の三十九に見出しとして「地震保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の四十に見出しとして「寄附金控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の四十一に見出しとして「配偶者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の四十二に見出しとして「配偶者特別控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の四十三に見出しとして「扶養控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の四十四に見出しとして「基礎控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の四十五に見出しとして「障害者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の四十六に見出しとして「寡婦控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の四十七に見出しとして「勤労学生控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の四十八に見出しとして「雑損控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の四十九に見出しとして「医療費控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の五十に見出しとして「社会保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の五十一に見出しとして「小規模企業共済等掛金控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の五十二に見出しとして「生命保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の五十三に見出しとして「地震保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の五十四に見出しとして「寄附金控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の五十五に見出しとして「配偶者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の五十六に見出しとして「配偶者特別控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の五十七に見出しとして「扶養控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の五十八に見出しとして「基礎控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の五十九に見出しとして「障害者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の六十に見出しとして「寡婦控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の六十一に見出しとして「勤労学生控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の六十二に見出しとして「雑損控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の六十三に見出しとして「医療費控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の六十四に見出しとして「社会保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の六十五に見出しとして「小規模企業共済等掛金控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の六十六に見出しとして「生命保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の六十七に見出しとして「地震保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の六十八に見出しとして「寄附金控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の六十九に見出しとして「配偶者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の七十に見出しとして「配偶者特別控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の七十一に見出しとして「扶養控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の七十二に見出しとして「基礎控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の七十三に見出しとして「障害者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の七十四に見出しとして「寡婦控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の七十五に見出しとして「勤労学生控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の七十六に見出しとして「雑損控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の七十七に見出しとして「医療費控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の七十八に見出しとして「社会保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の七十九に見出しとして「小規模企業共済等掛金控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の八十に見出しとして「生命保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の八十一に見出しとして「地震保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の八十二に見出しとして「寄附金控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の八十三に見出しとして「配偶者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の八十四に見出しとして「配偶者特別控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の八十五に見出しとして「扶養控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の八十六に見出しとして「基礎控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の八十七に見出しとして「障害者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の八十八に見出しとして「寡婦控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の八十九に見出しとして「勤労学生控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の九十に見出しとして「雑損控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の九十一に見出しとして「医療費控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の九十二に見出しとして「社会保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の九十三に見出しとして「小規模企業共済等掛金控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の九十四に見出しとして「生命保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の九十五に見出しとして「地震保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の九十六に見出しとして「寄附金控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の九十七に見出しとして「配偶者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の九十八に見出しとして「配偶者特別控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の九十九に見出しとして「扶養控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百に見出しとして「基礎控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百一に見出しとして「障害者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百二に見出しとして「寡婦控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百三に見出しとして「勤労学生控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百四に見出しとして「雑損控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百五に見出しとして「医療費控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百六に見出しとして「社会保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百七に見出しとして「小規模企業共済等掛金控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百八に見出しとして「生命保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百九に見出しとして「地震保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百十に見出しとして「寄附金控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百十一に見出しとして「配偶者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百十二に見出しとして「配偶者特別控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百十三に見出しとして「扶養控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百十四に見出しとして「基礎控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百十五に見出しとして「障害者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百十六に見出しとして「寡婦控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百十七に見出しとして「勤労学生控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百十八に見出しとして「雑損控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百十九に見出しとして「医療費控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百二十に見出しとして「社会保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百二十一に見出しとして「小規模企業共済等掛金控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百二十二に見出しとして「生命保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百二十三に見出しとして「地震保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百二十四に見出しとして「寄附金控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百二十五に見出しとして「配偶者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百二十六に見出しとして「配偶者特別控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百二十七に見出しとして「扶養控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百二十八に見出しとして「基礎控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百二十九に見出しとして「障害者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百三十に見出しとして「寡婦控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百三十一に見出しとして「勤労学生控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百三十二に見出しとして「雑損控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百三十三に見出しとして「医療費控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百三十四に見出しとして「社会保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百三十五に見出しとして「小規模企業共済等掛金控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百三十六に見出しとして「生命保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百三十七に見出しとして「地震保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百三十八に見出しとして「寄附金控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百三十九に見出しとして「配偶者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百四十に見出しとして「配偶者特別控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百四十一に見出しとして「扶養控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百四十二に見出しとして「基礎控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百四十三に見出しとして「障害者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百四十四に見出しとして「寡婦控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百四十五に見出しとして「勤労学生控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百四十六に見出しとして「雑損控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百四十七に見出しとして「医療費控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百四十八に見出しとして「社会保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百四十九に見出しとして「小規模企業共済等掛金控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百五十に見出しとして「生命保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百五十一に見出しとして「地震保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百五十二に見出しとして「寄附金控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百五十三に見出しとして「配偶者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百五十四に見出しとして「配偶者特別控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百五十五に見出しとして「扶養控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百五十六に見出しとして「基礎控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百五十七に見出しとして「障害者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百五十八に見出しとして「寡婦控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百五十九に見出しとして「勤労学生控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百六十に見出しとして「雑損控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百六十一に見出しとして「医療費控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百六十二に見出しとして「社会保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百六十三に見出しとして「小規模企業共済等掛金控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百六十四に見出しとして「生命保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百六十五に見出しとして「地震保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百六十六に見出しとして「寄附金控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百六十七に見出しとして「配偶者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百六十八に見出しとして「配偶者特別控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百六十九に見出しとして「扶養控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百七十に見出しとして「基礎控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百七十一に見出しとして「障害者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百七十二に見出しとして「寡婦控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百七十三に見出しとして「勤労学生控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百七十四に見出しとして「雑損控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百七十五に見出しとして「医療費控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百七十六に見出しとして「社会保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百七十七に見出しとして「小規模企業共済等掛金控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百七十八に見出しとして「生命保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百七十九に見出しとして「地震保険料控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百八十に見出しとして「寄附金控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百八十一に見出しとして「配偶者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百八十二に見出しとして「配偶者特別控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百八十三に見出しとして「扶養控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百八十四に見出しとして「基礎控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百八十五に見出しとして「障害者控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百八十六に見出しとして「寡婦控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百八十七に見出しとして「勤労学生控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三条若しくは第十四条の二に規定する控除額という。）を加える。

第十五条の百八十八に見出しとして「雑損控除」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に、その者の第十三

「第三章　申告
第一節　予定申告」を削り、第二十一条の前に次の章名及び節名を加える。

第三章　予定納税及び予定申告

第一節　予定納税

第二十一条を次のように改める。

（予定納税額の納付）

第二十一条　居住者又は事業等を有する非居住者で前年分の総所得金額に対する所得税について第二十六条第一項の規定により確定申告書を提出する義務があつたものは、予定納税基準額の三分の一に相当する金額の所得税を、左の二期において、それぞれ政府に納付しなければならない。

第一期　その年七月一日から同月三十一日まで

第二期　その年十一月一日から同月三十日まで

前項に規定する者が前年において特別農業所得者であつた場合（第二十三条第三項の規定による申告書を提出した場合を除く。）又はその年において特別農業所得者であると見込まれることについて第二十一条の五の規定による政府の承認があつた場合（以下特別農業所得者の場合と総称する。）においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する第二期に

おいて、予定納税基準額の二分の一に相当する金額の所得税を、政府に納付しなければならない。

前二項の規定の適用については、第一項に規定する予定納税基準額の三分の一に相当する金額又は前項に規定する予定納税基準額の二分の一に相当する金額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該金額が十円未満であるときは、これを零とする。

第二十一条の二に見出しとして（予定納税基準額）を附し、同条第十三項中「前年分の総所得金額に乗ずべき調整比率」を「前年分の総所得金額に対する同年分の所得税の税額に乗ずべき調整比率」に、「第一項、第六項、第七項及び第十項中「前年分の総所得金額」とあるのは「前年分の総所得金額に調整比率を乗じた額」と、前項の規定の適用については、前年分の総所得金額から山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得の金額を控除した金額に調整比率を乗じた額による。」を「前項中「控除した金額」とあるのは「控除した金額に調整比率を乗じた額」と読み替えて同項の規定を適用する。」に改め、同条第二項から第十二項まで及び第十四項を削り、同条第一項を次のように改める。

前条に規定する予定納税基準額とは、納税義務者

の前年分の総所得金額に対する同年分の所得税の税額（前年分の総所得金額のうちに、譲渡所得、一時所得又は雑所得の金額があつたときは、命令の定めるところにより、これらの金額を除外して計算した税額）について、同年分の所得税について第二十条又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条の規定の適用があつたときは、当該規定の適用がなかつたものとして計算したところによる。）から、同年分の所得につき第三十七条、第三十八条、第四十条、第四十一条第一項又は第四十二条の規定により徴収された又は徴収されるべき税額及び第四十一条第二項の規定により納付された税額の合計額（第十七条に規定する所得又は退職所得に係るものを除く。）を控除した残額の見積額（以下申告納税見積額という。）が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合において、政府の承認を受けたときは、第二十一条第一項又は第二項の規定により納付すべき予定納税額は、政府が認め、又は定めた申告納税見積額の三分の一に相当する金額（特別農業所得者の場合にあつては、二分の一に相当する金額）による。

（予定納税額の減額申請の手続）

第二十二条の二　前条の規定による政府の承認を求めようとする者は、命令の定めるところにより、その年六月一日の現況により、申告納税見積額を計算して、これを準用する。

第二十二条から第二十五条までを次のように改める。

（予定納税額の減額の申請）

第二十二条　その年分の総所得金額及び山林所得の金額に対する所得税の税額からその年分の所得につき第三十七条、第三十八条、第四十条、第四十一条第一項又は第四十二条の規定により徴収される税額及び第四十一条第二項の規定により納付される税額の合計額（第十七条に規定する所得又は退職所得に係るものを除く。）を控除した残額の見積額（以下申告納税見積額という。）が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合において、政府の承認を受けたときは、第二十一条第一項又は第二項の規定により納付すべき予定納税額は、政府が認め、又は定めた申告納税見積額の三分の一に相当する金額（特別農業所得者の場合にあつては、二分の一に相当する金額）による。

（予定納税額の減額申請の手続）

第二十二条の二　前条の規定による政府の承認を求めようとする者は、命令の定めるところにより、その年六月一日の現況により、申告納税見積額を計算

し、同月三十日までに（特別農業所得者の場合にあつては、その年十月一日の現況により、同月三十一日までに）、申請書を政府に提出しなければならない。

政府が第二十一条の四第一項の規定による通知を六月十五日以前（特別農業所得者の場合にあつては、十月十六日以前）になさなかつたときは、第三項の規定により申請書を提出することができる場合を除き、前項の申請書の提出期限は、当該通知をなした日から起算して十五日を経過した日まで延期されるものとする。

その年六月二日から七月一日までの間（特別農業所得者の場合にあつては、十月二日から十一月一日までの間）に生じた事業の全部若しくは一部の廃止、休止若しくは転換、失業、震災、風水害その他これらに類する災害若しくは盗難に因る損害又は医療費の支出に因り、七月一日（特別農業所得者の場合にあつては、十一月一日）の現況においてあらたに前条に規定する場合に該当するに至つたとき（前に同条に規定する場合に該当して第一項の規定による申請書を提出した場合においては、当該申請に係る申告納税見積額が減少するに至つたと認められるとき）は、命令の定めるところにより、七月一日の現況により申告納税見積額を計算し、七月十五日までに（特別農業所得者の場合にあつては、十一月一日の現況により、十一月十五日までに）、申請書（前に第一項の規定による申請書を提出したときは、その修正の申請書）を政府に提出することができる。

政府が第二十一条の四第一項の規定による通知を六月三十日以前（特別農業所得者の場合にあつては、十月三十一日以前）になさなかつたときは、前項の申請書の提出期限は、当該通知をなした日から起算して十五日を経過した日まで延期されるものとする。

第一項又は第三項の規定による申請書（この申請書を予定納税額減額申請書という。）には、申請者の見積に係る申告納税見積額、第九条の四の規定による控除、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、扶養控除額、不具者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額、老年者控除額、寡婦控除額、外国税控除額の控除に関する事項その他必要な事項を記載し、且つ、取引の記録等に基いて、当該申告納税見積額の計算の基礎となる事実を証明する書類を添付しなければならない。

（予定納税額の減額の承認）

第二十二条の三　政府は、予定納税額減額申請書の提出があつた場合においては、その調査により、申請に係る申告納税見積額を認め、若しくは申告納税見積額を定めて承認をなし、又は申請を却下する。

政府は、予定納税額減額申請書の提出があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、前項の規定による承認を与えなければならない。

一　申請に係る申告納税見積額の算定の基準となる日までに生じた事業の全部若しくは一部の廃止、休止若しくは転換、失業又は医療費の支出に因り、同日の現況において申告納税見積額が予定納税基準額に満たなくなると認められるとき

二　申請に係る申告納税見積額の算定の基準となる日までに生じた震災、風水害、火災その他これらに類する災害若しくは盗難に因り資産（商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他命令で定める資産を除く。）について損害を受けたため、同日の現況において申告納税見積額が予定納税基準額に満たなくなると認められるとき

三　前二号に掲げる場合を除く外、申請に係る申告納税見積額の算定の基準となる日の現況におい

て、申告納税見積額が予定納税基準額の七割に相当する金額以下となると認められるとき

政府は、第一項の処分を行つた場合においては、申請者に対し、その認めた申告納税見積額及び当該申告納税見積額に基き計算した予定納税額を通知し、又は理由を附して、その定めた申告納税見積額及び当該申告納税見積額に基き計算した予定納税額若しくは却下の旨を通知する。

第十条の二第七項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第一項の規定による承認があつた場合において、政府の認め、又は定めた申告納税見積額が第二十一条の三但書の規定による予定納税基準額をこえることとなつたときは、同項の規定による処分は、なかつたものとみなす。

政府は、予定納税額減額申請書の提出があつた場合において、やむを得ない事由があると認めるときは、税金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

第二節　予定申告

（予定申告）

第二十三条　居住者又は事業等を有する非居住者で第二十一条の規定により予定納税額を納付する義務がないものは、その年一月一日以後この法律の施行地においてあらたに商業、工業その他前項に規定する命令で定める事業を開始した場合（相続に伴い事業を承継した場合を含む。以下第二項において同じ。）において、その年中における総所得金額（山林所得の金額があるときは、当該金額を加算した金額）が基礎控除額と扶養控除額との合計額をこえ、且つ、そのこえる額に対し第十三条の規定を適用して計算した所得税額（第十五条の規定の適用があるときは、同条の規定による税額）が配当控除額をこえると見積られるとき（以下第二項において総所得金額に対する所得税額があると見積られるときという。）は、命令の定めるところにより、同日の現況により、第五項各号に規定する事項を記載した申告書を、同日から同月三十一日までに、政府に提出しなければならない。但し、七月一日の現況において、その年において特別農業所得者であるときは、税金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

二十一条の規定により予定納税額を納付する義務がないものは、その年一月一日以後この法律の施行地においてあらたに商業、工業その他前項に規定する命令で定める事業を開始した場合（相続に伴い事業を承継した場合を含む。以下第二項において同じ。）において、その年中における総所得金額（山林所得の金額があるときは、当該金額を加算した金額）が基礎控除額と扶養控除額との合計額をこえ、且つ、そのこえる額に対し第十三条の規定を適用して計算した所得税額（第十五条の規定の適用があるときは、同条の規定による税額）が配当控除額をこえると見積られるとき（以下第二項において総所得金額に対する所得税額があると見積られるときという。）は、命令の定めるところにより、同日の現況により、第五項各号に規定する事項を記載した申告書を、同日から同月三十一日までに、政府に提出しなければならない。

居住者又は事業等を有する非居住者は、第二項の規定による申告書を提出する義務がない場合においても、第一期分の予定納税額（第二十三条の二又は第二十四条の二の規定により納付すべき所得税額を含む。以下同じ。）の納付の義務がある場合を除き、その年十一月一日の現況において、申告納税見積額は、その年一月一日以後この法律の施行地においてあらたに商業、工業その他前項に規定する命令で定める事業を開始した場合において、その年十一月一日の現況において、総所得金額に対する所得税額があると見積られるときは、同項の規定による申告書を提出すべきであつた場合を除き、命令の定めるところにより、同日の現況により、第五項各号に規定する事項を記載した申告書を、同日から同月三十一日までに、政府に提出することができる。

居住者又は事業等を有する非居住者は、第二項の規定による申告書を提出する義務がない場合においても、第一期分の予定納税額（第二十三条の二又は第二十四条の二の規定により納付すべき所得税額を含む。以下同じ。）の納付の義務がある場合を除き、その年十一月一日の現況において、申告納税見積額

が予定納税基準額をこえるときは、命令の定めるところにより、同日の現況により、第五項各号に規定する事項を記載した申告書を、同日から同月三十日までに、政府に提出することができる。

第一項若しくは第三項の規定による申告書（以下七月予定申告書という。）又は第二項若しくは前項の規定による申告書（以下十一月予定申告書という。）の記載事項は、左の各号に定めるところによる。

一　その年分の総所得金額及び山林所得金額並びに課税総所得金額及び課税山林所得金額の見積額

二　第十四条に規定する選択をしようとする場合においては、その年分の変動所得の金額及び変動所得の超過額の見積額

三　第一号に規定する課税総所得金額及び課税山林所得金額の見積額について、第十三条乃至第十五条の八及び第二十条の規定により計算した所得税額の見積額

四　その年分の所得につき第三十七条、第三十八条、第四十条、第四十一条第一項又は第四十二条の規定により徴収される税額及び第四十一条第二項の規定により納付される税額の合計額（第十七条に規定する所得又は退職所得に係るものを除く。）の見積額

五　第三号に規定する所得税額の見積額から前号に規定する税額の見積額を控除した金額に相当する申告納税見積額

六　七月予定申告書にあつては、前号に掲げる金額の三分の一に相当する金額、十一月予定申告書にあつては、同号に掲げる金額の二分の一に相当する金額

七　第九条の四第一項の規定により控除しようとする純損失の金額又は同条第三項の規定によりその年中において控除しようとする純損失の金額若しくは雑損失の金額の見積額

八　雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、扶養控除額、不具者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額、配当控除額及び外国税控除額の控除に関する事項

九　予定納税基準額その他命令で定める事項

第二十一条第三項の規定は、前項第六号の金額を計算する場合について、これを準用する。

（予定申告による納税）

第二十三条の二　七月予定申告書又は十一月予定申告書を提出した者は、当該申告書に記載された前条第五項第六号に規定する申告納税見積額の三分の一に相当する金額（第二十一条の規定により納付すべき予定納税額があるときは、当該予定納税額を控除した残額。以下本条において同じ。）の所得税を、第一期及び第二期において、それぞれ政府に納付しなければならない。

十一月予定申告書を提出した者は、当該申告書に記載された前条第五項第六号に規定する申告納税見積額の二分の一に相当する金額の所得税を、第二期において、政府に納付しなければならない。

七月予定申告書又は十一月予定申告書がその提出期限後に提出された場合においては、前二項の規定により納付すべき第一期分又は第二期分の予定納税額で既にその納期限を経過したものは、当該申告書を提出した日に、政府に納付しなければならない。

（予定申告に係る更正及び決定）

第二十四条　政府は、第二十三条第一項の規定による七月予定申告書又は同条第二項の規定による十一月予定申告書の提出があつた場合において、申告に係る同条第五項第一号乃至第六号に規定する金額が政府の調査したところと異なるときは、その調査により、これらの各号に規定する金額の更正をなすことができる。同条第三項の規定による七月予定申告書又は同条第四項の規定による十一月予定申告書に記載された同条第五項第五号に規定する金額を基礎とする同項第六号に規定する金額の計算に誤があるときにおける当該金額についても、また同様とする。

政府は、第二十三条第一項の規定による七月予定申告書又は同条第二項の規定による十一月予定申告書を提出しなかつたときは、その調査により、同条第五項第一号乃至第六号に規定する金額の決定をなすことができる。

政府は、第一項又は第二項の規定により、第二十三条第五項第一号乃至第六号に規定する金額の更正又は決定をなしたときは、これを納税義務者に通知する。

第十条の二第七項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

（予定申告に係る更正又は決定による納税）

第二十四条の二　七月予定申告書について前条第一項又は第二項の規定による政府の更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定を受けた者は、当該更正に係る第二十三条第五項第六号に規定する申告納税見積額の二分の一に相当する金額の所得税を、第二期において、政府に納付しなければならない。

十一月予定申告書について前条第一項又は第二項の規定による政府の更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定を受けた者は、当該更正に係る第二十三条第五項第六号に規定する申告納税見積額の二分の一に相当する金額の所得税を、第二期において、政府に納付しなければならない。

（予定納税額の更正の請求）

第二十五条　第二十一条、第二十三条の二又は第二十四条の二の規定により第一期分の予定納税額を納付する義務がある者は、その年十一月一日の現況において計算した申告納税見積額が、第一期分の予定納税額の計算の基礎となつた予定納税基準額又は申告納税見積額に比し減少することとなつた場合においては、同日から同月十五日までの間に、政府に対し、第二期分の予定納税額を、同月一日の現況における申告納税見積額から第一期分の予定納税額を控除した残額の二分の一に相当する金額に更正することを、請求することができる。

前項の規定による更正を受けようとする者は、命令の定めるところにより、その見積に係る申告納税見積額、第九条の四の規定による控除、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、扶養控除額、不具者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額、配当控除額又は外国税控除額の控除に関する事項その他必要な事項を記載した更正の請求書に、取引の記録等に基いて当該申告納税見積額の計算の基礎となる事実を証明する書類を添付して、これを政府に提出しなければならない。

第三節　予定納税額の更正及び修正

（予定申告がない場合等の控除等の不適用）

第二十五条の四　第九条の四の規定による控除、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、扶養控除額、不具者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額若しくは外国税控除額の控除に関する規定又は第十四条の規定は、予定納税額減額申請書、第二十三条第一項の規定による七月予定申告書、同条第二項の規定による十一月予定申告書若しくは予定納税額更正請求書に、これらの控除に関する事項の記載がない場合、第十四条の規定による選択の記載がない場合又は第二十三条第一項の規定による七月予定申告書若しくは同条第二項の規定による十一月予定申告書がその提出期限後に提出された場合においては、申告納税見積額の計算上、これを適用しない。但し、政府においてやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（予定納税額の徴収）

第二十五条の五　納税義務者が本章の規定により納付すべき所得税を納期限までに完納しなかつたときは、政府は、国税徴収法第九条の規定により、これを督促する。但し、政府が第二十一条の四第一項の

から同月三十日までに、命令の定めるところにより、政府に対し第二期分の予定納税額を増額する申告書を提出することができる。（この申告書を予定納税額修正申告書という。）

予定納税額修正申告書には、その年十一月一日の現況において計算した申告納税見積額その他必要な事項を記載しなければならない。

予定納税額修正申告書が提出されたときは、第二十一条、第二十三条の二又は第二十四条の二の規定により第二期において納付すべき予定納税額は、当該申告書に記載された申告納税見積額から第一期分の予定納税額を控除した金額の二分の一に相当する金額となるものとする。

第四節　予定納税に関する通則

（予定納税額の納期限等の延期）

第二十五条の三　政府は、通信、交通その他の状況によりやむを得ない事由があると認めるときは、命令の定めるところにより、予定納税額の納期限又は第二十一条の五の規定による申請書、予定納税額減額申請書、七月予定申告書、十一月予定申告書、予定納税額更正請求書若しくは予定納税額修正申告書の提出期限を延期することができる。

い。（この請求書を予定納税額更正請求書という。）

政府は、予定納税額更正請求書の提出があつた場合においては、その調査により、請求に係る申告納税見積額を認め、若しくはその年十一月一日の現況における申告納税見積額を定めて、これらの申告納税見積額に基き第二期分の予定納税額の更正をなし、又は請求を却下する。

政府は、前項の処分を行つた場合においては、請求に係る申告納税見積額を認めた旨及び更正に係る第二期分の予定納税額若しくは政府の定めた申告納税見積額及び更正に係る第二期分の予定納税額を請求者に通知し、又は却下の旨を請求者に通知する。

第十条の二第七項並びに第二十二条の三第二項及び第六項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

（予定納税額の修正申告）

第二十五条の二　第二十一条、第二十三条の二又は第二十四条の二の規定により第一期分の予定納税額を納付する義務がある者は、その年十一月一日の現況において計算した申告納税見積額が、第一期分の予定納税額の計算の基礎となつた予定納税基準額又は申告納税見積額より増加した場合においては、同日

第四章　確定申告及び申告納税

第一節　確定申告

第二十六条を次のように改める。

（確定申告）

第二十六条　居住者又は事業等を有する非居住者は、

規定による通知を第一期又は第二期の納期限の二十日前までになされなかつた場合における第二十一条の規定により納付すべき予定納税額については、当該通知をなした日から起算して二十日を経過した日までは、この限りでない。

本章の規定により納付すべき所得税については、国税徴収法第三章の規定により滞納処分を行う場合においても、確定申告書、損失申告書又は第二十九条第一項乃至第三項に規定する申告書の提出期限（その年分の所得税について第三十一条、第三十二条第三項、第三十四条第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により還付すべき金額がある場合においては、当該金額が還付又は充当される日までは、同法第二十四条の規定による公売は、これをすることができない。

第二節　確定申告

第二十六条の前に次の章名及び節名を加える。

第四章　確定申告及び申告納税

第一節　確定申告

第二十六条を次のように改める。

（確定申告）

第二十六条　居住者又は事業等を有する非居住者は、

一　一の給与の支払者から給与所得の支払を受ける場合（第三十八条の規定により所得税を徴収する義務がない者から給与所得の支払を受ける場合を除く。）であつて、その他の所得の金額（退職所得の金額を除く。以下第二号において同じ。）が三万円に満たない場合

二　二以上の給与の支払者から給与所得の支払を受ける場合（第三十八条の規定により所得税を徴収する義務がない者から給与所得の支払を受ける場合を除く。）であつて、その年中における給与所得の収入金額が二十万円と社会保険料控除額、生命保険料控除額及び扶養控除額との合計金額以下で、且つ、その他の所得の金額が三万円に満たない場合

三　その年中の支給に係る退職所得のすべてについて第三十八条の二第一項の規定による所得税の徴収を受けた又は受けるべき場合

四　前号に該当する場合を除く外、その年中の支給に係る退職所得の金額に対する所得税額が、退職所得について第三十八条の二若しくは第四十一条第一項の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税額及び退職所得について同条第二項の規定により納付された所得税額をこえない場合

居住者又は事業等を有する非居住者は、第三項第六号及び第七号に規定する所得税額の合計額が同項第三号に規定する所得税額をこえるときは、第二十六条の二の規定により損失申告書を提出することが

居住者に、「總所得金額が六万円と第十一条の七の規定に該当する個人を「居住者又は事業等を有する非居住者に、「總所得金額が六万円と第十一条の七の規定に該当する個人を「居住者又は事業等を有する非

し、同条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人を「居住者又は事業等を有する非居住者に、「總所得金額が六万円と第十一条の七の規定に該当する個人を「居住者又は事業等を有する非

十一　その年分の總所得金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は変動所得の金額がある場合における当該金額及び雑所得に係る第六号に規定する税額がある場合における当該税額

十二　その年において特別農業所得者であるときは、その旨

第三十八条又は第三十八条の二の規定により所得税を徴収された者は、確定申告書には、第六十二条の規定により交付せらるべき源泉徴収票を添付しなければならない。

確定申告書を提出すべき者が当該申告書の提出前に死亡した場合においては、命令の定めるところにより、その相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）は、死亡した者の所得について、当該申告書を政府に提出すべきものとする。

第二十五条の三の規定は、確定申告書を提出する場合におけるその提出期限について、これを準用する。

第二十六条の二に見出しとして「（損失申告）」を附し、同条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人を「居住者又は事業等を有する非居住者に、「總所得金額が六万円と第十一条の七

おいては、」に改める。

第二十九条に見出しとして「死亡又は出国等の場合の申告」を附し、同条第一項を次のように改める。

年の中途において死亡した者の相続人は、その死亡した者のその年一月一日以後死亡の日までの総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額について、第二十六条第一項の規定により確定申告書を提出しなければならない場合に該当するときは、命令の定めるところにより、同条第一項、第三項、第四項及び第六項の規定に準じ、必要な事項を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

第二十九条第三項中「第一条第一項又は第二項第一号の規定に該当する非居住者に」「若しくは退職所得の金額又は純損失の金額若しくは第十一条の三の規定により控除を認められる損失の額を」、「退職所得の金額又は山林所得の金額に」、「又は第二十六条の二第一項の規定に該当するときは、」を「の規定により確定申告書を提出しなければならない場合に該当するときは、」に、「第二十六条第一項又は第二項を「前三項」に改める。

第三十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第四十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第四十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第四十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第四十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第四十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第四十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第四十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第四十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第四十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第四十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第五十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第五十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第五十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第五十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第五十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第五十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第五十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第五十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第五十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第五十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第六十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第六十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第六十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第六十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第六十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第六十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第六十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第六十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第六十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第六十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第七十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第七十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第七十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第七十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第七十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第七十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第七十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第七十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第七十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第七十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第八十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第八十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第八十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第八十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第八十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第八十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第八十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第八十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第八十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第八十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第九十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第九十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第九十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第九十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第九十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第九十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第九十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第九十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第九十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第九十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百二十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百二十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百二十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百二十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百二十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百二十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百二十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百二十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百二十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百二十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百三十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百三十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百三十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百三十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百三十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百三十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百三十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百三十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百三十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百三十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百四十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百四十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百四十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百四十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百四十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百四十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百四十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百四十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百四十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百四十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百五十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百五十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百五十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百五十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百五十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百五十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百五十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百五十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百五十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百五十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百六十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百六十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百六十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百六十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百六十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百六十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百六十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百六十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百六十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百六十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百七十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百七十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百七十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百七十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百七十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百七十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百七十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百七十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百七十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百七十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百八十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百八十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百八十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百八十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百八十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百八十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百八十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百八十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百八十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百八十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百九十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百九十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百九十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百九十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百九十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百九十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百九十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百九十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百九十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第一百九十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百二十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百二十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百二十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百二十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百二十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百二十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百二十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百二十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百二十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百二十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百三十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百三十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百三十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百三十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百三十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百三十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百三十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百三十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百三十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百三十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百四十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百四十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百四十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百四十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百四十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百四十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百四十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百四十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百四十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百四十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百五十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百五十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百五十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百五十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百五十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百五十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百五十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百五十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百五十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百五十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百六十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百六十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百六十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百六十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百六十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百六十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百六十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百六十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百六十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百六十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百七十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百七十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百七十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百七十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百七十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百七十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百七十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百七十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百七十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百七十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百八十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百八十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百八十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百八十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百八十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百八十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百八十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百八十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百八十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百八十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百九十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百九十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百九十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百九十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百九十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百九十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百九十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百九十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百九十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二百九十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百二十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百二十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百二十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百二十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百二十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百二十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百二十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百二十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百二十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百二十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百三十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百三十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百三十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百三十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百三十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百三十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百三十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百三十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百三十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百三十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百四十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百四十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百四十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百四十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百四十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百四十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百四十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百四十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百四十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百四十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百五十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百五十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百五十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百五十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百五十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百五十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百五十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百五十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百五十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百五十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百六十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百六十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百六十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百六十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百六十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百六十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百六十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百六十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百六十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百六十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百七十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百七十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百七十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百七十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百七十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百七十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百七十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百七十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百七十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百七十九条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百八十条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百八十一条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百八十二条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百八十三条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百八十四条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百八十五条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百八十六条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百八十七条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百八十八条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三百八十九条第一項中「第一条第一項又

命令で定める事項を記載しなければならない。

（確定申告等による還付）

第三十一条　確定申告書又は損失申告書の提出があつた場合において、第二十六条第三項第八号に規定する超過額又は第二十六条の二第一項第七号に規定する所得税額があるときは、政府は、命令の定めるところにより、当該超過額又は所得税額に相当する金額（第二十六条第三項第六号に規定する税額（第二十六条の二第一項第七号に規定する第二十六条第三項第六号に掲げる税額を含む。以下本条において同じ。）でその納付がされていない額があるときは、当該額を控除した残額）を還付する。

政府は、前項の規定により還付をなす場合において、予定納税額について第五十四条の規定によりあわせて納付又は徴収された利子税額があるときは、当該還付すべき所得税額に係る利子税額として命令の定めるところにより計算した金額を、あわせて還付する。

政府は、第一項の規定により還付をなす場合においては、還付すべき所得税額（未納の予定納税額があるときは、当該未納の予定納税額に相当する金額を控除した金額）につき、命令の定めるところにより、当該超過額又は所得税額に相当する金額（当該金額の合計額）に相当する所得税を、当該申告書の提出の日に、政府に納付しなければならない。

（修正確定申告による納税等）

第三十二条　修正確定申告書又は修正損失申告書を提出した者は、左の各号に規定する場合に該当するときは、当該各号に掲げる金額（当該各号に規定する場合のいずれにも該当するときは、当該金額の合計額）に相当する所得税を、当該申告書の提出の日に、政府に納付しなければならない。

一　修正に因り第二十六条第三項第八号に規定する不足額が増加した場合においては、その増加した額

二　修正に因り第二十六条第三項第八号に規定する超過額又は第二十六条の二第一項第七号に規定する所得税額が減少した場合においては、その減少した額

第三十六条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第三十六条の二第一項（同条第三項において準用する第三十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定により還付の請求をなし、所得税額の還付を受けた者が、当該請求の基礎となつた純損失の金額について第二十七条第五項において準用する同条第一項の規定による申告書を提出した場合又は第三十六条の二第二項（同条第三項において準用する第三十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による修正に係る申告書に第三十六条の二第一項に規定する超過額が過大であることを附記した場合においては、その者は、当該申告書の提出の日に、その還付を受けた所得税額のうち、当該申告に因り過大となつた税額（第三十六条第七項（第三十六条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により加算される金額のうち当該過大となつた額

条乃至第十四条の二を「課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に対し第十三条又は第十四条に」「当該課税総所得金額を」当該合計額に」「控除して第十三条乃至第十四条の二を」控除して第十三条又は第十四条に改め、「その前年分の総所得金額の下に」退職所得の金額又は山林所得の金額を加え、「又は第三十三条第三項」を削り、同条第五項中「前四項」を「前五項」に改め、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「第七項」を「第八項」に、「第五十五条第一項」を「第五十四条」に改め、同条第七項中「第三項（第五項」を「第四項（第六項」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項の場合において、課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額のうちいずれから先に純損失の金額を控除するか、及び前年において第十四条の規定の適用があつた場合において調整所得金額と課税総所得金額から調整所得金額を控除した金額とのうちいずれから先に純損失の金額を控除するかは、命令でこれを定める。

第一項の規定により還付の請求をなす者は、純損失の金額を生じた年の前年分の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額に対する所得税額及び第三十四条に見出しとして「死亡又は出国の場合の納税」を附し、同条第三項中「第四項及び第五項」を削り、「第二十九条第四項」を「第二十九条第五項」に、「又は第五項」を「、第五項又は第六項」に、「提出した場合」を「提出し、又は更正の請求をした場合」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第三十一条の規定は、第二十九条第一項乃至第三項の規定による申告書を提出した場合について、これを準用する。

第三十四条の二に見出しとして「事業等を有しない非居住者の申告納税」を附し、同条中「第二十九条第六項」を第二十九条第七項に改める。

第三十五条に見出しとして「確定申告による税額の督促」を附し、同条第一項中「前六条」を「第三十条、第三十条の二又は前四条」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条に見出しとして「純損失の繰戻による還付」を附し、同条第一項中「課税総所得金額（第十三条の二又は第十四条第一項の規定により、所得税の税額を計算する場合においては、調整所得金額、第十四条の二第一項の規定の適用がある場合においては、第二次調整所得金額　以下本条において同じ。）に対し第十三条乃至第十四条の二を「課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に対し第十三条乃至第十四条の二を」に改め、同条第四項を削る。

控除を受けようとする純損失の金額その他命令で定める事項を記載した書類を、政府に提出しなければならない。

第三十六条の二を削る。

第三十六条の三に見出しとして「(外国税控除額の還付)」を附し、同条第一項中「同条の規定により控除すべき金額」を「外国税控除額」に、「又は課税退職所得金額」を「、課税退職所得金額又は課税山林所得金額」に改め、同条第二項中「第三十六条第五項」を「前条第六項」に、「若しくは第二項」を「乃至第三項」に改め、同条第三項中「第三十六条第三項乃至第七項」を「前条第四項乃至第八項」に改め、同条を第三十六条の二とする。

第三十六条の四に見出しとして「(過納税額の源泉徴収税額への充当)」を附し、同条第一項中「第二十六条第一項第十号に規定する過不足額又は第二十六条の二第一項第七号に規定する所得税額について過納額」を「第三十一条の規定により還付を受くべき金額」に、「当該過納額(当該過納額について更正を受けたときは、当該更正後の過納額)」を「当該金額」に改め、同条を第三十六条の三とする。

「第二節　源泉徴収」を削り、第三十七条の前に次の章名を加える。

第五章　源泉徴収

第三十七条に見出しとして「(利子所得及び配当所得についての源泉徴収)」を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に改める。

第三十八条に見出しとして「(給与所得についての源泉徴収)」を附し、同条第一項各号列記以外の部分中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に改め、同項第一号中「第三十九条第一項又は第二項の規定による申告書」を「第三十九条第一項又は第二項の規定による給与所得者の扶養控除等申告書」に改め、「扶養親族」の下に「(第三十九条第三項の規定による従たる給与についての扶養控除申告書に記載された扶養親族を除く。以下第二号乃至第四号及び第七号並びに第四項において同じ。)」を加え、「別表第二」を「別表第三」に改め、同項第二号から第四号まで中「第三十九条第一項又は第二項の規定による申告書」を「第三十九条第一項又は第二項の規定による給与所得者の扶養控除等申告書」に、「別表第二」を「別表第三」に改め、同項第五号中「第三十九条第一項又は第二項の規定による申告書」を「第三十九条第一項又は第二項の規定による給与所得者の扶養控除等申告書」に改め、「給与については、」の下に「従たる給与についての扶養控除申告書の提出の有無並びに当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、」を加え、「別表第二」を「別表第三」に改め、同項第六号中「別表第二」を「別表第三」に改め、同項第七号中「第三十九条第一項又は第二項の規定による申告書」を「第三十九条第一項又は第二項の規定による給与所得者の扶養控除等申告書」に、「別表第三」を「別表第四」に、「別表第二」を「別表第三」に改め、同条第四項中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「第三十九条第一項又は第二項の規定による扶養控除等申告書を提出した居住者」に、「別表第二」を「別表第三」に、「別表第三」を「別表第四」に改める。

第三十八条の二に見出しとして「(退職所得についての源泉徴収)」を附し、同条第一項を次のように改める。

居住者に対し、この法律の施行地において退職所得の支払をなす者(前条第一項に規定する命令で定める者を除く。)は、左の各号に規定する場合に該当するときは、その支払の際、当該各号に掲げる額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

一　第三十九条第五項の規定による申告書に、その年中の支給に係る他の退職所得の支払を前に受けたことがない旨の記載がなされている場合においては、その支払うべき退職所得の収入金額から二十万円(命令で定めるところにより計算した勤続年数が十年をこえる場合には、そのこえる年数を二万円に乗じて得た額を加算した金額(当該金額が五十万円をこえることとなるときは、五十万円)とする。以下第二号において退職所得の特別控除額という。)を控除した金額に応じ、別表第五に定める税額

二　第三十九条第五項の規定による申告書に、その年中の支給に係る他の退職所得の支払を前に受けたことがある旨の記載がなされている場合においては、前に支払がなされた退職所得の収入金額とその支払うべき退職所得の収入金額との合計額から退職所得の特別控除額を控除した金額に応じ、別表第五に定める税額を求め、当該税額から前に支払がなされた退職所得につき本条の規定により徴収される所得税額を控除した残額

第三十八条の二第二項中「第三十九条第四項」を「第三十九条第五項」に、「とき、又はその者が同項の規定により提出した申告書にその年中において他の退職所得の支払を受けたことがある旨の記載がされているときは、」を「ときは、前項の規定にかかわらず、」に改める。

第三十九条に見出しとして「(給与所得者等の源泉徴収に関する申告書)」を附し、同条第二項中「提出しなければならない。」の下に「(前項及び本項の規定による申告書を給与所得者の扶養控除等申告書という。)」を加え、同条第三項中「提出しなければならない。」の下に「(この申告書を給与所得者の保険料控除申告書という。)」を加え、同条第四項中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に改め、「申告書を、」の下に「命令の定めるところにより、」を加え、同条第五項中「前四項」を「前五項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

この法律の施行地において二以上の給与の支払者から給与所得の支払を受ける者は、主たる給与の支払者から受けるその年中の給与所得の収入金額につき命令の定めるところにより第九条第五号及び第三十八条第二項の規定に準じて計算した金額が、基礎控除額と扶養控除額との合計額に満たないと見込まれるときは、命令の定めるところにより、従たる給与の支払者から受ける給与所得につき同条の規定により徴収される所得税額の計算上、その扶養親族の全部又は一部につき扶養控除額の控除を受けるべき旨の申告書を、当該支払者を経由し、政府に提出することができる。(この申告書を従たる給与についての扶養控除申告書という。)この場合においては、命令の定めるところにより、給与所得者の扶養控除等申告書に、当該扶養親族の氏名その他必要な事項を附記しなければならない。

第四十条に見出しとして「(年末調整)」を附し、同条第一項各号列記以外の部分中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に、「当該個人」を「当該居住者」に、「前条の規定による申告書」を「給与所得者の扶養控除等申告書」に改め、同項第二号中「別表第五の附表により当該給与所得の収入金額に応じて求めた金額(以下給与所得控除後の給与の金額といい、当該支払者から受ける給与から控除される社会保険料がある場合にはその社会保険料の金額を、前条第三項の規定による申告書の提出がなされている場合にはその申告に応じ第十一条の五の規定により控除を認められる社会保険料(給与から控除されるものを除く。)の金額及び第十一条の六の規定により控除を認められる生命保険料の金額を、それぞれ給与所得控除後の給与の金額か

ら控除した金額とする。)」を「給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額（別表第六の附表により当該給与所得の収入金額に応じて求めた金額（以下給与所得控除後の給与の金額という。）から、当該支払者から受ける給与から控除される社会保険料がある場合におけるその社会保険料の金額並びに給与所得者の保険料控除申告書の提出がなされている場合におけるその申告に応ずる第十一条の五の規定により控除を認められる社会保険料（給与から控除されるものを除く。）の金額及び第十一条の六の規定により控除を認められる生命保険料の金額を控除した金額をいう。以下同じ。)」に改め、「扶養親族」の下に「(従たる給与についての扶養控除申告書に記載された扶養親族を除く。以下第六項において同じ。)」を加え、「別表第五に掲げる税額」を「別表第六に掲げる税額」に改め、同条第六項各号列記以外の部分中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に、「当該個人」を「当該居住者」に、「前条の規定による申告書」を「給与所得者の扶養控除等申告書」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　当該給与所得に係る給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額につき、申告された扶養親族の数及びその扶養親族についての第十一条の七第二項各号の順位に応じ同項の規定に準じて控除をなした残額を扶養控除を受けない者に係る給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額とみなした場合における第一項第二号に掲げる税額

第四十一条に見出しとして「(非居住者又は法人の所得に対する源泉徴収及び代位納付)」を附し、同条第一項中「第十七条若しくは第十八条に規定する所得につき支払をなす者又はこの法律の施行地において第一条第二項第一号の規定に該当する個人に対して同項第六号乃至第八号に規定する所得若しくは同条第五項第二号に掲げる所得につき支払をなす者」を「非居住者に対して第一条第二項第二号乃至第九号に規定する所得につき支払をなす者又はこの法律の施行地において同条第四項若しくは第五項の規定に該当する法人に対して当該各項に規定する所得につき支払をなす者」に改め、同条第二項中「第一条第二項の規定に該当する個人の同項第二号乃至第八号若しくは同条第五項第二号」を「非居住者の第一条第二項第二号乃至第九号」に、「同項の規定に該当する法人」を「同条第五項の規定に該当する法人」に、「翌月十日」を「翌月末日」に改める。

第四十二条に見出しとして「(報酬又は料金についての源泉徴収)」を附し、同条第一項中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に改め、同条第二項中「第一条第一項の規定に該当するもの」を「居住者であるもの」に、「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に改め、同条第三項中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に改める。

第四十四条の前の章名中「**第五章**」を「**第六章**」に改める。

第四十四条及び第四十五条を削る。

第四十六条に見出しとして「(確定申告に係る更正及び決定)」を附し、同条第一項中「第二十六条第一項第一号乃至第五号、第十号及び第十二号」を「第二十六条第三項第一号乃至第三号、第六号乃至第八号及び第十号乃至第十二号」に、「及び第八号に規定する額」を「、第七号及び第八号に規定する事項」に改め、同条第二項中「若しくは退職所得の金額」を「、退職所得の金額若しくは山林所得の金額」に、「第二十六条第一項第一号乃至第五号及び第十号に規定する額」を「第二十六条第三項第一号乃至第三号、第六号乃至第八号及び第十号乃至第十二号に規定する事項」に改め、同条第三項中「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第四項中「第二十六条第一項第一号乃至第五号及び第八号乃至第十号に規定する額」を「第二十六条第三項第一号乃至第三号、第六号乃至第八号、第十一号及び第十二号に規定する事項」に改め、同条第五項中「第二十九条第一項、第二項又は第六項」を「第二十九条第一項乃至第三項、第五項又は第七項」に改め、同条第六項中「第二十六条第一項第一号乃至第五号及び第十号若しくは第二十六条の二第一項第一号、第三号及び第四号」を「第二十六条第三項第一号乃至第三号及び第六号乃至第八号若しくは第二十六条の二第一項第一号及び第三号」に、「第二十六条第一項第十号」を「第二十六条第三項第八号」に、「第十一条の三の規定により控除を認められる損失」を「雑損失」に改め、「若しくは第四号」を削り、「第二十六条第一項第十二号」を「第二十六条第三項第十号」に、「第十五条の八の規定による控除の額が」を「外国税控除額若しくは同項第七号に規定する所得税額が」に改め、同条第七項中「第二十六条第一項第一号若しくは第二号」を「第二十六条第三項第一号」に、「第九条第一項」を「第九条」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十六条の二に見出しとして「(更正又は決定のための調査)」を附し、同条を第四十五条とする。

第四十六条の三に見出しとして「(営業所の所得の帰属の推定)」を附し、同条中「第四十六条」を「第四十四条」に改め、同条を第四十六条とする。

第四十六条の四に見出しとして「(更正又は決定の期間)」を附し、同条第一項中「第二十九条第一項に規定する申告書」を「第二十九条第一項乃至第三項に規定する申告書」に改め、「第四十四条又は」を削り、「第四十六条」を「第四十四条」に、「第二十九条第一項に規定する損失申告書」を「第二十九条第三項に規定する損失申告書」に、「第九条の二」を「第九条の四」に、「第三十六条乃至第三十六条の三」を「第三十六条又は第三十六条の二」に改め、同条を第四十六条の二とする。

第四十七条に見出しとして「(追徴税額の徴収)」を附し、同条第一項中「第四十六条」を「第四十四条」に改め、「(その不足税額又はその決定による税額をいう。以下同じ。)」を削り、同条第二項中「第四十六条」を「第四十四条」に、「第三十六条第三項（同条第五項」を「第三十六条第四項(同条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第四項中「第四十六条」を「第四十四条」に、「第三十六条の三」を「第三十六条の二」に、「第三十六条第五項」を「第三十六条第六項」に、「第三十六条第六項」を「第三十六条第七項」に改め、同条第三項を削り、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項において追徴税額とは、更正の場合にあつては、左の各号に規定する場合に該当するときの当該各号に掲げる金銭（当該各号に規定する場合のいずれにも該当するときは、当該金額の合計額）に相当する所得税額をいい、決定の場合にあつては、決定に係る第二十六条第三項第八号に規定する不足額に相当する所得税額をいう。

一　更正に因り第二十六条第三項第八号に規定する不足額が増加した場合においては、その増加した額

二　更正に因り第二十六条第三項第八号に規定する超過額又は第二十六条の二第一項第七号に規定する所得税額が減少した場合においては、その減少した額

第三十一条の規定は、更正又は決定があつた場合における第二十六条第三項第八号に規定する超過額若しくは第二十六条の二第一項第七号に規定する所得税額又はこれらの額の増差額があるときについて、これを準用する。

第四十八条の前の章名中「**第六章**」を「**第七章**」に改め

る。

第四十八条に見出しとして「(再調査)」を附し、同条第一項中「第二十三条第四項」を「第二十四条第三項、第二十五条第四項」に、「第二十九条第四項」を「第二十九条第五項」に、「第三十六条第三項(同条第五項」を「第三十六条第四項(同条第六項」に改め、「及び第三十六条の三第三項」を削り、「第四十四条第四項、第四十六条第七項、第五十七条第七項又は第五十七条の二第七項」を「第四十四条第七項、第五十六条第七項又は第五十七条第七項」に、「第二十三条第二項」を「第二十三条第五項第一号乃至第六号に規定する額、第二十五条第一項」に、「第三十六条第三項に規定する」を「第三十六条第四項に規定する」に、「第二十一条第一項第一号乃至第五号に規定する額若しくは予定納税額、第二十六条第一項第一号乃至第五号、第十号若しくは第十二号に規定する額」を「第二十六条第三項第一号乃至第三号、第六号乃至第八号若しくは第十号乃至第十二号に規定する事項」に、「若しくは第八号」を「、第七号若しくは第八号」に、「第五十七条第一項」を「第五十六条第一項」に、「第五十七条の二第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同条第二項中「第二十三条第六項及び第二十四条」を「第二十五条の三及び第二十七条第九項」に、「第三十六条第二項(同条第五項」を「第三十六条第三項(同条第六項」に、「第四十六条」を「第四十四条」に改め、同条第三項中「第二十一条の二第九項、第二十六条の三第九項(第二十九条第三項」を「第二十一条の五第三項、第二十二条の三第三項、第二十六条の三第十項(第二十九条第四項」に改める。

第四十九条に見出しとして「(審査)」を附し、同条第二項中「第三十六条第二項(同条第五項」を「第三十六条第三項(同条第六項」に、「第四十六条」を「第四十四条」に改め、同条第三項中「第二十三条第六項、第二十四条」を「第二十五条の三、第二十七条第九項」に改める。

第五十三条の前の章名中「**第七章**」を「**第八章**」に改める。

第五十三条に見出しとして「(申告書の公示)」を附し、同条中「総所得金額」の下に「、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額」を加える。

第五十四条を削る。

第五十五条に見出しとして「(利子税額)」を附し、同条第一項各号列記以外の部分中「計算した金額」の下に「(当該所得税額で第三十条第一項の規定により納付すべきもののうちに第三十条の二の規定により徴収を猶予された税額がある場合においては、当該徴収を猶予された税額について、その徴収を猶予された期間については、当該期間に応じ、当該徴収を猶予された税額百円について一日二銭の割合を乗じて計算した金額)」を加え、同項各号列記の部分を次のように改める。

一　予定納税額が第一期又は第二期の納期限後に納付される場合においては、当該納期限後に納付される予定納税額について、当該納期限の翌日から当該所得税額が納付される日までの期間(政府が第二十一条の四第一項の規定による通知を第一期又は第二期の納期限の二十日前までになさなかつたときは、第二十三条第一項の規定による七月予定申告書又は同条第二項の規定による十一月予定申告書を提出する義務がある場合を除き、当該通知をなした日から起算して二十日を経過した日(当該経過した日が確定申告書の提出期限後となるときは、当該期限)までの期間を除くものとし、同条第三項の規定による七日予定申告書又は同条第四項の規定による十一月予定申告書が提出された場合における第二十三条の二の規定により納付すべき金額及び予定納税額修正申告書が提出された場合における第二期分の予定納税額の増差額については、確定申告書の提出期限までの期間を除く。)

二　第四章の規定により納付すべき所得税額が、確定申告書又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による申告書の提出期限後に納付される場合においては、当該提出期限後に納付される所得税額について、当該提出期限(第三十六条又は第三十六条の二の規定により還付された金額を納付する場合においては、当該金額の還付のための支出があつた日)の翌日から、当該所得税額が納付される日までの期間

第五十五条第二項中「前項」を「第一項」に、「第三十一条第一項の規定により納付すべき第二期分の所得税額の一部を納付したときは、まず、第三十条の規定により納付すべき第二期分の所得税額」を「予定納税額の一部を納付したときは、第二十三条の二の規定により納付すべき予定納税額及び予定納税額修正申告書の提出に因る予定納税額の増差額以外の部分の金額」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第四項中「前三項」を「前四項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第五項中「第一項第二号乃至第四号の規定に該当する場合で当該各号に規定する申告書若しくは修正に係る申告書を提出した者又は同項第五号の規定に該当する場合で当該更正若しくは決定を受けた者が、第三十二条第四項若しくは第五項(第三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第三十三条第二項若しくは第四項又は第四十五条第三項に規定する納期日までに利子税額を完納しなかつた場合及び第一項第一号の規定に該当する場合においては、」を「第三章又は第四章の規定により納付すべき所得税額の納期限(第二十三条の二、第二十四条の二、第三十二条(第三十四条第四項において準用する場合を含む。)又は第三十三条第二項の規定により納付すべき所得税額については、当該各条に規定する納期日)後において当該所得税額に係る利子税額の全部又は一部が納付されていない場合においては、」に、「第三十五条第二項の規定は、この場合について、これを準用する。」を「この場合において、第三十条の二第一項の規定により徴収を猶予された税額に係る利子税額については、その徴収を猶予された期間後に限りその納付を督促することができるものとし、予定納税額に係る利子税額については、第二十五条の五第二項の規定を準用する。」に改め、同条第六項中「同条第二項乃至第四項」を「同条第四項若しくは第五項」に、「第一項第三号又は第四号及び第二項乃至第四項」を「第一項第二号及び第三項乃至第五項」に改め、「徴収する。」の下に「この場合において、第四十四条第七項の規定による通知をなした日が申告後一年経過日以後となるときは、第四十六条の二第一項但書の規定に該当する場合を除く外、申告後一年経過日から当該通知をなした日までの期間を、利子税額計算の基礎となる期間から控除して、利子税額を計算するものとする。」を加え、同条第七項中「第四十七条第二項乃至第四項」を「第四十七条第四項若しくは第五項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第八項中「第三項及び第六項」を「第四項及び第七項」に改め、同条第九項中「第六項」を「第七項」に、「第三十条乃至第三十四条若しくは第四十五条第三項」を「第三章若しくは第四章」に改め、同条第八項の次に次の一項を加える。

第三十一条第一項(第三十二条第三項(第三十四条第四項において準用する場合を含む。)、第三十四条第三項又は第四十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定により還付をなす場合において、その還付をなすべき金額を当該年分の未納の所得税額に充当するときは、政府は、当該充当に係る所得税額についての本条の規定による利子税額を免除する。

第五十五条第一項の次に次の一項を加え、同条を第五十四条とする。

確定申告書、損失申告書又は第二十九条第一項乃至第三項の規定による申告書を提出した日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合においては、当該提出期限）の翌日から起算して一年を経過した日（以下本条において申告後一年経過日という。）以後に修正確定申告書、修正損失申告書、第二十七条第五項において準用する同条第一項の規定による申告書又は第二十九条第五項において準用する第二十七条の規定による申告書を提出した場合においてこれらの申告書の提出に因り納付すべき所得税額については、申告後一年経過日からこれらの申告書の提出の日までの期間を、前項第二号に掲げる期間から控除して、同項の規定を適用する。

第五十六条に見出しとして「源泉徴収義務者の利子税額」を附し、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「第三十五条第一項及びに前条第二項乃至第四項及び第七項乃至第九項」を「第三十五条並びに前条第三項乃至第五項、第八項、第九項及び第十一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第五十五条とする。

第三十七条、第三十八条、第三十八条の二、第四十条、第四十一条第一項若しくは第四十二条の規定により徴収して納付すべき所得税額又は第四十一条第二項の規定により納付すべき所得税額で、これらの規定による納期限の翌日から起算して一年を経過した日（以下本条において納期限後一年経過日という。）以後納付されるものについては、前項に規定する期間から、納期限後一年経過日以後当該納付の日（当該所得税額につき第四十三条第一項の規定により国税徴収法の例による納税の告知がなされた場合においては、その告知がなされた日）までの期間を控除して、前項の規定を適用する。但し、当該納税の告知がなされた場合において、所得税額をその納期限までに納付しなかつたことについて詐偽その他不正の行為があるときは、この限りでない。

第五十七条に見出しとして「過少申告加算税額、無申告加算税額及び源泉徴収加算税額」を附し、同条第一項中「第二十九条第一項若しくは第二項」を「第二十九条第一項乃至第三項」に、「第五十七条の二」を「第五十七条」に、「第二十九条第一項又は第二項」を「第二十九条第三項」に、「第四十六条」を「第四十四条」に、「第二十九条第四項」を「第二十九条第五項」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十九条に見出しとして「無記名公社債の利子等の受領者の告知」を附し、同条第一項中「住所」の下に「又は居所」を加える。

第六十一条に見出しとして「支払調書等」を附し、同条第一項第三号中「役務」を「給与若しくは役務」に、「同条第五項第二号に掲げる所得」を「同項第九号の所得」に改める。

第六十三条に見出しとして「収税官吏の質問検査権」を附し、同条第一号中「第二十九条第一項又は第二項」を「第二十九条第三項」に改める。

第六十六条の二に見出しとして「開廃業等の申告」を附し、同条中「第一条第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人」を「居住者又は非居住者」に改める。

第六十七条に見出しとして「同族会社等の行為又は計算の否認」を附し、同条第一項中「第四十四条第一項乃至第三項又は第四十六条」を「第二十四条第一項若しくは第二項又は第四十四条」に、「第二十一条第一項第一号乃至第五号に規定する類若しくは予定納税額又は第二十六条第一項第一号乃至第五号及び第十号若しくは」を「第二十三条第五項第一号乃至第六号、第二十六条第三項第一号乃至第三号及び第六号乃至第八号又は」に改める。

第五十五条第一項の次に次の一項を加え、同条を第五十四条とする。

確定申告書、損失申告書又は第二十九条第一項乃至第三項の規定による申告書を提出した日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合においては、当該提出期限）の翌日から起算して一年を経過した日（以下本条において申告後一年経過日という。）以後に修正確定申告書、修正損失申告書、第二十七条第五項において準用する同条第一項の規定による申告書又は第二十九条第五項において準用する第二十七条の規定による申告書を提出した場合においてこれらの申告書の提出に因り納付すべき所得税額については、申告後一年経過日からこれらの申告書の提出の日までの期間を、前項第二号に掲げる期間から控除して、同項の規定を適用する。

第五十六条に見出しとして「源泉徴収義務者の利子税額」を附し、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「第三十五条第一項及びに前条第二項乃至第四項及び第七項乃至第九項」を「第三十五条並びに前条第三項乃至第五項、第八項、第九項及び第十一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第五十五条とする。

第五十七条、第三十八条、第三十八条の二、第四十条、第四十一条第一項若しくは第四十二条の規定により徴収して納付すべき所得税額又は第四十一条第二項の規定により納付すべき所得税額で、これらの規定による納期限の翌日から起算して一年を経過した日（以下本条において納期限後一年経過日という。）以後納付されるものについては、前項に規定する期間から、納期限後一年経過日以後当該納付の日（当該所得税額につき第四十三条第一項の規定により国税徴収法の例による納税の告知がなされた場合においては、その告知がなされた日）までの期間を控除して、前項の規定を適用する。但し、当該納税の告知がなされた場合において、所得税額をその納期限までに納付しなかつたことについて詐偽その他不正の行為があるときは、この限りでない。

第五十七条に見出しとして「過少申告加算税額、無申告加算税額及び源泉徴収加算税額」を附し、同条第一項中「第二十九条第一項若しくは第二項」を「第二十九条第一項乃至第三項」に、「第五十七条の二」を「第五十七条」に、「第二十九条第一項又は第二項」を「第二十九条第三項」に、「第四十六条」を「第四十四条」に、「第二十九条第四項」を「第二十九条第五項」に、「第三十二条第五項（第三十四条第三項）」を「第三十二条第二項（第三十四条第四項）」に、「第三十二条第一項（第三十四条第二項）」を「第三十二条第一項第十号」を「第二十六条第三項第八号」に、「所得税額に」を「所得税額で、前四項の規定により過少申告加算税額、無申告加算税額又は源泉徴収加算税額を加算せらるべきものに」に改め、同条第六項中「第五十五条第三項及び第四項」を「第五十四条第四項及び第五項」に、「第五十六条第二項」を「第五十五条第三項」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十九条に見出しとして「無記名公社債の利子等の受領者の告知」を附し、同条第一項中「住所」の下に「又は居所」を加える。

第六十一条に見出しとして「支払調書等」を附し、同条第一項第三号中「役務」を「給与若しくは役務」に、「同条第五項第二号に掲げる所得」を「同項第九号の所得」に改める。

第六十三条に見出しとして「収税官吏の質問検査権」を附し、同条第一号中「第二十九条第一項又は第二項」を「第二十九条第三項」に改める。

第六十六条の二に見出しとして「開廃業等の申告」を附し、同条中「第一条第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人」を「居住者又は非居住者」に改める。

第六十七条に見出しとして「同族会社等の行為又は計算の否認」を附し、同条第一項中「第四十四条第一項乃至第三項又は第四十六条」を「第二十四条第一項若しくは第二項又は第四十四条」に、「第二十一条第一項第一号乃至第五号に規定する類若しくは予定納税額又は第二十六条第一項第一号乃至第五号及び第十号若しくは」を「第二十三条第五項第一号乃至第六号、第二十六条第三項第一号乃至第三号及び第六号乃至第八号又は」に改める。

第六十九条の前の章名中「第八章」を「第九章」に改める。

第六十九条第一項中「第二十六条第一項第三号乃至第五号」を「第二十六条第三項第三号」に、「第三十六条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十六条の二第一項（同条第三項において準用する第三十六条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する第三十六条第五項において準用する場合を含む。）」を「第三十六条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六条の二第一項（同条第三項において準用する第三十六条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第三項中「第三十六条第六項」を「第三十六条第七項」に改め、「又は第三十六条の三第三項」を削る。

第六十九条の二第二項中「第三十九条第四項」を「第三十九条第五項」に改める。

第六十九条の四中「第六項」を「第七項」に改める。

第七十条中第一号を削り、同条第二号中「第二十一条の二第二項及び第三項」を「第二十二条の二第一項又は第三項及び同条第五項」に改め、同号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　第二十三条第一項の規定による七月予定申告書又は同条第二項の規定による十一月予定申告書に虚偽の記載をなしてこれを政府に提出した者

第七十三条を削り、第七十四条を第七十三条とする。

別表第一の表名中「第十五条第一項及び第三項」を「第十五条第一項及び第四項」に改め、同表中「、第二次調整所得金額」を削り、同表の備考を次のように改める。

（備考）　調整総所得金額とは、総所得金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、共済控除及び基礎控除をした後の金額をいい、調整所得金額とは、第十四条第一号に規定する調整所得金額をいい、課税退職所得金額とは、退職所得の収入金額から200,000円（勤続年数が10年をこえる場合には、そのこえる年数を20,000円に乗じて得た金額を加算した金額（当該金額が500,000円をこえるときは、500,000円とする。）を控除した金額の50%に相当する金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、共済控除及び基礎控除をした後の金額をいう。

別表第二から別表第五までを次のように改める。

別表第二　山林所得に対する所得税の簡易税額表（第十五条第二項の規定による所得税額表）

（一）

課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
500円未満		0	45,000	46,000	6,750	95,000	96,000	14,250
500	1,000	75	46,000	47,000	6,900	96,000	97,000	14,400
1,000	1,500	150	47,000	48,000	7,050	97,000	98,000	14,550
1,500	2,000	225	48,000	49,000	7,200	98,000	99,000	14,700
2,000	2,500	300	49,000	50,000	7,350	99,000	100,000	14,850
2,500	3,000	375	50,000	51,000	7,500	100,000	102,000	15,000
3,000	3,500	450	51,000	52,000	7,650	102,000	104,000	15,400
3,500	4,000	525	52,000	53,000	7,800	104,000	106,000	15,800
4,000	4,500	600	53,000	54,000	7,950	106,000	108,000	16,200
4,500	5,000	675	54,000	55,000	8,100	108,000	110,000	16,600
5,000	6,000	750	55,000	56,000	8,250	110,000	112,000	17,000
6,000	7,000	900	56,000	57,000	8,400	112,000	114,000	17,400
7,000	8,000	1,050	57,000	58,000	8,550	114,000	116,000	17,800
8,000	9,000	1,200	58,000	59,000	8,700	116,000	118,000	18,200
9,000	10,000	1,350	59,000	60,000	8,850	118,000	120,000	18,600
10,000	11,000	1,500	60,000	61,000	9,000	120,000	122,000	19,000
11,000	12,000	1,650	61,000	62,000	9,150	122,000	124,000	19,400
12,000	13,000	1,800	62,000	63,000	9,300	124,000	126,000	19,800
13,000	14,000	1,950	63,000	64,000	9,450	126,000	128,000	20,200
14,000	15,000	2,100	64,000	65,000	9,600	128,000	130,000	20,600
15,000	16,000	2,250	65,000	66,000	9,750	130,000	132,000	21,000
16,000	17,000	2,400	66,000	67,000	9,900	132,000	134,000	21,400
17,000	18,000	2,550	67,000	68,000	10,050	134,000	136,000	21,800
18,000	19,000	2,700	68,000	69,000	10,200	136,000	138,000	22,200
19,000	20,000	2,850	69,000	70,000	10,350	138,000	140,000	22,600
20,000	21,000	3,000	70,000	71,000	10,500	140,000	142,000	23,000
21,000	22,000	3,150	71,000	72,000	10,650	142,000	144,000	23,400
22,000	23,000	3,300	72,000	73,000	10,800	144,000	146,000	23,800
23,000	24,000	3,450	73,000	74,000	10,950	146,000	148,000	24,200
24,000	25,000	3,600	74,000	75,000	11,100	148,000	150,000	24,600
25,000	26,000	3,750	75,000	76,000	11,250	150,000	152,000	25,000
26,000	27,000	3,900	76,000	77,000	11,400	152,000	154,000	25,400
27,000	28,000	4,050	77,000	78,000	11,550	154,000	156,000	25,800
28,000	29,000	4,200	78,000	79,000	11,700	156,000	158,000	26,200
29,000	30,000	4,350	79,000	80,000	11,850	158,000	160,000	26,600
30,000	31,000	4,500	80,000	81,000	12,000	160,000	162,000	27,000
31,000	32,000	4,650	81,000	82,000	12,150	162,000	164,000	27,400
32,000	33,000	4,800	82,000	83,000	12,300	164,000	166,000	27,800
33,000	34,000	4,950	83,000	84,000	12,450	166,000	168,000	28,200
34,000	35,000	5,100	84,000	85,000	12,600	168,000	170,000	28,600
35,000	36,000	5,250	85,000	86,000	12,750	170,000	172,000	29,000
36,000	37,000	5,400	86,000	87,000	12,900	172,000	174,000	29,400
37,000	38,000	5,550	87,000	88,000	13,050	174,000	176,000	29,800
38,000	39,000	5,700	88,000	89,000	13,200	176,000	178,000	30,200
39,000	40,000	5,850	89,000	90,000	13,350	178,000	180,000	30,600
40,000	41,000	6,000	90,000	91,000	13,500	180,000	182,000	31,000
41,000	42,000	6,150	91,000	92,000	13,650	182,000	184,000	31,400
42,000	43,000	6,300	92,000	93,000	13,800	184,000	186,000	31,800
43,000	44,000	6,450	93,000	94,000	13,950	186,000	188,000	32,200
44,000	45,000	6,600	94,000	95,000	14,100	188,000	190,000	32,600

別表第三　給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号及び第五号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

イ　月　額　表　（一）

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	その月の社会保険料控除後の給与の金額の12%に相当する金額
3,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3,000	7,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料控除後の給与の金額の14%に相当する金額
7,000	7,200	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,112
7,200	7,400	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,155
7,400	7,600	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,197
7,600	7,800	93	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,240
7,800	8,000	119	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,282
8,000	8,200	144	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,325
8,200	8,400	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,367
8,400	8,600	195	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,410
8,600	8,800	221	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,452
8,800	9,000	246	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,495
9,000	9,200	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,537
9,200	9,400	314	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,580
9,400	9,600	348	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,622
9,600	9,800	382	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,665
9,800	10,000	416	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,707
10,000	10,200	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,750
10,200	10,400	484	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,792
10,400	10,600	518	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,835
10,600	10,800	552	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,877
10,800	11,000	586	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,920
11,000	11,200	620	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,962
11,200	11,400	654	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,005
11,400	11,600	688	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,047
11,600	11,800	722	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,090
11,800	12,000	756	129	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,134
12,000	12,200	790	154	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,185
12,200	12,400	824	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,236
12,400	12,600	858	205	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,287
12,600	12,800	892	231	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,347
12,800	13,000	926	259	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,416
13,000	13,200	960	293	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,485
13,200	13,400	994	327	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,554
13,400	13,600	1,028	361	20	0	0	0	0	0	0	0	0	2,623
13,600	13,800	1,062	395	46	0	0	0	0	0	0	0	0	2,692
13,800	14,000	1,099	429	71	0	0	0	0	0	0	0	0	2,761
14,000	14,200	1,141	463	97	0	0	0	0	0	0	0	0	2,830
14,200	14,400	1,184	497	122	0	0	0	0	0	0	0	0	2,899
14,400	14,600	1,226	531	148	0	0	0	0	0	0	0	0	2,968
14,600	14,800	1,269	565	173	0	0	0	0	0	0	0	0	3,037
14,800	15,000	1,311	599	199	0	0	0	0	0	0	0	0	3,106
15,000	15,500	1,354	633	224	0	0	0	0	0	0	0	0	3,175
15,500	16,000	1,460	718	301	0	0	0	0	0	0	0	0	3,347
16,000	16,500	1,566	803	386	39	0	0	0	0	0	0	0	3,520
16,500	17,000	1,672	888	471	103	0	0	0	0	0	0	0	3,692
17,000	17,500	1,779	973	556	167	0	0	0	0	0	0	0	3,865

（二）

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
190,000	192,000	33,000	305,000	308,000	56,000	460,000	464,000	92,500
192,000	194,000	33,400	308,000	311,000	56,600	464,000	468,000	93,500
194,000	196,000	33,800	311,000	314,000	57,200	468,000	472,000	94,500
196,000	198,000	34,200	314,000	317,000	57,800	472,000	476,000	95,500
198,000	200,000	34,600	317,000	320,000	58,400	476,000	480,000	96,500
200,000	203,000	35,000	320,000	324,000	59,000	480,000	485,000	97,500
203,000	206,000	35,600	324,000	328,000	59,800	485,000	490,000	98,750
206,000	209,000	36,200	328,000	332,000	60,600	490,000	495,000	100,000
209,000	212,000	36,800	332,000	336,000	61,400	495,000	500,000	101,250
212,000	215,000	37,400	336,000	340,000	62,200	500,000	505,000	102,500
215,000	218,000	38,000	340,000	344,000	63,000	505,000	510,000	103,750
218,000	221,000	38,600	344,000	348,000	63,800	510,000	515,000	105,000
221,000	224,000	39,200	348,000	352,000	64,600	515,000	520,000	106,250
224,000	227,000	39,800	352,000	356,000	65,500	520,000	525,000	107,500
227,000	230,000	40,400	356,000	360,000	66,500	525,000	530,000	108,750
230,000	233,000	41,000	360,000	364,000	67,500	530,000	535,000	110,000
233,000	236,000	41,600	364,000	368,000	68,500	535,000	540,000	111,250
236,000	239,000	42,200	368,000	372,000	69,500	540,000	545,000	112,500
239,000	242,000	42,800	372,000	376,000	70,500	545,000	550,000	113,750
242,000	245,000	43,400	376,000	380,000	71,500	550,000	555,000	115,000
245,000	248,000	44,000	380,000	384,000	72,500	555,000	560,000	116,250
248,000	251,000	44,600	384,000	388,000	73,500	560,000	565,000	117,500
251,000	254,000	45,200	388,000	392,000	74,500	565,000	570,000	118,750
254,000	257,000	45,800	392,000	396,000	75,500	570,000	575,000	120,000
257,000	260,000	46,400	396,000	400,000	76,500	575,000	580,000	121,250
260,000	263,000	47,000	400,000	404,000	77,500	580,000	585,000	122,500
263,000	266,000	47,600	404,000	408,000	78,500	585,000	590,000	123,750
266,000	269,000	48,200	408,000	412,000	79,500	590,000	595,000	125,000
269,000	272,000	48,800	412,000	416,000	80,500	595,000	600,000	126,250
272,000	275,000	49,400	416,000	420,000	81,500	600,000	605,000	127,500
275,000	278,000	50,000	420,000	424,000	82,500	605,000	610,000	129,000
278,000	281,000	50,600	424,000	428,000	83,500	610,000	615,000	130,500
281,000	284,000	51,200	428,000	432,000	84,500	615,000	620,000	132,000
284,000	287,000	51,800	432,000	436,000	85,500	620,000	625,000	133,500
287,000	290,000	52,400	436,000	440,000	86,500	625,000	630,000	135,000
290,000	293,000	53,000	440,000	444,000	87,500	630,000	635,000	136,500
293,000	296,000	53,600	444,000	448,000	88,500	635,000	640,000	138,000
296,000	299,000	54,200	448,000	452,000	89,500	640,000	645,000	139,500
299,000	302,000	54,800	452,000	456,000	90,500	645,000	650,000	141,000
302,000	305,000	55,400	456,000	460,000	91,500	650,000円		142,500

（備考）　課税山林所得金額とは、山林所得の金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をなした後の金額をいう。

イ　月　額　表　（三）

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
55,000	56,000	15,395	13,894	13,041	12,207	11,707	11,207	10,707	10,207	9,707	9,207	8,707	19,708
56,000	57,000	15,845	14,344	13,441	12,607	12,107	11,607	11,107	10,607	10,107	9,607	9,107	20,158
57,000	58,000	16,295	14,794	13,857	13,007	12,507	12,007	11,507	11,007	10,507	10,007	9,507	20,608
58,000	59,000	16,745	15,244	14,307	13,407	12,907	12,407	11,907	11,407	10,907	10,407	9,907	21,058
59,000	60,000	17,195	15,694	14,757	13,819	13,307	12,807	12,307	11,807	11,307	10,807	10,307	21,508
60,000	61,000	17,645	16,144	15,207	14,269	13,707	13,207	12,707	12,207	11,707	11,207	10,707	21,958
61,000	62,000	18,095	16,594	15,657	14,719	14,156	13,607	13,107	12,607	12,107	11,607	11,107	22,408
62,000	63,000	18,545	17,044	16,107	15,169	14,606	14,044	13,507	13,007	12,507	12,007	11,507	22,858
63,000	64,000	18,995	17,494	16,557	15,619	15,056	14,494	13,931	13,407	12,907	12,407	11,907	23,308
64,000	65,000	19,445	17,944	17,007	16,069	15,506	14,944	14,381	13,819	13,307	12,807	12,307	23,758
65,000	66,500	19,895	18,394	17,457	16,519	15,956	15,394	14,831	14,269	13,707	13,207	12,707	24,208
66,500	68,000	20,570	19,069	18,132	17,194	16,631	16,069	15,506	14,944	14,381	13,819	13,307	24,883
68,000	69,500	21,245	19,744	18,807	17,869	17,306	16,744	16,181	15,619	15,056	14,494	13,931	25,558
69,500	71,000	21,920	20,419	19,482	18,544	17,981	17,419	16,856	16,294	15,731	15,169	14,606	26,233
71,000	72,500	22,595	21,094	20,157	19,219	18,656	18,094	17,531	16,969	16,406	15,844	15,281	26,908
72,500	74,000	23,270	21,769	20,832	19,894	19,331	18,769	18,206	17,644	17,081	16,519	15,956	27,583
74,000	75,500	23,945	22,444	21,507	20,569	20,006	19,444	18,881	18,319	17,756	17,194	16,631	28,258
75,500	77,000	24,620	23,119	22,182	21,244	20,681	20,119	19,556	18,994	18,431	17,869	17,306	28,933
77,000	78,500	25,295	23,794	22,857	21,919	21,356	20,794	20,231	19,669	19,106	18,544	17,981	29,608
78,500	80,000	25,970	24,469	23,532	22,594	22,031	21,469	20,906	20,344	19,781	19,219	18,656	30,283
80,000	81,500	26,645	25,144	24,207	23,269	22,706	22,144	21,581	21,019	20,456	19,894	19,331	30,958
81,500	83,000	27,320	25,819	24,882	23,944	23,381	22,819	22,256	21,694	21,131	20,569	20,006	31,633
83,000	84,500	27,995	26,494	25,557	24,619	24,056	23,494	22,931	22,369	21,806	21,244	20,681	32,308
84,500	86,000	28,670	27,169	26,232	25,294	24,731	24,169	23,606	23,044	22,481	21,919	21,356	33,041
86,000	87,500	29,345	27,844	26,907	25,969	25,406	24,844	24,281	23,719	23,156	22,594	22,031	33,791
87,500	89,000	30,020	28,519	27,582	26,644	26,081	25,519	24,956	24,394	23,831	23,269	22,706	34,541
89,000	90,500	30,695	29,194	28,257	27,319	26,756	26,194	25,631	25,069	24,506	23,944	23,381	35,291
90,500	92,000	31,370	29,869	28,932	27,994	27,431	26,869	26,306	25,744	25,181	24,619	24,056	36,041
92,000	93,500	32,045	30,544	29,607	28,669	28,106	27,544	26,981	26,419	25,856	25,294	24,731	36,791
93,500	95,000	32,749	31,219	30,282	29,344	28,781	28,219	27,656	27,094	26,531	25,969	25,406	37,541
95,000	96,500	33,499	31,894	30,957	30,019	29,456	28,894	28,331	27,769	27,206	26,644	26,081	38,291
96,500	98,000	34,249	32,582	31,632	30,694	30,131	29,569	29,006	28,444	27,881	27,319	26,756	39,041
98,000	99,500	34,999	33,332	32,307	31,369	30,806	30,244	29,681	29,119	28,556	27,994	27,431	39,791
99,500	101,000	35,749	34,082	33,040	32,044	31,481	30,919	30,356	29,794	29,231	28,669	28,106	40,541
101,000	102,500	36,499	34,832	33,790	32,748	32,156	31,594	31,031	30,469	29,906	29,344	28,781	41,291
102,500	104,000	37,249	35,582	34,540	33,498	32,873	32,269	31,706	31,144	30,581	30,019	29,456	42,041
104,000	105,500	37,999	36,332	35,290	34,248	33,623	32,998	32,381	31,819	31,256	30,694	30,131	42,791
105,500	107,000	38,749	37,082	36,040	34,998	34,373	33,748	33,123	32,498	31,931	31,369	30,806	43,541
107,000	108,500	39,499	37,832	36,790	35,748	35,123	34,498	33,873	33,248	32,623	32,044	31,481	44,291
108,500	110,000	40,249	38,582	37,540	36,498	35,873	35,248	34,623	33,998	33,373	32,748	32,126	45,041
110,000円		40,999	39,332	38,290	37,248	36,623	35,998	35,373	34,748	34,123	33,498	32,873	45,791
110,000円をこえ177,000円に満たない金額		110,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち110,000円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額											45,791円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち110,000円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額
177,000円		74,536	72,832	71,790	70,748	70,123	69,498	68,873	68,248	67,623	66,998	66,373	79,808
177,000円をこえ200,000円に満たない金額		177,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち177,000円をこえる金額の55％に相当する金額を加算した金額											79,808円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち177,000円をこえる金額の55％に相当する金額を加算した金額

イ　月　額　表　（二）

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,500	18,000	1,885	1,058	641	230	43	0	0	0	0	0	0	4,037
18,000	18,500	1,991	1,158	726	309	107	0	0	0	0	0	0	4,224
18,500	19,000	2,097	1,264	811	394	170	0	0	0	0	0	0	4,425
19,000	19,500	2,219	1,370	896	479	234	47	0	0	0	0	0	4,627
19,500	20,000	2,347	1,476	981	564	314	110	0	0	0	0	0	4,828
20,000	20,500	2,474	1,583	1,066	649	399	174	0	0	0	0	0	5,029
20,500	21,000	2,602	1,689	1,168	734	484	238	50	0	0	0	0	5,230
21,000	21,500	2,729	1,795	1,274	819	569	319	114	0	0	0	0	5,432
21,500	22,000	2,857	1,901	1,380	904	654	404	178	0	0	0	0	5,633
22,000	22,500	2,984	2,008	1,487	989	739	489	242	54	0	0	0	5,834
22,500	23,000	3,112	2,114	1,593	1,074	824	574	324	118	0	0	0	6,035
23,000	23,500	3,239	2,239	1,699	1,178	909	659	409	182	0	0	0	6,237
23,500	24,000	3,367	2,367	1,805	1,284	994	744	494	245	58	0	0	6,438
24,000	24,500	3,494	2,494	1,912	1,391	1,079	829	579	329	122	0	0	6,639
24,500	25,000	3,622	2,622	2,018	1,497	1,184	914	664	414	185	0	0	6,840
25,000	25,500	3,749	2,749	2,124	1,603	1,291	999	749	499	249	62	0	7,042
25,500	26,000	3,899	2,899	2,274	1,728	1,416	1,103	849	599	349	137	0	7,242
26,000	26,500	4,049	3,049	2,424	1,853	1,541	1,228	949	699	449	212	24	7,442
26,500	27,000	4,212	3,199	2,574	1,978	1,666	1,353	1,049	799	549	299	99	7,642
27,000	27,500	4,387	3,349	2,724	2,103	1,791	1,478	1,166	899	649	399	174	7,842
27,500	28,000	4,562	3,499	2,874	2,249	1,916	1,603	1,291	999	749	499	249	8,042
28,000	28,500	4,737	3,649	3,024	2,399	2,041	1,728	1,416	1,103	849	599	349	8,242
28,500	29,000	4,912	3,799	3,174	2,549	2,174	1,853	1,541	1,228	949	699	449	8,442
29,000	29,500	5,087	3,949	3,324	2,699	2,324	1,978	1,666	1,353	1,049	799	549	8,642
29,500	30,000	5,262	4,099	3,474	2,849	2,474	2,103	1,791	1,478	1,166	899	649	8,842
30,000	30,500	5,437	4,270	3,624	2,999	2,624	2,249	1,916	1,603	1,291	999	749	9,042
30,500	31,000	5,612	4,445	3,774	3,149	2,774	2,399	2,041	1,728	1,416	1,103	849	9,242
31,000	31,500	5,787	4,620	3,924	3,299	2,924	2,549	2,174	1,853	1,541	1,228	949	9,442
31,500	32,000	5,962	4,795	4,074	3,449	3,074	2,699	2,324	1,978	1,666	1,353	1,049	9,642
32,000	32,500	6,137	4,970	4,241	3,599	3,224	2,849	2,474	2,103	1,791	1,478	1,166	9,842
32,500	33,000	6,312	5,145	4,416	3,749	3,374	2,999	2,624	2,249	1,916	1,603	1,291	10,042
33,000	33,500	6,487	5,320	4,591	3,899	3,524	3,149	2,774	2,399	2,041	1,728	1,416	10,242
33,500	34,000	6,662	5,495	4,766	4,049	3,674	3,299	2,924	2,549	2,174	1,853	1,541	10,442
34,000	34,500	6,837	5,670	4,941	4,211	3,824	3,449	3,074	2,699	2,324	1,978	1,666	10,642
34,500	35,000	7,012	5,845	5,116	4,386	3,974	3,599	3,224	2,849	2,474	2,103	1,791	10,842
35,000	36,000	7,208	6,020	5,291	4,561	4,124	3,749	3,374	2,999	2,624	2,249	1,916	11,042
36,000	37,000	7,608	6,370	5,641	4,911	4,474	4,049	3,674	3,299	2,924	2,549	2,174	11,442
37,000	38,000	8,008	6,720	5,991	5,261	4,824	4,386	3,974	3,599	3,224	2,849	2,474	11,842
38,000	39,000	8,408	7,074	6,341	5,611	5,174	4,736	4,299	3,899	3,524	3,149	2,774	12,242
39,000	40,000	8,808	7,474	6,691	5,961	5,524	5,086	4,649	4,211	3,824	3,449	3,074	12,642
40,000	41,000	9,208	7,874	7,041	6,311	5,874	5,436	4,999	4,561	4,124	3,749	3,374	13,042
41,000	42,000	9,608	8,274	7,441	6,661	6,224	5,786	5,349	4,911	4,474	4,049	3,674	13,442
42,000	43,000	10,008	8,674	7,841	7,011	6,574	6,136	5,699	5,261	4,824	4,386	3,974	13,858
43,000	44,000	10,408	9,074	8,241	7,407	6,924	6,486	6,049	5,611	5,174	4,736	4,299	14,308
44,000	45,000	10,808	9,474	8,641	7,807	7,307	6,836	6,399	5,961	5,524	5,086	4,649	14,758
45,000	46,000	11,208	9,874	9,041	8,207	7,707	7,207	6,749	6,311	5,874	5,436	4,999	15,208
46,000	47,000	11,608	10,274	9,441	8,607	8,107	7,607	7,107	6,661	6,224	5,786	5,349	15,658
47,000	48,000	12,008	10,674	9,841	9,007	8,507	8,007	7,507	7,011	6,574	6,136	5,699	16,108
48,000	49,000	12,408	11,074	10,241	9,407	8,907	8,407	7,907	7,407	6,924	6,486	6,049	16,558
49,000	50,000	12,808	11,474	10,641	9,807	9,307	8,807	8,307	7,807	7,307	6,836	6,399	17,008
50,000	51,000	13,208	11,874	11,041	10,207	9,707	9,207	8,707	8,207	7,707	7,207	6,749	17,458
51,000	52,000	13,608	12,274	11,441	10,607	10,107	9,607	9,107	8,607	8,107	7,607	7,107	17,908
52,000	53,000	14,045	12,674	11,841	11,007	10,507	10,007	9,507	9,007	8,507	8,007	7,507	18,358
53,000	54,000	14,495	13,074	12,241	11,407	10,907	10,407	9,907	9,407	8,907	8,407	7,907	18,808
54,000	55,000	14,945	13,474	12,641	11,807	11,307	10,807	10,307	9,807	9,307	8,807	8,307	19,258

別表第三　給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号及び第五号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

ロ　週　額　表　（一）

その週の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
700円	未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その週の社会保険料控除後の給与の12%に相当する金額
700	1,650	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その週の社会保険料控除後の給与の14%に相当する金額
1,650	1,700	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	262
1,700	1,750	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	273
1,750	1,800	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	283
1,800	1,850	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	294
1,850	1,900	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	305
1,900	1,950	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	315
1,950	2,000	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	326
2,000	2,050	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	337
2,050	2,100	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	347
2,100	2,150	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	358
2,150	2,200	73	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	368
2,200	2,250	81	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	379
2,250	2,300	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	390
2,300	2,350	98	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	400
2,350	2,400	107	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	411
2,400	2,450	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	422
2,450	2,500	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	432
2,500	2,550	132	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	443
2,550	2,600	141	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	453
2,600	2,650	149	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	464
2,650	2,700	158	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	475
2,700	2,750	166	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	485
2,750	2,800	175	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	496
2,800	2,850	183	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	509
2,850	2,900	192	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	521
2,900	2,950	200	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	534
2,950	3,000	209	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	550
3,000	3,050	217	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	567
3,050	3,100	226	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	584
3,100	3,150	234	78	1	0	0	0	0	0	0	0	0	601
3,150	3,200	243	87	7	0	0	0	0	0	0	0	0	619
3,200	3,250	251	95	13	0	0	0	0	0	0	0	0	636
3,250	3,300	262	104	20	0	0	0	0	0	0	0	0	653
3,300	3,350	272	112	26	0	0	0	0	0	0	0	0	670
3,350	3,400	283	121	32	0	0	0	0	0	0	0	0	688
3,400	3,450	294	129	39	0	0	0	0	0	0	0	0	705
3,450	3,500	304	138	45	0	0	0	0	0	0	0	0	722
3,500	3,550	315	146	52	0	0	0	0	0	0	0	0	739
3,550	3,600	325	155	58	0	0	0	0	0	0	0	0	757
3,600	3,650	336	163	66	0	0	0	0	0	0	0	0	774
3,650	3,700	347	172	74	0	0	0	0	0	0	0	0	791
3,700	3,750	357	180	83	4	0	0	0	0	0	0	0	808
3,750	3,800	368	189	91	10	0	0	0	0	0	0	0	826
3,800	3,900	379	197	100	17	0	0	0	0	0	0	0	842
3,900	4,000	400	214	117	30	0	0	0	0	0	0	0	877

イ　月　額　表　（四）

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
260,000円		円 120,207	円 118,482	円 117,440	円 116,398	円 115,773	円 115,148	円 114,523	円 113,898	円 113,273	円 112,648	円 112,023	円 125,958
260,000円を	こえる金額	260,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち260,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額											125,958円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち260,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに334円を控除した金額													従たる給与についての扶養控除申告書が提出されている場合には、その申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに334円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに334円（これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、500円）を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき334円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額													

（備考　税額の求め方）

(イ)　第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(ロ)に該当しない者)については、

(1)　給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、

(イ)　まず、その者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額（不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から334円（これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、500円）を控除した金額）が、その求める税額である。

(ロ)　扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに334円を控除した金額が、その求める税額である。

(2)　給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき（従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む。）は、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに334円を控除した金額）が、その求める税額である。

(ロ)　第三十八条第四項の規定の適用を受ける者（すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位の扶養親族のあるもの、(ハ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は第3順位の扶養親族のないもの）については、その者を扶養親族がない者とみなして(イ)の(1)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人につき350円を控除した金額が、その求める税額である。

日　週　額　表　（二）

その週の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,000	4,100	421	231	134	42	0	0	0	0	0	0	0	912
4,100	4,200	442	248	151	55	11	0	0	0	0	0	0	946
4,200	4,300	464	269	168	71	24	0	0	0	0	0	0	985
4,300	4,400	485	290	185	88	37	0	0	0	0	0	0	1,025
4,400	4,500	508	311	202	105	49	6	0	0	0	0	0	1,065
4,500	4,600	533	333	219	122	63	18	0	0	0	0	0	1,105
4,600	4,700	559	354	236	139	80	31	0	0	0	0	0	1,146
4,700	4,800	584	375	253	156	97	44	0	0	0	0	0	1,186
4,800	4,900	610	396	275	173	114	57	13	0	0	0	0	1,226
4,900	5,000	635	418	296	190	131	73	26	0	0	0	0	1,266
5,000	5,100	661	439	317	207	148	90	38	0	0	0	0	1,307
5,100	5,200	686	460	338	224	165	107	51	7	0	0	0	1,347
5,200	5,300	712	481	360	241	182	124	65	20	0	0	0	1,387
5,300	5,400	737	504	381	259	199	141	82	33	0	0	0	1,427
5,400	5,500	763	529	402	280	216	158	99	46	2	0	0	1,468
5,500	5,600	788	555	423	302	233	175	116	58	15	0	0	1,508
5,600	5,700	814	580	445	323	250	192	133	75	27	0	0	1,548
5,700	5,800	839	606	466	344	271	209	150	92	40	0	0	1,588
5,800	5,900	865	631	487	365	292	226	167	109	53	9	0	1,629
5,900	6,000	893	660	514	389	316	245	186	128	70	23	0	1,669
6,000	6,100	923	690	544	414	341	268	206	148	90	38	0	1,709
6,100	6,200	953	720	574	439	366	293	226	168	110	53	9	1,749
6,200	6,300	988	750	604	464	391	318	246	188	130	71	24	1,789
6,300	6,400	1,023	780	634	489	416	343	270	208	150	91	39	1,829
6,400	6,500	1,058	810	664	518	441	368	295	228	170	111	54	1,869
6,500	6,600	1,093	840	694	548	466	393	320	248	190	131	73	1,909
6,600	6,700	1,128	870	724	578	491	418	345	272	210	151	93	1,949
6,700	6,800	1,163	900	754	608	520	443	370	297	230	171	113	1,989
6,800	6,900	1,198	930	784	638	550	468	395	322	250	191	133	2,029
6,900	7,000	1,233	960	814	668	580	493	420	347	274	211	153	2,069
7,000	7,100	1,268	995	844	698	610	522	445	372	299	231	173	2,109
7,100	7,200	1,303	1,030	874	728	640	552	470	397	324	251	193	2,149
7,200	7,300	1,338	1,065	904	758	670	582	495	422	349	276	213	2,189
7,300	7,400	1,373	1,100	934	788	700	612	525	447	374	301	233	2,229
7,400	7,500	1,408	1,135	964	818	730	642	555	472	399	326	253	2,269
7,500	7,600	1,443	1,170	999	848	760	672	585	497	424	351	278	2,309
7,600	7,700	1,478	1,205	1,034	878	790	702	615	527	449	376	303	2,349
7,700	7,800	1,513	1,240	1,069	908	820	732	645	557	474	401	328	2,389
7,800	7,900	1,548	1,275	1,104	938	850	762	675	587	500	426	353	2,429
7,900	8,000	1,583	1,310	1,139	969	880	792	705	617	530	451	378	2,469
8,000	8,200	1,618	1,345	1,174	1,004	910	822	735	647	560	476	403	2,509
8,200	8,400	1,694	1,415	1,244	1,074	972	882	795	707	620	532	453	2,589
8,400	8,600	1,774	1,485	1,314	1,144	1,042	942	855	767	680	592	504	2,669
8,600	8,800	1,854	1,555	1,384	1,214	1,112	1,010	915	827	740	652	564	2,749
8,800	9,000	1,934	1,625	1,454	1,284	1,182	1,080	977	887	800	712	624	2,829
9,000	9,200	2,014	1,702	1,524	1,354	1,252	1,150	1,047	947	860	772	684	2,909
9,200	9,400	2,094	1,782	1,594	1,424	1,322	1,220	1,117	1,015	920	832	744	2,989
9,400	9,600	2,174	1,862	1,667	1,494	1,392	1,290	1,187	1,085	983	892	804	3,069
9,600	9,800	2,254	1,942	1,747	1,564	1,462	1,360	1,257	1,155	1,053	952	864	3,149
9,800	10,000	2,334	2,022	1,827	1,634	1,532	1,430	1,327	1,225	1,123	1,021	924	3,233
10,000	10,200	2,414	2,102	1,907	1,713	1,602	1,500	1,397	1,295	1,193	1,091	989	3,323
10,200	10,400	2,494	2,182	1,987	1,793	1,676	1,570	1,467	1,365	1,263	1,161	1,059	3,413
10,400	10,600	2,574	2,262	2,067	1,873	1,756	1,640	1,537	1,435	1,333	1,231	1,129	3,503
10,600	10,800	2,654	2,342	2,147	1,953	1,836	1,719	1,607	1,505	1,403	1,301	1,199	3,593
10,800	11,000	2,734	2,422	2,227	2,033	1,916	1,799	1,682	1,575	1,473	1,371	1,269	3,683

日　週　額　表　（三）

その週の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
11,000	11,200	2,814	2,502	2,307	2,113	1,996	1,879	1,762	1,645	1,543	1,441	1,339	3,773
11,200	11,400	2,894	2,582	2,387	2,193	2,076	1,959	1,842	1,725	1,613	1,511	1,409	3,863
11,400	11,600	2,974	2,662	2,467	2,273	2,156	2,039	1,922	1,805	1,689	1,581	1,479	3,953
11,600	11,800	3,054	2,742	2,547	2,353	2,236	2,119	2,002	1,885	1,769	1,652	1,549	4,043
11,800	12,000	3,134	2,822	2,627	2,433	2,316	2,199	2,082	1,965	1,849	1,732	1,619	4,133
12,000	12,200	3,216	2,902	2,707	2,513	2,396	2,279	2,162	2,045	1,929	1,812	1,695	4,223
12,200	12,400	3,306	2,982	2,787	2,593	2,476	2,359	2,242	2,125	2,009	1,892	1,775	4,313
12,400	12,600	3,396	3,062	2,867	2,673	2,556	2,439	2,322	2,205	2,089	1,972	1,855	4,403
12,600	12,800	3,486	3,142	2,947	2,753	2,636	2,519	2,402	2,285	2,169	2,052	1,935	4,493
12,800	13,000	3,576	3,225	3,027	2,833	2,716	2,599	2,482	2,365	2,249	2,132	2,015	4,583
13,000	13,200	3,666	3,315	3,107	2,913	2,796	2,679	2,562	2,445	2,329	2,212	2,095	4,673
13,200	13,400	3,756	3,405	3,187	2,993	2,876	2,759	2,642	2,525	2,409	2,292	2,175	4,763
13,400	13,600	3,846	3,495	3,276	3,073	2,956	2,839	2,722	2,605	2,489	2,372	2,255	4,853
13,600	13,800	3,936	3,585	3,366	3,153	3,036	2,919	2,802	2,685	2,569	2,452	2,335	4,943
13,800	14,000	4,026	3,675	3,456	3,237	3,116	2,999	2,882	2,765	2,649	2,532	2,415	5,033
14,000	14,200	4,116	3,765	3,546	3,327	3,196	3,079	2,962	2,845	2,729	2,612	2,495	5,123
14,200	14,400	4,206	3,855	3,636	3,417	3,286	3,159	3,042	2,925	2,809	2,692	2,575	5,213
14,400	14,600	4,296	3,945	3,726	3,507	3,376	3,244	3,122	3,005	2,889	2,772	2,655	5,303
14,600	14,800	4,386	4,035	3,816	3,597	3,466	3,334	3,203	3,085	2,969	2,852	2,735	5,393
14,800	15,000	4,476	4,125	3,906	3,687	3,556	3,424	3,293	3,165	3,049	2,932	2,815	5,483
15,000	15,300	4,566	4,215	3,996	3,777	3,646	3,514	3,383	3,251	3,129	3,012	2,895	5,573
15,300	15,600	4,701	4,350	4,131	3,912	3,781	3,649	3,518	3,386	3,255	3,132	3,015	5,708
15,600	15,900	4,836	4,485	4,266	4,047	3,916	3,784	3,653	3,521	3,390	3,259	3,135	5,843
15,900	16,200	4,971	4,620	4,401	4,182	4,051	3,919	3,788	3,656	3,525	3,394	3,262	5,978
16,200	16,500	5,106	4,755	4,536	4,317	4,186	4,054	3,923	3,791	3,660	3,529	3,397	6,113
16,500	16,800	5,241	4,890	4,671	4,452	4,321	4,189	4,058	3,926	3,795	3,664	3,532	6,248
16,800	17,100	5,376	5,025	4,806	4,587	4,456	4,324	4,193	4,061	3,930	3,799	3,667	6,383
17,100	17,400	5,511	5,160	4,941	4,722	4,591	4,459	4,328	4,196	4,065	3,934	3,802	6,518
17,400	17,700	5,646	5,295	5,076	4,857	4,726	4,594	4,463	4,331	4,200	4,069	3,937	6,653
17,700	18,000	5,781	5,430	5,211	4,992	4,861	4,729	4,598	4,466	4,335	4,204	4,072	6,788
18,000	18,300	5,916	5,565	5,346	5,127	4,996	4,864	4,733	4,601	4,470	4,339	4,207	6,923
18,300	18,600	6,051	5,700	5,481	5,262	5,131	4,999	4,868	4,736	4,605	4,474	4,342	7,058
18,600	18,900	6,186	5,835	5,616	5,397	5,266	5,134	5,003	4,871	4,740	4,609	4,477	7,193
18,900	19,200	6,321	5,970	5,751	5,532	5,401	5,269	5,138	5,006	4,875	4,744	4,612	7,328
19,200	19,500	6,456	6,105	5,886	5,667	5,536	5,404	5,273	5,141	5,010	4,879	4,747	7,463
19,500	19,800	6,591	6,240	6,021	5,802	5,671	5,539	5,408	5,276	5,145	5,014	4,882	7,601
19,800	20,100	6,726	6,375	6,156	5,937	5,806	5,674	5,543	5,411	5,280	5,149	5,017	7,751
20,100	20,400	6,861	6,510	6,291	6,072	5,941	5,809	5,678	5,546	5,415	5,284	5,152	7,901
20,400	20,700	6,996	6,645	6,426	6,207	6,076	5,944	5,813	5,681	5,550	5,419	5,287	8,051
20,700	21,000	7,131	6,780	6,561	6,342	6,211	6,079	5,948	5,816	5,685	5,554	5,422	8,201
21,000	21,300	7,266	6,915	6,696	6,477	6,346	6,214	6,083	5,951	5,820	5,689	5,557	8,351
21,300	21,600	7,401	7,050	6,831	6,612	6,481	6,349	6,218	6,086	5,955	5,824	5,692	8,501
21,600	21,900	7,536	7,185	6,966	6,747	6,616	6,484	6,353	6,221	6,090	5,959	5,827	8,651
21,900	22,200	7,682	7,320	7,101	6,882	6,751	6,619	6,488	6,356	6,225	6,094	5,962	8,801
22,200	22,500	7,832	7,455	7,236	7,017	6,886	6,754	6,623	6,491	6,360	6,229	6,097	8,951
22,500	22,800	7,982	7,593	7,371	7,152	7,021	6,889	6,758	6,626	6,495	6,364	6,232	9,101
22,800	23,100	8,132	7,743	7,506	7,287	7,156	7,024	6,893	6,761	6,630	6,499	6,367	9,251
23,100	23,400	8,282	7,893	7,649	7,422	7,291	7,159	7,028	6,896	6,765	6,634	6,502	9,401
23,400	23,700	8,432	8,043	7,799	7,557	7,426	7,294	7,163	7,031	6,900	6,769	6,637	9,551
23,700	24,000	8,582	8,193	7,949	7,706	7,561	7,429	7,298	7,166	7,035	6,904	6,772	9,701
24,000	24,300	8,732	8,343	8,099	7,856	7,710	7,564	7,433	7,301	7,170	7,039	6,907	9,851
24,300	24,600	8,882	8,493	8,249	8,006	7,860	7,714	7,568	7,436	7,305	7,174	7,042	10,001
24,600	24,900	9,032	8,643	8,399	8,156	8,010	7,864	7,718	7,571	7,440	7,309	7,177	10,151
24,900	25,200	9,182	8,793	8,549	8,306	8,160	8,014	7,868	7,722	7,576	7,444	7,312	10,301
25,200	25,500	9,332	8,943	8,699	8,456	8,310	8,164	8,018	7,872	7,726	7,580	7,447	10,451
25,500円		9,482	9,093	8,849	8,606	8,460	8,314	8,168	8,022	7,876	7,730	7,584	10,601

別表第三　給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号、第五号及び第六号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

イ　日額表（一）

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙　第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族の数												
以上	未満	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
		税額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	100円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料控除後の給与の金額に相当する12%の金額	0
100	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料控除後の給与の金額に相当する14%の金額	0
240	250	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0
250	260	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0
260	270	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0
270	280	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0
280	290	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0
290	300	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	0
300	310	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0
310	320	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0
320	330	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0
330	340	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0
340	350	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
350	360	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
360	370	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
370	380	20	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
380	390	22	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	0
390	400	24	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
400	410	26	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73	0
410	420	27	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75	0
420	430	29	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	0
430	440	31	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81	0
440	450	32	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	85	0
450	460	34	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88	0
460	470	37	13	2	0	0	0	0	0	0	0	0	92	0
470	480	39	15	3	0	0	0	0	0	0	0	0	95	0
480	490	41	17	4	0	0	0	0	0	0	0	0	99	0
490	500	43	18	5	0	0	0	0	0	0	0	0	102	0
500	510	45	20	7	0	0	0	0	0	0	0	0	105	0
510	520	47	22	8	0	0	0	0	0	0	0	0	109	0
520	530	49	24	10	0	0	0	0	0	0	0	0	112	0
530	540	51	25	11	0	0	0	0	0	0	0	0	116	0
540	550	54	27	13	1	0	0	0	0	0	0	0	119	0
550	560	56	29	15	3	0	0	0	0	0	0	0	123	0
560	570	58	30	16	4	0	0	0	0	0	0	0	126	0
570	580	60	32	18	5	0	0	0	0	0	0	0	130	0
580	590	62	34	20	6	0	0	0	0	0	0	0	133	0
590	600	64	35	21	8	1	0	0	0	0	0	0	137	0
600	620	66	38	23	9	3	0	0	0	0	0	0	140	0
620	640	71	43	27	13	5	0	0	0	0	0	0	148	0
640	660	75	47	30	16	8	1	0	0	0	0	0	156	0
660	680	80	51	33	19	11	4	0	0	0	0	0	164	0
680	700	85	55	38	23	14	7	0	0	0	0	0	172	0
700	720	91	60	42	26	18	9	3	0	0	0	0	180	0
720	740	96	64	46	30	21	13	5	0	0	0	0	189	0
740	760	101	68	51	33	25	16	8	2	0	0	0	197	3
760	780	106	72	55	37	28	20	11	4	0	0	0	205	5

ロ　週額表（四）

その週の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数											
以上	未満	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
		税額											
25,500円をこえ41,500円に満たない金額		25,500円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち25,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											10,601円に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち25,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額
41,500円		円 17,501	円 17,093	円 16,849	円 16,606	円 16,460	円 16,314	円 16,168	円 16,022	円 15,876	円 15,730	円 15,584	円 18,732
41,500円をこえ61,000円に満たない金額		41,500円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち41,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額											18,732円に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち41,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額
61,000円		円 28,247	円 27,818	円 27,574	円 27,331	円 27,185	円 27,039	円 26,893	円 26,747	円 26,601	円 26,455	円 26,309	円 29,590
61,000円をこえる金額		61,000円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち61,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額											29,590円に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち61,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに78円を控除した金額													従たる給与についての扶養控除申告書が提出されている場合には、その申告書に扶養親族の数が10人をこえる旨の記載があるときは、その税額から、その10人をこえる1人ごとに78円を控除した金額
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに78円（これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、117円）を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき78円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額													従たる給与についての扶養控除申告書が提出されている場合には、その申告書に扶養親族の数が10人をこえる旨の記載があるときは、その税額から、その10人をこえる1人ごとに78円を控除した金額

（備考　税額の求め方）

(一)　第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(㈡に該当しない者)については、

(1)　給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、

(イ)　まず、その者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)のその週の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その週の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額（不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から78円(これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、117円)を控除した金額)が、その求める税額である。

(ロ)　扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに78円を控除した金額が、その求める税額である。

(2)　給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき（従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む。)は、その者のその週の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その週の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに78円を控除した金額)が、その求める税額である。

(二)　第三十八条第四項の規定の適用を受ける者（すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は第3順位の扶養親族のないもの）については、その者を扶養親族がない者とみなして(一)の(1)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人につき80円を控除した金額が、その求める税額である。

ハ　日額表（二）

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙　第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族の数												
以上	未満	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
		税額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
780	800	111	77	59	42	31	23	15	7	0	0	0	213	8
800	820	116	82	63	46	35	26	18	10	3	0	0	221	10
820	840	121	88	68	50	40	30	21	13	6	0	0	229	13
840	860	127	93	72	55	44	33	25	17	8	2	0	237	17
860	880	133	99	78	60	49	39	29	21	12	5	0	245	20
880	900	139	105	84	65	54	44	33	25	16	8	2	253	24
900	920	146	111	90	70	59	49	38	29	20	12	5	261	27
920	940	153	117	96	75	64	54	43	33	24	16	8	269	30
940	960	160	123	102	81	69	59	48	38	28	20	11	277	34
960	980	167	129	108	87	74	64	53	43	32	24	15	285	37
980	1,000	174	135	114	93	80	69	58	48	37	28	19	293	41
1,000	1,020	181	141	120	99	86	74	63	53	42	32	23	301	44
1,020	1,040	188	148	126	105	92	80	68	58	47	37	27	309	47
1,040	1,060	195	155	132	111	98	86	73	63	52	42	31	317	52
1,060	1,080	202	162	138	117	104	92	79	68	57	47	35	325	56
1,080	1,100	209	169	145	123	110	98	85	73	62	52	41	333	60
1,100	1,120	216	176	152	129	116	104	91	79	67	57	46	341	64
1,120	1,140	223	183	159	135	122	110	97	85	72	62	51	349	69
1,140	1,160	230	190	166	141	128	116	103	91	78	67	56	357	73
1,160	1,180	237	197	173	148	134	122	109	97	84	71	61	365	78
1,180	1,200	245	204	180	155	140	128	115	103	90	77	66	373	83
1,200	1,220	253	211	187	162	148	134	121	109	96	83	71	381	88
1,220	1,240	261	218	194	169	155	140	127	115	102	89	77	389	93
1,240	1,260	269	225	201	176	162	147	133	121	108	95	83	397	98
1,260	1,280	277	232	208	183	169	154	139	127	114	101	89	405	104
1,280	1,300	285	240	215	190	176	161	146	133	120	107	95	413	110
1,300	1,320	293	248	222	197	183	168	153	139	126	113	101	421	116
1,320	1,350	301	256	229	204	190	175	160	146	132	119	107	429	122
1,350	1,380	313	268	240	215	200	185	171	156	141	128	116	441	131
1,380	1,410	325	280	252	225	211	196	181	167	152	137	125	453	140
1,410	1,440	337	292	264	236	221	206	192	177	162	148	134	465	149
1,440	1,470	349	304	276	248	232	217	202	188	173	158	143	479	158
1,470	1,500	361	316	288	260	243	227	213	198	183	169	154	492	167
1,500	1,530	373	328	300	272	255	238	223	209	194	179	164	506	176
1,530	1,560	385	340	312	284	267	250	234	219	204	190	175	519	185
1,560	1,590	397	352	324	296	279	262	245	230	215	200	185	533	195
1,590	1,620	409	364	336	308	291	274	257	241	225	211	196	546	205
1,620	1,650	421	376	348	320	303	286	269	253	236	221	206	560	216
1,650	1,680	433	388	360	332	315	298	281	265	248	232	217	573	226
1,680	1,710	445	400	372	344	327	310	293	277	260	243	227	587	237
1,710	1,740	456	412	384	356	339	322	305	289	272	255	238	600	247
1,740	1,770	470	424	396	368	351	334	317	301	284	267	250	614	258
1,770	1,800	483	436	408	380	363	346	329	313	296	279	262	627	268
1,800	1,830	497	448	420	392	375	358	341	325	308	291	274	641	279
1,830	1,860	510	460	432	404	387	370	353	337	320	303	286	654	289
1,860	1,890	524	473	444	416	399	382	365	349	332	315	298	668	300
1,890	1,920	537	487	456	428	411	394	377	361	344	327	310	681	310
1,920	1,950	551	500	469	440	423	406	389	373	356	339	322	695	321
1,950	1,980	564	514	482	452	435	418	401	385	368	351	334	708	333
1,980	2,010	578	527	496	464	447	430	413	397	380	363	346	722	345
2,010	2,040	591	541	509	478	459	442	425	409	392	375	358	735	357
2,040	2,070	605	554	523	491	472	454	437	421	404	387	370	749	369
2,070	2,100	618	568	536	505	486	467	449	433	416	399	382	762	381
2,100	2,130	632	581	550	518	499	480	461	445	428	411	394	776	393
2,130	2,160	645	595	563	532	513	494	475	456	440	423	406	789	405

ハ　日額表（三）

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙　第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族の数												
以上	未満	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
		税額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,160	2,190	659	608	577	545	526	507	488	470	452	435	418	803	417
2,190	2,220	672	622	590	559	540	521	502	483	464	447	430	816	429
2,220	2,250	686	635	604	572	553	534	515	497	478	459	442	830	441
2,250	2,300	699	649	617	586	567	548	529	510	491	472	454	843	453
2,300	2,350	722	671	640	608	589	570	551	533	514	495	476	866	473
2,350	2,400	744	694	662	631	612	593	574	555	536	517	498	888	493
2,400	2,450	767	716	685	653	634	615	596	578	559	540	521	911	513
2,450	2,500	789	739	707	676	657	638	619	600	581	562	543	933	533
2,500	2,550	812	761	730	698	679	660	641	623	604	585	566	956	553
2,550	2,600	834	784	752	721	702	683	664	645	626	607	588	978	573
2,600	2,650	857	806	775	743	724	705	686	668	649	630	611	1,001	593
2,650	2,700	879	829	797	766	747	728	709	690	671	652	633	1,023	613
2,700	2,750	902	851	820	788	769	750	731	713	694	675	656	1,046	634
2,750	2,800	924	874	842	811	792	773	754	735	716	697	678	1,068	656
2,800	2,850	947	896	865	833	814	795	776	758	739	720	701	1,092	679
2,850	2,900	969	919	887	856	837	818	799	780	761	742	723	1,117	701
2,900	2,950	992	941	910	878	859	840	821	803	784	765	746	1,142	724
2,950	3,000	1,014	964	932	901	882	863	844	825	806	787	768	1,167	746
3,000	3,050	1,037	986	955	923	904	885	866	848	829	810	791	1,192	769
3,050	3,100	1,059	1,009	977	946	927	908	889	870	851	832	813	1,217	791
3,100	3,150	1,082	1,031	1,000	968	949	930	911	893	874	855	836	1,242	814
3,150	3,200	1,107	1,054	1,022	991	972	953	934	915	896	877	858	1,267	836
3,200	3,250	1,132	1,076	1,045	1,013	994	975	956	938	919	900	881	1,292	859
3,250	3,300	1,157	1,101	1,067	1,036	1,017	998	979	960	941	922	903	1,317	881
3,300	3,350	1,182	1,126	1,091	1,058	1,039	1,020	1,001	983	964	945	926	1,342	904
3,350	3,400	1,207	1,151	1,116	1,081	1,062	1,043	1,024	1,005	986	967	948	1,367	926
3,400	3,450	1,232	1,176	1,141	1,106	1,085	1,065	1,046	1,028	1,009	990	971	1,392	949
3,450	3,500	1,257	1,201	1,166	1,131	1,110	1,089	1,069	1,050	1,031	1,012	993	1,417	971
3,500	3,550	1,282	1,226	1,191	1,156	1,135	1,114	1,093	1,073	1,054	1,035	1,016	1,442	994
3,550	3,600	1,307	1,251	1,216	1,181	1,160	1,139	1,118	1,097	1,076	1,057	1,038	1,467	1,016
3,600	3,650	1,332	1,276	1,241	1,206	1,185	1,164	1,143	1,122	1,101	1,080	1,061	1,492	1,039
3,650	3,700	1,357	1,301	1,266	1,231	1,210	1,189	1,168	1,147	1,126	1,105	1,084	1,517	1,061
3,700	3,750	1,382	1,326	1,291	1,256	1,235	1,214	1,193	1,172	1,151	1,130	1,109	1,542	1,084
3,750	3,800	1,407	1,351	1,316	1,281	1,260	1,239	1,218	1,197	1,176	1,155	1,134	1,567	1,106
3,800円		1,432	1,376	1,341	1,306	1,285	1,264	1,243	1,222	1,201	1,180	1,159	1,592	1,129
3,800円をこえ5,880円に満たない金額		3,800円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与のうち3,800円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額											1,592円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち3,800円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額	1,129円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち3,800円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額
5,880円		2,473	2,416	2,381	2,346	2,325	2,304	2,282	2,262	2,241	2,220	2,199	2,649	2,130
5,880円をこえ8,660円に満たない金額		5,880円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与のうち5,880円をこえる金額の55％に相当する金額を加算した金額											2,649円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち5,880円をこえる金額の55％に相当する金額を加算した金額	2,130円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち5,880円をこえる金額の55％に相当する金額を加算した金額

(ハ) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者（すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位の扶養親族のあるもの、(ハ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は第3順位の扶養親族のないもの）については、その者を扶養親族がない者とみなして(ロ)の(1)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人につき10円を控除した金額が、その求める税額である。

ハ　日額表（四）

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙　第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族の数												
以上	未満	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
		税額												
	8,660円	円 4,002	円 3,945	円 3,910	円 3,875	円 3,854	円 3,833	円 3,812	円 3,791	円 3,770	円 3,749	円 3,728	円 4,178	円 3,536
8,660円をこえる金額		8,660円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与のうち8,660円をこえる金額の60％に相当する金額を加算した金額											4,178円に、その日の社会保険料控除後の給与のうち8,660円をこえる金額の60％に相当する金額を加算した金額	3,536円に、その日の社会保険料控除後の給与のうち8,660円をこえる金額の60％に相当する金額を加算した金額
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額													従たる給与についての扶養控除申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、1人につき12円を控除した金額	—
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに12円（これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、17円）を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき12円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額													従たる給与についての扶養控除申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、1人につき12円を各欄に求めた税額から控除した金額	—

（備考　税額の求め方）

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(ハに該当しない者)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、

(イ) まず、その者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額（不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から12円(これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、17円)を控除した金額)が、その求める税額である。

(ロ) 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む。)は、

(イ) (ロ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに12円を控除した金額）が、その求める税額である。

(ロ) 日雇労務者の受ける給与（第三十八条第一項第六号の給与をいう。）については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四　賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表（第三十八条第一項第七号イ及びロ並びに同条第四項の規定による賞与の金額に乗ずべき率の表）

賞与の金額に乗ずべき率	甲　第三十八条第一項第七号イの扶養親族の数												乙　第三十八条第一項第七号ロの規定の適用がある場合	
	0人		1人		2人		3人		4人		5人		前月の社会保険料控除後の給与の金額	
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	円	円未満	円	円未満	円	円未満	円	円未満	円	円未満	円	円未満	円	円未満
0	5,500	6,100	8,600	9,200	10,500	11,200	12,500	13,200	13,700	14,300	14,800	15,500	100	600
5	6,100	6,800	9,200	9,900	11,200	11,900	13,200	13,800	14,300	14,900	15,500	16,200	600	1,200
10	6,800	7,100	9,900	10,200	11,900	12,100	13,800	14,100	14,900	15,200	16,200	16,400	1,200	1,500
12	7,100	9,500	10,200	12,500	12,100	14,900	14,100	16,400	15,200	17,600	16,400	18,500	1,500	3,900
15	9,500	11,800	12,500	14,900	14,900	16,500	16,400	18,400	17,600	19,300	18,500	20,100	3,900	6,200
18	11,800	13,400	14,900	16,400	16,500	17,500	18,400	19,200	19,300	19,600	20,100	20,300	6,200	7,800
20	13,400	14,900	16,400	17,800	17,500	18,500	19,200	20,100	19,600	20,800	20,300	21,600	7,800	9,100
22	14,900	17,200	17,800	20,000	18,500	20,800	20,100	21,600	20,800	22,600	21,600	22,600	9,100	11,100
25	17,200	19,500	20,000	22,100	20,800	23,900	21,600	24,800	22,600	25,800	23,600	26,800	11,100	13,100
28	19,500	21,000	22,100	23,600	23,900	25,300	24,800	27,000	25,800	28,000	26,800	29,000	13,100	14,500
30	21,000	23,600	23,600	26,200	25,300	27,900	27,000	29,600	28,000	30,600	29,000	31,600	14,500	15,900
32	23,600	27,600	26,200	30,300	27,900	32,000	29,600	33,600	30,600	34,600	31,600	35,600	15,900	20,000
35	27,600	35,600	30,300	38,200	32,000	39,900	33,600	41,600	34,600	42,600	35,600	43,600	20,000	27,900
38	35,600	41,000	38,200	43,600	39,900	45,300	41,600	47,000	42,600	48,000	43,600	49,000	27,900	33,300
40	41,000	54,300	43,600	56,900	45,300	58,600	47,000	60,300	48,000	61,300	49,000	62,300	33,300	46,600
42	54,300	74,300	56,900	77,000	58,600	78,600	60,300	80,300	61,300	81,300	62,300	82,300	46,600	66,600
45	74,300	114,300	77,000	116,900	78,600	118,600	80,300	120,300	81,300	121,300	82,300	122,300	66,600	106,600
48	114,300	141,000	116,900	143,600	118,600	145,300	120,300	147,000	121,300	148,000	122,300	149,000	106,600	133,300
50	141,000	167,600	143,600	170,200	145,300	171,900	147,000	173,600	148,000	174,600	149,000	175,600	133,300	159,900
52	167,600	207,600	170,200	210,300	171,900	212,000	173,600	213,600	174,600	214,600	175,600	215,600	159,900	200,000
55	207,600	287,600	210,300	290,200	212,000	291,900	213,600	293,600	214,600	294,600	215,600	295,600	200,000	279,900
58	287,600	341,000	290,200	343,600	291,900	345,300	293,600	347,000	294,600	348,000	295,600	349,000	279,900	333,300
60	341,000円以上		343,600円以上		345,300円以上		347,000円以上		348,000円以上		349,000円以上		333,300円以上	
62														

規定の適用がある場合　扶養親族の数										
6人		7人		8人		9人		10人以上		
前月の社会保険料控除後の給与の金額										
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	
円	円未満	円	円未満	円	円未満	円	円未満	円	円未満	
16,000	16,700	17,200	17,800	18,400	19,000	18,600	19,700	20,600	21,100	
16,700	17,400	17,800	18,500	19,000	19,700	19,700	19,900	21,100	21,500	
17,400	17,600	18,500	18,800	19,700	19,800	19,900	20,000	21,500	21,700	
17,600	19,000	18,800	19,500	19,800	20,000	20,000	21,000	21,700	22,000	
19,000	20,400	19,500	20,700	20,000	21,900	21,000	22,900	22,000	23,900	
20,400	21,300	20,700	22,300	21,900	23,300	22,900	24,300	23,900	25,300	
21,300	22,600	22,300	23,600	23,300	24,600	24,300	25,600	25,300	26,600	
22,600	24,600	23,600	25,600	24,600	26,600	25,600	27,600	26,600	28,600	
24,600	27,800	25,600	28,800	26,600	29,800	27,600	30,800	28,600	31,800	
27,800	30,000	28,800	31,000	29,800	32,000	30,800	33,000	31,800	34,000	
30,000	32,600	31,000	33,600	32,000	34,600	33,000	35,600	34,000	36,600	
32,600	36,600	33,600	37,600	34,600	38,600	35,600	39,600	36,600	40,600	
36,600	44,600	37,600	45,600	38,600	46,600	39,600	47,600	40,600	48,600	
44,600	50,000	45,600	51,000	46,600	52,000	47,600	53,000	48,600	54,000	
50,000	63,300	51,000	64,300	52,000	65,300	53,000	66,300	54,000	67,300	
63,300	83,300	64,300	84,300	65,300	85,300	66,300	86,300	67,300	87,300	
83,300	123,300	84,300	124,300	85,300	125,300	86,300	126,300	87,300	127,300	
123,300	150,000	124,300	151,000	125,300	152,000	126,300	152,000	127,300	154,000	
150,000	176,600	151,000	177,600	152,000	178,600	153,000	179,600	154,000	180,600	
176,600	216,600	177,600	217,600	178,600	218,600	179,600	219,600	180,600	220,600	
216,600	296,600	217,600	297,600	218,600	298,600	219,600	299,600	220,600	300,600	
296,600	350,000	297,600	351,000	298,600	352,000	299,600	353,000	300,600	354,000	
350,000円以上		351,000円以上		352,000円以上		353,000円以上		354,000円以上		

（備考　賞与の金額に乗ずべき率の求め方）

㈠　第三十八条第一項の規定の適用を受ける者（㈢に該当しない者）については、

(1)　給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、(3)に該当する場合を除き、

(イ)　まず、その者が前月中に支払を受けた給与（賞与を除く。以下同じ。）の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除し、

(ロ)　次に、その者の申告された扶養親族の数と(イ)による控除後の給与の金額とに応じ、甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄において該当する行を求める。

(ハ)　(ロ)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

(2)　給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき（従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む。）は、(3)に該当する場合を除き、

(イ)　その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除し、

(ロ)　(イ)による控除後の給与の金額に応じ、乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄において該当する行を求める。

(ハ)　(ロ)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

(3)　その者が前月中に給与の支払を受けなかつたとき及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額から当該給与から控除された社会保険料の金額を控除した後の金額が零であるときは、この表によらず、第三十八条第一項第七号ハ及びニの規定により税額を計算する。

㈡　第三十八条第四項の規定の適用を受ける者（すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1順位の扶養親族のあるもの、(ロ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は第3順位の扶養親族のないもの）については、その者を扶養親族がないものとみなして㈠の(1)により求めた率が、その求める率である。（㈠の(3)と同様の場合には、㈠の(3)に準じて税額を計算する。）

（二）

退職所得の特別控除後の金額 以上	未満	税額	退職所得の特別控除後の金額 以上	未満	税額	退職所得の特別控除後の金額 以上	未満	税額	退職所得の特別控除後の金額 以上	未満	税額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
460,000	464,000	60,000	610,000	616,000	86,500	790,000	796,000	122,500	970,000	976,000	158,500	
464,000	468,000	60,700	616,000	622,000	87,700	796,000	802,000	123,700	976,000	982,000	159,700	
468,000	472,000	61,400	622,000	628,000	88,900	802,000	808,000	124,900	982,000	988,000	160,900	
472,000	476,000	62,100	628,000	634,000	90,100	808,000	814,000	126,100	988,000	994,000	162,100	
476,000	480,000	62,800	634,000	640,000	91,300	814,000	820,000	127,300	994,000	1,000,000	163,300	
480,000	484,000	63,500	640,000	646,000	92,500	820,000	826,000	128,500	1,000,000	2,000,000	退職所得の特別控除後の金額に22.5%を乗じて算出した金額から60,500円を控除した金額	
484,000	488,000	64,200	646,000	652,000	93,700	826,000	832,000	129,700				
488,000	492,000	64,900	652,000	658,000	94,900	832,000	838,000	130,900				
492,000	496,000	65,600	658,000	664,000	96,100	838,000	844,000	132,100				
496,000	500,000	66,300	664,000	670,000	97,300	844,000	850,000	133,300				
500,000	504,000	67,000	670,000	676,000	98,500	850,000	856,000	134,500	2,000,000	4,000,000	退職所得の特別控除後の金額に25%を乗じて算出した金額から110,500円を控除した金額	
504,000	508,000	67,700	676,000	682,000	99,700	856,000	862,000	135,700				
508,000	512,000	68,400	682,000	688,000	100,900	862,000	868,000	136,900				
512,000	516,000	69,100	688,000	694,000	102,100	868,000	874,000	138,100				
516,000	520,000	69,800	694,000	700,000	103,300	874,000	880,000	139,300				
520,000	526,000	70,500	700,000	706,000	104,500	880,000	886,000	140,500	4,000,000	6,000,000	退職所得の特別控除後の金額に27.5%を乗じて算出した金額から210,500円を控除した金額	
526,000	532,000	71,550	706,000	712,000	105,700	886,000	892,000	141,700				
532,000	538,000	72,600	712,000	718,000	106,900	892,000	898,000	142,900				
538,000	544,000	73,650	718,000	724,000	108,100	898,000	904,000	144,100				
544,000	550,000	74,700	724,000	730,000	109,300	904,000	910,000	145,300				
550,000	556,000	75,750	730,000	736,000	110,500	910,000	916,000	146,500	6,000,000	10,000,000	退職所得の特別控除後の金額に30%を乗じて算出した金額から360,500円を控除した金額	
556,000	562,000	76,800	736,000	742,000	111,700	916,000	922,000	147,700				
562,000	568,000	77,850	742,000	748,000	112,900	922,000	928,000	148,900				
568,000	574,000	78,900	748,000	754,000	114,100	928,000	934,000	150,100				
574,000	580,000	79,950	754,000	760,000	115,300	934,000	940,000	151,300				
580,000	586,000	81,000	760,000	766,000	116,500	940,000	946,000	152,500	10,000,000円以上		退職所得の特別控除後の金額に32.5%を乗じて算出した金額から610,500円を控除した金額	
586,000	592,000	82,050	766,000	772,000	117,700	946,000	952,000	153,700				
592,000	598,000	83,100	772,000	778,000	118,900	952,000	958,000	154,900				
598,000	604,000	84,150	778,000	784,000	120,100	958,000	964,000	156,100				
604,000	610,000	85,300	784,000	790,000	121,300	964,000	970,000	157,300				

（備考　税額の求め方）

㈠　まず、退職所得の収入金額から、

(イ)　退職の日までの勤続年数が10年以下のときは、200,000円

(ロ)　退職の日までの勤続年数が10年をこえ25年以下のときは、10年をこえる当該年数を20,000円に乗じて得た金額と200,000円との合計額

(ハ)　退職の日までの勤続年数が25年をこえるときは、500,000円

を控除した金額（退職所得の特別控除後の金額という。）を求める。

㈡　次に、退職所得の特別控除後の金額に応じ「退職所得の特別控除後の金額」欄に該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

別表第五　退職所得に対する所得税の簡易税額表（第十五条第三項の規定による所得税額表又は第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表）

（一）

退職所得の特別控除後の金額 以上	未満	税額	退職所得の特別控除後の金額 以上	未満	税額	退職所得の特別控除後の金額 以上	未満	税額	退職所得の特別控除後の金額 以上	未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,000円未満		0	50,000	51,000	4,000	140,000	142,000	13,000	260,000	264,000	28,500
1,000	2,000	75	51,000	52,000	4,100	142,000	144,000	13,250	264,000	268,000	29,100
2,000	3,000	150	52,000	53,000	4,200	144,000	146,000	13,500	268,000	272,000	29,700
3,000	4,000	225	53,000	54,000	4,300	146,000	148,000	13,750	272,000	276,000	30,300
4,000	5,000	300	54,000	55,000	4,400	148,000	150,000	14,000	276,000	280,000	30,900
5,000	6,000	375	55,000	56,000	4,500	150,000	152,000	14,250	280,000	284,000	31,500
6,000	7,000	450	56,000	57,000	4,600	152,000	154,000	14,500	284,000	288,000	32,100
7,000	8,000	525	57,000	58,000	4,700	154,000	156,000	14,750	288,000	292,000	32,700
8,000	9,000	600	58,000	59,000	4,800	156,000	158,000	15,000	292,000	296,000	33,300
9,000	10,000	675	59,000	60,000	4,900	158,000	160,000	15,250	296,000	300,000	33,900
10,000	11,000	750	60,000	62,000	5,000	160,000	162,000	15,500	300,000	304,000	34,500
11,000	12,000	825	62,000	64,000	5,200	162,000	164,000	15,750	304,000	308,000	35,100
12,000	13,000	900	64,000	66,000	5,400	164,000	166,000	16,000	308,000	312,000	35,700
13,000	14,000	975	66,000	68,000	5,600	166,000	168,000	16,250	312,000	316,000	36,300
14,000	15,000	1,050	68,000	70,000	5,800	168,000	170,000	16,500	316,000	320,000	36,900
15,000	16,000	1,125	70,000	72,000	6,000	170,000	172,000	16,750	320,000	324,000	37,500
16,000	17,000	1,200	72,000	74,000	6,200	172,000	174,000	17,000	324,000	328,000	38,100
17,000	18,000	1,275	74,000	76,000	6,400	174,000	176,000	17,250	328,000	332,000	38,700
18,000	19,000	1,350	76,000	78,000	6,600	176,000	178,000	17,500	332,000	336,000	39,300
19,000	20,000	1,425	78,000	80,000	6,800	178,000	180,000	17,750	336,000	340,000	39,900
20,000	21,000	1,500	80,000	82,000	7,000	180,000	182,000	18,000	340,000	344,000	40,500
21,000	22,000	1,575	82,000	84,000	7,200	182,000	184,000	18,250	344,000	348,000	41,100
22,000	23,000	1,650	84,000	86,000	7,400	184,000	186,000	18,500	348,000	352,000	41,700
23,000	24,000	1,725	86,000	88,000	7,600	186,000	188,000	18,750	352,000	356,000	42,300
24,000	25,000	1,800	88,000	90,000	7,800	188,000	190,000	19,000	356,000	360,000	42,900
25,000	26,000	1,875	90,000	92,000	8,000	190,000	192,000	19,250	360,000	364,000	43,500
26,000	27,000	1,950	92,000	94,000	8,200	192,000	194,000	19,500	364,000	368,000	44,100
27,000	28,000	2,025	94,000	96,000	8,400	194,000	196,000	19,750	368,000	372,000	44,700
28,000	29,000	2,100	96,000	98,000	8,600	196,000	198,000	20,000	372,000	376,000	45,300
29,000	30,000	2,175	98,000	100,000	8,800	198,000	200,000	20,250	376,000	380,000	45,900
30,000	31,000	2,250	100,000	102,000	9,000	200,000	202,000	20,500	380,000	384,000	46,500
31,000	32,000	2,325	102,000	104,000	9,200	202,000	204,000	20,750	384,000	388,000	47,100
32,000	33,000	2,400	104,000	106,000	9,400	204,000	206,000	21,000	388,000	392,000	47,700
33,000	34,000	2,475	106,000	108,000	9,600	206,000	208,000	21,250	392,000	396,000	48,300
34,000	35,000	2,550	108,000	110,000	9,800	208,000	210,000	21,500	396,000	400,000	48,900
35,000	36,000	2,625	110,000	112,000	10,000	210,000	212,000	21,750	400,000	404,000	49,500
36,000	37,000	2,700	112,000	114,000	10,200	212,000	214,000	22,000	404,000	408,000	50,200
37,000	38,000	2,775	114,000	116,000	10,400	214,000	216,000	22,250	408,000	412,000	50,900
38,000	39,000	2,850	116,000	118,000	10,600	216,000	218,000	22,500	412,000	416,000	51,600
39,000	40,000	2,925	118,000	120,000	10,800	218,000	220,000	22,750	416,000	420,000	52,300
40,000	41,000	3,000	120,000	122,000	11,000	220,000	224,000	23,000	420,000	424,000	53,000
41,000	42,000	3,100	122,000	124,000	11,200	224,000	228,000	23,500	424,000	428,000	53,700
42,000	43,000	3,200	124,000	126,000	11,400	228,000	232,000	24,000	428,000	432,000	54,400
43,000	44,000	3,300	126,000	128,000	11,600	232,000	236,000	24,500	432,000	436,000	55,100
44,000	45,000	3,400	128,000	130,000	11,800	236,000	240,000	25,000	436,000	440,000	55,800
45,000	46,000	3,500	130,000	132,000	12,000	240,000	244,000	25,500	440,000	444,000	56,500
46,000	47,000	3,600	132,000	134,000	12,200	244,000	248,000	26,100	444,000	448,000	57,200
47,000	48,000	3,700	134,000	136,000	12,400	248,000	252,000	26,700	448,000	452,000	57,900
48,000	49,000	3,800	136,000	138,000	12,600	252,000	256,000	27,300	452,000	456,000	58,600
49,000	50,000	3,900	138,000	140,000	12,800	256,000	260,000	27,900	456,000	460,000	59,300

別表第六　年末調整のための簡易税額表（第四十条の規定による所得税額表）

（一）

税額	扶養親族の数											
	0人		1人		2人		3人		4人		5人	
	その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額											
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	70,500円未満		110,500円未満		135,500円未満		160,500円未満		175,500円未満		190,500円未満	
75	70,500	71,000	110,500	111,000	135,500	136,000	160,500	161,000	175,500	176,000	190,500	191,000
150	71,000	71,500	111,000	111,500	136,000	136,500	161,000	161,500	176,000	176,500	191,000	191,500
225	71,500	72,000	111,500	112,000	136,500	137,000	161,500	162,000	176,500	177,000	191,500	192,000
300	72,000	72,500	112,000	112,500	137,000	137,500	162,000	162,500	177,000	177,500	192,000	192,500
375	72,500	73,000	112,500	113,000	137,500	138,000	162,500	163,000	177,500	178,000	192,500	193,000
450	73,000	73,500	113,000	113,500	138,000	138,500	163,000	163,500	178,000	178,500	193,000	193,500
525	73,500	74,000	113,500	114,000	138,500	139,000	163,500	164,000	178,500	179,000	193,500	194,000
600	74,000	74,500	114,000	114,500	139,000	139,500	164,000	164,500	179,000	179,500	194,000	194,500
675	74,500	75,000	114,500	115,000	139,500	140,000	164,500	165,000	179,500	180,000	194,500	195,000
750	75,000	76,000	115,000	116,000	140,000	141,000	165,000	166,000	180,000	181,000	195,000	196,000
900	76,000	77,000	116,000	117,000	141,000	142,000	166,000	167,000	181,000	182,000	196,000	197,000
1,050	77,000	78,000	117,000	118,000	142,000	143,000	167,000	168,000	182,000	183,000	197,000	198,000
1,200	78,000	79,000	118,000	119,000	143,000	144,000	168,000	169,000	183,000	184,000	198,000	199,000
1,350	79,000	80,000	119,000	120,000	144,000	145,000	169,000	170,000	184,000	185,000	199,000	200,000
1,500	80,000	81,000	120,000	121,000	145,000	146,000	170,000	171,000	185,000	186,000	200,000	201,000
1,650	81,000	82,000	121,000	122,000	146,000	147,000	171,000	172,000	186,000	187,000	201,000	202,000
1,800	82,000	83,000	122,000	123,000	147,000	148,000	172,000	173,000	187,000	188,000	202,000	203,000
1,950	83,000	84,000	123,000	124,000	148,000	149,000	173,000	174,000	188,000	189,000	203,000	204,000
2,100	84,000	85,000	124,000	125,000	149,000	150,000	174,000	175,000	189,000	190,000	204,000	205,000
2,250	85,000	86,000	125,000	126,000	150,000	151,000	175,000	176,000	190,000	191,000	205,000	206,000
2,400	86,000	87,000	126,000	127,000	151,000	152,000	176,000	177,000	191,000	192,000	206,000	207,000
2,550	87,000	88,000	127,000	128,000	152,000	153,000	177,000	178,000	192,000	193,000	207,000	208,000
2,700	88,000	89,000	128,000	129,000	153,000	154,000	178,000	179,000	193,000	194,000	208,000	209,000
2,850	89,000	90,000	129,000	130,000	154,000	155,000	179,000	180,000	194,000	195,000	209,000	210,000
3,000	90,000	91,000	130,000	131,000	155,000	156,000	180,000	181,000	195,000	196,000	210,000	211,000
3,200	91,000	92,000	131,000	132,000	156,000	157,000	181,000	182,000	196,000	197,000	211,000	212,000
3,400	92,000	93,000	132,000	133,000	157,000	158,000	182,000	183,000	197,000	198,000	212,000	213,000
3,600	93,000	94,000	133,000	134,000	158,000	159,000	183,000	184,000	198,000	199,000	213,000	214,000
3,800	94,000	95,000	134,000	135,000	159,000	160,000	184,000	185,000	199,000	200,000	214,000	215,000
4,000	95,000	96,000	135,000	136,000	160,000	161,000	185,000	186,000	200,000	201,000	215,000	216,000
4,200	96,000	97,000	136,000	137,000	161,000	162,000	186,000	187,000	201,000	202,000	216,000	217,000
4,400	97,000	98,000	137,000	138,000	162,000	163,000	187,000	188,000	202,000	203,000	217,000	218,000
4,600	98,000	99,000	138,000	139,000	163,000	164,000	188,000	189,000	203,000	204,000	218,000	219,000
4,800	99,000	100,000	139,000	140,000	164,000	165,000	189,000	190,000	204,000	205,000	219,000	220,000
5,000	100,000	101,000	140,000	141,000	165,000	166,000	190,000	191,000	205,000	206,000	220,000	221,000
5,200	101,000	102,000	141,000	142,000	166,000	167,000	191,000	192,000	206,000	207,000	221,000	222,000
5,400	102,000	103,000	142,000	143,000	167,000	168,000	192,000	193,000	207,000	208,000	222,000	223,000
5,600	103,000	104,000	143,000	144,000	168,000	169,000	193,000	194,000	208,000	209,000	223,000	224,000
5,800	104,000	105,000	144,000	145,000	169,000	170,000	194,000	195,000	209,000	210,000	224,000	225,000
6,000	105,000	106,000	145,000	146,000	170,000	171,000	195,000	196,000	210,000	211,000	225,000	226,000
6,200	106,000	107,000	146,000	147,000	171,000	172,000	196,000	197,000	211,000	212,000	226,000	227,000
6,400	107,000	108,000	147,000	148,000	172,000	173,000	197,000	198,000	212,000	213,000	227,000	228,000
6,600	108,000	109,000	148,000	149,000	173,000	174,000	198,000	199,000	213,000	214,000	228,000	229,000
6,800	109,000	110,000	149,000	150,000	174,000	175,000	199,000	200,000	214,000	215,000	229,000	230,000
7,000	110,000	111,000	150,000	151,000	175,000	176,000	200,000	201,000	215,000	216,000	230,000	231,000
7,200	111,000	112,000	151,000	152,000	176,000	177,000	201,000	202,000	216,000	217,000	231,000	232,000
7,400	112,000	113,000	152,000	153,000	177,000	178,000	202,000	203,000	217,000	218,000	232,000	233,000
7,600	113,000	114,000	153,000	154,000	178,000	179,000	203,000	204,000	218,000	219,000	233,000	234,000
7,800	114,000	115,000	154,000	155,000	179,000	180,000	204,000	205,000	219,000	220,000	234,000	235,000
8,000	115,000	116,000	155,000	156,000	180,000	181,000	205,000	206,000	220,000	221,000	235,000	236,000
8,200	116,000	117,000	156,000	157,000	181,000	182,000	206,000	207,000	221,000	222,000	236,000	237,000
8,400	117,000	118,000	157,000	158,000	182,000	183,000	207,000	208,000	222,000	223,000	237,000	238,000
8,600	118,000	119,000	158,000	159,000	183,000	184,000	208,000	209,000	223,000	224,000	238,000	239,000
8,800	119,000	120,000	159,000	160,000	184,000	185,000	209,000	210,000	224,000	225,000	239,000	240,000

扶養親族の数						
6人		7人		8人		9人		10人	
その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額									
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
205,500円未満		220,500円未満		235,500円未満		250,500円未満		265,500円未満	
205,500	206,000	220,500	221,000	235,500	236,000	250,500	251,000	265,500	266,000
206,000	206,500	221,000	221,500	236,000	236,500	251,000	251,500	266,000	266,500
206,500	207,000	221,500	222,000	236,500	237,000	251,500	252,000	266,500	267,000
207,000	207,500	222,000	222,500	237,000	237,500	252,000	252,500	267,000	267,500
207,500	208,000	222,500	223,000	237,500	238,000	252,500	253,000	267,500	268,000
208,000	208,500	223,000	223,500	238,000	238,500	253,000	253,500	268,000	268,500
208,500	209,000	223,500	224,000	238,500	239,000	253,500	254,000	268,500	269,000
209,000	209,500	224,000	224,500	239,000	239,500	254,000	254,500	269,000	269,500
209,500	210,000	224,500	225,000	239,500	240,000	254,500	255,000	269,500	270,000
210,000	210,500	225,000	225,500	240,000	240,500	255,000	255,500	270,000	270,500
210,500	211,000	225,500	226,000	240,500	241,000	255,500	256,000	270,500	271,000
211,000	211,500	226,000	226,500	241,000	241,500	256,000	256,500	271,000	271,500
211,500	212,000	226,500	227,000	241,500	242,000	256,500	257,000	271,500	272,000
212,000	212,500	227,000	227,500	242,000	242,500	257,000	257,500	272,000	272,500
212,500	213,000	227,500	228,000	242,500	243,000	257,500	258,000	272,500	273,000
213,000	213,500	228,000	228,500	243,000	243,500	258,000	258,500	273,000	273,500
213,500	214,000	228,500	229,000	243,500	244,000	258,500	259,000	273,500	274,000
214,000	214,500	229,000	229,500	244,000	244,500	259,000	259,500	274,000	274,500
214,500	215,000	229,500	230,000	244,500	245,000	259,500	260,000	274,500	275,000
215,000	215,500	230,000	230,500	245,000	245,500	260,000	260,500	275,000	275,500
215,500	216,000	230,500	231,000	245,500	246,000	260,500	261,000	275,500	276,000
216,000	216,500	231,000	231,500	246,000	246,500	261,000	261,500	276,000	276,500
216,500	217,000	231,500	232,000	246,500	247,000	261,500	262,000	276,500	277,000
217,000	217,500	232,000	232,500	247,000	247,500	262,000	262,500	277,000	277,500
217,500	218,000	232,500	233,000	247,500	248,000	262,500	263,000	277,500	278,000
218,000	218,500	233,000	233,500	248,000	248,500	263,000	263,500	278,000	278,500
218,500	219,000	233,500	234,000	248,500	249,000	263,500	264,000	278,500	279,000
219,000	219,500	234,000	234,500	249,000	249,500	264,000	264,500	279,000	279,500
219,500	220,000	234,500	235,000	249,500	250,000	264,500	265,000	279,500	280,000
220,000	220,500	235,000	235,500	250,000	250,500	265,000	265,500	280,000	280,500
220,500	221,000	235,500	236,000	250,500	251,000	265,500	266,000	280,500	281,000
221,000	221,500	236,000	236,500	251,000	251,500	266,000	266,500	281,000	281,500
221,500	222,000	236,500	237,000	251,500	252,000	266,500	267,000	281,500	282,000
222,000	222,500	237,000	237,500	252,000	252,500	267,000	267,500	282,000	282,500
222,500	223,000	237,500	238,000	252,500	253,000	267,500	268,000	282,500	283,000
223,000	223,500	238,000	238,500	253,000	253,500	268,000	268,500	283,000	283,500
223,500	224,000	238,500	239,000	253,500	254,000	268,500	269,000	283,500	284,000
224,000	224,500	239,000	239,500	254,000	254,500	269,000	269,500	284,000	284,500
224,500	225,000	239,500	240,000	254,500	255,000	269,500	270,000	284,500	285,000
225,000	225,500	240,000	240,500	255,000	255,500	270,000	270,500	285,000	285,500
225,500	226,000	240,500	241,000	255,500	256,000	270,500	271,000	285,500	286,000
226,000	226,500	241,000	241,500	256,000	256,500	271,000	271,500	286,000	286,500
226,500	227,000	241,500	242,000	256,500	257,000	271,500	272,000	286,500	287,000
227,000	227,500	242,000	242,500	257,000	257,500	272,000	272,500	287,000	287,500
227,500	228,000	242,500	243,000	257,500	258,000	272,500	273,000	287,500	288,000
228,000	228,500	243,000	243,500	258,000	258,500	273,000	273,500	288,000	288,500
228,500	229,000	243,500	244,000	258,500	259,000	273,500	274,000	288,500	289,000
229,000	229,500	244,000	244,500	259,000	259,500	274,000	274,500	289,000	289,500
229,500	230,000	244,500	245,000	259,500	260,000	274,500	275,000	289,500	290,000
230,000	230,500	245,000	245,500	260,000	260,500	275,000	275,500	290,000	290,500
230,500	231,000	245,500	246,000	260,500	261,000	275,500	276,000	290,500	291,000
231,000	231,500	246,000	246,500	261,000	261,500	276,000	276,500	291,000	291,500
231,500	232,000	246,500	247,000	261,500	262,000	276,500	277,000	291,500	292,000
232,000	232,500	247,000	247,500	262,000	262,500	277,000	277,500	292,000	292,500
232,500	233,000	247,500	248,000	262,500	263,000	277,500	278,000	292,500	293,000
233,000	233,500	248,000	248,500	263,000	263,500	278,000	278,500	293,000	293,500
233,500	234,000	248,500	249,000	263,500	264,000	278,500	279,000	293,500	294,000
234,000	234,500	249,000	249,500	264,000	264,500	279,000	279,500	294,000	294,500
234,500	235,000	249,500	250,000	264,500	265,000	279,500	280,000	294,500	295,000
235,000	235,500	250,000	250,500	265,000	265,500	280,000	280,500	295,000	295,500
235,500	236,000	250,500	251,000	265,500	266,000	280,500	281,000	295,500	296,000
236,000	236,500	251,000	251,500	266,000	266,500	281,000	281,500	296,000	296,500
236,500	237,000	251,500	252,000	266,500	267,000	281,500	282,000	296,500	297,000
237,000	237,500	252,000	252,500	267,000	267,500	282,000	282,500	297,000	297,500
237,500	238,000	252,500	253,000	267,500	268,000	282,500	283,000	297,500	298,000
238,000	238,500	253,000	253,500	268,000	268,500	283,000	283,500	298,000	298,500
238,500	239,000	253,500	254,000	268,500	269,000	283,500	284,000	298,500	299,000
239,000	239,500	254,000	254,500	269,000	269,500	284,000	284,500	299,000	299,500
239,500	240,000	254,500	255,000	269,500	270,000	284,500	285,000	299,500	300,000
240,000	240,500	255,000	255,500	270,000	270,500	285,000	285,500	300,000	300,500
240,500	241,000	255,500	256,000	270,500	271,000	285,500	286,000	300,500	301,000
241,000	241,500	256,000	256,500	271,000	271,500	286,000	286,500	301,000	301,500
241,500	242,000	256,500	257,000	271,500	272,000	286,500	287,000	301,500	302,000
242,000	242,500	257,000	257,500	272,000	272,500	287,000	287,500	302,000	302,500
242,500	243,000	257,500	258,000	272,500	273,000	287,500	288,000	302,500	303,000
243,000	243,500	258,000	258,500	273,000	273,500	288,000	288,500	303,000	303,500
243,500	244,000	258,500	259,000	273,500	274,000	288,500	289,000	303,500	304,000
244,000	244,500	259,000	259,500	274,000	274,500	289,000	289,500	304,000	304,500
244,500	245,000	259,500	260,000	274,500	275,000	289,500	290,000	304,500	305,000
245,000	245,500	260,000	260,500	275,000	275,500	290,000	290,500	305,000	305,500
245,500	246,000	260,500	261,000	275,500	276,000	290,500	291,000	305,500	306,000
246,000	246,500	261,000	261,500	276,000	276,500	291,000	291,500	306,000	306,500
246,500	247,000	261,500	262,000	276,500	277,000	291,500	292,000	306,500	307,000
247,000	247,500	262,000	262,500	277,000	277,500	292,000	292,500	307,000	307,500
247,500	248,000	262,500	263,000	277,500	278,000	292,500	293,000	307,500	308,000
248,000	248,500	263,000	263,500	278,000	278,500	293,000	293,500	308,000	308,500
248,500	249,000	263,500	264,000	278,500	279,000	293,500	294,000	308,500	309,000
249,000	249,500	264,000	264,500	279,000	279,500	294,000	294,500	309,000	309,500
249,500	250,000	264,500	265,000	279,500	280,000	294,500	295,000	309,500	310,000
250,000	250,500	265,000	265,500	280,000	280,500	295,000	295,500	310,000	310,500
250,500	251,000	265,500	266,000	280,500	281,000	295,500	296,000	310,500	311,000
251,000	251,500	266,000	266,500	281,000	281,500	296,000	296,500	311,000	311,500
251,500	252,000	266,500	267,000	281,500	282,000	296,500	297,000	311,500	312,000
252,000	252,500	267,000	267,500	282,000	282,500	297,000	297,500	312,000	312,500
252,500	253,000	267,500	268,000	282,500	283,000	297,500	298,000	312,500	313,000
253,000	253,500	268,000	268,500	283,000	283,500	298,000	298,500	313,000	313,500
253,500	254,000	268,500	269,000	283,500	284,000	298,500	299,000	313,500	314,000
254,000	254,500	269,000	269,500	284,000	284,500	299,000	299,500	314,000	314,500
254,500	255,000	269,500	270,000	284,500	285,000	299,500	300,000	314,500	315,000

（二）

税額	扶養親族の数 0人 以上	0人 未満	1人 以上	1人 未満	2人 以上	2人 未満	3人 以上	3人 未満	4人 以上	4人 未満
	その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
9,000	120,000	121,000	160,000	161,000	185,000	186,000	210,000	211,000	225,000	226,000
9,200	121,000	122,000	161,000	162,000	186,000	187,000	211,000	212,000	226,000	227,000
9,400	122,000	123,000	162,000	163,000	187,000	188,000	212,000	213,000	227,000	228,000
9,600	123,000	124,000	163,000	164,000	188,000	189,000	213,000	214,000	228,000	229,000
9,800	124,000	125,000	164,000	165,000	189,000	190,000	214,000	215,000	229,000	230,000
10,000	125,000	126,000	165,000	166,000	190,000	191,000	215,000	216,000	230,000	231,000
10,200	126,000	127,000	166,000	167,000	191,000	192,000	216,000	217,000	231,000	232,000
10,400	127,000	128,000	167,000	168,000	192,000	193,000	217,000	218,000	232,000	233,000
10,600	128,000	129,000	168,000	169,000	193,000	194,000	218,000	219,000	233,000	234,000
10,800	129,000	130,000	169,000	170,000	194,000	195,000	219,000	220,000	234,000	235,000
11,000	130,000	131,000	170,000	171,000	195,000	196,000	220,000	221,000	235,000	236,000
11,200	131,000	132,000	171,000	172,000	196,000	197,000	221,000	222,000	236,000	237,000
11,400	132,000	133,000	172,000	173,000	197,000	198,000	222,000	223,000	237,000	238,000
11,600	133,000	134,000	173,000	174,000	198,000	199,000	223,000	224,000	238,000	239,000
11,800	134,000	135,000	174,000	175,000	199,000	200,000	224,000	225,000	239,000	240,000
12,000	135,000	136,000	175,000	176,000	200,000	201,000	225,000	226,000	240,000	241,000
12,200	136,000	137,000	176,000	177,000	201,000	202,000	226,000	227,000	241,000	242,000
12,400	137,000	138,000	177,000	178,000	202,000	203,000	227,000	228,000	242,000	243,000
12,600	138,000	139,000	178,000	179,000	203,000	204,000	228,000	229,000	243,000	244,000
12,800	139,000	140,000	179,000	180,000	204,000	205,000	229,000	230,000	244,000	245,000
13,000	140,000	141,000	180,000	181,000	205,000	206,000	230,000	231,000	245,000	246,000
13,250	141,000	142,000	181,000	182,000	206,000	207,000	231,000	232,000	246,000	247,000
13,500	142,000	143,000	182,000	183,000	207,000	208,000	232,000	233,000	247,000	248,000
13,750	143,000	144,000	183,000	184,000	208,000	209,000	233,000	234,000	248,000	249,000
14,000	144,000	145,000	184,000	185,000	209,000	210,000	234,000	235,000	249,000	250,000
14,250	145,000	146,000	185,000	186,000	210,000	211,000	235,000	236,000	250,000	251,000
14,500	146,000	147,000	186,000	187,000	211,000	212,000	236,000	237,000	251,000	252,000
14,750	147,000	148,000	187,000	188,000	212,000	213,000	237,000	238,000	252,000	253,000
15,000	148,000	149,000	188,000	189,000	213,000	214,000	238,000	239,000	253,000	254,000
15,250	149,000	150,000	189,000	190,000	214,000	215,000	239,000	240,000	254,000	255,000
15,500	150,000	151,000	190,000	191,000	215,000	216,000	240,000	241,000	255,000	256,000
15,750	151,000	152,000	191,000	192,000	216,000	217,000	241,000	242,000	256,000	257,000
16,000	152,000	153,000	192,000	193,000	217,000	218,000	242,000	243,000	257,000	258,000
16,250	153,000	154,000	193,000	194,000	218,000	219,000	243,000	244,000	258,000	259,000
16,500	154,000	155,000	194,000	195,000	219,000	220,000	244,000	245,000	259,000	260,000
16,750	155,000	156,000	195,000	196,000	220,000	221,000	245,000	246,000	260,000	261,000
17,000	156,000	157,000	196,000	197,000	221,000	222,000	246,000	247,000	261,000	262,000
17,250	157,000	158,000	197,000	198,000	222,000	223,000	247,000	248,000	262,000	263,000
17,500	158,000	159,000	198,000	199,000	223,000	224,000	248,000	249,000	263,000	264,000
17,750	159,000	160,000	199,000	200,000	224,000	225,000	249,000	250,000	264,000	265,000
18,000	160,000	161,000	200,000	201,000	225,000	226,000	250,000	251,000	265,000	266,000
18,250	161,000	162,000	201,000	202,000	226,000	227,000	251,000	252,000	266,000	267,000
18,500	162,000	163,000	202,000	203,000	227,000	228,000	252,000	253,000	267,000	268,000
18,750	163,000	164,000	203,000	204,000	228,000	229,000	253,000	254,000	268,000	269,000
19,000	164,000	165,000	204,000	205,000	229,000	230,000	254,000	255,000	269,000	270,000
19,250	165,000	166,000	205,000	206,000	230,000	231,000	255,000	256,000	270,000	271,000
19,500	166,000	167,000	206,000	207,000	231,000	232,000	256,000	257,000	271,000	272,000
19,750	167,000	168,000	207,000	208,000	232,000	233,000	257,000	258,000	272,000	273,000
20,000	168,000	169,000	208,000	209,000	233,000	234,000	258,000	259,000	273,000	274,000
20,250	169,000	170,000	209,000	210,000	234,000	235,000	359,000	260,000	274,000	275,000
20,500	170,000	172,000	210,000	212,000	235,000	237,000	260,000	262,000	275,000	277,000
21,000	172,000	174,000	212,000	214,000	237,000	239,000	262,000	264,000	277,000	279,000
21,500	174,000	176,000	214,000	216,000	239,000	241,000	264,000	266,000	279,000	281,000
22,000	176,000	178,000	216,000	218,000	241,000	243,000	266,000	268,000	281,000	283,000
22,500	178,000	180,000	218,000	220,000	243,000	245,000	268,000	270,000	283,000	285,000

扶養親族の数 5人 以上	5人 未満	6人 以上	6人 未満	7人 以上	7人 未満	8人 以上	8人 未満	9人 以上	9人 未満	10人 以上	10人 未満
除及び生命保険料控除後の給与の金額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
240,000	241,000	255,000	256,000	270,000	271,000	285,000	286,000	300,000	301,000	315,000	316,000
241,000	242,000	256,000	257,000	271,000	272,000	286,000	287,000	301,000	302,000	316,000	317,000
242,000	243,000	257,000	258,000	272,000	273,000	287,000	288,000	302,000	303,000	317,000	318,000
243,000	244,000	258,000	259,000	273,000	274,000	288,000	289,000	303,000	304,000	318,000	319,000
244,000	245,000	259,000	260,000	274,000	275,000	289,000	290,000	304,000	305,000	319,000	320,000
245,000	246,000	260,000	261,000	275,000	276,000	290,000	291,000	305,000	306,000	320,000	321,000
246,000	247,000	261,000	262,000	276,000	277,000	291,000	292,000	306,000	307,000	321,000	322,000
247,000	248,000	262,000	263,000	277,000	278,000	292,000	293,000	307,000	308,000	322,000	323,000
248,000	249,000	263,000	264,000	278,000	279,000	293,000	294,000	308,000	309,000	323,000	324,000
249,000	250,000	264,000	265,000	279,000	280,000	294,000	295,000	309,000	310,000	324,000	325,000
250,000	251,000	265,000	266,000	280,000	281,000	295,000	296,000	310,000	311,000	325,000	326,000
251,000	252,000	266,000	267,000	281,000	282,000	296,000	297,000	311,000	312,000	326,000	327,000
252,000	253,000	267,000	268,000	282,000	283,000	297,000	298,000	312,000	313,000	327,000	328,000
253,000	254,000	268,000	269,000	283,000	284,000	298,000	299,000	313,000	314,000	328,000	329,000
254,000	255,000	269,000	270,000	284,000	285,000	299,000	300,000	314,000	315,000	329,000	330,000
255,000	256,000	270,000	271,000	285,000	286,000	300,000	301,000	315,000	316,000	330,000	331,000
256,000	257,000	271,000	272,000	286,000	287,000	301,000	302,000	316,000	317,000	331,000	332,000
257,000	258,000	272,000	273,000	287,000	288,000	302,000	303,000	317,000	318,000	332,000	333,000
258,000	259,000	273,000	274,000	288,000	289,000	303,000	304,000	318,000	319,000	333,000	334,000
259,000	260,000	274,000	275,000	289,000	290,000	304,000	305,000	319,000	320,000	334,000	335,000
260,000	261,000	275,000	276,000	290,000	291,000	305,000	306,000	320,000	321,000	335,000	336,000
261,000	262,000	276,000	277,000	291,000	292,000	306,000	307,000	321,000	322,000	336,000	337,000
262,000	263,000	277,000	278,000	292,000	293,000	307,000	308,000	322,000	323,000	337,000	338,000
263,000	264,000	278,000	279,000	293,000	294,000	308,000	309,000	323,000	324,000	338,000	339,000
264,000	265,000	279,000	280,000	294,000	295,000	309,000	310,000	324,000	325,000	339,000	340,000
265,000	266,000	280,000	281,000	295,000	296,000	310,000	311,000	325,000	326,000	340,000	341,000
266,000	267,000	281,000	282,000	296,000	297,000	311,000	312,000	326,000	327,000	341,000	342,000
267,000	268,000	282,000	283,000	297,000	298,000	312,000	313,000	327,000	328,000	342,000	343,000
268,000	269,000	283,000	284,000	298,000	299,000	313,000	314,000	328,000	329,000	343,000	344,000
269,000	270,000	284,000	285,000	299,000	300,000	314,000	315,000	329,000	330,000	344,000	345,000
270,000	271,000	285,000	286,000	300,000	301,000	315,000	316,000	330,000	331,000	345,000	346,000
271,000	272,000	286,000	287,000	301,000	302,000	316,000	317,000	331,000	332,000	346,000	347,000
272,000	273,000	287,000	288,000	302,000	303,000	317,000	318,000	332,000	333,000	347,000	348,000
273,000	274,000	288,000	289,000	303,000	304,000	318,000	319,000	333,000	334,000	348,000	349,000
274,000	275,000	289,000	290,000	304,000	305,000	319,000	320,000	334,000	335,000	349,000	350,000
275,000	276,000	290,000	291,000	305,000	306,000	320,000	321,000	335,000	336,000	350,000	351,000
276,000	277,000	291,000	292,000	306,000	307,000	321,000	322,000	336,000	337,000	351,000	352,000
277,000	278,000	292,000	293,000	307,000	308,000	322,000	323,000	337,000	338,000	352,000	353,000
278,000	279,000	293,000	294,000	308,000	309,000	323,000	324,000	338,000	339,000	353,000	354,000
279,000	280,000	294,000	295,000	309,000	310,000	324,000	325,000	339,000	340,000	354,000	355,000
280,000	281,000	295,000	296,000	310,000	311,000	325,000	326,000	340,000	341,000	355,000	356,000
281,000	282,000	296,000	297,000	311,000	312,000	326,000	327,000	341,000	342,000	356,000	357,000
282,000	283,000	297,000	298,000	312,000	313,000	327,000	328,000	342,000	343,000	357,000	358,000
283,000	284,000	298,000	299,000	313,000	314,000	328,000	329,000	343,000	344,000	358,000	359,000
284,000	285,000	299,000	300,000	314,000	315,000	329,000	330,000	344,000	345,000	359,000	360,000
285,000	286,000	300,000	301,000	315,000	316,000	330,000	331,000	345,000	346,000	360,000	361,000
286,000	287,000	301,000	302,000	316,000	317,000	331,000	332,000	346,000	347,000	361,000	362,000
287,000	288,000	302,000	303,000	317,000	318,000	332,000	333,000	347,000	348,000	362,000	363,000
288,000	289,000	303,000	304,000	318,000	319,000	333,000	334,000	348,000	349,000	363,000	364,000
289,000	290,000	304,000	305,000	319,000	320,000	334,000	335,000	349,000	350,000	364,000	365,000
290,000	292,000	305,000	307,000	320,000	322,000	335,000	337,000	350,000	352,000	365,000	367,000
292,000	294,000	307,000	309,000	322,000	324,000	337,000	339,000	352,000	354,000	367,000	369,000
294,000	296,000	309,000	311,000	324,000	326,000	339,000	341,000	354,000	356,000	369,000	371,000
296,000	298,000	311,000	313,000	326,000	328,000	341,000	343,000	356,000	358,000	371,000	373,000
298,000	300,000	313,000	315,000	328,000	330,000	343,000	345,000	358,000	360,000	373,000	375,000

（三）

税額	扶養親族の数																			
	0人		1人		2人		3人		4人		5人		6人		7人		8人		9人		10人	
	その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額																			
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
23,000	180,000	182,000	220,000	222,000	245,000	247,000	270,000	272,000	285,000	287,000	300,000	302,000	315,000	317,000	330,000	332,000	345,000	347,000	360,000	362,000	375,000	377,000
23,500	182,000	184,000	222,000	224,000	247,000	249,000	272,000	274,000	287,000	289,000	302,000	304,000	317,000	319,000	332,000	334,000	347,000	349,000	362,000	364,000	377,000	379,000
24,000	184,000	186,000	224,000	226,000	249,000	251,000	274,000	276,000	289,000	291,000	304,000	306,000	319,000	321,000	334,000	336,000	349,000	351,000	364,000	366,000	379,000	381,000
24,500	186,000	188,000	226,000	228,000	251,000	253,000	276,000	278,000	291,000	293,000	306,000	308,000	321,000	323,000	336,000	338,000	351,000	353,000	366,000	368,000	381,000	383,000
25,000	188,000	190,000	228,000	230,000	253,000	255,000	278,000	280,000	293,000	295,000	308,000	310,000	323,000	325,000	338,000	340,000	353,000	355,000	368,000	370,000	383,000	385,000
25,500	190,000	192,000	230,000	232,000	255,000	257,000	280,000	282,000	295,000	297,000	310,000	312,000	325,000	327,000	340,000	342,000	355,000	357,000	370,000	372,000	385,000	387,000
26,100	192,000	194,000	232,000	234,000	257,000	259,000	282,000	284,000	297,000	299,000	312,000	314,000	327,000	329,000	342,000	344,000	357,000	359,000	372,000	374,000	387,000	389,000
26,700	194,000	196,000	234,000	236,000	259,000	261,000	284,000	286,000	299,000	301,000	314,000	316,000	329,000	331,000	344,000	346,000	359,000	361,000	374,000	376,000	389,000	391,000
27,300	196,000	198,000	236,000	238,000	261,000	263,000	286,000	288,000	301,000	303,000	316,000	318,000	331,000	333,000	346,000	348,000	361,000	363,000	376,000	378,000	391,000	393,000
27,900	198,000	200,000	238,000	240,000	263,000	265,000	288,000	290,000	303,000	305,000	318,000	320,000	333,000	335,000	348,000	350,000	363,000	365,000	378,000	380,000	393,000	395,000
28,500	200,000	202,000	240,000	242,000	265,000	267,000	290,000	292,000	305,000	307,000	320,000	322,000	335,000	337,000	350,000	352,000	365,000	367,000	380,000	382,000	395,000	397,000
29,100	202,000	204,000	242,000	244,000	267,000	269,000	292,000	294,000	307,000	309,000	322,000	324,000	337,000	339,000	352,000	354,000	367,000	369,000	382,000	384,000	397,000	399,000
29,700	204,000	206,000	244,000	246,000	269,000	271,000	294,000	296,000	309,000	311,000	324,000	326,000	339,000	341,000	354,000	356,000	369,000	371,000	384,000	386,000	399,000	401,000
30,300	206,000	208,000	246,000	248,000	271,000	273,000	296,000	298,000	311,000	313,000	326,000	328,000	341,000	343,000	356,000	358,000	371,000	373,000	386,000	388,000	401,000	403,000
30,900	208,000	210,000	248,000	250,000	273,000	275,000	298,000	300,000	313,000	315,000	328,000	330,000	343,000	345,000	358,000	360,000	373,000	375,000	388,000	390,000	403,000	405,000
31,500	210,000	212,000	250,000	252,000	275,000	277,000	300,000	302,000	315,000	317,000	330,000	332,000	345,000	347,000	360,000	362,000	375,000	377,000	390,000	392,000	405,000	407,000
32,100	212,000	214,000	252,000	254,000	277,000	279,000	302,000	304,000	317,000	319,000	332,000	334,000	347,000	349,000	362,000	364,000	377,000	379,000	392,000	394,000	407,000	409,000
32,700	214,000	216,000	254,000	256,000	279,000	281,000	304,000	306,000	319,000	321,000	334,000	336,000	349,000	351,000	364,000	366,000	379,000	381,000	394,000	396,000	409,000	411,000
33,300	216,000	218,000	256,000	258,000	281,000	283,000	306,000	308,000	321,000	323,000	336,000	338,000	351,000	353,000	366,000	368,000	381,000	383,000	396,000	398,000	411,000	413,000
33,900	218,000	220,000	258,000	260,000	283,000	285,000	308,000	310,000	323,000	325,000	338,000	340,000	353,000	355,000	368,000	370,000	383,000	385,000	398,000	400,000	413,000	415,000
34,500	220,000	222,000	260,000	262,000	285,000	287,000	310,000	312,000	325,000	327,000	340,000	342,000	355,000	357,000	370,000	372,000	385,000	387,000	400,000	402,000	415,000	417,000
35,100	222,000	224,000	262,000	264,000	287,000	289,000	312,000	314,000	327,000	329,000	342,000	344,000	357,000	359,000	372,000	374,000	387,000	389,000	402,000	404,000	417,000	419,000
35,700	224,000	226,000	264,000	266,000	289,000	291,000	314,000	316,000	329,000	331,000	344,000	346,000	359,000	361,000	374,000	376,000	389,000	391,000	404,000	406,000	419,000	421,000
36,300	226,000	228,000	266,000	268,000	291,000	293,000	316,000	318,000	331,000	333,000	346,000	348,000	361,000	363,000	376,000	378,000	391,000	393,000	406,000	408,000	421,000	423,000
36,900	228,000	230,000	268,000	270,000	293,000	295,000	318,000	320,000	333,000	335,000	348,000	350,000	363,000	365,000	378,000	380,000	393,000	395,000	408,000	410,000	423,000	425,000
37,500	230,000	232,000	270,000	272,000	295,000	297,000	320,000	322,000	335,000	337,000	350,000	352,000	365,000	367,000	380,000	382,000	395,000	397,000	410,000	412,000	425,000	427,000
38,100	232,000	234,000	272,000	274,000	297,000	299,000	322,000	324,000	337,000	339,000	352,000	354,000	367,000	369,000	382,000	384,000	397,000	399,000	412,000	414,000	427,000	429,000
38,700	234,000	236,000	274,000	276,000	299,000	301,000	324,000	326,000	339,000	341,000	354,000	356,000	369,000	371,000	384,000	386,000	399,000	401,000	414,000	416,000	429,000	431,000
39,300	236,000	238,000	276,000	278,000	301,000	303,000	326,000	328,000	341,000	343,000	356,000	358,000	371,000	373,000	386,000	388,000	401,000	403,000	416,000	418,000	431,000	433,000
39,900	238,000	240,000	278,000	280,000	303,000	305,000	328,000	330,000	343,000	345,000	358,000	360,000	373,000	375,000	388,000	390,000	403,000	405,000	418,000	420,000	433,000	435,000
40,500	240,000	242,000	280,000	282,000	305,000	307,000	330,000	332,000	345,000	347,000	360,000	362,000	375,000	377,000	390,000	392,000	405,000	407,000	420,000	422,000	435,000	437,000
41,100	242,000	244,000	282,000	284,000	307,000	309,000	332,000	334,000	347,000	349,000	362,000	364,000	377,000	379,000	392,000	394,000	407,000	409,000	422,000	424,000	437,000	439,000
41,700	244,000	246,000	284,000	286,000	309,000	311,000	334,000	336,000	349,000	351,000	364,000	366,000	379,000	381,000	394,000	396,000	409,000	411,000	424,000	426,000	439,000	441,000
42,300	246,000	248,000	286,000	288,000	311,000	313,000	336,000	338,000	351,000	353,000	366,000	368,000	381,000	383,000	396,000	398,000	411,000	413,000	426,000	428,000	441,000	443,000
42,900	248,000	250,000	288,000	290,000	313,000	315,000	338,000	340,000	353,000	355,000	368,000	370,000	383,000	385,000	398,000	400,000	413,000	415,000	428,000	430,000	443,000	445,000
43,500	250,000	252,000	290,000	292,000	315,000	317,000	340,000	342,000	355,000	357,000	370,000	372,000	385,000	387,000	400,000	402,000	415,000	417,000	430,000	432,000	445,000	447,000
44,100	252,000	254,000	292,000	294,000	317,000	319,000	342,000	344,000	357,000	359,000	372,000	374,000	387,000	389,000	402,000	404,000	417,000	419,000	432,000	434,000	447,000	449,000
44,700	254,000	256,000	294,000	296,000	319,000	321,000	344,000	346,000	359,000	361,000	374,000	376,000	389,000	391,000	404,000	406,000	419,000	421,000	434,000	436,000	449,000	451,000
45,300	256,000	258,000	296,000	298,000	321,000	323,000	346,000	348,000	361,000	363,000	376,000	378,000	391,000	393,000	406,000	408,000	421,000	423,000	436,000	438,000	451,000	453,000
45,900	258,000	260,000	298,000	300,000	323,000	325,000	348,000	350,000	363,000	365,000	378,000	380,000	393,000	395,000	408,000	410,000	423,000	425,000	438,000	440,000	453,000	455,000
46,500	260,000	262,000	300,000	302,000	325,000	327,000	350,000	352,000	365,000	367,000	380,000	382,000	395,000	397,000	410,000	412,000	425,000	427,000	440,000	442,000	455,000	457,000
47,100	262,000	264,000	302,000	304,000	327,000	329,000	352,000	354,000	367,000	369,000	382,000	384,000	397,000	399,000	412,000	414,000	427,000	429,000	442,000	444,000	457,000	459,000
47,700	264,000	266,000	304,000	306,000	329,000	331,000	354,000	356,000	369,000	371,000	384,000	386,000	399,000	401,000	414,000	416,000	429,000	431,000	444,000	446,000	459,000	461,000
48,300	266,000	268,000	306,000	308,000	331,000	333,000	356,000	358,000	371,000	373,000	386,000	388,000	401,000	403,000	416,000	418,000	431,000	433,000	446,000	448,000	461,000	463,000
48,900	268,000	270,000	308,000	310,000	333,000	335,000	358,000	360,000	373,000	375,000	388,000	390,000	403,000	405,000	418,000	420,000	433,000	435,000	448,000	450,000	463,000	465,000
49,500	270,000	273,000	310,000	313,000	335,000	338,000	360,000	363,000	375,000	378,000	390,000	393,000	405,000	408,000	420,000	423,000	435,000	438,000	450,000	453,000	465,000	468,000
50,550	273,000	276,000	313,000	316,000	338,000	341,000	363,000	366,000	378,000	381,000	393,000	396,000	408,000	411,000	423,000	426,000	438,000	441,000	453,000	456,000	468,000	471,000
51,600	276,000	279,000	316,000	319,000	341,000	344,000	366,000	369,000	381,000	384,000	396,000	399,000	411,000	414,000	426,000	429,000	441,000	444,000	456,000	459,000	471,000	474,000
52,650	279,000	282,000	319,000	322,000	344,000	347,000	369,000	372,000	384,000	387,000	399,000	402,000	414,000	417,000	429,000	432,000	444,000	447,000	459,000	462,000	474,000	477,000
53,700	282,000	285,000	322,000	325,000	347,000	350,000	372,000	375,000	387,000	390,000	402,000	405,000	417,000	420,000	432,000	435,000	447,000	450,000	462,000	465,000	477,000	480,000
54,750	285,000	288,000	325,000	328,000	350,000	353,000	375,000	378,000	390,000	393,000	405,000	408,000	420,000	423,000	435,000	438,000	450,000	453,000	465,000	468,000	480,000	483,000
55,800	288,000	291,000	328,000	331,000	353,000	356,000	378,000	381,000	393,000	396,000	408,000	411,000	423,000	426,000	438,000	441,000	453,000	456,000	468,000	471,000	483,000	486,000
56,850	291,000	294,000	331,000	334,000	356,000	359,000	381,000	384,000	396,000	399,000	411,000	414,000	426,000	429,000	441,000	444,000	456,000	459,000	471,000	474,000	486,000	489,000
57,900	294,000	297,000	334,000	337,000	359,000	362,000	384,000	387,000	399,000	402,000	414,000	417,000	429,000	432,000	444,000	447,000	459,000	462,000	474,000	477,000	489,000	492,000
58,950	297,000	300,000	337,000	340,000	362,000	365,000	387,000	390,000	402,000	405,000	417,000	420,000	432,000	435,000	447,000	450,000	462,000	465,000	477,000	480,000	492,000	495,000

（四）

税額	扶養親族の数 0人 以上	0人 未満	1人 以上	1人 未満	2人 以上	2人 未満	3人 以上	3人 未満	4人 以上	4人 未満
	その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
60,000	300,000	303,000	340,000	343,000	365,000	368,000	390,000	393,000	405,000	408,000
61,050	303,000	306,000	343,000	346,000	368,000	371,000	393,000	396,000	408,000	411,000
62,100	306,000	309,000	346,000	349,000	371,000	374,000	396,000	399,000	411,000	414,000
63,150	309,000	312,000	349,000	352,000	374,000	377,000	399,000	402,000	414,000	417,000
64,200	312,000	315,000	352,000	355,000	377,000	380,000	402,000	405,000	417,000	420,000
65,250	315,000	318,000	355,000	358,000	380,000	383,000	405,000	408,000	420,000	423,000
66,300	318,000	321,000	358,000	361,000	383,000	386,000	408,000	411,000	423,000	426,000
67,350	321,000	324,000	361,000	364,000	386,000	389,000	411,000	414,000	426,000	429,000
68,400	324,000	327,000	364,000	367,000	389,000	392,000	414,000	417,000	429,000	432,000
69,450	327,000	330,000	367,000	370,000	392,000	395,000	417,000	420,000	432,000	435,000
70,500	330,000	333,000	370,000	373,000	395,000	398,000	420,000	423,000	435,000	438,000
71,550	333,000	336,000	373,000	376,000	398,000	401,000	423,000	426,000	438,000	441,000
72,600	336,000	339,000	376,000	379,000	401,000	404,000	426,000	429,000	441,000	444,000
73,650	339,000	342,000	379,000	382,000	404,000	407,000	429,000	432,000	444,000	447,000
74,700	342,000	345,000	382,000	385,000	407,000	410,000	432,000	435,000	447,000	450,000
75,750	345,000	348,000	385,000	388,000	410,000	413,000	435,000	438,000	450,000	453,000
76,800	348,000	351,000	388,000	391,000	413,000	416,000	438,000	441,000	453,000	456,000
77,850	351,000	354,000	391,000	394,000	416,000	419,000	441,000	444,000	456,000	459,000
78,900	354,000	357,000	394,000	397,000	419,000	422,000	444,000	447,000	459,000	462,000
79,950	357,000	360,000	397,000	400,000	422,000	425,000	447,000	450,000	462,000	465,000
81,000	360,000	363,000	400,000	403,000	425,000	428,000	450,000	453,000	465,000	468,000
82,050	363,000	366,000	403,000	406,000	428,000	431,000	453,000	456,000	468,000	471,000
83,100	366,000	369,000	406,000	409,000	431,000	434,000	456,000	459,000	471,000	474,000
84,150	369,000	372,000	409,000	412,000	434,000	437,000	459,000	462,000	474,000	477,000
85,300	372,000	375,000	412,000	415,000	437,000	440,000	462,000	465,000	477,000	480,000
86,500	375,000	378,000	415,000	418,000	440,000	443,000	465,000	468,000	480,000	483,000
87,700	378,000	381,000	418,000	421,000	443,000	446,000	468,000	471,000	483,000	486,000
88,900	381,000	384,000	421,000	424,000	446,000	449,000	471,000	474,000	486,000	489,000
90,100	384,000	387,000	424,000	427,000	449,000	452,000	474,000	477,000	489,000	492,000
91,300	387,000	390,000	427,000	430,000	452,000	455,000	477,000	480,000	492,000	495,000
92,500	390,000	394,000	430,000	434,000	455,000	459,000	480,000	484,000	495,000	499,000
94,100	394,000	398,000	434,000	438,000	459,000	463,000	484,000	488,000	499,000	503,000
95,700	398,000	402,000	438,000	442,000	463,000	467,000	488,000	492,000	503,000	507,000
97,300	402,000	406,000	442,000	446,000	467,000	471,000	492,000	496,000	507,000	511,000
98,900	406,000	410,000	446,000	450,000	471,000	475,000	496,000	500,000	511,000	515,000
100,500	410,000	414,000	450,000	454,000	475,000	479,000	500,000	504,000	515,000	519,000
102,100	414,000	418,000	454,000	458,000	479,000	483,000	504,000	508,000	519,000	523,000
103,700	418,000	422,000	458,000	462,000	483,000	487,000	508,000	512,000	523,000	527,000
105,300	422,000	426,000	462,000	466,000	487,000	491,000	512,000	516,000	527,000	531,000
106,900	426,000	430,000	466,000	470,000	491,000	495,000	516,000	520,000	531,000	535,000
108,500	430,000	434,000	470,000	474,000	495,000	499,000	520,000	524,000	535,000	539,000
110,100	434,000	438,000	474,000	478,000	499,000	503,000	524,000	528,000	539,000	543,000
111,700	438,000	442,000	478,000	482,000	503,000	507,000	528,000	532,000	543,000	547,000
113,300	442,000	446,000	482,000	486,000	507,000	511,000	532,000	536,000	547,000	551,000
114,900	446,000	450,000	486,000	490,000	511,000	515,000	536,000	540,000	551,000	555,000
116,500	450,000	454,000	490,000	494,000	515,000	519,000	540,000	544,000	555,000	559,000
118,100	454,000	458,000	494,000	498,000	519,000	523,000	544,000	548,000	559,000	563,000
119,700	458,000	462,000	498,000	502,000	523,000	527,000	548,000	552,000	563,000	567,000
121,300	462,000	466,000	502,000	506,000	527,000	531,000	552,000	556,000	567,000	571,000
122,900	466,000	470,000	506,000	510,000	531,000	535,000	556,000	560,000	571,000	575,000
124,500	470,000	474,000	510,000	514,000	535,000	539,000	560,000	564,000	575,000	579,000
126,100	474,000	478,000	514,000	518,000	539,000	543,000	564,000	568,000	579,000	583,000
127,700	478,000	482,000	518,000	522,000	543,000	547,000	568,000	572,000	583,000	587,000
129,300	482,000	486,000	522,000	526,000	547,000	551,000	572,000	576,000	587,000	591,000
130,900	486,000	490,000	526,000	530,000	551,000	555,000	576,000	580,000	591,000	595,000

税額	扶養親族の数 5人 以上	5人 未満	6人 以上	6人 未満	7人 以上	7人 未満	8人 以上	8人 未満	9人 以上	9人 未満	10人 以上	10人 未満
	その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
60,000	420,000	423,000	435,000	438,000	450,000	453,000	465,000	468,000	480,000	483,000	495,000	498,000
61,050	423,000	426,000	438,000	441,000	453,000	456,000	468,000	471,000	483,000	486,000	498,000	501,000
62,100	426,000	429,000	441,000	444,000	456,000	459,000	471,000	474,000	486,000	489,000	501,000	504,000
63,150	429,000	432,000	444,000	447,000	459,000	462,000	474,000	477,000	489,000	492,000	504,000	507,000
64,200	432,000	435,000	447,000	450,000	462,000	465,000	477,000	480,000	492,000	495,000	507,000	510,000
65,250	435,000	438,000	450,000	453,000	465,000	468,000	480,000	483,000	495,000	498,000	510,000	513,000
66,300	438,000	441,000	453,000	456,000	468,000	471,000	483,000	486,000	498,000	501,000	513,000	516,000
67,350	441,000	444,000	456,000	459,000	471,000	474,000	486,000	489,000	501,000	504,000	516,000	519,000
68,400	444,000	447,000	459,000	462,000	474,000	477,000	489,000	492,000	504,000	507,000	519,000	522,000
69,450	447,000	450,000	462,000	465,000	477,000	480,000	492,000	495,000	507,000	510,000	522,000	525,000
70,500	450,000	453,000	465,000	468,000	480,000	483,000	495,000	498,000	510,000	513,000	525,000	528,000
71,550	453,000	456,000	468,000	471,000	483,000	486,000	498,000	501,000	513,000	516,000	528,000	531,000
72,600	456,000	459,000	471,000	474,000	486,000	489,000	501,000	504,000	516,000	519,000	531,000	534,000
73,650	459,000	462,000	474,000	477,000	489,000	492,000	504,000	507,000	519,000	522,000	534,000	537,000
74,700	462,000	465,000	477,000	480,000	492,000	495,000	507,000	510,000	522,000	525,000	537,000	540,000
75,750	465,000	468,000	480,000	483,000	495,000	498,000	510,000	513,000	525,000	528,000	540,000	543,000
76,800	468,000	471,000	483,000	486,000	498,000	501,000	513,000	516,000	528,000	531,000	543,000	546,000
77,850	471,000	474,000	486,000	489,000	501,000	504,000	516,000	519,000	531,000	534,000	546,000	549,000
78,900	474,000	477,000	489,000	492,000	504,000	507,000	519,000	522,000	534,000	537,000	549,000	552,000
79,950	477,000	480,000	492,000	495,000	507,000	510,000	522,000	525,000	537,000	540,000	552,000	555,000
81,000	480,000	483,000	495,000	498,000	510,000	513,000	525,000	528,000	540,000	543,000	555,000	558,000
82,050	483,000	486,000	498,000	501,000	513,000	516,000	528,000	531,000	543,000	546,000	558,000	561,000
83,100	486,000	489,000	501,000	504,000	516,000	519,000	531,000	534,000	546,000	549,000	561,000	564,000
84,150	489,000	492,000	504,000	507,000	519,000	522,000	534,000	537,000	549,000	552,000	564,000	567,000
85,300	492,000	495,000	507,000	510,000	522,000	525,000	537,000	540,000	552,000	555,000	567,000	570,000
86,500	495,000	498,000	510,000	513,000	525,000	528,000	540,000	543,000	555,000	558,000	570,000	573,000
87,700	498,000	501,000	513,000	516,000	528,000	531,000	543,000	546,000	558,000	561,000	573,000	576,000
88,900	501,000	504,000	516,000	519,000	531,000	534,000	546,000	549,000	561,000	564,000	576,000	579,000
90,100	504,000	507,000	519,000	522,000	534,000	537,000	549,000	552,000	564,000	567,000	579,000	582,000
91,300	507,000	510,000	522,000	525,000	537,000	540,000	552,000	555,000	567,000	570,000	582,000	585,000
92,500	510,000	514,000	525,000	529,000	540,000	544,000	555,000	559,000	570,000	574,000	585,000	589,000
94,100	514,000	518,000	529,000	533,000	544,000	548,000	559,000	563,000	574,000	578,000	589,000	593,000
95,700	518,000	522,000	533,000	537,000	548,000	552,000	563,000	567,000	578,000	582,000	593,000	597,000
97,300	522,000	526,000	537,000	541,000	552,000	556,000	567,000	571,000	582,000	586,000	597,000	601,000
98,900	526,000	530,000	541,000	545,000	556,000	560,000	571,000	575,000	586,000	590,000	601,000	605,000
100,500	530,000	534,000	545,000	549,000	560,000	564,000	575,000	579,000	590,000	594,000	605,000	609,000
102,100	534,000	538,000	549,000	553,000	564,000	568,000	579,000	583,000	594,000	598,000	609,000	613,000
103,700	538,000	542,000	553,000	557,000	568,000	572,000	583,000	587,000	598,000	602,000	613,000	617,000
105,300	542,000	546,000	557,000	561,000	572,000	576,000	587,000	591,000	602,000	606,000	617,000	621,000
106,900	546,000	550,000	561,000	565,000	576,000	580,000	591,000	595,000	606,000	610,000	621,000	625,000
108,500	550,000	554,000	565,000	569,000	580,000	584,000	595,000	599,000	610,000	614,000	625,000	629,000
110,100	554,000	558,000	569,000	573,000	584,000	588,000	599,000	603,000	614,000	618,000	629,000	633,000
111,700	558,000	562,000	573,000	577,000	588,000	592,000	603,000	607,000	618,000	622,000	633,000	637,000
113,300	562,000	566,000	577,000	581,000	592,000	596,000	607,000	611,000	622,000	626,000	637,000	641,000
114,900	566,000	570,000	581,000	585,000	596,000	600,000	611,000	615,000	626,000	630,000	641,000	645,000
116,500	570,000	574,000	585,000	589,000	600,000	604,000	615,000	619,000	630,000	634,000	645,000	649,000
118,100	574,000	578,000	589,000	593,000	604,000	608,000	619,000	623,000	634,000	638,000	649,000	653,000
119,700	578,000	582,000	593,000	597,000	608,000	612,000	623,000	627,000	638,000	642,000	653,000	657,000
121,300	582,000	586,000	597,000	601,000	612,000	616,000	627,000	631,000	642,000	646,000	657,000	661,000
122,900	586,000	590,000	601,000	605,000	616,000	620,000	631,000	635,000	646,000	650,000	661,000	665,000
124,500	590,000	594,000	605,000	609,000	620,000	624,000	635,000	639,000	650,000	654,000	665,000	669,000
126,100	594,000	598,000	609,000	613,000	624,000	628,000	639,000	643,000	654,000	658,000	669,000	673,000
127,700	598,000	602,000	613,000	617,000	628,000	632,000	643,000	647,000	658,000	662,000	673,000	677,000
129,300	602,000	606,000	617,000	621,000	632,000	636,000	647,000	651,000	662,000	666,000	677,000	681,000
130,900	606,000	610,000	621,000	625,000	636,000	640,000	651,000	655,000	666,000	670,000	681,000	685,000

（五）

税額	扶養親族の数											
	0人		1人		2人		3人		4人		5人	
	その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額											
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
132,500	490,000	494,000	530,000	534,000	555,000	559,000	580,000	584,000	595,000	599,000	610,000	614,000
134,100	494,000	498,000	534,000	538,000	559,000	563,000	584,000	588,000	599,000	603,000	614,000	618,000
135,700	498,000	502,000	538,000	542,000	563,000	567,000	588,000	592,000	603,000	607,000	618,000	622,000
137,300	502,000	506,000	542,000	546,000	567,000	571,000	592,000	596,000	607,000	611,000	622,000	626,000
138,900	506,000	510,000	546,000	550,000	571,000	575,000	596,000	600,000	611,000	615,000	626,000	630,000
140,500	510,000	514,000	550,000	554,000	575,000	579,000	600,000	604,000	615,000	619,000	630,000	634,000
142,100	514,000	518,000	554,000	558,000	579,000	583,000	604,000	608,000	619,000	623,000	634,000	638,000
143,700	518,000	522,000	558,000	562,000	583,000	587,000	608,000	612,000	623,000	627,000	638,000	642,000
145,300	522,000	526,000	562,000	566,000	587,000	591,000	612,000	616,000	627,000	631,000	642,000	646,000
146,900	526,000	530,000	566,000	570,000	591,000	595,000	616,000	620,000	631,000	635,000	646,000	650,000
148,500	530,000	534,000	570,000	574,000	595,000	599,000	620,000	624,000	635,000	639,000	650,000	654,000
150,100	534,000	538,000	574,000	578,000	599,000	603,000	624,000	628,000	639,000	643,000	654,000	658,000
151,700	538,000	542,000	578,000	582,000	603,000	607,000	628,000	632,000	643,000	647,000	658,000	662,000
153,300	542,000	546,000	582,000	586,000	607,000	611,000	632,000	636,000	647,000	651,000	662,000	666,000
154,900	546,000	550,000	586,000	590,000	611,000	615,000	636,000	640,000	651,000	655,000	666,000	670,000
156,500	550,000	555,000	590,000	595,000	615,000	620,000	640,000	645,000	655,000	660,000	670,000	675,000
158,500	555,000	560,000	595,000	600,000	620,000	625,000	645,000	650,000	660,000	665,000	675,000	680,000
160,500	560,000	565,000	600,000	605,000	625,000	630,000	650,000	655,000	665,000	670,000	680,000	685,000
162,500	565,000	570,000	605,000	610,000	630,000	635,000	655,000	660,000	670,000	675,000	685,000	690,000
164,500	570,000	575,000	610,000	615,000	635,000	640,000	660,000	665,000	675,000	680,000	690,000	695,000
166,750	575,000	580,000	615,000	620,000	640,000	645,000	665,000	670,000	680,000	685,000	695,000	700,000
169,000	580,000	585,000	620,000	625,000	645,000	650,000	670,000	675,000	685,000	690,000	700,000	705,000
171,250	585,000	590,000	625,000	630,000	650,000	655,000	675,000	680,000	690,000	695,000	705,000	710,000
173,500	590,000	595,000	630,000	635,000	655,000	660,000	680,000	685,000	695,000	700,000	710,000	715,000
175,750	595,000	600,000	635,000	640,000	660,000	665,000	685,000	690,000	700,000	705,000	715,000	720,000
178,000	600,000	605,000	640,000	645,000	665,000	670,000	690,000	695,000	705,000	710,000	720,000	725,000
180,250	605,000	610,000	645,000	650,000	670,000	675,000	695,000	700,000	710,000	715,000	725,000	730,000
182,500	610,000	615,000	650,000	655,000	675,000	680,000	700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000
184,750	615,000	620,000	655,000	660,000	680,000	685,000	705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000
187,000	620,000	625,000	660,000	665,000	685,000	690,000	710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000
189,250	625,000	630,000	665,000	670,000	690,000	695,000	715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000
191,500	630,000	635,000	670,000	675,000	695,000	700,000	720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000
193,750	635,000	640,000	675,000	680,000	700,000	705,000	725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000
196,000	640,000	645,000	680,000	685,000	705,000	710,000	730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000
198,250	645,000	650,000	685,000	690,000	710,000	715,000	735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000
200,500	650,000	655,000	690,000	695,000	715,000	720,000	740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000
202,750	655,000	660,000	695,000	700,000	720,000	725,000	745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000
205,000	660,000	665,000	700,000	705,000	725,000	730,000	750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000
207,250	665,000	670,000	705,000	710,000	730,000	735,000	755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000
209,500	670,000	675,000	710,000	715,000	735,000	740,000	760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000
211,750	675,000	680,000	715,000	720,000	740,000	745,000	765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000
214,000	680,000	685,000	720,000	725,000	745,000	750,000	770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000
216,250	685,000	690,000	725,000	730,000	750,000	755,000	775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000
218,500	690,000	695,000	730,000	735,000	755,000	760,000	780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000
220,750	695,000	700,000	735,000	740,000	760,000	765,000	785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000
223,000	700,000	705,000	740,000	745,000	765,000	770,000	790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000
225,250	705,000	710,000	745,000	750,000	770,000	775,000	795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000
227,500	710,000	715,000	750,000	755,000	775,000	780,000	800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000
229,750	715,000	720,000	755,000	760,000	780,000	785,000	805,000	810,000	820,000	825,000	835,000	840,000
232,000	720,000円		760,000円		785,000円		810,000円		825,000円		840,000円	

税額	扶養親族の数											
	6人		7人		8人		9人		10人			
	その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額											
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
132,500	625,000	629,000	640,000	644,000	655,000	659,000	670,000	674,000	685,000	689,000		
134,100	629,000	633,000	644,000	648,000	659,000	663,000	674,000	678,000	689,000	693,000		
135,700	633,000	637,000	648,000	652,000	663,000	667,000	678,000	682,000	693,000	697,000		
137,300	637,000	641,000	652,000	656,000	667,000	671,000	682,000	686,000	697,000	701,000		
138,900	641,000	645,000	656,000	660,000	671,000	675,000	686,000	690,000	701,000	705,000		
140,500	645,000	649,000	660,000	664,000	675,000	679,000	690,000	694,000	705,000	709,000		
142,100	649,000	653,000	664,000	668,000	679,000	683,000	694,000	698,000	709,000	713,000		
143,700	653,000	657,000	668,000	672,000	683,000	687,000	698,000	702,000	713,000	717,000		
145,300	657,000	661,000	672,000	676,000	687,000	691,000	702,000	706,000	717,000	721,000		
146,900	661,000	665,000	676,000	680,000	691,000	695,000	706,000	710,000	721,000	725,000		
148,500	665,000	669,000	680,000	684,000	695,000	699,000	710,000	714,000	725,000	729,000		
150,100	669,000	673,000	684,000	688,000	699,000	703,000	714,000	718,000	729,000	733,000		
151,700	673,000	677,000	688,000	692,000	703,000	707,000	718,000	722,000	733,000	737,000		
153,300	677,000	681,000	692,000	696,000	707,000	711,000	722,000	726,000	737,000	741,000		
154,900	681,000	685,000	696,000	700,000	711,000	715,000	726,000	730,000	741,000	745,000		
156,500	685,000	690,000	700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000		
158,500	690,000	695,000	705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000		
160,500	695,000	700,000	710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000		
162,500	700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000		
164,500	705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000		
166,750	710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000		
169,000	715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000		
171,250	720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000		
173,500	725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000		
175,750	730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000		
178,000	735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000		
180,250	740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000		
182,500	745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000		
184,750	750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000		
187,000	755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000		
189,250	760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000		
191,500	765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000		
193,750	770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000		
196,000	775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000	835,000	840,000		
198,250	780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000	840,000	845,000		
200,500	785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000	845,000	850,000		
202,750	790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000	835,000	840,000	850,000	855,000		
205,000	795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000	840,000	845,000	855,000	860,000		
207,250	800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000	845,000	850,000	860,000	865,000		
209,500	805,000	810,000	820,000	825,000	835,000	840,000	850,000	855,000	865,000	870,000		
211,750	810,000	815,000	825,000	830,000	840,000	845,000	855,000	860,000	870,000	875,000		
214,000	815,000	820,000	830,000	835,000	845,000	850,000	860,000	865,000	875,000	880,000		
216,250	820,000	825,000	835,000	840,000	850,000	855,000	865,000	870,000	880,000	885,000		
218,500	825,000	830,000	840,000	845,000	855,000	860,000	870,000	875,000	885,000	890,000		
220,750	830,000	835,000	845,000	850,000	860,000	865,000	875,000	880,000	890,000	895,000		
223,000	835,000	840,000	850,000	855,000	865,000	870,000	880,000	885,000	895,000	900,000		
225,250	840,000	845,000	855,000	860,000	870,000	875,000	885,000	890,000	900,000	905,000		
227,500	845,000	850,000	860,000	865,000	875,000	880,000	890,000	895,000	905,000	910,000		
229,750	850,000	855,000	865,000	870,000	880,000	885,000	895,000	900,000	910,000	915,000		
232,000	855,000円		870,000円		885,000円		900,000円		915,000円			

(六)

上欄によつて税額が求められない場合	その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額から、扶養親族の数に応じ (イ) 与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額から、15,000円に10人をこえる扶養 除及び生命保険料控除後の給与の金額」欄において、その控除後の金額の該当する行の「税額」欄に記
	上記の残額が720,000円をこえる場合には、当該残額について、次の区分に応じて計算した金額
	(ロ) 税額 当該残額に45％を乗じて算出した金額から 92,000円を控除した金額 当該残額に50％を乗じて算出した金額から 145,500円を控除した金額 当該残額に55％を乗じて算出した金額から 249,000円を控除した金額 当該残額に60％を乗じて算出した金額から 402,500円を控除した金額 当該残額に65％を乗じて算出した金額から 656,000円を控除した金額
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに4,000円（これらの一 である不具者がある場合には、当該不具者1人につき4,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	

(備考　税額の求め方)

(一) 第四十条第一項の規定の適用を受ける者(㈡に該当しない者)については、

(1) まず、この表の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、

(イ) その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額

(ロ) 申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額

(ハ) 申告された生命保険料の支払金額がある場合には、その金額（その金額が12,000円をこえる場合には、12,000円）を控除した金額を求め、

(2) 次に、(1)により求めた金額から申告された扶養親族の数に応じて第十一条の七第一項の規定による扶養控除額を控除し、その残額を求める。

(3) (2)の残額が720,000円以下である者については、

(イ) 扶養親族の数が10人以下であるときは、扶養親族の数に応じ「その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額」欄において(1)により求めた金額の該当する行の「税額」欄に記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から4,000円（これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、6,000円）を控除した金額)

(ロ) 扶養親族の数が10人をこえるときは、(1)により求めた金額から15,000円に10人をこえる扶養親族の数を乗じて計算した金額を控除し、扶養親族が10人である場合の「その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額」欄において、その控除後の金額の該当する行の「税額」欄に記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(イ)と同様に計算した金額)が、その求める税額である。

(4) (2)の残額が720,000円をこえる者については、当該残額に応じてこの表の(ロ)の「税額」欄に定める金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(イ)と同様に計算した金額)が、その求める税額である。

(二) 第四十条第六項の規定の適用を受ける者（すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1順位の扶養親族のあるもの、(ロ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は第3順位の扶養親族のないもの)については、

(1) その者に対する給与所得の収入金額につき(一)の(1)により求めた金額（すなわち、給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額）から申告された扶養親族の数及びその扶養親族についての第十一条の七第二項各号の順位に応じ、同項の規定による扶養控除額を控除し、その残額を求める。

(2) (1)の残額が720,000円以下である者については、扶養親族が0人である場合の「その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額」欄において、(1)の残額の該当する行の「税額」欄に記載されている金額（不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(イ)と同様に計算した金額）が、その求める税額である。

(3) (1)の残額が720,000円をこえる者については、当該残額に応じ、この表の(ロ)の「税額」欄に定める金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(イ)と同様に計算した金額）が、その求める税額である。

	て認められる扶養控除額を控除した残額が720,000円以下で、且つ、扶養親族の数が10人をこえる場合には、当該給 親族の数を乗じて計算した金額を控除し、扶養親族の数が10人である場合の「その年の給与所得控除、社会保険料控 載されている金額
	当該残額 720,000円超 1,070,000円未満 1,070,000円以上 2,070,000円未満 2,070,000円以上 3,070,000円未満 3,070,000円以上 5,070,000円未満 5,070,000円以上
に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、6,000円)を、扶養親族	

別表第六の附表

(一)

給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
71,180円未満		60,500円未満	93,000	93,500	79,050	131,000	132,000	111,350	176,000	177,000	149,600
71,180	71,500	60,503	93,500	94,000	79,475	132,000	133,000	112,200	177,000	178,000	150,450
71,500	72,000	60,775	94,000	94,500	79,900	133,000	134,000	113,050	178,000	179,000	151,300
72,000	72,500	61,200	94,500	95,000	80,325	134,000	135,000	113,900	179,000	180,000	152,150
72,500	73,000	61,625	95,000	95,500	80,750	135,000	136,000	114,750	180,000	181,000	153,000
73,000	73,500	62,050	95,500	96,000	81,175	136,000	137,000	115,600	181,000	182,000	153,850
73,500	74,000	62,475	96,000	96,500	81,600	137,000	138,000	116,450	182,000	183,000	154,700
74,000	74,500	62,900	96,500	97,000	82,025	138,000	139,000	117,300	183,000	184,000	155,550
74,500	75,000	63,325	97,000	97,500	82,450	139,000	140,000	118,150	184,000	185,000	156,400
75,000	75,500	63,750	97,500	98,000	82,875	140,000	141,000	119,000	185,000	186,000	157,250
75,500	76,000	64,175	98,000	98,500	83,300	141,000	142,000	119,850	186,000	187,000	158,100
76,000	76,500	64,600	98,500	99,000	83,725	142,000	143,000	120,700	187,000	188,000	158,950
76,500	77,000	65,025	99,000	99,500	84,150	143,000	144,000	121,550	188,000	189,000	159,800
77,000	77,500	65,450	99,500	100,000	84,575	144,000	145,000	122,400	189,000	190,000	160,650
77,500	78,000	65,875	100,000	101,000	85,000	145,000	146,000	123,250	190,000	191,000	161,500
78,000	78,500	66,300	101,000	102,000	85,850	146,000	147,000	124,100	191,000	192,000	162,350
78,500	79,000	66,725	102,000	103,000	86,700	147,000	148,000	124,950	192,000	193,000	163,200
79,000	79,500	67,150	103,000	104,000	87,550	148,000	149,000	125,800	193,000	194,000	164,050
79,500	80,000	67,575	104,000	105,000	88,400	149,000	150,000	126,650	194,000	195,000	164,900
80,000	80,500	68,000	105,000	106,000	89,250	150,000	151,000	127,500	195,000	196,000	165,750
80,500	81,000	68,425	106,000	107,000	90,100	151,000	152,000	128,350	196,000	197,000	166,600
81,000	81,500	68,850	107,000	108,000	90,950	152,000	153,000	129,200	197,000	198,000	167,450
81,500	82,000	69,275	108,000	109,000	91,800	153,000	154,000	130,050	198,000	199,000	168,300
82,000	82,500	69,700	109,000	110,000	92,650	154,000	155,000	130,900	199,000	200,000	169,150
82,500	83,000	70,125	110,000	111,000	93,500	155,000	156,000	131,750	200,000	201,000	170,000
83,000	83,500	70,550	111,000	112,000	94,350	156,000	157,000	132,600	201,000	202,000	170,850
83,500	84,000	70,975	112,000	113,000	95,200	157,000	158,000	133,450	202,000	203,000	171,700
84,000	84,500	71,400	113,000	114,000	96,050	158,000	159,000	134,300	203,000	204,000	172,550
84,500	85,000	71,825	114,000	115,000	96,900	159,000	160,000	135,150	204,000	205,000	173,400
85,000	85,500	72,250	115,000	116,000	97,750	160,000	161,000	136,000	205,000	206,000	174,250
85,500	86,000	72,675	116,000	117,000	98,600	161,000	162,000	136,850	206,000	207,000	175,100
86,000	86,500	73,100	117,000	118,000	99,450	162,000	163,000	137,700	207,000	208,000	175,950
86,500	87,000	73,525	118,000	119,000	100,300	163,000	164,000	138,550	208,000	209,000	176,800
87,000	87,500	73,950	119,000	120,000	101,150	164,000	165,000	139,400	209,000	210,000	177,650
87,500	88,000	74,375	120,000	121,000	102,000	165,000	166,000	140,250	210,000	211,000	178,500
88,000	88,500	74,800	121,000	122,000	102,850	166,000	167,000	141,100	211,000	212,000	179,350
88,500	89,000	75,225	122,000	123,000	103,700	167,000	168,000	141,950	212,000	213,000	180,200
89,000	89,500	75,650	123,000	124,000	104,550	168,000	169,000	142,800	213,000	214,000	181,050
89,500	90,000	76,075	124,000	125,400	105,400	169,000	170,000	143,650	214,000	215,000	181,900
90,000	90,500	76,500	125,000	126,000	106,250	170,000	171,000	144,500	215,000	216,000	182,750
90,500	91,000	76,925	126,000	127,000	107,100	171,000	172,000	145,350	216,000	217,000	183,600
91,000	91,500	77,350	127,000	128,000	107,950	172,000	173,000	146,200	217,000	218,000	184,450
91,500	92,000	77,775	128,000	129,000	108,800	173,000	174,000	147,050	218,000	219,000	185,300
92,000	92,500	78,200	129,000	130,000	109,650	174,000	175,000	147,900	219,000	220,000	186,150
92,500	93,000	78,625	130,000	131,000	110,500	175,000	176,000	148,750	220,000	221,000	187,000

(二)

給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
221,000	222,000	187,850	241,000	242,000	204,850	261,000	262,000	221,850	281,000	282,000	238,850
222,000	223,000	188,700	242,000	243,000	205,700	262,000	263,000	222,700	282,000	283,000	239,700
223,000	224,000	189,550	243,000	244,000	206,550	263,000	264,000	223,550	283,000	284,000	240,550
224,000	225,000	190,400	244,000	245,000	207,400	264,000	265,000	224,400	284,000	285,000	241,400
225,000	226,000	191,250	245,000	246,000	208,250	265,000	266,000	225,250	285,000	286,000	242,250
226,000	227,000	192,100	246,000	247,000	209,100	266,000	267,000	226,100	286,000	287,000	243,100
227,000	228,000	192,950	247,000	248,000	209,950	267,000	268,000	226,950	287,000	288,000	243,950
228,000	229,000	193,800	248,000	249,000	210,800	268,000	269,000	227,800	288,000	289,000	244,800
229,000	230,000	194,650	249,000	250,000	211,650	269,000	270,000	228,650	289,000	290,000	245,650
230,000	231,000	195,500	250,000	251,000	212,500	270,000	271,000	229,500	290,000	291,000	246,500
231,000	232,000	196,350	251,000	252,000	213,350	271,000	272,000	230,350	291,000	292,000	247,350
232,000	233,000	197,200	252,000	253,000	214,200	272,000	273,000	231,200	292,000	293,000	248,200
233,000	234,000	198,050	253,000	254,000	215,050	273,000	274,000	232,050	293,000	294,000	249,050
234,000	235,000	198,900	254,000	255,000	215,900	274,000	275,000	232,900	294,000	295,000	249,900
235,000	236,000	199,750	255,000	256,000	216,750	275,000	276,000	233,750	295,000	296,000	250,750
236,000	237,000	200,600	256,000	257,000	217,600	276,000	277,000	234,600	296,000	297,000	251,600
237,000	238,000	201,450	257,000	258,000	218,450	277,000	278,000	235,450	297,000	298,000	252,450
238,000	239,000	202,300	258,000	259,000	219,300	278,000	279,000	236,300	298,000	299,000	253,300
239,000	240,000	203,150	259,000	260,000	220,150	279,000	280,000	237,150	299,000	300,000	254,150
240,000	241,000	204,000	260,000	261,000	221,000	280,000	281,000	238,000	300,000円以上		給与の金額から45,000円を控除した金額

(備考　給与所得控除後の給与の金額の求め方)

給与所得の収入金額に応じ「給与の金額」欄に該当する行を求め、「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額でその行に対応するものが、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この附則において、「新法」とは、この法律による改正後の所得税法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の所得税法をいう。

3　この附則において特別の定のあるものを除く外、新法の規定は、昭和二十九年分以後の所得税について適用し、昭和二十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

4　昭和二十九年分の所得税については、左の表の各項の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

条	項	読み替えられる規定	読み替える規定
第八条第一項	四万円	三万八千八百円
第八条第五項	七万円	六万七千五百円
第十一条の二第二項	七万円	六万七千五百円
第十一条の六	一万二千円	一万一千円
第十一条の七第一項	四万円	三万八千八百円
	六万五千円	六万二千六百円
	九万円	八万六千四百円
第十一条の七第二項	四万円	三万八千八百円
	二万五千円	二万三千八百円
第十二条	七万円	六万七千五百円
第四十条第一項第二号	別表第六	所得税法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五十二号）附則別表

5　新法第五条の二第一項及び第十条第四項並びに附則第二十五項の規定による改正後の資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）第四条の二、第八条第二項、第十六条第五項及び第二十九条の規定は、昭和二十九年一月一日以後に包括遺贈があつた場合について適用し、同日前に包括遺贈があつた場合については、なお従前の例による。

6　昭和二十九年分の所得税について新法第二十一条の規定を適用する場合においては、昭和二十八年分の総所得金額に対する所得税につき旧法第二十六条第一項前段の規定により確定申告書を提出する義務があつた者（附則第八項の規定による予定納税基準額が零となる者及び旧法第二十六条第二項の規定により確定申告書を提出することを要しなかつた者を除く。）を、新法第二十一条第一項に規定する前年分の総所得金額に対する所得税について新法第二十六条第一項の規定により確定申告書を提出する義務があつた者とみなす。

7　昭和二十九年分の所得税については、前年において特別農業所得者であつた場合とは、昭和二十八年分の所得税について旧法第二十二条第一項第一号の規定により同項に規定する十一月予定申告書を提出する義務があつた場合とする。

8　昭和二十九年分の所得税については、新法第二十一条の二に規定する予定納税基準額は、第一号に掲げる金額から、第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除した残額とする。

一　納税義務者の昭和二十八年分の旧法の規定により計算した総所得金額（山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得の金額があつたときは、命令の定めるところにより、これらの金額を除外して計算したところによる。）から、当該納税義務者の同年分の課税総所得金額算出の基礎となつた事実に基き、附則第四項の規定により読み替えられた新法の規定による雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額（八千円を限度とする。）、扶養控除額及び基礎控除額を控除し、その残額について命令の定めるところにより旧法第十三条から第十五条までの規定により計算した税額から、同年分の所得税額の計算上控除した不具者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額、配当控除額及び外国税控除額を控除した金額

二　納税義務者が旧法第四十条に規定する支払者から受けた昭和二十八年中の支給に係る給与所得について、同条第一項第二号又は第六項第二号に掲げる金額の算出の基礎となつた事実に基いて求めた附則第四項の規定により読み替えられた新法第四十条第一項第二号又は第六項第二号に掲げる税額

三　前号に規定する給与所得以外の昭和二十八年中の支給に係る給与所得について、旧法第三十八条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額

四　昭和二十八年分の所得につき旧法第三十七条、第四十一条第一項又は第四十二条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額及び旧法第四十一条第二項の規定により納付された税額（新法第十七条に規定する所得、退職所得又は雑所得に係るものを除く。）

9　前項の規定は、昭和三十年分の所得税に係る予定納税基準額について、準用する。この場合において、同項中「昭和二十八年中」とあるのは「昭和二十九年」と、「旧法の規定により計算した総所得金額」とあるのは「新法の規定により計算した総所得金額」と、「山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得の金額があつたときは、命令の定めるところにより」とあるのは「譲渡所得、一時所得又は雑所得の金額があつたときは、命令の定めるところにより」と、「新法第二十一条第一項に規定する命令の定めるところにより」とあるのは「新法第二十一条の二第一項に規定する命令の定めるところにより」と、「附則第四項の規定により読み替えられた新法第四十条」とあるのは「新法第三十八条」と、「旧法第三十八条」とあるのは「新法第三十八条」と、「旧法第三十七条、第四十一条第一項又は第四十二条」とあるのは「新法第三十七条、第四十一条第一項又は第四十二条」と、「旧法第四十一条第二項」とあるのは「新法第四十一条第二項」と読み替えるものとする。

10　昭和二十九年分の所得税については、新法第二十六条の三第四項の規定による承認申請書の提出期限は、昭和二十九年四月三十日まで延期されるものとする。

11　昭和二十九年において純損失の金額がある場合における新法第三十六条の規定の適用については、旧法の規定により計算した昭和二十八年分の課税総所

得金額（同年分の所得税について、旧法第十三条の二又は第十四条第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、これらの条に規定する調整所得金額、旧法第十四条の二第一項の規定の適用がある場合においては、同条に規定する第二次調整所得金額。以下本項において同じ。）に対し旧法第十三条から第十五条までの規定により計算した所得税額と当該課税総所得金額から純損失の金額の全部又は一部を控除して旧法第十三条から第十五条までの規定により計算した所得税額との差額（旧法の規定により計算した同年分の総所得金額につき旧法第十一条の三から第十五条の八まで及び第二十八条又は第三十三条第三項の規定を適用して計算した税額をこえる場合には、当該税額）に相当する金額を新法第三十六条第一項の規定により還付の請求をなすことができる所得税額とし、昭和二十八年分の総所得金額に対する所得税額を同条第三項の規定により記載すべき総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額に対する所得税額とする。

12　昭和三十年において純損失の金額がある場合における新法第三十六条の規定の適用については、附則第四項の規定により読み替えられた新法の規定により計算した昭和二十九年分の課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額に対し新法第十三条乃至第十五条の規定により計算した所得税額と当該課税総所得金額から純損失の金額の全部又は一部を控除して新法第十三条乃至第十五条の規定により計算した同年分の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額につき同項の規定により読み替えられた新法の規定により計算した所得税額との差額（附則第四項の規定により読み替えられた新法第一条の三から第十五条の八まで及び第二十八条の規定により計算した所得税額をこえる場合には、当該税額）に相当する金額を新法第三十六条第一項の規定により還付の請求をなすことができる所得税額とする。

13　新法第三十八条の規定並びに新法別表第三及び別表第四は、この法律の施行の日以後の支給に係る給与所得について適用し、同日前の支給に係る給与所得については、なお従前の例による。

14　新法第三十八条の二の規定及び新法別表第五は、昭和二十九年一月一日以後の支給に係る退職所得で同年一月一日以後この法律の施行の日の前日までの間に支払われた退職所得につき旧法第三十八条の二の規定により徴収された所得税額が、新法第三十八条の二の規定を適用した場合において徴収すべき所得税額をこえるときは、当該退職所得の支払を受けた者は、命令の定めるところにより、政府に対し、当該超過額の還付を請求することができる。

15　昭和二十九年中の支給に係る退職所得で同年一月一日以後この法律の施行の日の前日までの間に支払われた退職所得につき旧法第三十八条の二の規定により徴収された所得税額が、新法第三十八条の二の規定を適用した場合において徴収すべき所得税額をこえるときは、当該退職所得の支払を受けた者は、命令の定めるところにより、政府に対し、当該超過額の還付を請求することができる。

16　前項の還付を請求しようとする者は、命令の定めるところにより、この法律の施行の日から起算して三月以内に、旧法第三十八条の二の規定により徴収され、且つ、納付された所得税額を証する書類を添え、政府に対し、請求書を提出しなければならない。

17　新法第四十一条第二項の規定は、この法律の施行の日以後に支払を受けるべき所得について適用し、同日前に支払を受けるべき所得については、なお従前の例による。

18　旧法第五十四条の規定は、この法律の施行の日の前日までに同条の規定による報告があつた場合については、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

19　新法第五十四条第二項及び第七項後段並びに第五十五条第二項の規定は、この法律の施行の日以後に確定申告書、損失申告書若しくは旧法第二十九条若しくは新法第二十九条の規定による申告書を修正する申告書、旧法第二十七条第五項において準用する同条第一項の規定による申告書若しくは新法第二十七条第五項において準用する同条第一項の規定による申告書が提出される場合、同日後に更正の通知がなされる場合又は同日後に旧法第五十六条第一項若しくは新法第五十五条第一項に規定する所得税の納付（旧法第四十三条第一項又は新法第四十三条第一項の規定により国税徴収の例により納税の告知がなされる場合には、当該通知）がなされる場合について適用し、同日前に当該提出、通知、納付又は告知があつた日までとする。

20　新法第五十六条第一項及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後旧法第五十七条第七項の規定による決定の通知をする過少申告加算税額については、なお従前の例による。

21　この法律の施行前昭和二十九年分の所得税につき旧法第二十九条第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者及びこの法律施行前同年分の所得税につき旧法第四十六条第五項において準用する同条第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につきこの法律の施行前旧法第四十六条第五項において準用する同条第一項から第三項まで又は第四項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につき新法の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律の施行の日から起算して二月以内に、政府に対し、更正の請求をすることができる。

22　前項の規定による更正の請求は、新法第二十七条第七項及び第八項、第三十二条第三項並びに新法第七章の規定の適用については、新法第二十七条第六項の規定による更正の請求とみなす。

23　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる所得税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

24　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第九条第一項に規定する総所得金額及び同項第六号に規定する退職所得につき同号の規定により計算した金額」を「第九条に規定する総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額」に、「同法第十一条の三の規定による雑損控除」を「同法第十一条の三の規定による雑損控除額の控除」に、「第五十七条」を「第五十六条」に、「第五十七条の二」を「第五十七条」に改め、同条第二項を削る。

第三条第一項を次のように改める。

所得税法第二十一条、第二十三条の二又は第二

十四条の二の規定により第一期分の予定納税額を納付する義務がある者がその年七月二日以後の日に災害に因り被害を受け、当該被害のあつた日においてその年分の合計所得金額の見積額を計算した場合において前条の規定の適用を受けることができることとなり、且つ、その計算した合計所得金額の見積額を基礎とし、同条の規定を適用して計算した所得税額が第一期分の予定納税額の計算の基礎となつた予定納税基準額又は申告納税見積額に比し減少することとなつたときは、その者は、同法第二十五条の規定に準じ、命令の定めるところにより、当該災害のあつた日から二月以内に、第一期分及び第二期分の予定納税額の更正の請求をなすことができる。

第三条第二項中「第九条第一項」を「第九条」に改め、同条第三項中「第二十六条第一項」を「第二十六条」に、「若しくは第二項」を「乃至第三項」に、「第二十六条第二項」を「第二十六条第一項第一号及び第二号」に改める。

25 資産再評価法の一部を次のように改正する。

第四条の二中「取得したもの」の下に「及び基準日において包括遺贈者の有していた資産で昭和二十九年一月一日以後に包括遺贈に因りその包括遺贈者の相続人以外の者が取得したもの」を加え、「当該相続人が」を「当該財産を取得した者が基準日において」に改める。

第八条第二項中「被相続人」を「包括遺贈又は被相続人」に改める。

第十六条第五項中「以下同じ。」を「第二十九条を除き以下同じ。」に改める。

第二十九条第十四号中「被相続人からの遺贈に因り取得したもの」の下に「、昭和二十五年四月一日から昭和二十八年十二月三十一日までの間に被相続人以外の者からの包括遺贈に因り取得したもの」を加え、「被相続人以外の者からの遺贈」を「被相続人からの遺贈」に改める。

26 企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第九条第一項第四号」を「第九条第四号」に改め、同条第五項中「所得税法第二十一条、第二十二条、第二十六条」を「所得税法第二十三条、第二十六条」に改める。

27 耐火建築促進法(昭和二十七年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「第九条第一項」を「第九条」に改め、同条第三項中「第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十六条第一項若しくは第二十六条の二第一項に規定する申告書又は同法第二十九条第一項若しくは第二項に規定する申告書」を「第二十三条、第二十六条、第二十六条の二又は第二十九条に規定する申告書」に改める。

28 連合国財産である株式の回復に関する政令(昭和二十四年政令第三百十号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項中「第九条第一項」を「第九条」に改める。

29 連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第四項及び附則第二十二項中「第九条第一項」を「第九条」に改める。

附則別表　昭和29年分の給与所得に係る年末調整のための簡易税額表(附則第四項の規定による税額表)

(一)

税額	扶養親族の数											
	0人		1人		2人		3人		4人		5人	
	その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額											
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	68,000円未満		106,800円未満		130,600円未満		154,400円未満		169,400円未満		184,400円未満	
75	68,000	68,500	106,800	107,300	130,600	131,100	154,400	154,900	169,400	169,900	184,400	184,900
150	68,500	69,000	107,300	107,800	131,100	131,600	154,900	155,400	169,900	170,400	184,900	185,400
225	69,000	69,500	107,800	108,300	131,600	132,100	155,400	155,900	170,400	170,900	185,400	185,900
300	69,500	70,000	108,300	108,800	132,100	132,600	155,900	156,400	170,900	171,400	185,900	186,400
375	70,000	70,500	108,800	109,300	132,600	133,100	156,400	156,900	171,400	171,900	186,400	186,900
450	70,500	71,000	109,300	109,800	133,100	133,600	156,900	157,400	171,900	172,400	186,900	187,400
525	71,000	71,500	109,800	110,300	133,600	134,100	157,400	157,900	172,400	172,900	187,400	187,900
600	71,500	72,000	110,300	110,800	134,100	134,600	157,900	158,400	172,900	173,400	187,900	188,400
675	72,000	72,500	110,800	111,300	134,600	135,100	158,400	158,900	173,400	173,900	188,400	188,900
750	72,500	73,500	111,300	112,300	135,100	136,100	158,900	159,900	173,900	174,900	188,900	189,900
900	73,500	74,500	112,300	113,300	136,100	137,100	159,900	160,900	174,900	175,900	189,900	190,900
1,050	74,500	75,500	113,300	114,300	137,100	138,100	160,900	161,900	175,900	176,900	190,900	191,900
1,200	75,500	76,500	114,300	115,300	138,100	139,100	161,900	162,900	176,900	177,900	191,900	192,900
1,350	76,500	77,500	115,300	116,300	139,100	140,100	162,900	163,900	177,900	178,900	192,900	193,900
1,500	77,500	78,500	116,300	117,300	140,100	141,100	163,900	164,900	178,900	179,900	193,900	194,900
1,650	78,500	79,500	117,300	118,300	141,100	142,100	164,900	165,900	179,900	180,900	194,900	195,900
1,800	79,500	80,500	118,300	119,300	142,100	143,100	165,900	166,900	180,900	181,900	195,900	196,900
1,950	80,500	81,500	119,300	120,300	143,100	144,100	166,900	167,900	181,900	182,900	196,900	197,900
2,100	81,500	82,500	120,300	121,300	144,100	145,100	167,900	168,900	182,900	183,900	197,900	198,900
2,250	82,500	83,500	121,300	122,300	145,100	146,100	168,900	169,900	183,900	184,900	198,900	199,900
2,400	83,500	84,500	122,300	123,300	146,100	147,100	169,900	170,900	184,900	185,900	199,900	200,900
2,550	84,500	85,500	123,300	124,300	147,100	148,100	170,900	171,900	185,900	186,900	200,900	201,900
2,700	85,500	86,500	124,300	125,300	148,100	149,100	171,900	172,900	186,900	187,900	201,900	202,900
2,850	86,500	87,500	125,300	126,300	149,100	150,100	172,900	173,900	187,900	188,900	202,900	203,900
3,000	87,500	88,500	126,300	127,300	150,100	151,100	173,900	174,900	188,900	189,900	203,900	204,900
3,200	88,500	89,500	127,300	128,300	151,100	152,100	174,900	175,900	189,900	190,900	204,900	205,900
3,400	89,500	90,500	128,300	129,300	152,100	153,100	175,900	176,900	190,900	191,900	205,900	206,900
3,600	90,500	91,500	129,300	130,300	153,100	154,100	176,900	177,900	191,900	192,900	206,900	207,900
3,800	91,500	92,500	130,300	131,300	154,100	155,100	177,900	178,900	192,900	193,900	207,900	208,900
4,000	92,500	93,500	131,300	132,300	155,100	156,100	178,900	179,900	193,900	194,900	208,900	209,900
4,200	93,500	94,500	132,300	133,300	156,100	157,100	179,900	180,900	194,900	195,900	209,900	210,900
4,400	94,500	95,500	133,300	134,300	157,100	158,100	180,900	181,900	195,900	196,900	210,900	211,900
4,600	95,500	96,500	134,300	135,300	158,100	159,100	181,900	182,900	196,900	197,900	211,900	212,900
4,800	96,500	97,500	135,300	136,300	159,100	160,100	182,900	183,900	197,900	198,900	212,900	213,900
5,000	97,500	98,500	136,300	137,300	160,100	161,100	183,900	184,900	198,900	199,990	213,900	214,900
5,200	98,500	99,500	137,300	138,300	161,100	162,100	184,900	185,900	199,900	200,900	214,900	215,900
5,400	99,500	100,500	138,300	139,300	162,100	163,100	185,900	186,900	200,900	201,900	215,900	216,900
5,600	100,500	101,500	139,300	140,300	163,100	164,100	186,900	187,900	201,900	202,900	216,900	217,900
5,800	101,500	102,500	140,300	141,300	164,100	165,100	187,900	188,900	202,900	203,900	217,900	218,900
6,000	102,500	103,500	141,300	142,300	165,100	166,100	188,900	189,900	203,900	204,900	218,900	219,900
6,200	103,500	104,500	142,300	143,300	166,100	167,100	189,900	190,900	204,900	205,900	219,900	220,900
6,400	104,500	105,500	143,300	144,300	167,100	168,100	190,900	191,900	205,900	206,900	220,900	221,900
6,600	105,500	106,500	144,300	145,300	168,100	169,100	191,900	192,900	206,900	207,900	221,900	222,900
6,800	106,500	107,500	145,300	146,300	169,100	170,100	192,900	193,900	207,900	208,900	222,900	223,900
7,000	107,500	108,500	146,300	147,300	170,100	171,100	193,900	194,900	208,900	209,900	223,900	224,900
7,200	108,500	109,500	147,300	148,300	171,100	172,100	194,900	195,900	209,900	210,900	224,900	225,900
7,400	109,500	110,500	148,300	149,300	172,100	173,100	195,900	196,900	210,900	211,900	225,900	226,900
7,600	110,500	111,500	149,300	150,300	173,100	174,100	196,900	197,900	211,900	212,900	226,900	227,900
7,800	111,500	112,500	150,300	151,300	174,100	175,100	197,900	198,900	212,900	213,900	227,900	228,900
8,000	112,500	113,500	151,300	152,300	175,100	176,100	198,900	199,900	213,900	214,900	228,900	229,900
8,200	113,500	114,500	152,300	153,300	176,100	177,100	199,900	200,900	214,900	215,900	229,900	230,900
8,400	114,500	115,500	153,300	154,300	177,100	178,100	200,900	201,900	215,900	216,900	230,900	231,900
8,600	115,500	116,500	154,300	155,300	178,100	179,100	201,900	202,900	216,900	217,900	231,900	232,900
8,800	116,500	117,500	155,300	156,300	179,100	180,100	202,900	203,900	217,900	218,900	232,900	233,900

税額	扶養親族の数											
	6人		7人		8人		9人		10人			
	その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額											
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
0	199,400円未満		214,400円未満		229,400円未満		244,400円未満		259,400円未満			
75	199,400	199,900	214,400	214,900	229,400	229,900	244,400	244,900	259,400	259,900		
150	199,900	200,400	214,900	215,400	229,900	230,400	244,900	245,400	259,900	260,400		
225	200,400	200,900	215,400	215,900	230,400	230,900	245,400	245,900	260,400	260,900		
300	200,900	201,400	215,900	216,400	230,900	231,400	245,900	246,400	260,900	261,400		
375	201,400	201,900	216,400	216,900	231,400	231,900	246,400	246,900	261,400	261,900		
450	201,900	202,400	216,900	217,400	231,900	232,400	246,900	247,400	261,900	262,400		
525	202,400	202,900	217,400	217,900	232,400	232,900	247,400	247,900	262,400	262,900		
600	202,900	203,400	217,900	218,400	232,900	233,400	247,900	248,400	262,900	263,400		
675	203,400	203,900	218,400	218,900	233,400	233,900	248,400	248,900	263,400	263,900		
750	203,900	204,900	218,900	219,900	233,900	234,900	248,900	249,900	263,900	264,900		
900	204,900	205,900	219,900	220,900	234,900	235,900	249,900	250,900	264,900	265,900		
1,050	205,900	206,900	220,900	221,900	235,900	236,900	250,900	251,900	265,900	266,900		
1,200	206,900	207,900	221,900	222,900	236,900	237,900	251,900	252,900	266,900	267,900		
1,350	207,900	208,900	222,900	223,900	237,900	238,900	252,900	253,900	267,900	268,900		
1,500	208,900	209,900	223,900	224,900	238,900	239,900	253,900	254,900	268,900	269,900		
1,650	209,900	210,900	224,900	225,900	239,900	240,900	254,900	255,900	269,900	270,900		
1,800	210,900	211,900	225,900	226,900	240,900	241,900	255,900	256,900	270,900	271,900		
1,950	211,900	212,900	226,900	227,900	241,900	242,900	256,900	257,900	271,900	272,900		
2,100	212,900	213,900	227,900	228,900	242,900	243,900	257,900	258,900	272,900	273,900		
2,250	213,900	214,900	228,900	229,900	243,900	244,900	258,900	259,900	273,900	274,900		
2,400	214,900	215,900	229,900	230,900	244,900	245,900	259,900	260,900	274,900	275,900		
2,550	215,900	216,900	230,900	231,900	245,900	246,900	260,900	261,900	275,900	276,900		
2,700	216,900	217,900	231,900	232,900	246,900	247,900	261,900	262,900	276,900	277,900		
2,850	217,900	218,900	232,900	233,900	247,900	248,900	262,900	263,900	277,900	278,900		
3,000	218,900	219,900	233,900	234,900	248,900	249,900	263,900	264,900	278,900	279,900		
3,200	219,900	220,900	234,900	235,900	249,900	250,900	264,900	265,900	279,900	280,900		
3,400	220,900	221,900	235,900	236,900	250,900	251,900	265,900	266,900	280,900	281,900		
3,600	221,900	222,900	236,900	237,900	251,900	252,900	266,900	267,900	281,900	282,900		
3,800	222,900	223,900	237,900	238,900	252,900	253,900	267,900	268,900	282,900	283,900		
4,000	223,900	224,900	238,900	239,900	253,900	254,900	268,900	269,900	283,900	284,900		
4,200	224,900	225,900	239,900	240,900	254,900	255,900	269,900	270,900	284,900	285,900		
4,400	225,900	226,900	240,900	241,900	255,900	256,900	270,900	271,900	285,900	286,900		
4,600	226,900	227,900	241,900	242,900	256,900	257,900	271,900	272,900	286,900	287,900		
4,800	227,900	228,900	242,900	243,900	257,900	258,900	272,900	273,900	287,900	288,900		
5,000	228,900	229,900	243,900	244,900	258,900	259,900	273,900	274,900	288,900	289,900		
5,200	229,900	230,900	244,900	245,900	259,900	260,900	274,900	275,900	289,900	290,900		
5,400	230,900	231,900	245,900	246,900	260,900	261,900	275,900	276,900	290,900	291,900		
5,600	231,900	232,900	246,900	247,900	261,900	262,900	276,900	277,900	291,900	292,900		
5,800	232,900	233,900	247,900	248,900	262,900	263,900	277,900	278,900	292,900	293,900		
6,000	233,900	234,900	248,900	249,900	263,900	264,900	278,900	279,900	293,900	294,900		
6,200	234,900	235,900	249,900	250,900	264,900	265,900	279,900	280,900	294,900	295,900		
6,400	235,900	236,900	250,900	251,900	265,900	266,900	280,900	281,900	295,900	296,900		
6,600	236,900	237,900	251,900	252,900	266,900	267,900	281,900	282,900	296,900	297,900		
6,800	237,900	238,900	252,900	253,900	267,900	268,900	282,900	283,900	297,900	298,900		
7,000	238,900	239,900	253,900	254,900	268,900	269,900	283,900	284,900	298,900	299,900		
7,200	239,900	240,900	254,900	255,900	269,900	270,900	284,900	285,900	299,900	300,900		
7,400	240,900	241,900	255,900	256,900	270,900	271,900	285,900	286,900	300,900	301,900		
7,600	241,900	242,900	256,900	257,900	271,900	272,900	286,900	287,900	301,900	302,900		
7,800	242,900	243,900	257,900	258,900	272,900	273,900	287,900	288,900	302,900	303,900		
8,000	243,900	244,900	258,900	259,900	273,900	274,900	288,900	289,900	303,900	304,900		
8,200	244,900	245,900	259,900	260,900	274,900	275,900	289,900	290,900	304,900	305,900		
8,400	245,900	246,900	260,900	261,900	275,900	276,900	290,900	291,900	305,900	306,900		
8,600	246,900	247,900	261,900	262,900	276,900	277,900	291,900	292,900	306,900	307,900		
8,800	247,900	248,900	262,900	263,900	277,900	278,900	292,900	293,900	307,900	308,900		

(二)

税額	扶養親族の数											
	0人		1人		2人		3人		4人		5人	
	その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額											
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
9,000	117,500	118,500	156,300	157,300	180,100	181,100	203,900	204,900	218,900	219,900	233,900	234,900
9,200	118,500	119,500	157,300	158,300	181,100	182,100	204,900	205,900	219,900	220,900	234,900	235,900
9,400	119,500	120,500	158,300	159,300	182,100	183,100	205,900	206,900	220,900	221,900	235,900	236,900
9,600	120,500	121,500	159,300	160,300	183,100	184,100	206,900	207,900	221,900	222,900	236,900	237,900
9,800	121,500	122,500	160,300	161,300	184,100	185,100	207,900	208,900	222,900	223,900	237,900	238,900
10,000	122,500	123,500	161,300	162,300	185,100	186,100	208,900	209,900	223,900	224,900	238,900	239,900
10,200	123,500	124,500	162,300	163,300	186,100	187,100	209,900	210,900	224,900	225,900	239,900	240,900
10,400	124,500	125,500	163,300	164,300	187,100	188,100	210,900	211,900	225,900	226,900	240,900	241,900
10,600	125,500	126,500	164,300	165,300	188,100	189,100	211,900	212,900	226,900	227,900	241,900	242,900
10,800	126,500	127,500	165,300	166,300	189,100	190,100	212,900	213,900	227,900	228,900	242,900	243,900
11,000	127,500	128,500	166,300	167,300	190,100	191,100	213,900	214,900	228,900	229,900	243,900	244,900
11,200	128,500	129,500	167,300	168,300	191,100	192,100	214,900	215,900	229,900	230,900	244,900	245,900
11,400	129,500	130,500	168,300	169,300	192,100	193,100	215,900	216,900	230,900	231,900	245,900	246,900
11,600	130,500	131,500	169,300	170,300	193,100	194,100	216,900	217,900	231,900	232,900	246,900	247,900
11,800	131,500	132,500	170,300	171,300	194,100	195,100	217,900	218,900	232,900	233,900	247,900	248,900
12,000	132,500	133,500	171,300	172,300	195,100	196,100	218,900	219,900	233,900	234,900	248,900	249,900
12,200	133,500	134,500	172,300	173,300	196,100	197,100	219,900	220,900	234,900	235,900	249,900	250,900
12,400	134,500	135,500	173,300	174,300	197,100	198,100	220,900	221,900	235,900	236,900	250,900	251,900
12,600	135,500	136,500	174,300	175,300	198,100	199,100	221,900	222,900	236,900	237,900	251,900	252,900
12,800	136,500	137,500	175,300	176,300	199,100	200,100	222,900	223,900	237,900	238,900	252,900	253,900
13,000	137,500	138,500	176,300	177,300	200,100	201,100	223,900	224,900	238,900	239,900	253,900	254,900
13,250	138,500	139,500	177,300	178,300	201,100	202,100	224,900	225,900	239,900	240,900	254,900	255,900
13,500	139,500	140,500	178,300	179,300	202,100	203,100	225,900	226,900	240,900	241,900	255,900	256,900
13,750	140,500	141,500	179,300	180,300	203,100	204,100	226,900	227,900	241,900	242,900	256,900	257,900
14,000	141,500	142,500	180,300	181,300	204,100	205,100	227,900	228,900	242,900	243,900	257,900	258,900
14,250	142,500	143,500	181,300	182,300	205,100	206,100	228,900	229,900	243,900	244,900	258,900	259,900
14,500	143,500	144,500	182,300	183,300	206,100	207,100	229,900	230,900	244,900	245,900	259,900	260,900
14,750	144,500	145,500	183,300	184,300	207,100	208,100	230,900	231,900	245,900	246,900	260,900	261,900
15,000	145,500	146,500	184,300	185,300	208,100	209,100	231,900	232,900	246,900	247,900	261,900	262,900
15,250	146,500	147,500	185,300	186,300	209,100	210,100	232,900	233,900	247,900	248,900	262,900	263,900
15,500	147,500	148,500	186,300	187,300	210,100	211,100	233,900	234,900	248,900	249,900	263,900	264,900
15,750	148,500	149,500	187,300	188,300	211,100	212,100	234,900	235,900	249,900	250,900	264,900	265,900
16,000	149,500	150,500	188,300	189,300	212,100	213,100	235,900	236,900	250,900	251,900	265,900	266,900
16,250	150,500	151,500	189,300	190,300	213,100	214,100	236,900	237,900	251,900	252,900	266,900	267,900
16,500	151,500	152,500	190,300	191,300	214,100	215,100	237,900	238,900	252,900	253,900	267,900	268,900
16,750	152,500	153,500	191,300	192,300	215,100	216,100	238,900	239,900	253,900	254,900	268,900	269,900
17,000	153,500	154,500	192,300	193,300	216,100	217,100	239,900	240,900	254,900	255,900	269,900	270,900
17,250	154,500	155,500	193,300	194,300	217,100	218,100	240,900	241,900	255,900	256,900	270,900	271,900
17,500	155,500	156,500	194,300	195,300	218,100	219,100	241,900	242,900	256,900	257,900	271,900	272,900
17,750	156,500	157,500	195,300	196,300	219,100	220,100	242,900	243,900	257,900	258,900	272,900	273,900
18,000	157,500	158,500	196,300	197,300	220,100	221,100	243,900	244,900	258,900	259,900	273,900	274,900
18,250	158,500	159,500	197,300	198,300	221,100	222,100	244,900	245,900	259,900	260,900	274,900	275,900
18,500	159,500	160,500	198,300	199,300	222,100	223,100	245,900	246,900	260,900	261,900	275,900	276,900
18,750	160,500	161,500	199,300	200,300	223,100	224,100	246,900	247,900	261,900	262,900	276,900	277,900
19,000	161,500	162,500	200,300	201,300	224,100	225,100	247,900	248,900	262,900	263,900	277,900	278,900
19,250	162,500	163,500	201,300	202,300	225,100	226,100	248,900	249,900	263,900	264,900	278,900	279,900
19,500	163,500	164,500	202,300	203,300	226,100	227,100	249,900	250,900	264,900	265,900	279,900	280,900
19,750	164,500	165,500	203,300	204,300	227,100	228,100	250,900	251,900	265,900	266,900	280,900	281,900
20,000	165,500	166,500	204,300	205,300	228,100	229,100	251,900	252,900	266,900	267,900	281,900	282,900
20,250	166,500	167,500	205,300	206,300	229,100	230,100	252,900	253,900	267,900	268,900	282,900	283,900
20,500	167,500	169,500	206,300	208,300	230,100	232,100	253,900	255,900	268,900	270,900	283,900	285,900
21,000	169,500	171,500	208,300	210,300	232,100	234,100	255,900	257,900	270,900	272,900	285,900	287,900
21,500	171,500	173,500	210,300	212,300	234,100	236,100	257,900	259,900	272,900	274,900	287,900	289,900
22,000	173,500	175,500	212,300	214,300	236,100	238,100	259,900	261,900	274,900	276,900	289,900	291,900
22,500	175,500	177,500	214,300	216,300	238,100	240,100	261,900	263,900	276,900	278,900	291,900	293,900

税額	扶養親族の数											
	6人		7人		8人		9人		10人			
	控除及び生命保険料控除後の給与の金額											
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
9,000	248,900	249,900	263,900	264,900	278,900	279,900	293,900	294,900	308,900	309,900		
9,200	249,900	250,900	264,900	265,900	279,900	280,900	294,900	295,900	309,900	310,900		
9,400	250,900	251,900	265,900	266,900	280,900	281,900	295,900	296,900	310,900	311,900		
9,600	251,900	252,900	266,900	267,900	281,900	282,900	296,900	297,900	311,900	312,900		
9,800	252,900	253,900	267,900	268,900	282,900	283,900	297,900	298,900	312,900	313,900		
10,000	253,900	254,900	268,900	269,900	283,900	284,900	298,900	299,900	313,900	314,900		
10,200	254,900	255,900	269,900	270,900	284,900	285,900	299,900	300,900	314,900	315,900		
10,400	255,900	256,900	270,900	271,900	285,900	286,900	300,900	301,900	315,900	316,900		
10,600	256,900	257,900	271,900	272,900	286,900	287,900	301,900	302,900	316,900	317,900		
10,800	257,900	258,900	272,900	273,900	287,900	288,900	302,900	303,900	317,900	318,900		
11,000	258,900	259,900	273,900	274,900	288,900	289,900	303,900	304,900	318,900	319,900		
11,200	259,900	260,900	274,900	275,900	289,900	290,900	304,900	305,900	319,900	320,900		
11,400	260,900	261,900	275,900	276,900	290,900	291,900	305,900	306,900	320,900	321,900		
11,600	261,900	262,900	276,900	277,900	291,900	292,900	306,900	307,900	321,900	322,900		
11,800	262,900	263,900	277,900	278,900	292,900	293,900	307,900	308,900	322,900	323,900		
12,000	263,900	264,900	278,900	279,900	293,900	294,900	308,900	309,900	323,900	324,900		
12,200	264,900	265,900	279,900	280,900	294,900	295,900	309,900	310,900	324,900	325,900		
12,400	265,900	266,900	280,900	281,900	295,900	296,900	310,900	311,900	325,900	326,900		
12,600	266,900	267,900	281,900	282,900	296,900	297,900	311,900	312,900	326,900	327,900		
12,800	267,900	268,900	282,900	283,900	297,900	298,900	312,900	313,900	327,900	328,900		
13,000	268,900	269,900	283,900	284,900	298,900	299,900	313,900	314,900	328,900	329,900		
13,250	269,900	270,900	284,900	285,900	299,900	300,900	314,900	315,900	329,900	330,900		
13,500	270,900	271,900	285,900	286,900	300,900	301,900	315,900	316,900	330,900	331,900		
13,750	271,900	272,900	286,900	287,900	301,900	302,900	316,900	317,900	331,900	332,900		
14,000	272,900	273,900	287,900	288,900	302,900	303,900	317,900	318,900	332,900	333,900		
14,250	273,900	274,900	288,900	289,900	303,900	304,900	318,900	319,900	333,900	334,900		
14,500	274,900	275,900	289,900	290,900	304,900	305,900	319,900	320,900	334,900	335,900		
14,750	275,900	276,900	290,900	291,900	305,900	306,900	320,900	321,900	335,900	336,900		
15,000	276,900	277,900	291,900	292,900	306,900	307,900	321,900	322,900	336,900	337,900		
15,250	277,900	278,900	292,900	293,900	307,900	308,900	322,900	323,900	337,900	338,900		
15,500	278,900	279,900	293,900	294,900	308,900	309,900	323,900	324,900	338,900	339,900		
15,750	279,900	280,900	294,900	295,900	309,900	310,900	324,900	325,900	339,900	340,900		
16,000	280,900	281,900	295,900	296,900	310,900	311,900	325,900	326,900	340,900	341,900		
16,250	281,900	282,900	296,900	297,900	311,900	312,900	326,900	327,900	341,900	342,900		
16,500	282,900	283,900	297,900	298,900	312,900	313,900	327,900	328,900	342,900	343,900		
16,750	283,900	284,900	298,900	299,900	313,900	314,900	328,900	329,900	343,900	344,900		
17,000	284,900	285,900	299,900	300,900	314,900	315,900	329,900	330,900	344,900	345,900		
17,250	285,900	286,900	300,900	301,900	315,900	316,900	330,900	331,900	345,900	346,900		
17,500	286,900	287,900	301,900	302,900	316,900	317,900	331,900	332,900	346,900	347,900		
17,750	287,900	288,900	302,900	303,900	317,900	318,900	332,900	333,900	347,900	348,900		
18,000	288,900	289,900	303,900	304,900	318,900	319,900	333,900	334,900	348,900	349,900		
18,250	289,900	290,900	304,900	305,900	319,900	320,900	334,900	335,900	349,900	350,900		
18,500	290,900	291,900	305,900	306,900	320,900	321,900	335,900	336,900	350,900	351,900		
18,750	291,900	292,900	306,900	307,900	321,900	322,900	336,900	337,900	351,900	352,900		
19,000	292,900	293,900	307,900	308,900	322,900	323,900	337,900	338,900	352,900	353,900		
19,250	293,900	294,900	308,900	309,900	323,900	324,900	338,900	339,900	353,900	354,900		
19,500	294,900	295,900	309,900	310,900	324,900	325,900	339,900	340,900	354,900	355,900		
19,750	295,900	296,900	310,900	311,900	325,900	326,900	340,900	341,900	355,900	356,900		
20,000	296,900	297,900	311,900	312,900	326,900	327,900	341,900	342,900	356,900	357,900		
20,250	297,900	298,900	312,900	313,900	327,900	328,900	342,900	343,900	357,900	358,900		
20,500	298,900	300,900	313,900	315,900	328,900	330,900	343,900	345,900	358,900	360,900		
21,000	300,900	302,900	315,900	317,900	330,900	332,900	345,900	347,900	360,900	362,900		
21,500	302,900	304,900	317,900	319,900	332,900	334,900	347,900	349,900	362,900	364,900		
22,000	304,900	306,900	319,900	321,900	334,900	336,900	349,900	351,900	364,900	366,900		
22,500	306,900	308,900	321,900	323,900	336,900	338,900	351,900	353,900	366,900	368,900		

（三）

税額	扶養親の数											
	0人		1人		2人		3人		4人		5人	
	その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額											
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
23,000	177,500	179,500	216,300	218,300	240,100	242,100	263,900	265,900	278,900	280,900	293,900	295,900
23,500	179,500	181,500	218,300	220,300	242,100	244,100	265,900	267,900	280,900	282,900	295,900	297,900
24,000	181,500	183,500	220,300	222,300	244,100	246,100	267,900	269,900	282,900	284,900	297,900	299,900
24,500	183,500	185,500	222,300	224,300	246,100	248,100	269,900	271,900	284,900	286,900	299,900	301,900
25,000	185,500	187,500	224,300	226,300	248,100	250,100	271,900	273,900	286,900	288,900	301,900	303,900
25,500	187,500	189,500	226,300	228,300	250,100	252,100	273,900	275,900	288,900	290,900	303,900	305,900
26,100	189,500	191,500	228,300	230,300	252,100	254,100	275,900	277,900	290,900	292,900	305,900	307,900
26,700	191,500	193,500	230,300	232,300	254,100	256,100	277,900	279,900	292,900	294,900	307,900	309,900
27,300	193,500	195,500	232,300	234,300	256,100	258,100	279,900	281,900	294,900	296,900	309,900	311,900
27,900	195,500	197,500	234,300	236,300	258,100	260,100	281,900	283,900	296,900	298,900	311,900	313,900
28,500	197,500	199,500	236,300	238,300	260,100	262,100	283,900	285,900	298,900	300,900	313,900	315,900
29,100	199,500	201,500	238,300	240,300	262,100	264,100	285,900	287,900	300,900	302,900	315,900	317,900
29,700	201,500	203,500	240,300	242,300	264,100	266,100	287,900	289,900	302,900	304,900	317,900	319,900
30,300	203,500	205,500	242,300	244,300	266,100	268,100	289,900	291,900	304,900	306,900	319,900	321,900
30,900	205,500	207,500	244,300	246,300	268,100	270,100	291,900	293,900	306,900	308,900	321,900	323,900
31,500	207,500	209,500	246,300	248,300	270,100	272,100	293,900	295,900	308,900	310,900	323,900	325,900
32,100	209,500	211,500	248,300	250,300	272,100	274,100	295,900	297,900	310,900	312,900	325,900	327,900
32,700	211,500	213,500	250,300	252,300	274,100	276,100	297,900	299,900	312,900	314,900	327,900	329,900
33,300	213,500	215,500	252,300	254,300	276,100	278,100	299,900	301,900	314,900	316,900	329,900	331,900
33,900	215,500	217,500	254,300	256,300	278,100	280,100	301,900	303,900	316,900	318,900	331,900	333,900
34,500	217,500	219,500	256,300	258,300	280,100	282,100	303,900	305,900	318,900	320,900	333,900	335,900
35,100	219,500	221,500	258,300	260,300	282,100	284,100	305,900	307,900	320,900	322,900	335,900	337,900
35,700	221,500	223,500	260,300	262,300	284,100	286,100	307,900	309,900	322,900	324,900	337,900	339,900
36,300	223,500	225,500	262,300	264,300	286,100	288,100	309,900	311,900	324,900	326,900	339,900	341,900
36,900	225,500	227,500	264,300	266,300	288,100	290,100	311,900	313,900	326,900	328,900	341,900	343,900
37,500	227,500	229,500	266,300	268,300	290,100	292,100	313,900	315,900	328,900	330,900	343,900	345,900
38,100	229,500	231,500	268,300	270,300	292,100	294,100	315,900	317,900	330,900	332,900	345,900	347,900
38,700	231,500	233,500	270,300	272,300	294,100	296,100	317,900	319,900	332,900	334,900	347,900	349,900
39,300	233,500	235,500	272,300	274,300	296,100	298,100	319,900	321,900	334,900	336,900	349,900	351,900
39,900	235,500	237,500	274,300	276,300	298,100	300,100	321,900	323,900	336,900	338,900	351,900	353,900
40,500	237,500	239,500	276,300	278,300	300,100	302,100	323,900	325,900	338,900	340,900	353,900	355,900
41,100	239,500	241,500	278,300	280,300	302,100	304,100	325,900	327,900	340,900	342,900	355,900	357,900
41,700	241,500	243,500	280,300	282,300	304,100	306,100	327,900	329,900	342,900	344,900	357,900	359,900
42,300	243,500	245,500	282,300	284,300	306,100	308,100	329,900	331,900	344,900	346,900	359,900	361,900
42,900	245,500	247,500	284,300	286,300	308,100	310,100	331,900	333,900	346,900	348,900	361,900	363,900
43,500	247,500	249,500	286,300	288,300	310,100	312,100	333,900	335,900	348,900	350,900	363,900	365,900
44,100	249,500	251,500	288,300	290,300	312,100	314,100	335,900	337,900	350,900	352,900	365,900	367,900
44,700	251,500	253,500	290,300	292,300	314,100	316,100	337,900	339,900	352,900	354,900	367,900	369,900
45,300	253,500	255,500	292,300	294,300	316,100	318,100	339,900	341,900	354,900	356,900	369,900	371,900
45,900	255,500	257,500	294,300	296,300	318,100	320,100	341,900	343,900	356,900	358,900	371,900	373,900
46,500	257,500	259,500	296,300	298,300	320,100	322,100	343,900	345,900	358,900	360,900	373,900	375,900
47,100	259,500	261,500	298,300	300,300	322,100	324,100	345,900	347,900	360,900	362,900	375,900	377,900
47,700	261,500	263,500	300,300	302,300	324,100	326,100	347,900	349,900	362,900	364,900	377,900	379,900
48,300	263,500	265,500	302,300	304,300	326,100	328,100	349,900	351,900	364,900	366,900	379,900	381,900
48,900	265,500	267,500	304,300	306,300	328,100	330,100	351,900	353,900	366,900	368,900	381,900	383,900
49,500	267,500	270,500	306,300	309,300	330,100	333,100	353,900	356,900	368,900	371,900	383,900	386,900
50,550	270,500	273,500	309,300	312,300	333,100	336,100	356,900	359,900	371,900	374,900	386,900	389,900
51,600	273,500	276,500	312,300	315,300	336,100	339,100	359,900	362,900	374,900	377,900	389,900	392,900
52,650	276,500	279,500	315,300	318,300	339,100	342,100	362,900	365,900	377,900	380,900	392,900	395,900
53,700	279,500	282,500	318,300	321,300	342,100	345,100	365,900	368,900	380,900	383,900	395,900	398,900
54,750	282,500	285,500	321,300	324,300	345,100	348,100	368,900	371,900	383,900	386,900	398,900	401,900
55,800	285,500	288,500	324,300	327,300	348,100	351,100	371,900	374,900	386,900	389,900	401,900	404,900
56,850	288,500	291,500	327,300	330,300	351,100	354,100	374,900	377,900	389,900	392,900	404,900	407,900
57,900	291,500	294,500	330,300	333,300	354,100	357,100	377,900	380,900	392,900	395,900	407,900	410,900
58,950	294,500	297,500	333,300	336,300	357,100	360,100	380,900	383,900	395,900	398,900	410,900	413,900

税額	扶養親の数											
	6人		7人		8人		9人		10人			
	その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額											
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
23,000	308,900	310,900	323,900	325,900	338,900	340,900	353,900	355,900	368,900	370,900		
23,500	310,900	312,900	325,900	327,900	340,900	342,900	355,900	357,900	370,900	372,900		
24,000	312,900	314,900	327,900	329,900	342,900	344,900	357,900	359,900	372,900	374,900		
24,500	314,900	316,900	329,900	331,900	344,900	346,900	359,900	361,900	374,900	376,900		
25,000	316,900	318,900	331,900	333,900	346,900	348,900	361,900	363,900	376,900	378,900		
25,500	318,900	320,900	333,900	335,900	348,900	350,900	363,900	365,900	378,900	380,900		
26,100	320,900	322,900	335,900	337,900	350,900	352,900	365,900	367,900	380,900	382,900		
26,700	322,900	324,900	337,900	339,900	352,900	354,900	367,900	369,900	382,900	384,900		
27,300	324,900	326,900	339,900	341,900	354,900	356,900	369,900	371,900	384,900	386,900		
27,900	326,900	328,900	341,900	343,900	356,900	358,900	371,900	373,900	386,900	388,900		
28,500	328,900	330,900	343,900	345,900	358,900	360,900	373,900	375,900	388,900	390,900		
29,100	330,900	332,900	345,900	347,900	360,900	362,900	375,900	377,900	390,900	392,900		
29,700	332,900	334,900	347,900	349,900	362,900	364,900	377,900	379,900	392,900	394,900		
30,300	334,900	336,900	349,900	351,900	364,900	366,900	379,900	381,900	394,900	396,900		
30,900	336,900	338,900	351,900	353,900	366,900	368,900	381,900	383,900	396,900	398,900		
31,500	338,900	340,900	353,900	355,900	368,900	370,900	383,900	385,900	398,900	400,900		
32,100	340,900	342,900	355,900	357,900	370,900	372,900	385,900	387,900	400,900	402,900		
32,700	342,900	344,900	357,900	359,900	372,900	374,900	387,900	389,900	402,900	404,900		
33,300	344,900	346,900	359,900	361,900	374,900	376,900	389,900	391,900	404,900	406,900		
33,900	346,900	348,900	361,900	363,900	376,900	378,900	391,900	393,900	406,900	408,900		
34,500	348,900	350,900	363,900	365,900	378,900	380,900	393,900	395,900	408,900	410,900		
35,100	350,900	352,900	365,900	367,900	380,900	382,900	395,900	397,900	410,900	412,900		
35,700	352,900	354,900	367,900	369,900	382,900	384,900	397,900	399,900	412,900	414,900		
36,300	354,900	356,900	369,900	371,900	384,900	386,900	399,900	401,900	414,900	416,900		
36,900	356,900	358,900	371,900	373,900	386,900	388,900	401,900	403,900	416,900	418,900		
37,500	358,900	360,900	373,900	375,900	388,900	390,900	403,900	405,900	418,900	420,900		
38,100	360,900	362,900	375,900	377,900	390,900	392,900	405,900	407,900	420,900	422,900		
38,700	362,900	364,900	377,900	379,900	392,900	394,900	407,900	409,900	422,900	424,900		
39,300	364,900	366,900	379,900	381,900	394,900	396,900	409,900	411,900	424,900	426,900		
39,900	366,900	368,900	381,900	383,900	396,900	398,900	411,900	413,900	426,900	428,900		
40,500	368,900	370,900	383,900	385,900	398,900	400,900	413,900	415,900	428,900	430,900		
41,100	370,900	372,900	385,900	387,900	400,900	402,900	415,900	417,900	430,900	432,900		
41,700	372,900	374,900	387,900	389,900	402,900	404,900	417,900	419,900	432,900	434,900		
42,300	374,900	376,900	389,900	391,900	404,900	406,900	419,900	421,900	434,900	436,900		
42,900	376,900	378,900	391,900	393,900	406,900	408,900	421,900	423,900	436,900	438,900		
43,500	378,900	380,900	393,900	395,900	408,900	410,900	423,900	425,900	438,900	440,900		
44,100	380,900	382,900	395,900	397,900	410,900	412,900	425,900	427,900	440,900	442,900		
44,700	382,900	384,900	397,900	399,900	412,900	414,900	427,900	429,900	442,900	444,900		
45,300	384,900	386,900	399,900	401,900	414,900	416,900	429,900	431,900	444,900	446,900		
45,900	386,900	388,900	401,900	403,900	416,900	418,900	431,900	433,900	446,900	448,900		
46,500	388,900	390,900	403,900	405,900	418,900	420,900	433,900	435,900	448,900	450,900		
47,100	390,900	392,900	405,900	407,900	420,900	422,900	435,900	437,900	450,900	452,900		
47,700	392,900	394,900	407,900	409,900	422,900	424,900	437,900	439,900	452,900	454,900		
48,300	394,900	396,900	409,900	411,900	424,900	426,900	439,900	441,900	454,900	456,900		
48,900	396,900	398,900	411,900	413,900	426,900	428,900	441,900	443,900	456,900	458,900		
49,500	398,900	401,900	413,900	416,900	428,900	431,900	443,900	446,900	458,900	461,900		
50,550	401,900	404,900	416,900	419,900	431,900	434,900	446,900	449,900	461,900	464,900		
51,600	404,900	407,900	419,900	422,900	434,900	437,900	449,900	452,900	464,900	467,900		
52,650	407,900	410,900	422,900	425,900	437,900	440,900	452,900	455,900	467,900	470,900		
53,700	410,900	413,900	425,900	428,900	440,900	443,900	455,900	458,900	470,900	473,900		
54,750	413,900	416,900	428,900	431,900	443,900	446,900	458,900	461,900	473,900	476,900		
55,800	416,900	419,900	431,900	434,900	446,900	449,900	461,900	464,900	476,900	479,900		
56,850	419,900	422,900	434,900	437,900	449,900	452,900	464,900	467,900	479,900	482,900		
57,900	422,900	425,900	437,900	440,900	452,900	455,900	467,900	470,900	482,900	485,900		
58,950	425,900	428,900	440,900	443,900	455,900	458,900	470,900	473,900	485,900	488,900		

（四）

税額	扶養親族の数																			
	0人		1人		2人		3人		4人		5人		6人		7人		8人		9人		10人	
	その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額																			
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
60,000	297,500	300,500	336,300	339,300	360,100	363,100	383,900	386,900	398,900	401,900	413,900	416,900	428,900	431,900	443,900	446,900	458,900	461,900	473,900	476,900	488,900	491,900
61,050	300,500	303,500	339,300	342,300	363,100	366,100	386,900	389,900	401,900	404,900	416,900	419,900	431,900	434,900	446,900	449,900	461,900	464,900	476,900	479,900	491,900	494,900
62,100	303,500	306,500	342,300	345,300	366,100	369,100	389,900	392,900	404,900	407,900	419,900	422,900	434,900	437,900	449,900	452,900	464,900	467,900	479,900	482,900	494,900	497,900
63,150	306,500	309,500	345,300	348,300	369,100	372,100	392,900	395,900	407,900	410,900	422,900	425,900	437,900	440,900	452,900	455,900	467,900	470,900	482,900	485,900	497,900	500,900
64,200	309,500	312,500	348,300	351,300	372,100	375,100	395,900	398,900	410,900	413,900	425,900	428,900	440,900	443,900	455,900	458,900	470,900	473,900	485,900	488,900	500,900	503,900
65,250	312,500	315,500	351,300	354,300	375,100	378,100	398,900	401,900	413,900	416,900	428,900	431,900	443,900	446,900	458,900	461,900	473,900	476,900	488,900	491,900	503,900	506,900
66,300	315,500	318,500	354,300	357,300	378,100	381,100	401,900	404,900	416,900	419,900	431,900	434,900	446,900	449,900	461,900	464,900	476,900	479,900	491,900	494,900	506,900	509,900
67,350	318,500	321,500	357,300	360,300	381,100	384,100	404,900	407,900	419,900	422,900	434,900	437,900	449,900	452,900	464,900	467,900	479,900	482,900	494,900	497,900	509,900	512,900
68,400	321,500	324,500	360,300	363,300	384,100	387,100	407,900	410,900	422,900	425,900	437,900	440,900	452,900	455,900	467,900	470,900	482,900	485,900	497,900	500,900	512,900	515,900
69,450	324,500	327,500	363,300	366,300	387,100	390,100	410,900	413,900	425,900	428,900	440,900	443,900	455,900	458,900	470,900	473,900	485,900	488,900	500,900	503,900	515,900	518,900
70,500	327,500	330,500	366,300	369,300	390,100	393,100	413,900	416,900	428,900	431,900	443,900	446,900	458,900	461,900	473,900	476,900	488,900	491,900	503,900	506,900	518,900	521,900
71,550	330,500	333,500	369,300	372,300	393,100	396,100	416,900	419,900	431,900	434,900	446,900	449,900	461,900	464,900	476,900	479,900	491,900	494,900	506,900	509,900	521,900	524,900
72,600	333,500	336,500	372,300	375,300	396,100	399,100	419,900	422,900	434,900	437,900	449,900	452,900	464,900	467,900	479,900	482,900	494,900	497,900	509,900	512,900	524,900	527,900
73,650	336,500	339,500	375,300	378,300	399,100	402,100	422,900	425,900	437,900	440,900	452,900	455,900	467,900	470,900	482,900	485,900	497,900	500,900	512,900	515,900	527,900	530,900
74,700	339,500	342,500	378,300	381,300	402,100	405,100	425,900	428,900	440,900	443,900	455,900	458,900	470,900	473,900	485,900	488,900	500,900	503,900	515,900	518,900	530,900	533,900
75,750	342,500	345,500	381,300	384,300	405,100	408,100	428,900	431,900	443,900	446,900	458,900	461,900	473,900	476,900	488,900	491,900	503,900	506,900	518,900	521,900	533,900	536,900
76,800	345,500	348,500	384,300	387,300	408,100	411,100	431,900	434,900	446,900	449,900	461,900	464,900	476,900	479,900	491,900	494,900	506,900	509,900	521,900	524,900	536,900	539,900
77,850	348,500	351,500	387,300	390,300	411,100	414,100	434,900	437,900	449,900	452,900	464,900	467,900	479,900	482,900	494,900	497,900	509,900	512,900	524,900	527,900	539,900	542,900
78,900	351,500	354,500	390,300	393,300	414,100	417,100	437,900	440,900	452,900	455,900	467,900	470,900	482,900	485,900	497,900	500,900	512,900	515,900	527,900	530,900	542,900	545,900
79,950	354,500	357,500	393,300	396,300	417,100	420,100	440,900	443,900	455,900	458,900	470,900	473,900	485,900	488,900	500,900	503,900	515,900	518,900	530,900	533,900	545,900	548,900
81,000	357,500	360,500	396,300	399,300	420,100	423,100	443,900	446,900	458,900	461,900	473,900	476,900	488,900	491,900	503,900	506,900	518,900	521,900	533,900	536,900	548,900	551,900
82,050	360,500	363,500	399,300	402,300	423,100	426,100	446,900	449,900	461,900	464,900	476,900	479,900	491,900	494,900	506,900	509,900	521,900	524,900	536,900	539,900	551,900	554,900
83,100	363,500	366,500	402,300	405,300	426,100	429,100	449,900	452,900	464,900	467,900	479,900	482,900	494,900	497,900	509,900	512,900	524,900	527,900	539,900	542,900	554,900	557,900
84,150	366,500	369,500	405,300	408,300	429,100	432,100	452,900	455,900	467,900	470,900	482,900	485,900	497,900	500,900	512,900	515,900	527,900	530,900	542,900	545,900	557,900	560,900
85,300	369,500	372,500	408,300	411,300	432,100	435,100	455,900	458,900	470,900	473,900	485,900	488,900	500,900	503,900	515,900	518,900	530,900	533,900	545,900	548,900	560,900	563,900
86,500	372,500	375,500	411,300	414,300	435,100	438,100	458,900	461,900	473,900	476,900	488,900	491,900	503,900	506,900	518,900	521,900	533,900	536,900	548,900	551,900	563,900	566,900
87,700	375,500	378,500	414,300	417,300	438,100	441,100	461,900	464,900	476,900	479,900	491,900	494,900	506,900	509,900	521,900	524,900	536,900	539,900	551,900	554,900	566,900	569,900
88,900	378,500	381,500	417,300	420,300	441,100	444,100	464,900	467,900	479,900	482,900	494,900	497,900	509,900	512,900	524,900	527,900	539,900	542,900	554,900	557,900	569,900	572,900
90,100	381,500	384,500	420,300	423,300	444,100	447,100	467,900	470,900	482,900	485,900	497,900	500,900	512,900	515,900	527,900	530,900	542,900	545,900	557,900	560,900	572,900	575,900
91,300	384,500	387,500	423,300	426,300	447,100	450,100	470,900	473,900	485,900	488,900	500,900	503,900	515,900	518,900	530,900	533,900	545,900	548,900	560,900	563,900	575,900	578,900
92,500	387,500	391,500	426,300	430,300	450,100	454,100	473,900	477,900	488,900	492,900	503,900	507,900	518,900	522,900	533,900	537,900	548,900	552,900	563,900	567,900	578,900	582,900
94,100	391,500	395,500	430,300	434,300	454,100	458,100	477,900	481,900	492,900	496,900	507,900	511,900	522,900	526,900	537,900	541,900	552,900	556,900	567,900	571,900	582,900	586,900
95,700	395,500	399,500	434,300	438,300	458,100	462,100	481,900	485,900	496,900	500,900	511,900	515,900	526,900	530,900	541,900	545,900	556,900	560,900	571,900	575,900	586,900	590,900
97,300	399,500	403,500	438,300	442,300	462,100	466,100	485,900	489,900	500,900	504,900	515,900	519,900	530,900	534,900	545,900	549,900	560,900	564,900	575,900	579,900	590,900	594,900
98,900	403,500	407,500	442,300	446,300	466,100	470,100	489,900	493,900	504,900	508,900	519,900	523,900	534,900	538,900	549,900	553,900	564,900	568,900	579,900	583,900	594,900	598,900
100,500	407,500	411,500	446,300	450,300	470,100	474,100	493,900	497,900	508,900	512,900	523,900	527,900	538,900	542,900	553,900	557,900	568,900	572,900	583,900	587,900	598,900	602,900
102,100	411,500	415,500	450,300	454,300	474,100	478,100	497,900	501,900	512,900	516,900	527,900	531,900	542,900	546,900	557,900	561,900	572,900	576,900	587,900	591,900	602,900	606,900
103,700	415,500	419,500	454,300	458,300	478,100	482,100	501,900	505,900	516,900	520,900	531,900	535,900	546,900	550,900	561,900	565,900	576,900	580,900	591,900	595,900	606,900	610,900
105,300	419,500	423,500	458,300	462,300	482,100	486,100	505,900	509,900	520,900	524,900	535,900	539,900	550,900	554,900	565,900	569,900	580,900	584,900	595,900	599,900	610,900	614,900
106,900	423,500	427,500	462,300	466,300	486,100	490,100	509,900	513,900	524,900	528,900	539,900	543,900	554,900	558,900	569,900	573,900	584,900	588,900	599,900	603,900	614,900	618,900
108,500	427,500	431,500	466,300	470,300	490,100	494,100	513,900	517,900	528,900	532,900	543,900	547,900	558,900	562,900	573,900	577,900	588,900	592,900	603,900	607,900	618,900	622,900
110,100	431,500	435,500	470,300	474,300	494,100	498,100	517,900	521,900	532,900	536,900	547,900	551,900	562,900	566,900	577,900	581,900	592,900	596,900	607,900	611,900	622,900	626,900
111,700	435,500	439,500	474,300	478,300	498,100	502,100	521,900	525,900	536,900	540,900	551,900	555,900	566,900	570,900	581,900	585,900	596,900	600,900	611,900	615,900	626,900	630,900
113,300	439,500	443,500	478,300	482,300	502,100	506,100	525,900	529,900	540,900	544,900	555,900	559,900	570,900	574,900	585,900	589,900	600,900	604,900	615,900	619,900	630,900	634,900
114,900	443,500	447,500	482,300	486,300	506,100	510,100	529,900	533,900	544,900	548,900	559,900	563,900	574,900	578,900	589,900	593,900	604,900	608,900	619,900	623,900	634,900	638,900
116,500	447,500	451,500	486,300	490,300	510,100	514,100	533,900	537,900	548,900	552,900	563,900	567,900	578,900	582,900	593,900	597,900	608,900	612,900	623,900	627,900	638,900	642,900
118,100	451,500	455,500	490,300	494,300	514,100	518,100	537,900	541,900	552,900	556,900	567,900	571,900	582,900	586,900	597,900	601,900	612,900	616,900	627,900	631,900	642,900	646,900
119,700	455,500	459,500	494,300	498,300	518,100	522,100	541,900	545,900	556,900	560,900	571,900	575,900	586,900	590,900	601,900	605,900	616,900	620,900	631,900	635,900	646,900	650,900
121,300	459,500	463,500	498,300	502,300	522,100	526,100	545,900	549,900	560,900	564,900	575,900	579,900	590,900	594,900	605,900	609,900	620,900	624,900	635,900	639,900	650,900	654,900
122,900	463,500	467,500	502,300	506,300	526,100	530,100	549,900	553,900	564,900	568,900	579,900	583,900	594,900	598,900	609,900	613,900	624,900	628,900	639,900	643,900	654,900	658,900
124,500	467,500	471,500	506,300	510,300	530,100	534,100	553,900	557,900	568,900	572,900	583,900	587,900	598,900	602,900	613,900	617,900	628,900	632,900	643,900	647,900	658,900	662,900
126,100	471,500	475,500	510,300	514,300	534,100	538,100	557,900	561,900	572,900	576,900	587,900	591,900	602,900	606,900	617,900	621,900	632,900	636,900	647,900	651,900	662,900	666,900
127,700	475,500	479,500	514,300	518,300	538,100	542,100	561,900	565,900	576,900	580,900	591,900	595,900	606,900	610,900	621,900	625,900	636,900	640,900	651,900	655,900	666,900	670,900
129,300	479,500	483,500	518,300	522,300	542,100	546,100	565,900	569,900	580,900	584,900	595,900	599,900	610,900	614,900	625,900	629,900	640,900	644,900	655,900	659,900	670,900	674,900
130,900	483,500	487,500	522,300	526,300	546,100	550,100	569,900	573,900	584,900	588,900	599,900	603,900	614,900	618,900	629,900	633,900	644,900	648,900	659,900	663,900	674,900	678,900

(五)

税額	扶養親族の数											
	0人		1人		2人		3人		4人		5人	
	その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額											
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
132,500	487,500	491,500	526,300	530,300	550,100	554,100	573,900	577,900	588,900	592,900	603,900	607,900
134,100	491,500	495,500	530,300	534,300	554,100	558,100	577,900	581,900	592,900	596,900	607,900	611,900
135,700	495,500	499,500	534,300	538,300	558,100	562,100	581,900	585,900	596,900	600,900	611,900	615,900
137,300	499,500	503,500	538,300	542,300	562,100	566,100	585,900	589,900	600,900	604,900	615,900	619,900
138,900	503,500	507,500	542,300	546,300	566,100	570,100	589,900	593,900	604,900	608,900	619,900	623,900
140,500	507,500	511,500	546,300	550,300	570,100	574,100	593,900	597,900	608,900	612,900	623,900	627,900
142,100	511,500	515,500	550,300	554,300	574,100	578,100	597,900	601,900	612,900	616,900	627,900	631,900
143,700	515,500	519,500	554,300	558,300	578,100	582,100	601,900	605,900	616,900	620,900	631,900	635,900
145,300	519,500	523,500	558,300	562,300	582,100	586,100	605,900	609,900	620,900	624,900	635,900	639,900
146,900	523,500	527,500	562,300	566,300	586,100	590,100	609,900	613,900	624,900	628,900	639,900	643,900
148,500	527,500	531,500	566,300	570,300	590,100	594,100	613,900	617,900	628,900	632,900	643,900	647,900
150,100	531,500	535,500	570,300	574,300	594,100	598,100	617,900	621,900	632,900	636,900	647,900	651,900
151,700	535,500	539,500	574,300	578,300	598,100	602,100	621,900	625,900	636,900	640,900	651,900	655,900
153,300	539,500	543,500	578,300	582,300	602,100	606,100	625,900	629,900	640,900	644,900	655,900	659,900
154,900	543,500	547,500	582,300	586,300	606,100	610,100	629,900	633,900	644,900	648,900	659,900	663,900
156,500	547,500	552,500	586,300	591,300	610,100	615,100	633,900	638,900	648,900	653,900	663,900	668,900
158,500	552,500	557,500	591,300	596,300	615,100	620,100	638,900	643,900	653,900	658,900	668,900	673,900
160,500	557,500	562,500	596,300	601,300	620,100	625,100	643,900	648,900	658,900	663,900	673,900	678,900
162,500	562,500	567,500	601,300	606,300	625,100	630,100	648,900	653,900	663,900	668,900	678,900	683,900
164,500	567,500	572,500	606,300	611,300	630,100	635,100	653,900	658,900	668,900	673,900	683,900	688,900
166,750	572,500	577,500	611,300	616,300	635,100	640,100	658,900	663,900	673,900	678,900	688,900	693,900
169,000	577,500	582,500	616,300	621,300	640,100	645,100	663,900	668,900	678,900	683,900	693,900	698,900
171,250	582,500	587,500	621,300	626,300	645,100	650,100	668,900	673,900	683,900	688,900	698,900	703,900
173,500	587,500	592,500	626,300	631,300	650,100	655,100	673,900	678,900	688,900	693,900	703,900	708,900
175,750	592,500	597,500	631,300	636,300	655,100	660,100	678,900	683,900	693,900	698,900	708,900	713,900
178,000	597,500	602,500	636,300	641,300	660,100	665,100	683,900	688,900	698,900	703,900	713,900	718,900
180,250	602,500	607,500	641,300	646,300	665,100	670,100	688,900	693,900	703,900	708,900	718,900	723,900
182,500	607,500	612,500	646,300	651,300	670,100	675,100	693,900	698,900	708,900	713,900	723,900	728,900
184,750	612,500	617,500	651,300	656,300	675,100	680,100	698,900	703,900	713,900	718,900	728,900	733,900
187,000	617,500	622,500	656,300	661,300	680,100	685,100	703,900	708,900	718,900	723,900	733,900	738,900
189,250	622,500	627,500	661,300	666,300	685,100	690,100	708,900	713,900	723,900	728,900	738,900	743,900
191,500	627,500	632,500	666,300	671,300	690,100	695,100	713,900	718,900	728,900	733,900	743,900	748,900
193,750	632,500	637,500	671,300	676,300	695,100	700,100	718,900	723,900	733,900	738,900	748,900	753,900
196,000	637,500	642,500	676,300	681,300	700,100	705,100	723,900	728,900	738,900	743,900	753,900	758,900
198,250	642,500	647,500	681,300	686,300	705,100	710,100	728,900	733,900	743,900	748,900	758,900	763,900
200,500	647,500	652,500	686,300	691,300	710,100	715,100	733,900	738,900	748,900	753,900	763,900	768,900
202,750	652,500	657,500	691,300	696,300	715,100	720,100	738,900	743,900	753,900	758,900	768,900	773,900
205,000	657,500	662,500	696,300	701,300	720,100	725,100	743,900	748,900	758,900	763,900	773,900	778,900
207,250	662,500	667,500	701,300	706,300	725,100	730,100	748,900	753,900	763,900	768,900	778,900	783,900
209,500	667,500	672,500	706,300	711,300	730,100	735,100	753,900	758,900	768,900	773,900	783,900	788,900
211,750	672,500	677,500	711,300	716,300	735,100	740,100	758,900	763,900	773,900	778,900	788,900	793,900
214,000	677,500	682,500	716,300	721,300	740,100	745,100	763,900	768,900	778,900	783,900	793,900	798,900
216,250	682,500	687,500	721,300	726,300	745,100	750,100	768,900	773,900	783,900	788,900	798,900	803,900
218,500	687,500	692,500	726,300	731,300	750,100	755,100	773,900	778,900	788,900	793,900	803,900	808,900
220,750	692,500	697,500	731,300	736,300	755,100	760,100	778,900	783,900	793,900	798,900	808,900	813,900
223,000	697,500	702,500	736,300	741,300	760,100	765,100	783,900	788,900	798,900	803,900	813,900	818,900
225,250	702,500	707,500	741,300	746,300	765,100	770,100	788,900	793,900	803,900	808,900	818,900	823,900
227,500	707,500	712,500	746,300	751,300	770,100	775,100	793,900	798,900	808,900	813,900	823,900	828,900
229,750	712,500	717,500	751,300	756,300	775,100	780,100	798,900	803,900	813,900	818,900	828,900	833,900
232,000	717,500円		756,300円		780,100円		803,900円		818,900円		833,900円	

税額	扶養親族の数											
	6人		7人		8人		9人		10人			
	控除及び生命保険料控除後の給与の金額											
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
603,900	607,900	618,900	622,900	633,900	637,900	648,900	652,900	663,900	667,900	678,900	682,900	
607,900	611,900	622,900	626,900	637,900	641,900	652,900	656,900	667,900	671,900	682,900	686,900	
611,900	615,900	626,900	630,900	641,900	645,900	656,900	660,900	671,900	675,900	686,900	690,900	
615,900	619,900	630,900	634,900	645,900	649,900	660,900	664,900	675,900	679,900	690,900	694,900	
619,900	623,900	634,900	638,900	649,900	653,900	664,900	668,900	679,900	683,900	694,900	698,900	
623,900	627,900	638,900	642,900	653,900	657,900	668,900	672,900	683,900	687,900	698,900	702,900	
627,900	631,900	642,900	646,900	657,900	661,900	672,900	676,900	687,900	691,900	702,900	706,900	
631,900	635,900	646,900	650,900	661,900	665,900	676,900	680,900	691,900	695,900	706,900	710,900	
635,900	639,900	650,900	654,900	665,900	669,900	680,900	684,900	695,900	699,900	710,900	714,900	
639,900	643,900	654,900	658,900	669,900	673,900	684,900	688,900	699,900	703,900	714,900	718,900	
643,900	647,900	658,900	662,900	673,900	677,900	688,900	692,900	703,900	707,900	718,900	722,900	
647,900	651,900	662,900	666,900	677,900	681,900	692,900	696,900	707,900	711,900	722,900	726,900	
651,900	655,900	666,900	670,900	681,900	685,900	696,900	700,900	711,900	715,900	726,900	730,900	
655,900	659,900	670,900	674,900	685,900	689,900	700,900	704,900	715,900	719,900	730,900	734,900	
659,900	663,900	674,900	678,900	689,900	693,900	704,900	708,900	719,900	723,900	734,900	738,900	
663,900	668,900	678,900	683,900	693,900	698,900	708,900	713,900	723,900	728,900	738,900	743,900	
668,900	673,900	683,900	688,900	698,900	703,900	713,900	718,900	728,900	733,900	743,900	748,900	
673,900	678,900	688,900	693,900	703,900	708,900	718,900	723,900	733,900	738,900	748,900	753,900	
678,900	683,900	693,900	698,900	708,900	713,900	723,900	728,900	738,900	743,900	753,900	758,900	
683,900	688,900	698,900	703,900	713,900	718,900	728,900	733,900	743,900	748,900	758,900	763,900	
688,900	693,900	703,900	708,900	718,900	723,900	733,900	738,900	748,900	753,900	763,900	768,900	
693,900	698,900	708,900	713,900	723,900	728,900	738,900	743,900	753,900	758,900	768,900	773,900	
698,900	703,900	713,900	718,900	728,900	733,900	743,900	748,900	758,900	763,900	773,900	778,900	
703,900	708,900	718,900	723,900	733,900	738,900	748,900	753,900	763,900	768,900	778,900	783,900	
708,900	713,900	723,900	728,900	738,900	743,900	753,900	758,900	768,900	773,900	783,900	788,900	
713,900	718,900	728,900	733,900	743,900	748,900	758,900	763,900	773,900	778,900	788,900	793,900	
718,900	723,900	733,900	738,900	748,900	753,900	763,900	768,900	778,900	783,900	793,900	798,900	
723,900	728,900	738,900	743,900	753,900	758,900	768,900	773,900	783,900	788,900	798,900	803,900	
728,900	733,900	743,900	748,900	758,900	763,900	773,900	778,900	788,900	793,900	803,900	808,900	
733,900	738,900	748,900	753,900	763,900	768,900	778,900	783,900	793,900	798,900	808,900	813,900	
738,900	743,900	753,900	758,900	768,900	773,900	783,900	788,900	798,900	803,900	813,900	818,900	
743,900	748,900	758,900	763,900	773,900	778,900	788,900	793,900	803,900	808,900	818,900	823,900	
748,900	753,900	763,900	768,900	778,900	783,900	793,900	798,900	808,900	813,900	823,900	828,900	
753,900	758,900	768,900	773,900	783,900	788,900	798,900	803,900	813,900	818,900	828,900	833,900	
758,900	763,900	773,900	778,900	788,900	793,900	803,900	808,900	818,900	823,900	833,900	838,900	
763,900	768,900	778,900	783,900	793,900	798,900	808,900	813,900	823,900	828,900	838,900	843,900	
768,900	773,900	783,900	788,900	798,900	803,900	813,900	818,900	828,900	833,900	843,900	848,900	
773,900	778,900	788,900	793,900	803,900	808,900	818,900	823,900	833,900	838,900	848,900	853,900	
778,900	783,900	793,900	798,900	808,900	813,900	823,900	828,900	838,900	843,900	853,900	858,900	
783,900	788,900	798,900	803,900	813,900	818,900	828,900	833,900	843,900	848,900	858,900	863,900	
788,900	793,900	803,900	808,900	818,900	823,900	833,900	838,900	848,900	853,900	863,900	868,900	
793,900	798,900	808,900	813,900	823,900	828,900	838,900	843,900	853,900	858,900	868,900	873,900	
798,900	803,900	813,900	818,900	828,900	833,900	843,900	848,900	858,900	863,900	873,900	878,900	
803,900	808,900	818,900	823,900	833,900	838,900	848,900	853,900	863,900	868,900	878,900	883,900	
808,900	813,900	823,900	828,900	838,900	843,900	853,900	858,900	868,900	873,900	883,900	888,900	
813,900	818,900	828,900	833,900	843,900	848,900	858,900	863,900	873,900	878,900	888,900	893,900	
818,900	823,900	833,900	838,900	848,900	853,900	863,900	868,900	878,900	883,900	893,900	898,900	
823,900	828,900	838,900	843,900	853,900	858,900	868,900	873,900	883,900	888,900	898,900	903,900	
828,900	833,900	843,900	848,900	858,900	863,900	873,900	878,900	888,900	893,900	903,900	908,900	
833,900円		848,900円		863,900円		878,900円		893,900円		908,900円		

（六）

上欄によつて税額が求められない場合	その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額から、扶養親族の数に応じ
(イ)	給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額から、15,000円に10人をこえる扶
	控除及び生命保険料控除後の給与の金額」欄において、その控除後の金額の該当する行の「税額」欄に記

上記の残額が717,500円をこえる場合には、当該残額について、次の区分に応じて計算した金額

	税額
(ロ)	当該残額に45％を乗じて算出した金額から 90,875円を控除した金額
	当該残額に50％を乗じて算出した金額から 144,250円を控除した金額
	当該残額に55％を乗じて算出した金額から 247,625円を控除した金額
	当該残額に60％を乗じて算出した金額から 401,000円を控除した金額
	当該残額に65％を乗じて算出した金額から 654,375円を控除した金額

その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに4,000円（これらの一である不具者がある場合には、当該不具者1人につき4,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

（備考　税額の求め方）

(一)　第四十条第一項の規定の適用を受ける者(㈡に該当しない者)については、

(1)　まず、この表の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、

(イ)　その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額

(ロ)　申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額

(ハ)　申告された生命保険料の支払金額がある場合には、その金額（その金額が11,000円をこえる場合には、11,000円）を控除した金額を求め、

(2)　次に、(1)により求めた金額から申告された扶養親族の数に応じて第十一条の七（附則第四項において読み替えられたところによる。以下同じ。）第一項の規定による扶養控除額を控除し、その残額を求める。

(3)　(2)の残額が717,500円以下である者については、

(イ)　扶養親族の数が10人以下であるときは、扶養親族の数に応じ「その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額」欄において(1)により求めた金額の該当する行の「税額」欄に記載されている金額（不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められる者ごとに当該金額から4,000円（これらの控除が認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、6,000円）を控除した金額）を控除した金額）

(ロ)　扶養親族の数が10人をこえるときは、(1)により求めた金額から15,000円に10人をこえる扶養親族の数を乗じて計算した金額を控除し、扶養親族が10人である場合の「その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額」欄において、その控除後の金額の該当する行の「税額」欄に記載されている金額（不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(イ)と同様に計算した金額）が、その求める税額である。

(4)　(2)の残額が717,500円をこえる者については、当該残額に応じてこの表の(ロ)の「税額」欄に定める金額（不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(イ)と同様に計算した金額）が、その求める税額である。

(二)　第四十条第六項の規定の適用を受ける者（すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1順位の扶養親族のあるもの、(ロ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は第3順位の扶養親族のないもの）については、

(1)　その者に対する給与所得の収入金額につき(一)の(1)により求めた金額（すなわち、給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額）から申告された扶養親族の数及びその扶養親族についての第十一条の七第二項各号の順位に応じ、同項の規定による扶養控除額を控除し、その残額を求める。

(2)　(1)の残額が717,500円以下である者については、扶養親族が0人である場合の「その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額」欄において、(1)の残額の該当する行の「税額」欄に記載されている金額（不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(イ)と同様に計算した金額）が、その求める税額である。

(3)　(1)の残額が717,500円をこえる者については、当該残額に応じ、この表の(ロ)の「税額」欄に定める金額（不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(イ)と同様に計算した金額）が、その求める税額である。

て認められる扶養控除額を控除した残額が717,500円以下で、且つ、扶養親族の数が10人をこえる場合には、当該扶養親族の数を乗じて計算した金額を控除し、扶養親族の数が10人である場合の「その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額」欄において(1)により求めた金額の該当する行の「税額」欄に記載されている金額

	当該残額	
	717,500円超	1,067,500円未満
	1,067,500円以上	2,067,500円未満
	2,067,500円以上	3,067,500円未満
	3,067,500円以上	5,067,500円未満
	5,067,500円以上	

に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、6,000円）を、扶養親族

附則別表の附表

（一）

給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
71,180	円未満	60,500円未満	93,000	93,500	79,050	131,000	132,000	111,350	176,000	177,000	149,600
71,180	71,500	60,503	93,500	94,000	79,475	132,000	133,000	112,200	177,000	178,000	150,450
71,500	72,000	60,775	94,000	94,500	79,900	133,000	134,000	113,050	178,000	179,000	151,300
72,000	72,500	61,200	94,500	95,000	80,325	134,000	135,000	113,900	179,000	180,000	152,150
72,500	73,000	61,625	95,000	95,500	80,750	135,000	136,000	114,750	180,000	181,000	153,000
73,000	73,500	62,050	95,500	96,000	81,175	136,000	137,000	115,600	181,000	182,000	153,850
73,500	74,000	62,475	96,000	96,500	81,600	137,000	138,000	116,450	182,000	183,000	154,700
74,000	74,500	62,900	96,500	97,000	82,025	138,000	139,000	117,300	183,000	184,000	155,550
74,500	75,000	63,325	97,000	97,500	82,450	139,000	140,000	118,150	184,000	185,000	156,400
75,000	75,500	63,750	97,500	98,000	82,875	140,000	141,000	119,000	185,000	186,000	157,250
75,500	76,000	64,175	98,000	98,500	83,300	141,000	142,000	119,850	186,000	187,000	158,100
76,000	76,500	64,600	98,500	99,000	83,725	142,000	143,000	120,700	187,000	188,000	158,950
76,500	77,000	65,025	99,000	99,500	84,150	143,000	144,000	121,550	188,000	189,000	159,800
77,000	77,500	65,450	99,500	100,000	84,575	144,000	145,000	122,400	189,000	190,000	160,650
77,500	78,000	65,875	100,000	101,000	85,000	145,000	146,000	123,250	190,000	191,000	161,500
78,000	78,500	66,300	101,000	102,000	85,850	146,000	147,000	124,100	191,000	192,000	162,350
78,500	79,000	66,725	102,000	103,000	86,700	147,000	148,000	124,950	192,000	193,000	163,200
79,000	79,500	67,150	103,000	104,000	87,550	148,000	149,000	125,800	193,000	194,000	164,050
79,500	80,000	67,575	104,000	105,000	88,400	149,000	150,000	126,650	194,000	195,000	164,900
80,000	80,500	68,000	105,000	106,000	89,250	150,000	151,000	127,500	195,000	196,000	165,750
80,500	81,000	68,425	106,000	107,000	90,100	151,000	152,000	128,350	196,000	197,000	166,600
81,000	81,500	68,850	107,000	108,000	90,950	152,000	153,000	129,200	197,000	198,000	167,450
81,500	82,000	69,275	108,000	109,000	91,800	153,000	154,000	130,050	198,000	199,000	168,300
82,000	82,500	69,700	109,000	110,000	92,650	154,000	155,000	130,900	199,000	200,000	169,150
82,500	83,000	70,125	110,000	111,000	93,500	155,000	156,000	131,750	200,000	201,000	170,000
83,000	83,500	70,550	111,000	112,000	94,350	156,000	157,000	132,600	201,000	202,000	170,850
83,500	84,000	70,975	112,000	113,000	95,200	157,000	158,000	133,450	202,000	203,000	171,700
84,000	84,500	71,400	113,000	114,000	96,050	158,000	159,000	134,300	203,000	204,000	172,550
84,500	85,000	71,825	114,000	115,000	96,900	159,000	160,000	135,150	204,000	205,000	173,400
85,000	85,500	72,250	115,000	116,000	97,750	160,000	161,000	136,000	205,000	206,000	174,250
85,500	86,000	72,675	116,000	117,000	98,600	161,000	162,000	136,850	206,000	207,000	175,100
86,000	86,500	73,100	117,000	118,000	99,450	162,000	163,000	137,700	207,000	208,000	175,950
86,500	87,000	73,525	118,000	119,000	100,300	163,000	164,000	138,550	208,000	209,000	176,800
87,000	87,500	73,950	119,000	120,000	101,150	164,000	165,000	139,400	209,000	210,000	177,650
87,500	88,000	74,375	120,000	121,000	102,000	165,000	166,000	140,250	210,000	211,000	178,500
88,000	88,500	74,800	121,000	122,000	102,850	166,000	167,000	141,100	211,000	212,000	179,350
88,500	89,000	75,225	122,000	123,000	103,700	167,000	168,000	141,950	212,000	213,000	180,200
89,000	89,500	75,650	123,000	124,000	104,550	168,000	169,000	142,800	213,000	214,000	181,050
89,500	90,000	76,075	124,000	125,000	105,400	169,000	170,000	143,650	214,000	215,000	181,900
90,000	90,500	76,500	125,000	126,000	106,250	170,000	171,000	144,500	215,000	216,000	182,750
90,500	91,000	76,925	126,000	127,000	107,100	171,000	172,000	145,350	216,000	217,000	183,600
91,000	91,500	77,350	127,000	128,000	107,950	172,000	173,000	146,200	217,000	218,000	184,450
91,500	92,000	77,775	128,000	129,000	108,800	173,000	174,000	147,050	218,000	219,000	185,300
92,000	92,500	78,200	129,000	130,000	109,650	174,000	175,000	147,900	219,000	220,000	186,150
92,500	93,000	78,625	130,000	131,000	110,500	175,000	176,000	148,750	220,000	221,000	187,000

（二）

給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
221,000	222,000	187,850	241,000	242,000	204,850	261,000	262,000	221,850	281,000	282,000	238,850
222,000	223,000	188,700	242,000	243,000	205,700	262,000	263,000	222,700	282,000	283,000	239,700
223,000	224,000	189,550	243,000	244,000	206,550	263,000	264,000	223,550	283,000	284,000	240,550
224,000	225,000	190,400	244,000	245,000	207,400	264,000	265,000	224,400	284,000	285,000	241,400
225,000	226,000	191,250	245,000	246,000	208,250	265,000	266,000	225,250	285,000	286,000	242,250
226,000	227,000	192,100	246,000	247,000	209,100	266,000	267,000	226,100	286,000	287,000	243,100
227,000	228,000	192,950	247,000	248,000	209,950	267,000	268,000	226,950	287,000	288,000	243,950
228,000	229,000	193,800	248,000	249,000	210,800	268,000	269,000	227,800	288,000	289,000	244,800
229,000	230,000	194,650	249,000	250,000	211,650	269,000	270,000	228,650	289,000	290,000	245,650
230,000	231,000	195,500	250,000	251,000	212,500	270,000	271,000	229,500	290,000	291,000	246,500
231,000	232,000	196,350	251,000	252,000	213,350	271,000	272,000	230,350	291,000	292,000	247,350
232,000	233,000	197,200	252,000	253,000	214,200	272,000	273,000	231,200	292,000	293,000	248,200
233,000	234,000	198,050	253,000	254,000	215,050	273,000	274,000	232,050	293,000	294,000	249,050
234,000	235,000	198,900	254,000	255,000	215,900	274,000	275,000	232,900	294,000	295,000	249,900
235,000	236,000	199,750	255,000	256,000	216,750	275,000	276,000	233,750	295,000	296,000	250,750
236,000	237,000	200,600	256,000	257,000	217,600	276,000	277,000	234,600	296,000	297,000	251,600
237,000	238,000	201,450	257,000	258,000	218,450	277,000	278,000	235,450	297,000	298,000	252,450
238,000	239,000	202,300	258,000	259,000	219,300	278,000	279,000	236,300	298,000	299,000	253,300
239,000	240,000	203,150	259,000	260,000	220,150	279,000	280,000	237,150	299,000	300,000	254,150
240,000	241,000	204,000	260,000	261,000	221,000	280,000	281,000	238,000	300,000	円以上	給与の金額から45,000円を控除した金額

（備考　給与所得控除後の給与の金額の求め方）

給与所得の収入金額に応じ「給与の金額」欄に該当する行を求め、「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額でその行に対応するものが、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第五十三号（昭二九・四・一）

◎運輸省設置法の一部を改正する法律

運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「航空標識所」を「航空標識所　航空大学校」に改める。

第三十七条第二項の表中「宮崎海員学校」の下に「香川県三豊郡粟島村」を「口之津海員学校」の下に「長崎県南高来郡口之津町」に改める。

第三十七条の三の次に次の一条を加える。

（航空大学校）

第三十七条の四　航空大学校は、航空に関する専門の学科及び技能を教授し、航空従事者を養成する機関とする。

2　航空大学校は、宮崎市に置く。

3　航空大学校の内部組織は、運輸省令で定める。

第三十八条第一項の表中水先審議会の項を次のように改める。

水先審議会	運輸大臣の諮問に応じて水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）及び船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）に定める事項その他海上における航行の安全に関する重要事項を調査審議すること。

附　則

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。但し、運輸省設置法第二十九条の改正規定及び同法第三十七条の三の次に一条を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

2　水先法の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　水先審議会（第三十一条―第三十八条）　第六章　罰則（第三十九条―第四十一条）」を「第五章　罰則（第三十一条―第三十三条）」に改める。

第十条第二項、第十一条第一項及び第二項並びに第十五条中「海上安全審議会」を「海上航行安全審議会」に改める。

3　船舶職員法の一部を次のように改正する。

第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二　運輸大臣は、前二条の規定による処分をしようとするときは、海上航行安全審議会の意見を徴し、且つ、その意見を尊重してこれをしなければならない。

2　海上航行安全審議会は、前項の規定による意見を決定しようとするときは、当該処分に係る水先人に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して聴聞をしなければならない。当該水先人は、聴聞の場所において、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

第二十五条第一項中「水先審議会」を「海上航行安全審議会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前条第二項の規定は、海上航行安全審議会が前項の規定による勧告をする場合に準用する。

第六章を第五章とし、第三十九条を第三十一条とし、第四十条を第三十二条とし、第四十一条を第三十三条とし、同条中「第三十九条第三号」を「第三十一条第三号」に改める。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第五十四号（昭二九・四・一）

◎昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律

昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律（昭和二十八年法律第百号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年度及び昭和二十九年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

第一条中「昭和二十八年度」の下に「及び昭和二十九年度」を加える。

第二条及び第三条中「昭和二十八年度」の下に「又は昭和二十九年度」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第五十五号（昭二九・四・一）

◎酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の但書を加える。

但し、その定め、又は変更しようとする内容が、当該酒類業組合がその直接又は間接の構成員である第七十九条に規定する連合会又は第八十条に規定する中央会において大蔵大臣の認可を受けた協定の内容と同一であるときは、この限りでない。

第四十三条に次の一項を加える。

3　酒類業組合は、第一項但書の規定により大蔵大臣の認可を受けないで協定を定め、又は変更したときは、総会において協定を定め、又は変更することを議決した日から二週間以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第八十三条中「第四十三条」を「第四十三条（中央会については、第一項但書及び第三項を除く。）」に改める。

第百一条第十二号中「第四十六条第二項（」を「第四十三条第三項若しくは第四十六条第二項（これらの規定を」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第五十六号（昭二九・四・一）

◎訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

11　第九項の規定により改定された恩給及び昭和二十六年十月一日から昭和二十七年十月三十一日までに給与事由の生じた執行吏の恩給については、昭和十八年十月分以降、その年額を十万八千円を俸給年額とみなして算出した年額に改定する。

12　第四項の規定による恩給年額の改定について、準用する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・法務・大蔵大臣署名）

法律第五十七号（昭二九・四・一）

◎刑法の一部を改正する法律

刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「日本船舶」の下に「又ハ日本航空機」を加える。

第二十五条第二項但書中「第二十五条ノ二ノ保護観察ニ付セラレ」を「第二十五条ノ二第一項ノ規定ニ依リ保護観察ニ付セラレ」に改める。

第二十五条ノ二を次のように改める。

第二十五条ノ二　前条第一項ノ場合ニ於テハ猶予ノ期間中保護観察ニ付スルコトヲ得前条第二項ノ場合ニ於テハ猶予ノ期間中保護観察ニ付ス

保護観察ハ行政官庁ノ処分ヲ以テ之ヲ仮ニ解除スルコトヲ得

保護観察ヲ仮ニ解除セラレタルトキハ前条第二項但書及ビ第二十六条ノ二第二号ノ規定ノ適用ニ付テハ其処分ヲ取消サルルマデノ間ハ保護観察ニ付セラレザリシモノト看做ス

第二十六条ノ二第二号を次のように改める。

二　第二十五条ノ二第一項ノ規定ニ依リ保護観察ニ付セラレタル者遵守ス可キ事項ヲ遵守セズ其情状重キトキ

附　則

1　この法律は、昭和二十九年八月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。但し、刑法第一条第二項の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2　この法律による改正後の刑法第二十五条ノ二第一項前段の規定は、この法律の施行前に犯された罪については、適用しない。但し、その罪とこの法律の施行後に犯された罪とにつき、刑法第四十七条又は第四十八条第二項の規定を適用して処断すべきときは、この限りでない。

3　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

国外に在る日本航空機内で犯した罪については、第一項に規定する地の外、犯罪後その航空機の着陸（着水を含む。）した地による。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第五十八号（昭二九・四・一）

◎執行猶予者保護観察法

（この法律の目的）

第一条　この法律は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条ノ二第一項の規定により保護観察に付された者がその期間中遵守しなければならない事項を定めるとともに、保護観察の方法及びその運用の基準等を定めることによつて、保護観察の適正な実施を図り、もつて、保護観察に付された者のすみやかな更生に資することを目的とする。

（保護観察の方法と運用の基準）

第二条　保護観察は、本人に本来自助の責任があることを認めてこれを補導援護するとともに、第五条に規定する事項を遵守するように指導監督することによつて行うものとし、その実施に当つては、画一的に行うことを避け、本人の年齢、経歴、職業、心身の状況、家庭、交友その他の環境等を充分に考慮して、その者にもつともふさわしい方法を採らなければならない。

（保護観察をつかさどる機関）

第三条 保護観察は、保護観察に付されている者の住居地（住居がないか、又は明らかでないときは、現在地又は明らかである最後の住居地若しくは所在地とする。）を管轄する保護観察所がつかさどる。

（保護観察開始前の環境調整）

第四条 保護観察所の長は、刑法第二十五条ノ二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡があつて、その裁判の確定前本人から申出があつたときは、保護観察の開始を円滑ならしめるため、その者の境遇その他環境の状態の調整を図ることができる。

（遵守すべき事項）

第五条 保護観察に付された者は、すみやかに、一定の住居を定め、その地を管轄する保護観察所の長にこれを届け出るほか、保護観察に付されている期間中、左に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 善行を保持すること。

二 住居を移転し、又は一箇月以上の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長に届け出ること。

（補導援護）

第六条 補導援護を行うにあたつては、公共の衛生福祉その他の施設にあつ旋する等の方法によつて、本人が就職し、又は必要な職業の補導、医療、宿所等を得ることを援助し、本人の環境を調整し、その他本人が更生するために必要な助言、連絡その他の措置をとるものとする。

2 前項の措置によつては必要な援護が得られないため、本人の更生が妨げられるおそれがある場合には、本人に対し、帰住旅費、衣類、食事等を給与し、医療又は宿泊所を供与し、その他更生のために必要な援護を行うことができる。

（指導監督）

第七条 指導監督を行うにあたつては、本人の更生の意欲を助長することに努めるとともに、本人が遵守しなければならない事項の範囲内で、その性格、環境、犯罪の動機及び原因等から見て、違反のおそれが多いと思われる具体的事項を見出してこれを本人に自覚させた上、その遵守について適切な指示を与える等、本人をして遵守事項を遵守させるために必要な措置をとるものとする。

（保護観察の仮解除）

第八条 刑法第二十五条ノ二第二項の規定による保護観察の仮解除は、本人の保護観察をつかさどる保護観察所の所在地を管轄する地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）が、保護観察所の長の申請に基き、決定をもつて、するものとする。

2 保護観察の仮解除をした地方委員会は、本人の行状により再び保護観察を行うのを相当と認めるときは、決定をもつて、仮解除の処分を取り消すことができる。

（検察官への申出）

第九条 保護観察所の長は、刑の執行猶予の言渡を受けて保護観察に付されている者について、刑法第二十六条ノ二第二号の規定により猶予の言渡を取り消すべきものと認めるときは、本人の現在地又は最後の住所地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に対応する検察庁の検察官に、書面で、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百四十九条第二項に規定する申出をしなければならない。

（呼出、引致）

第十条 地方委員会又は保護観察所の長は、保護観察に付されている者を呼び出し、質問することができる。

2 保護観察所の長は、左の場合には、裁判官のあらかじめ発する引致状により、保護観察を受けている者を引致させることができる。

一 本人が一定の住居に居住しないとき。

二 本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑うに足りる充分な理由があり、且つ、その者が前項の規定による呼出に応ぜず、又は応じないおそれがあるとき。

3 前項の引致状及び引致については、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）第四十一条第三項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同条第七項但書中「第四十五条第一項の決定」とあるのは、「第十一条第一項の決定」と読み替えるものとする。

（留置）

第十一条 保護観察所の長は、引致状により引致された者につき、第九条の申出をするために審理を行う必要があると認めるときは、審理を開始する旨の決定をすることができる。

2 前項の決定があつたときは、引致状により引致された者は、引致後十日以内、監獄若しくは少年鑑別所又はその他の適当な施設に留置することができる。但し、その期間中であつても、留置の必要がなくなつたときは、直ちにこれを釈放しなければならない。

3 前項の期間内に刑事訴訟法第三百四十九条の請求がなされたときは、同項本文の規定にかかわらず、裁判所の決定の告知があるまで、継続して留置することができる。但し、留置の期間は、通じて二十日をこえることができない。

4 刑事訴訟法第三百四十九条の二第二項の規定による口頭弁論の請求があつたときは、裁判所は、決定で、十日間に限り、前項但書の期間を延長することができる。その決定の告知については、刑事訴訟法による決定の告知の例による。

5 第三項の決定が刑の執行猶予の言渡を取り消すものであるときは、同項本文の規定にかかわらず、その決定が確定するまで、継続して留置することができる。

6 第二項から前項までの規定により留置された日数は、刑の執行猶予が取り消された場合においては、刑期に算入する。

（審査の請求）

第十二条 地方委員会が行つた保護観察の仮解除の取消処分について不服がある者は、処分の日から三十日以内に、中央更生保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、審査を請求することができる。

2 審査の請求は、法務省令の定める方式に従い、書面でしなければならない。

3 審査の請求は、処分の執行を停止する効力を有しない。

4 審査会のする審査の手続及び処分については、犯罪者予防更生法第五十条及び第五十一条の規定を準用する。

（その他の権限）

第十三条 審査会、地方委員会又は保護観察所の長は、この法律に定めるもののほか、犯罪者予防更生法第十六条第一項から第三項まで、第四十一条の二、第五十五条第一項及び第二項、第五十五条の二から第五十八条まで並びに第六十条第一項及び第二項の規定に準じ、その権限を行使することができる。この場合において、同法第五十五条の二第四項中「第三十四条第二項の規定により本人が居住すべき場所」とあるのは、「第五条の規定により本人が届け出た住居」と、同法第六十条第一項中「第四十条第二項（第五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により支払つた費用」とあるのは、「第六条第二項の規定による援護に要した費用」とそ

れぞれ読み替えるものとする。

2　犯罪者予防更生法第五十五条第三項又は第六十条第三項の規定は、審査会若しくは地方委員会又は保護観察所の長が、前項の規定により、同法第五十五条第一項及び第二項又は第六十条第一項及び第二項の規定に準じてその権限を行使する場合に準用する。

3　審査会、地方委員会又は保護観察所の職員又は職員であつた者は、この法律に定める職務を行うに当り知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、犯罪者予防更正法第五十九条の規定に準じ、証言を拒むことができる。

附　則

1　この法律は、刑法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五十七号）の施行の日から施行する。

2　この法律の施行前に、刑法第二十五条ノ二第一項の規定により保護観察に付された者について犯罪者予防更生法の規定によつてなされた手続及び処分は、それぞれこの法律中の相当規定によつてなされた手続及び処分とみなす。

3　犯罪者予防更生法の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第四号を削る。

第三十七条中「住居が定まらないときは、現在地とする。」を「住居がないか、又は明らかでないときは、現在地又は明らかである最後の住居地若しくは所在地とする。」に改める。

第四十一条第二項第一号中「第三十四条第二項の規定に準じてその権限を行使する場合に準用する。」を「一定の住居」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　前項の引致状は、地方委員会又は保護観察所の長の請求により、当該地方委員会又は保護観察所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官が発する。

第四十五条第一項中「又は保護観察所の長」を削り、「、仮出獄の取消又は第四十六条の申出」を「又は仮出獄の取消」に改め、同条第三項中「又は刑の執行を猶予されている者」、「又は刑事訴訟法第三百四十九条の請求」及び「又は請求」を削り、「裁判所の決定」を「裁判所から決定の通知」に改め、同条中第四項、第五項及び第七項を削り、第六項を第四項とし、第八項を第五項とし、同項中「地方委員会のする」を削る。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条　削除

第五十五条の二第二項に次の但書を加える。

但し、急速を要する場合には、その他の方法によることができる。

4　更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「応急の救護」を「救護及び執行猶予者保護観察法（昭和二十九年法律第五十八号）第六条の規定による援護」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　懲役又は禁こにつき刑の執行猶予の言渡を受け、その裁判が確定するまでの者

第四条第四項中「犯罪者予防更正法第四十条第二項の規定により応急の救護」を「犯罪者予防更生法第四十条第二項の規定による救護及び執行猶予者保護観察法第六条第二項の規定による援護」に改める。

第六条第二項中「応急の救護」を「救護又は執行猶予者保護観察法第六条第二項の規定による援護」に、同条第三項中「又は応急の救護」を「、救護又は援護」に改める。

5　刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）の一部を

次のように改正する。

第一条第三項中「犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）第四十一条」の下に「又は執行猶予者保護観察法（昭和二十九年法律第五十八号）第十条」を加える。

（法務・内閣総理大臣署名）

第五九号

法律第五十九号（昭二九・四・一）

◎中小企業金融公庫法の一部を改正する法律

中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「中小企業等協同組合」の下に「（塩業組合であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の常時使用する従業員の数が三百人をこえないものを含む。）」を加え、「及び森林組合連合会」を「、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会」に改める。

第五条中「百三十億円」を「百五十五億円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　第五条の改正に伴い政府の一般会計から出資すべき金額は、昭和二十九年度において出資するものとする。

3　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第二号ノ五」を「第二号ノ六」に改める。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第六十号（昭二九・四・一）

◎航空法の一部を改正する法律

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第三十七条―第五十六条の二）」を「（第三十七条―第五十六条の二）」に、「（第百二十六条―第百三十一条）」を「（第百二十六条―第百三十一条の二）」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二　運輸省令で定める資格及び経験を有することについて運輸大臣の認定を受けた者（以下「耐空検査員」という。）は、運輸省令で定める滑空機について耐空証明を行うことができる。

2　前条第二項から第五項までの規定は、前項の耐空証明について準用する。

第十一条中「前条第一項」を「第十条第一項又は前条第一項」に改める。

第十四条を次のように改める。

（耐空証明の有効期間）

第十四条　耐空証明の有効期間は、一年とする。但し、航空運送事業の用に供する航空機については、運輸大臣が定める期間とする。

第十四条の次に次の一条を加える。

（耐空証明の効力の停止等）

第十四条の二　運輸大臣は、第十条第四項、第十六条第一項又は第百三十四条第二項の検査の結果、当該航空機又は当該型式の航空機が前条の期間を経過する前に第十条第四項（第十条の二第二項において準用する場合を含む。）の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき、その他航空機の安全性が確保されないと認めるときは、当該航空機又は当該型式の航空機の耐空証明の効力を停止し、若しくは有効期間を短縮し、又は第十条第三項（第十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により指定した事項を変更することができる。

2　第十六条第二項を次のように改める。

あるものの使用者は、当該滑空機について前項の修理又は改造をする場合において、耐空検査員の検査を受け、これに合格したときは、同項の規定にかかわらず、これを航空の用に供してもよい。

第十六条第二項の次に次の一項を加える。

3　運輸大臣又は耐空検査員は、第一項又は前項の検査の結果、当該航空機が第十条第四項（第十条の二第二項において準用する場合を含む。）の基準に適合すると認めるときは、これを合格としなければならない。

第十九条中「第十条第四項」の下に「（第十条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十一条中「及び返納に関する事項」を「、返納及び呈示に関する事項、耐空検査員に関する事項」に改め、「又は第二項」を削る。

第二十八条第二項中「第二十五条の規定によりその技能証明について限定をされた」を「技能証明につき第二十五条の限定をされた」に改める。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（技能証明の限定の変更）

第二十九条の二　運輸大臣は、第二十五条第二項又は第三項の限定に係る技能証明につき、その技能証明に係る航空従事者の申請により、その限定を変更することができる。

2　前条の規定は、前項の限定の変更を行う場合に準用する。

第三十四条第二項中「航空機の操縦の教育の技能について、運輸大臣の行う操縦教育証明を受けた者でなければ、」を「航空機の種類別にその操縦の教育の技能について運輸大臣の行う操縦教育証明を受けた者でなければ、その種類の航空機について」に改める。

第三十八条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の許可には、条件又は期限を附し、及びこれを変更することができる。

第三十九条第一項第四号の次に次の一号を加える。

五　飛行場にあつては、申請者が、その敷地について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められること。

第四十三条第二項中「第三十八条第二項及び第三項」を「第三十八条第二項から第四項まで」に改める。

第四十八条の見出しを「許可の取消等」に改め、同条中各号列記以外の部分を次のように改める。

運輸大臣は、左に掲げる場合には、飛行場若しくは航空保安施設の設置の許可を取り消し、又は期間を定めて、飛行場の全部若しくは一部の供用の停止を命ずることができる。但し、第二号から第五号までの場合について設置の許可を取り消すことができる場合は、運輸大臣が飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者に対し、相当の期間を定めて、当該施設を申請書に記載した計画若しくは第三十九条第一項第一号の基準に適合させるための措置をとるべきこと又は当該施設を前条第一項の技術上の基準に従つて管理すべきことを命じ、その期間内に飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者が、その命令に従わなかつた場合に限る。

第四十八条第四号の次に次の二号を加える。

五　飛行場の位置、構造等が第三十九条第一項第一号の基準に適合しなくなつたとき。

六　許可に附した条件に違反したとき。

第五十四条を次のように改める。

（使用料金）

第五十四条　飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、公共の用に供する飛行場又は航空保安施設について使用料金を定めようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

第五十六条第一項中「第三十九条第一項第一号及び第二号」を「第三十九条第一項第一号、第二号及び第五号」に改める。

第五十六条第二項に次の但書を加える。

但し、第三十九条第二項については、運輸大臣が飛行場を設置する場合において、当該飛行場の敷地が従前、適法に航空機の離陸又は着陸の用に供せられており、且つ、当該飛行場の進入表面又は転移表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件がないときは、準用しない。

第五十六条第三項中「第四十七条第一項、」を「第四十七条第一項及び」に改め、同項中「及び第五十四条」を削る。

第五十六条の次に次の一条を加える。

（公共用施設の指定等）

第五十六条の二　運輸大臣は、公衆の利便を増進するため必要があると認めるときは、自衛隊の設置する飛行場について、その着陸帯その他の施設を公共の用に供すべき施設として指定することができる。

2　前項の指定は、当該施設の名称、位置、設備の概要その他運輸省令で定める事項を告示することによつて行う。

3　運輸大臣は、第一項の指定に係る施設について前

項の告示をした事項に変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を告示しなければならない。

4　運輸大臣は、第一項の指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

5　運輸大臣は、第一項の指定をしようとするとき、又は前項の指定の取消をしようとするときは、防衛庁長官と協議しなければならない。

6　防衛庁長官は、第一項の指定があつたときは、当該施設を公共の用に供しなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

7　防衛庁長官は、第一項の指定に係る施設の使用の条件について、特定の使用者に対し、不当な差別的取扱をしてはならない。

第五十七条に次の但書を加える。

但し、第十一条但書の規定による許可を受けた場合は、この限りでない。

第五十八条第二項の次に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、第十一条但書の規定による許可を受けた場合には、適用しない。

第九十二条に後段として次のように加える。

定期運送用操縦士、上級事業用操縦士、事業用操縦士又は自家用操縦士の資格についての技能証明を有する者が、当該技能証明について限定をされた種類以外の種類の航空機の操縦の練習をする場合も同様である。

第九十七条中第三項を第四項とし、同項中「第一項の飛行計画の承認を受けた航空機」を「第一項又は第二項の規定により、飛行計画の承認を受け、又は飛行計画を通報した航空機」に改め、第二項を第三項とし、同項中「前項の飛行計画の承認を受けた航空機」を「第一項又は前項の規定により、飛行計画を通報した航空機」に改め、第一項の次に次の一項を加える。

2　航空機は、計器飛行状態において飛行しようとするとき（運輸省令で定めるところにより運輸大臣に飛行計画を通報しなければならない。）又は有視界飛行状態において飛行しようとするとき（前項の場合を除く。）は、運輸省令で定めるところにより運輸大臣に飛行計画を通報しなければならない。

第九十八条中「前条の飛行計画の承認を受けた航空機」を「前条の規定により、飛行計画の承認を受け、又は飛行計画を通報した航空機」に改め、同項中「前項の飛行計画の承認を受けた航空機」を「第一項又は前項の規定により、飛行計画の承認を受け、又は飛行計画を通報した航空機」に改め、第一項の次に次の一項を加える。

2　航空機は、計器飛行状態において飛行しようとするとき（前項の場合を除く。）又は有視界飛行状態において飛行しようとするとき（運輸省令で定める場合を除く。）は、運輸省令で定めるところにより運輸大臣に飛行計画を通報しなければならない。

第九十八条中「前条の飛行計画の承認を受けた航空機」を「前条の規定により、飛行計画の承認を受け、又は飛行計画を通報した航空機」に改める。

第百二十二条第一項及び第百二十四条第一項にそれぞれ後段として次のように加える。

この場合において、第百十九条第二号中「認可」とあるのは「免許又は認可」と読み替えるものとする。

第百二十六条第一項を次のように改める。

国際民間航空条約の締約国たる外国（以下単に「締約国」という。）の国籍を有する航空機（第百二十九条第一項の許可を受けた者（以下「外国人国際航空運送事業者」という。）の当該事業の用に供する航空機、第百三十条の二の許可を受けた者の当該運送の用に供する航空機及び外国、外国の公共団体又はこれに準ずるものの使用する航空機を除く。）は、運輸大臣の指定する航空路によらないで、左に掲げる航行を行う場合には、運輸大臣の許可を受けなければならない。

一　本邦外から出発して本邦内に到達する航行

二　本邦内から出発して本邦外に到達する航行

三　本邦外から出発して着陸することなしに本邦を通過し、本邦外に到達する航行

第百二十六条第二項を次のように改める。

2　締約国の国籍を有する航空機であつて外国、外国の公共団体又はこれに準ずるものの使用するもの及び締約国以外の外国の国籍を有する航空機（外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機

及び第百三十条の二の許可を受けた者の当該運送の用に供する航空機を除く。）は、前項各号に掲げる航行を行う場合には、運輸大臣の許可を受けなければならない。

第百二十六条第四項中「第一項及び第二項の航空機」を「外国の国籍を有する航空機」に改め、同項の次に次の一項を加える。

5　外国の国籍を有する航空機は、第一項第一号又は第二号に掲げる航行を行う場合には、天候その他やむを得ない事由のある場合を除く外、運輸大臣の指定する飛行場において、着陸し、又は離陸しなければならない。但し、運輸大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

第百二十七条中「外国、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、外国の国籍を有する人又は外国の法令に基いて設立された法人その他の団体の使用する航空機（外国人国際航空運送事業者が当該事業の用に供する航空機を除く。）」を「外国の国籍を有する航空機（外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機及び第百三十条の二の許可を受けた者の当該運送の用に供する航空機を除く。）」に改める。

第百二十九条に次の二項を加える。

2　前項の許可を受けようとする者は、申請書に事業計画、運航開始の予定期日その他運輸省令で定める事項を記載し、これを運輸大臣に提出しなければならない。

3　運輸大臣は、申請者に対し、前項に規定するもの外、必要と認める書類の提出を求めることができる。

第百二十九条の次に次の四条を加える。

（運賃及び料金の認可）

第百二十九条の二　外国人国際航空運送事業者は、旅客及び貨物（郵便物を除く。）の運賃及び料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

（事業計画）

第百二十九条の三　外国人国際航空運送事業者は、その業務を行う場合には、天候その他やむを得ない事由のある場合を除く外、事業計画に定めるところに従わなければならない。

2　外国人国際航空運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（事業計画等の変更命令）

第百二十九条の四　運輸大臣は、必要があると認めるときは、外国人国際航空運送事業者に対し、左の各号に掲げる事項を命ずることができる。

一　事業計画を変更すること。

二　運賃又は料金を変更すること。

（事業の停止及び許可の取消）

第百二十九条の五　運輸大臣は、左の各号の一に該当する場合には、外国人国際航空運送事業者に対し、期間を定めて事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一　外国人国際航空運送事業者が法令、法令に基く処分又は許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。

二　外国人国際航空運送事業者の株式若しくは持分の実質的な所有又は外国人国際航空運送事業者の営む航空運送事業の実質的な支配が、当該外国人国際航空運送事業者が国籍を有する国又はその国民に属しなくなつたとき。

三　日本国と外国人国際航空運送事業者が国籍を有する外国との間に航空に関する協定がある場合において、当該外国若しくは当該外国人国際航空運送事業者が当該協定に違反し、又は当該協定が効

力を失つたとき。

四　前三号に掲げる場合の外、公共の利益のため必要があるとき。

第百三十条中「又は外国人国際航空運送事業者が当該事業の用に供する航空機」を「、外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機又は次条の許可を受けた者の当該運送の用に供する航空機」に改める。

第百三十条の次に次の一条を加える。

（本邦内で発着する旅客等の運送）

第百三十条の二　外国の国籍を有する航空機（外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機を除く。）は、第百二十六条第一項第一号の航行（これと接続して行う本邦内の各地間における航行を含む。）により本邦内に到着する旅客若しくは貨物の有償の運送をし、又は同項第二号の航行（これと接続して行う本邦内の各地間における航行を含む。）により本邦内から発する旅客若しくは貨物の有償の運送をする場合には、運輸大臣の許可を受けなければならない。

第百三十一条第三号の次に次の一号を加える。

四　前条の許可を受けた者が当該運送の用に供する航空機

第百三十一条の次に次の一条を加える。

（許可の条件等）

第百三十一条の二　この章に規定する許可又は認可には、条件又は期限を附し、これを変更し、及び許可又は認可の後これに条件又は期限を附することができる。

第百三十五条の表中「七　第二十二条第二項の航空機乗組員免許を申請する者　三百円」を「七　第二十二条第二項の航空機乗組員免許を申請する者　三百円　七の二　第二十九条の二第一項の技能証明についての限定の変更を申請する者　三百円　四百円」に改める。

第百四十三条第二号中「同項の規定による検査を受けず、又はこれに合格しないで」を「同条第一項又は第二項の規定による検査に合格しないで」に改める。

第百四十三条の次に次の一条を加える。

（耐空検査員の罪）

第百四十三条の二　耐空検査員が、左の各号の一に該当するときは、三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十条の二第二項において準用する第十条第四項の技術上の基準に適合しない滑空機について、耐空証明を行つたとき。

二　第十六条第三項の基準に適合しない滑空機について、同条第二項の検査に合格させたとき。

第百四十六条を次のように改める。

（飛行場又は航空保安施設の設置等の罪）

第百四十六条　左の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三十八条第一項の規定に違反して、許可を受けないで飛行場を設置した者

二　第四十三条第一項の規定に違反して、飛行場に特に重要な変更を加えた者

三　第四十八条の規定による飛行場の全部又は一部の供用の停止の命令に違反した者

第百四十八条の次に次の一条を加える。

第百四十八条の二　飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者が、第五十四条の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた使用料金によらないで、公共の用に供する飛行場又は航空保安施設の使用料金を収受したときは、五万円以下の罰金に処する。

第百五十四条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　第九十七条第二項の規定に違反して、通報をしないで、航空機を運航したとき。

第百五十四条第一項第十号中「第九十七条第二項」を「第九十七条第三項」に、同項第十一号中「第九十七条第三項」を「第九十七条第四項」に改め、同項第十三号の次に次の一号を加える。

十四　第百二十六条第五項の規定に違反して、運輸大臣の指定する飛行場以外の飛行場において、航空機を着陸させ、又は離陸させたとき。

第百五十五条第五号の次に次の一号を加える。

六　第百三十条の二の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者

第百五十七条第二号中「認可を受けないで、」の下に「又は認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、」を加える。

第百五十七条の次に次の一条を加える。

第百五十七条の二　外国人国際航空運送事業者が、左の各号の一に該当するときは、五万円以下の罰金に処する。

一　第百二十九条の二の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受したとき。

二　第百二十九条の三第二項の規定による認可を受けないで、事業計画を変更したとき。

三　第百二十九条の四の規定による命令又は第百二十九条の五の規定による事業の停止の命令に違反したとき。

第百五十九条中「第百四十八条」を「第百四十八条の二」に改める。

第百六十一条中第二号を削り、第一号の二を第二号に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際現に改正前の航空法第百二十九条の許可を受けて航空運送事業を営んでいる者（同法附則第九項の規定により許可を受けた者とみなされたものを含む。）がこの法律の施行の時において定めている事業計画は、改正後の航空法第百二十九条第二項の規定による事業計画とみなす。

3　前項に掲げる者がこの法律の施行の時において定めている運賃及び料金については、改正後の航空法第百二十九条の二の認可を受けたものとみなす。

4　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十四号の七中「許可し、」の下に「認可し、」を加える。

第四条第一項第四十四号の九の次に次の一号を加える。

四十四の十　外国航空機の着陸し、又は離陸する飛行場を指定すること。

第二十八条の二第一項第十四号の二の次に次の一号を加える。

十四の三　外国航空機の航行に関すること。

第二十八条の二第二項中「第十四号の二」を「第十四号の三」に改める。

5　防衛庁の設置に関する法律が制定施行される日の前日までの間は、航空法第五十六条の二第一項中「自衛隊」とあるのは「保安庁」と、同条第五項から第七項までの規定中「防衛庁長官」とあるのは「保安庁長官」と読み替えるものとする。

（内閣総理・運輸大臣署名）

法律第六十一号（昭二九・四・二）

◎関税法

関税法（明治三十二年法律第六十一号）の全部を改正する。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　賦課及び徴収（第三条―第十四条）
第三章　船舶及び航空機（第十五条―第二十八条）
第四章　保税地域
　第一節　総則（第二十九条―第三十六条）
　第二節　指定保税地域（第三十七条―第四十一条）
　第三節　保税上屋（第四十二条―第四十九条）
　第四節　保税倉庫（第五十条―第五十五条）
　第五節　保税工場（第五十六条―第六十二条）
第五章　運送（第六十三条―第六十六条）
第六章　通関（第六十七条―第七十八条）
第七章　収容及び留置（第七十九条―第八十八条）
第八章　異議の申立、審査の請求及び訴願（第八十九条―第九十五条）
第九章　雑則（第九十六条―第百八条）
第十章　罰則（第百九条―第百十八条）
第十一章　犯則事件の調査及び処分
　第一節　犯則事件の調査（第百十九条―第百三十六条）
　第二節　犯則事件の処分（第百三十七条―第百四十条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、関税の賦課及び徴収並びに貨物の輸出及び輸入についての税関手続の適正な処理を図るため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律又はこの法律に基く命令において、左の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。

一　「輸入」とは、外国から本邦に到着した貨物を本邦に引き取ることをいう。

二　「輸出」とは、内国貨物を外国に向けて送り出すことをいう。

三　「外国貨物」とは、輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。）で輸入が許可される前のものをいう。

四　「内国貨物」とは、本邦にある貨物で外国貨物でないもの及び本邦の船舶により公海で採捕された水産物をいう。

五　「外国貿易船」とは、外国貿易のため本邦と外国との間を往来する船舶をいう。

六　「外国貿易機」とは、外国貿易のため本邦と外国との間を往来する航空機をいう。

七　「沿海通航船」とは、本邦と外国との間を往来する船舶以外の船舶をいう。

八　「国内航空機」とは、本邦と外国との間を往来する航空機以外の航空機をいう。

九　「船用品」とは、燃料、飲食物その他の消耗品及び帆布、綱、じう器その他これらに類する貨物で、船舶において使用するものをいう。

十　「機用品」とは、航空機において使用する貨物で、船用品に準ずるものをいう。

十一　「開港」とは、別表第一に掲げる港をいう。但し、第九十六条第二項（開港の閉鎖）の規定により開港でなくなつたものを除く。

十二　「税関空港」とは、別表第二に掲げる空港をいう。

十三　「不開港」とは、港、空港その他これらに代り使用される場所で、開港及び税関空港以外のものをいう。

第二章　賦課及び徴収

（課税物件）

第三条　輸入貨物には、この法律及び関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）により、関税を課する。但し、条約中に関税について特別の規定があるときは、当該規定による。

（課税物件の確定）

第四条　関税は、輸入申告の時における輸入貨物の性質及び数量により課する。但し、左の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる時におけるその性質及び数量により課する。

一　保税倉庫に置かれた外国貨物で、第五十三条（外国貨物を入れる際の検査）の規定により、保税倉庫に入れる際、税関の検査を受けたもの（第二号、第三号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）　外国貨物を保税倉庫から出すことが許可された時

二　第五十六条（保税工場の許可）に規定する保税作業（外国貨物を入れることの承認）の規定により保税倉庫に入れることが承認された時

三　第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）の規定により指定された場所に同項の規定により指定された期間を経過した後置かれている外国貨物（前号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）　同項の規定により外国貨物又はその原料である外国貨物を保税工場から出すことが許可された時

四　保税上屋、保税倉庫若しくは保税工場に置かれた外国貨物又は第三十条第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定により税関長の許可を受けた外国貨物で、亡失し、又は滅却されたもの（第一号、第二号、第五号及び第八号に掲げるものを除く。）　亡失又は滅却の時

五　第六十三条第一項（保税運送）又は第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物で、その指定された運送の期間内に運送先に到着しないもの（第一号、第二号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）　運送が承認された時

六　郵便物（第七号及び第八号に掲げるものを除く。）　陸揚又は取卸の時

七　収容され、若しくは留置された貨物、差押物件又は領置物件で、公売に付され、又は随意契約により売却されるもの　公売又は売却の時

八　第百十八条第三項（犯罪貨物についての関税の徴収）の規定により関税を徴収すべき貨物　犯罪が行われた時

（適用法令）

第五条　関税は、輸入申告の日において適用される法令により課する。但し、左の各号に掲げる貨物については、当該各号に掲げる日において適用される法令

により課する。

一　前条第三号から第八号までに掲げる貨物（前条第三号に掲げる貨物にあつては、同条第二号に掲げる貨物を除かないものとし、同条第四号及び第五号に掲げる貨物にあつては、同条第一号及び第二号に掲げる貨物を除かないものとする。）当該各号に掲げる時の属する日

二　保税倉庫に置かれた外国貨物（前号に掲げるものを除く。）輸入が許可された日（第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取）の規定により引き取ることを承認された貨物については、その承認がされた日）

（納税義務者）

第六条　関税は、この法律又は関税定率法に別段の規定がある場合を除く外、輸入申告をした者から徴収する。

（徴収の順位）

第七条　関税は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の法令の規定にかかわらず、当該関税を徴収すべき外国貨物について、他の公課及び債権に先だつて徴収する。

2　税関は、関税が納付されていない外国貨物について国税徴収法の規定による滞納処分（他の法令においてその例によるものとされる場合を含む。）、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の規定による強制執行若しくは破産法（大正十一年法律第七十一号）の規定による破産手続がされ、又は競売法（明治三十一年法律第十五号）の規定による競売の開始があつたときは、これらの処分をする行政機関、公共団体、執行裁判所、執行吏、強制管理人又は破産管財人に対し、当該貨物についての関税の交付を求めることができる。

3　国税徴収の例により徴収する場合における関税及びその滞納処分費の徴収の順位については、国税徴収法第二条第一項（徴収の順位）に規定する国税及びその滞納処分費の順位による。

（納税の告知）

第八条　関税を徴収しようとするときは、納税義務者に対し、その納金額及び納付場所を指定して、納税の告知をしなければならない。

2　第六十一条第五項（保税工場外における保税作業の場合の関税の徴収）若しくは第六十五条第一項（運送の期間の経過に因る関税の徴収）若しくは関税定率法第十三条第六項（製造用原料品についての関税の徴収）、第十七条第三項（再輸出免税を受けた貨物についての関税の徴収）、第十八条第三項（船舶の建造又は修繕用貨物についての関税の徴収）若しくは第十九条第四項（輸出貨物の製造用原料品についての関税の徴収）の規定により関税を徴収する場合において担保の提供があつたとき、又は第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取）の規定により承認を受けた貨物について関税を徴収するときの納税の告知は、前項の規定による外、その納期日をあわせて指定しなければならない。

（担保）

第九条　この法律又は関税定率法の規定により提供する関税の担保の種類は、左に掲げるものとする。

一　金銭

二　国債及び地方債

三　税関長が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）

四　税関長が確実と認める保証人の保証

2　前項の担保の提供について必要な事項は、政令で定める。

（担保を提供した場合の充当又は徴収）

第十条　関税の担保として金銭を提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつて関税の納付に充てることができる。

2　関税の担保が提供された場合において、第八条第二項（納税の告知）の規定により指定された納期日までに関税が完納されないときは、政令で定めるところにより、担保として提供された金銭をもつて直ちに関税に充て、若しくは金銭以外の担保物を公売してその代金をもつて公売に要した費用及び関税に充て、又は保証人にその旨を通知して関税を納付させる。

3　前項の規定により、担保として提供された金銭をもつて関税に充て、又は公売の代金をもつて公売に要した費用及び関税に充ててなお不足額があるときは、納税義務者から、国税徴収の例により、その不足額を徴収する。

4　第二項に規定する保証人が関税を完納しないときは、納税義務者から、国税徴収の例により徴収し、その徴収した金額をもつて徴収すべき関税及び滞納処分費に充ててなお不足額があるときは、保証人から、国税徴収の例により、その不足額を徴収する。

5　前項の保証人は、国税徴収法第三十二条（財産をかくす等の罪）の規定の適用については、納税者とみなす。

（担保を提供しない場合の徴収）

第十一条　第四十五条第一項（保税上屋の許可を受けた者の関税の納付義務）（第三十六条（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）、第五十五条（保税倉庫）及び第六十二条（保税工場）において準用する場合を含む。）、第四十七条第三項（保税上屋の許可が消滅した場合の取扱）（第五十五条及び第六十二条において準用する場合を含む。）若しくは第百十八条第三項（犯罪貨物についての関税の徴収）若しくは関税定率法第九条第二項（不当廉売者等からの関税の徴収）、第十五条第二項（特定用途免税を受けた貨物についての関税の徴収）若しくは第十六条第二項（外交官用貨物等についての関税の徴収）の規定による関税の徴収又は関税の徴収に不足額があつた場合におけるその不足額の徴収については、国税徴収の例による。第六十一条第五項（保税工場外における保税作業の場合の関税の徴収）若しくは第六十五条第一項（運送の期間の経過に因る関税の徴収）又は関税定率法第十三条第六項（製造用原料品についての関税の徴収）、第十七条第三項（再輸出免税を受けた貨物についての関税の徴収）、第十八条第三項（船舶の建造又は修繕用貨物についての関税の徴収）若しくは第十九条第四項（輸出貨物の製造用原料品についての関税の徴収）の規定による関税の徴収について担保の提供がなかつた場合も、また同様とする。

（利子税額）

第十二条　関税を徴収する場合において、納税義務者が第八条第二項（納税の告知）の規定により指定された納期日又は国税徴収の例により徴収する場合において指定された納期日までに関税を完納しないときは、その未納に係る関税額に対し、当該納期日の翌日から当該関税額を納付する日までの日数に応じ、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額をあわせて徴収する。

2　前項の場合において、納税義務者がその未納に係る関税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる関税額は、同項の未納に係る関税額からその一部納付に係る関税額を控除した額による。

3　利子税額計算の基礎となる関税額が千円未満である場合においては、第一項の規定を適用せず、当該関税額に千円未満の端数がある場合においては、これを切り捨てて計算する。

4　利子税額が三百円未満である場合においては、これを徴収しない。

5　第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、その納税義務者が納付した税額が同項の未納に係る関税額に達するまでは、その納付した税額は、当該関税額に充てられたものとする。但し、国税徴収の例により徴収する場合における国税徴収法第二十八条（公売代金等の充当又は配分）の規定の適用を妨げない。

（還付加算金）

第十三条　納税義務者が納付した関税又は滞納処分費に過誤納があつたため当該過誤納額を還付する場合においては、当該関税又は滞納処分費が納付された日の翌日から還付のため支払う日までの期間（還付のため過誤納金があることを納税義務者に通知した日後三十日以内に当該過誤納金の還付の請求をしない場合においては、当該通知をした日後三十日を経過した日から還付の請求があつた日までの期間を除く。）に応じ、当該過誤納額百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額（以下この条において「還付加算金」という。）をその還付すべき金額に加算する。

2　前項の規定は、還付加算金の計算の基礎となる過誤納額が千円未満である場合においては適用せず、当該過誤納額に千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てる。

3　前二項の規定により計算した還付加算金の額が三百円未満である場合においては、還付加算金は加算せず、還付加算金の額に十円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てる。

4　二回以上に分けて納付した関税又は滞納処分費について過誤納を生じた場合における第一項の規定の適用については、過誤納額に相当する関税又は滞納処分費は、最後の納付の日に納付があつたものとし、当該過誤納額がその日の納付額をこえる場合においては、過誤納額に達するまで順次にさかのぼつてそれぞれの納付の日にその納付があつたものとする。

（時効）

第十四条　関税の徴収権は、これを行使することができる日から二年を経過したときは、時効に因り消滅する。但し、詐偽その他不正の行為により関税を免かれ、又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合の関税の徴収権は、この限りでない。

2　関税の過誤納に因り生ずる請求権は、その納付の日から二年を経過したときは、時効に因り消滅する。

3　前二項の期間内にした納税の告知又は支払の請求は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条（催告と時効の中断）の規定にかかわらず、時効を中断する。

第三章　船舶及び航空機

（入港手続）

第十五条　外国貿易船が開港に入港したときは、船長は、入港の時から二十四時間（その時間が日曜日又は政令で定める休日（以下「休日」という。）に含まれる場合においては、これらの日に含まれる時間を除いて計算する。以下第十八条第一項（入出港の簡易手続）において同じ。）以内に入港届、積荷目録、船用品目録、旅客氏名表及び乗組員氏名表を税関に提出するとともに、船舶国籍証書及び最近の仕出港の出港許可書又はこれらに代る書類を税関職員に呈示しなければならない。

2　外国貿易機が税関空港に入港したときは、機長は、直ちに積荷目録、旅客氏名表、乗組員氏名表その他政令で定める事項を総括した入港届を税関に提出するとともに、最近の出港地の出港許可書又はこれに代る書類を税関職員に呈示しなければならない。

（貨物の積卸）

第十六条　外国貿易船又は外国貿易機（以下「外国貿易船等」という。）に対する貨物の積卸は、あらかじめ税関長の承認を受けた場合を除く外、積荷目録の提出前にしてはならない。但し、旅客及び乗組員の携帯品、郵便物並びに船用品及び機用品については、この限りでない。

2　船舶又は航空機に外国貨物の積卸をしようとする者は、政令で定めるところにより、積卸についての書類を税関職員に呈示しなければならない。外国貿易船等に内国貨物の積卸をしようとする者も、また同様とする。

（出港手続）

第十七条　外国貿易船等が開港又は税関空港を出発しようとするときは、船長又は機長は、税関に出港届を提出してその許可を受けなければならない。

（入出港の簡易手続）

第十八条　外国貿易船が開港に入港した場合において、その船用品以外の貨物の積卸をしないで入港の時から二十四時間以内に出港するときは、第十五条第一項（外国貿易船の入港手続）及び前条の規定を適用しない。但し、船長は、入港届及び出港届を出港の時までに税関に提出しなければならない。

2　外国貿易機が税関空港に入港した場合において、その機用品以外の貨物の積卸をしないで出港するときは、第十五条第二項（外国貿易機の入港手続）及び前条の規定を適用しない。但し、機長は、その旨を出港の時までに税関に届け出なければならない。

（執務時間外の貨物の積卸）

第十九条　日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関の執務時間外において、外国貨物を積んでいる船舶若しくは航空機に貨物の積卸をし、又は船舶若しくは航空機に外国貨物を積み込もうとするときは、税関長の許可を受けなければならない。但し、遭難及び乗組員の携帯品、郵便物並びに船用品及び機用品については、この限りでない。

（不開港への出入）

第二十条　外国貿易船等の船長又は機長は、税関長の許可を受けた場合を除く外、当該外国貿易船等を不開港に出入させてはならない。但し、検疫のみを目的として検疫区域に出入する場合又は遭難その他やむを得ない事故がある場合は、この限りでない。

（沿海通航船等の外国寄港の届出等）

第二十一条　外国貿易船等が前項但書の事故に因り不開港に入港したときは、船長又は機長は、直ちにその事由を附してその旨を税関職員に（税関職員がいないときは警察官に）届け出なければならない。

（外国貨物の仮陸揚）

第二十二条　沿海通航船又は国内航空機（以下「沿海通航船等」という。）が遭難その他やむを得ない事故に因り外国に寄港して本邦に帰つたときは、船長又は機長は、直ちにその旨を税関に届け出るとともに、外国においてその船用品又は機用品を積み込んだ場合においては、その目録を税関に提出しなければならない。

（船用品又は機用品の積込）

第二十三条　本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機にその船用品又は機用品を積み込もうとするときは、船長又は機長は、税関に（税関が設置されていない場所においては税関職員に）届け出てその承認を受けなければならない。但し、遭難その他やむを得ない事故に因り不開港に入港し、その船用品又は機用品を積み込むことについて緊急な必要がある場合において、税関職員がいないときは、警察官にあらかじめその旨を届け出なければならない。

2　前項の承認は、当該承認に係る船用品又は機用品の種類及び数量が船舶又は航空機の種類、トン数又は自重、航海又は航行の日数並びに旅客及び乗組員の数等を勘案して適当と認められるときは、これをしなければならない。

（船舶又は航空機と陸地との交通等）

第二十四条　本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と陸地との間の交通又は貨物の積卸は、税関長の許可を受けた場合を除く外、その指定した場所を経て行わなければならない。

2　本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との間の交通は、税関長の許可を受けた場合を除く外、行つてはならない。

（船舶又は航空機の資格の変更）

第二十五条　外国貿易船等以外の船舶又は航空機を外国貿易船等として使用しようとするときは、船長又は機長は、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。外国貿易船等を外国貿易船等以外の船舶又は航空機として使用しようとするときも、また同様とする。

（船長又は機長の行為の代行）

第二十六条　第二十条（不開港への出入）、第二十一条（外国貨物の仮陸揚）、第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込）又は前条の規定により船長又は機長がなすべき行為はこれらの条に規定する船舶又は航空機の所有者若しくは、管理者又はこれらの者の代理人も行うことができる。

（船長又は機長の職務代行者）

第二十七条　この章の規定で船長又は機長に適用されるものは、船長又は機長がその職務を行うことができない場合においては、船長又は機長に代つてその職務を行う者に適用する。

（税関職員に対する便宜供与）

第二十八条　税関職員が職務を執行するため船舶又は航空機に乗り込む場合においては、船長又は機長は、税関職員に対し職務の執行に必要な場所の提供その他の便宜を与えなければならない。

第四章　保税地域

第一節　総則

（保税地域の種類）

第二十九条　保税地域は、指定保税地域、保税上屋、保税倉庫及び保税工場の四種とする。

（外国貨物を置く場所の制限）

第三十条　外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。但し、左の各号に掲げるものについては、この限りでない。

一　難破貨物

二　保税地域に置くことが困難又は著しく不適当であると認め税関長が期間及び場所を指定して許可した貨物

三　郵便物、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定により押収された物件その他政令で定める貨物

（貨物の出し入れ）

第三十一条　外国貨物、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物を保税地域に入れ、又は保税地域から出そうとする者は、あらかじめ税関に届け出なければならない。

2　前項に規定する貨物を保税地域に入れ、又は保税地域から出そうとするときは、税関職員の立会を受けなければならない。但し、税関長がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

（見本の一時持出）

第三十二条　保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出そうとする者は、税関長の許可を受けなければならない。

（執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱）

第三十三条　日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関の執務時間外において、外国貨物、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物を保税地域に入れ、若しくは保税地域から出し、又は保税地域においてこれらの貨物の取扱をしようとするときは、税関長の許可を受けなければならない。但し、旅客及び乗組員の携帯品、郵便物並びに船用品及び機用品については、この限りでない。

（外国貨物の廃棄）

第三十四条　保税地域にある外国貨物を廃棄しようとする者は、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。但し、第四十五条第一項但書（保税上屋の許可を受けた者の関税の納付義務の免除）（第三十六条（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）、第五十五条（保税倉庫）及び第六十二条（保税工場）において準用する場合を含む。）の規定により滅却について承認を受けた場合は、この限りでない。

（税関職員の派出）

第三十五条　税関長は、保税地域に税関職員を派出して、税関の事務の一部を処理させることができる。

（保税地域についての規定の準用）

第三十六条　第三十一条第二項（税関職員の立会）、第三十二条から第三十四条まで（見本の一時持出・執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱・外国貨物の廃棄）、第四十条（指定保税地域における貨物の取扱）（第一項第三号及び第四号を除く。）及び第四十五条（保税上屋の許可を受けた者の関税の納付義務）の規定は、第三十条第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定により関税長が許可した貨物について準用する。この場合において、第三十一条第二項若しくは第三十二条から第三十四条まで中「保税地域」とあり、第四十条中「指定保税地域」とあり、又は第四十五条中「保税上屋」とあるのは、「第三十条第二号の規定により税関長が指定した場所」と読み替えるものとする。

第二節　指定保税地域

（指定保税地域の指定又は取消）

第三十七条　指定保税地域とは、国、地方公共団体又は日本国有鉄道が所有し、又は管理する土地又は建設物その他の施設で、開港又は税関空港における税関手続の簡易、且つ、迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸若しくは運搬をし、又はこれを一時置くことができる場所として大蔵大臣が指定したものをいう。

2　大蔵大臣は、指定保税地域を利用して行われる外国貿易の減少その他の事由に因りその全部又は一部を存置する必要がないと認めるときは、これについて前項の指定を取り消すことができる。

3　大蔵大臣は、指定保税地域の指定をしようとするときは、あらかじめ当該指定をしようとする土地又は建設物その他の施設の所有者及び管理者に協議し、且つ、公開による聴聞を行い、輸出入業者その他の当該指定について利害関係がある者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。指定保税地域の指定の取消をしようとするときも、また同様とする。

4　大蔵大臣は、指定保税地域の指定又は指定の取消をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。

（指定保税地域の処分等）

第三十八条　指定保税地域の指定を受けた土地又は建設物その他の施設の所有者又は管理者は、左の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ税関長に協議しなければならない。但し、所有者又は管理者が、国、地方公共団体及び日本国有鉄道以外の者である場合においては、税関長の承認を受けなければならない。

一　当該土地又は建設物その他の施設の譲渡、交換、貸付その他の処分又はその用途の変更

二　当該土地の工事又は当該土地内における建設物その他の施設の新築

三　当該建設物その他の施設の改築、移転、撤去その他の工事

2　前項の場合において、税関長は、同項の協議又は承認の申請に係る行為が指定保税地域の利用を妨げず、且つ、この法律の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、これについて同意し、又は承認しなければならない。

3　税関長は、指定保税地域において税関の事務を能率的に執行するため必要があると認めるときは、その所有者及び管理者の同意を得て、当該指定保税地域と当該指定保税地域以外の場所とを区別するため、当該指定保税地域にしよう壁その他これに類する施設を設けることができる。

4　指定保税地域の指定を受けた土地又は建設物その他の施設の所有者又は管理者は、正当な事由がなければ、外国貨物又は輸出しようとする貨物の積卸若しくは運搬をし、又はこれを置くことを拒むことができない。

（入れることができる貨物）

第三十九条　税関長は、指定保税地域の目的を達成するため必要があると認めるときは、指定保税地域に入れることができる貨物の種類を定めることができる。

（貨物の取扱）

第四十条　指定保税地域においては、外国貨物、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物については、その積卸若しくは運搬をし、又はこれを置くことの外、左の各号に掲げる行為で税関長の許可を受けたものに限り行うことができる。

一　内容の点検

二　改装、仕分その他の手入

三　見本の展示

四　簡単な加工

五　前各号に掲げるものに類する行為で税関長が指定したもの

2　税関長は、指定保税地域の利用を妨げず、且つ、この法律の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前項の許可をしなければならない。

（指定の取消後における外国貨物）

第四十一条　指定保税地域の指定が取り消された場合において、その取消の際、当該指定保税地域に外国貨物があるときは、当該貨物については、税関長が指定する期間、その指定が取り消された場所を指定保税地域とみなす。

第三節　保税上屋

（保税上屋の許可）

第四十二条　保税上屋とは、外国貨物の積卸若しくは運搬をし、又はこれを一時置くことができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものをいう。

2　前項の許可の期間は、十年をこえることができない。但し、政令で定めるところにより、十年以内の期間を定めてこれを更新することができる。

3　税関長は、第一項の許可又は前項但書の更新をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。

（許可の要件）

第四十三条　税関長は、左の各号の一に該当する場合においては、前条第一項の許可をしないことができる。

一　前条第一項の許可を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）が保税上屋の許可を取り消された者であつて、その取り消された日から三年を経ない場合

二　申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終り、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経ない場合

三　申請者がこの法律以外の法令の規定に違反して禁こ以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない場合

四　申請者が前三号の一に該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合

五　申請者の資力が薄弱であるためこの法律の規定により課される負担にたえないと認められる場合その他保税上屋の業務を遂行するのに充分な能力がないと認められる場合

六　前条第一項の許可を受けようとする場所の位置又は設備が保税上屋として不適当であると認められる場合

七　前条第一項の許可を受けようとする場所について保税上屋としての利用の見込又は価値が少いと認められる場合

（貨物の収容能力の増減等）

第四十四条　保税上屋の許可を受けた者は、当該保税上屋の貨物の収容能力を増加し、若しくは減少し、又はその改築、移転その他の工事をしようとするときは、税関長の承認を受けなければならない。

2　第三十八条第二項（指定保税地域の処分等）の規定は、前項の承認について準用する。

（許可を受けた者の関税の納付義務）

第四十五条　保税上屋にある外国貨物が亡失し、又は滅却されたときは、当該保税上屋の許可を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。但し、外国貨物が災害その他やむを得ない事由に因り亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2　税関長は、保税上屋にある外国貨物が腐敗し、若しくは変質し、又は他の外国貨物を害する虞がある等の事由に因りこれを滅却することがやむを得ないと認めるときは、前項但書の承認をしなければならない。

（休業又は廃業の届出）

第四十六条　保税上屋の許可を受けた者は、許可の期間内に当該保税上屋の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない。

（許可の消滅）

第四十七条　保税上屋の許可は、左の各号に掲げる場合において消滅する。

一　許可を受けた者が当該保税上屋の業務を廃止したとき。

二　許可を受けた者が死亡し、又は解散したとき。

三　許可を受けた者が破産の宣告を受けたとき。
四　許可の期間が満了したとき。
五　税関長が許可を取り消したとき。

2　保税上屋の許可が消滅したときは、税関長は、直ちにその旨を公告しなければならない。

3　保税上屋の許可が消滅した場合において、その消滅の際、当該保税上屋に外国貨物があるときは、当該貨物については、税関長が指定する期間、その許可が消滅した場所を保税上屋とみなす。この場合において、当該許可を受けていた者又はその相続人（許可を受けていた法人が合併に因り消滅した場合においては、合併後存続する法人又は合併に因り設立された法人）は、外国貨物を出し終るまでは、保税上屋についての義務を免かれることができない。

（許可の取消）

第四十八条　税関長は、左の各号の一に該当する場合においては、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税上屋に入れることを停止させ、又は保税上屋の許可を取り消すことができる。

一　許可を受けた者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。又はその代理人、支配人その他の従業者が保税上屋の業務についてこの法律の規定に違反したとき。

二　許可を受けた者について第四十三条第三号から第七号まで（保税上屋の許可をしないことができる場合）のいずれかに該当することとなつたとき。

2　税関長は、前項の処分をしようとするときは、当該処分に係る保税上屋の許可を受けた者にあらかじめその旨を通知し、その者若しくはその代理人の出頭を求めて聴聞し、又はその他の方法により、釈明のための証拠を提出する機会を与えなければならない。

（指定保税地域についての規定の準用）

第四十九条　第四十条（指定保税地域における貨物の取扱）、第一項第三号及び第四号を除く。）の規定は、保税上屋について準用する。

第四節　保税倉庫

（保税倉庫の許可）

第五十条　保税倉庫とは、外国貨物を置くことができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものをいう。

（外国貨物を置くことができる期間）

第五十一条　保税倉庫に外国貨物を入れることの承認を受けた者は、当該貨物を最初に保税倉庫に入れることが承認された日から二年とする。

（外国貨物を入れることの承認）

第五十二条　保税倉庫に外国貨物を入れようとする者は、政令で定めるところにより、税関の承認を受けなければならない。

2　税関は、保税倉庫に外国貨物を入れることが他の法令の規定によりできない場合及び保税倉庫の利用を妨げる場合を除く外、前項の承認をしなければならない。

（外国貨物を入れる際の検査）

第五十三条　外国貨物を自家用の保税倉庫に入れるときは、政令で定めるところにより、税関の検査を受けなければならない。

2　外国貨物を営業用の保税倉庫に入れるときは、政令で定めるところにより、税関の検査を受けることができる。

（記帳義務）

第五十四条　保税倉庫の許可を受けた者は、当該保税倉庫にある外国貨物についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

（指定保税地域及び保税上屋についての規定の準用）

第五十五条　第四十条（指定保税地域における貨物の取扱）（第一項第四号を除く。）、第四十二条第二項及び第三項（保税上屋の許可の期間及び公告）並びに第四十三条から第四十八条まで（保税上屋の許可の要件・貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務・休業又は廃業の届出・許可の消滅・許可の取消）の規定は、保税倉庫について準用する。

第五節　保税工場

（保税工場の許可）

第五十六条　保税工場とは、外国貨物についての加工若しくはこれを原料とする製造（混合を含む。）又は外国貨物に係る改装、仕分その他の手入（以下これらの加工若しくは製造又は改装、仕分その他の手入を「保税作業」という。）をすることができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものをいう。

（外国貨物を置くことができる期間）

第五十七条　保税工場に保税作業のため外国貨物を置くことができる期間は、当該保税工場に入れることが承認された日から一年とする。

2　税関長は、特別の事由があると認めるときは、申請により、前項の期間を延長することができる。但し、通じて三年をこえることができない。

（保税作業の届出）

第五十八条　保税工場において保税作業をしようとする者は、その開始及び終了の際、その旨を税関に届け出なければならない。但し、第四条第二号（原料課税）の規定により承認を受けた場合における保税作業の開始については、この限りでない。

（内国貨物の使用等）

第五十九条　保税工場における保税作業（改装、仕分その他の手入を除く。）に外国貨物と内国貨物とを使用したときは、これによつてできた製品は、外国貨物とみなす。

2　政令で定めるところにより、税関長の承認を受けて、外国貨物と内国貨物とを混じて使用したときは、前項の規定にかかわらず、これによつてできた製品のうち当該外国貨物の数量に対応するものを外国から本邦に到着した外国貨物とみなす。

（加算税額）

第六十条　第四条第二号（原料課税）の規定により承認を受けた外国貨物で、その承認の日の翌日から百日を経過した日後輸入されるものについては、その関税を徴収する際、当該関税額の外、その経過した日から輸入の許可の日までの日数に応じ当該関税額百円につき一日二銭の割合を乗じて計算した金額に相当する加算税額をあわせて徴収する。

2　第十二条第三項及び第四項（利子税額についての端数の切捨）の規定は、前項の加算税額について準用する。

（保税工場外における保税作業）

第六十一条　税関長は、加工貿易の振興に資し、且つ、この法律の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、政令で定めるところにより、期間及び場所を指定し、保税工場にある外国貨物について保税作業をするため、これを保税工場以外の場所に出すことを許可することができる。

2　税関長は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、その許可に係る外国貨物の関税額に相当する担保を提供させることができる。

3　第一項の規定により許可を受けて保税工場から出そうとする外国貨物が第四条第二号（原料課税）に規定する承認に係る貨物以外のものである場合においては、これを出す際に、税関の検査を受けなければならない。

4　第一項の許可を受けて同項の規定により指定された場所に出されている外国貨物は、同項の規定により指定された期間が満了するまでは、その出された保税工場にあるものとみなす。

5　第一項の規定により指定された期間が経過した場合において、その指定された場所に同項の規定により許可を受けた外国貨物又はその製品があるときは、当該貨物がその指定された場所に出された保税工場の許可を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。

（保税上屋及び保税倉庫についての規定の準用）

第六十二条　第四十二条第二項（保税上屋の許可の期間）、第四十三条から第四十八条まで（保税上屋の許可の要件・貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務・休業又は廃業の届出・許可の消滅・許可の取消）、第五十二条（保税倉庫に外国貨物を入れることの承認）、第五十三条第一項（保税倉庫に外国貨物を入れる際の検査）及び第五十四条（保税倉庫の記帳義務）の規定は、保税工場について準用する。この場合において、第四十八条第一項中「保税上屋に入れることを停止させ」とあるのは「保税工場に入れ、若しくは保税工場において保税作業をすることを停止させ」と、第五十三条第一項中「自家用の保税倉庫」とあるのは「保税工場」と読み替えるものとする。

第五章　運送

（保税運送）

第六十三条　外国貨物（郵便物及び政令で定めるその他の貨物を除く。以下この章において同じ。）は、開港、税関空港、保税地域、税関官署及び第三十条第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定により税関長が指定した場所相互間に限り、外国貨物のまま運送することができる。この場合においては、その運送をしようとする者は、税関に申告し、貨物の検査を経て、その承認を受けなければならない。

2　税関長は、前項の場合において必要があると認めるときは、関税額に相当する担保を提供させることができる。

3　第一項の運送に際しては、政令で定めるところにより、運送目録を税関に呈示し、その確認を受けなければならない。

4　税関は、第一項の承認をする場合においては、相当と認められる運送の期間を指定しなければならない。この場合において、その指定後災害その他やむを得ない事由が生じたため必要があると認めるときは、税関は、その指定した期間を延長することができる。

5　第一項の規定により承認を受けた外国貨物が運送先に到着したときは、その承認を受けた者は、第三項の規定により確認を受けた運送目録を、直ちに到着地の税関に提出しなければならない。

（難破貨物等の運送）

第六十四条　左の各号に掲げる外国貨物は、前条第一項前段の規定にかかわらず、そのある場所から開港、税関空港、保税地域又は税関官署に外国貨物のまま運送することができる。この場合においては、その運送をしようとする者は、税関（税関が設置されていない場所においては税関職員）の承認を受けなければならない。但し、税関が設置されていない場所から運送をすることについて緊急な必要がある場合において、税関職員がいないときは、警察官にあらかじめその旨を届け出なければならない。

一　難破貨物

二　運航の自由を失つた船舶又は航空機に積まれていた貨物

三　仮に陸揚された貨物

2　前条第四項の規定は、前項の承認について準用する。

3　第一項の承認を受け、又は同項の届出をした外国貨物が運送先に到着したときは、その承認を受け、又は届出をした者は、当該承認又は届出を証する書類を、直ちに到着地の税関に提出しなければならない。

（運送の期間の経過に因る関税の徴収）

第六十五条　第六十三条第一項（保税運送）又は前条第一項の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物がその指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、運送の承認を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。但し、当該貨物が災害その他やむを得ない事由に因り亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2　第四十五条第二項（保税上屋の許可を受けた者の関税の納付義務の免除）の規定は、前項但書の承認について準用する。

（内国貨物の運送）

第六十六条　内国貨物を外国貿易船等に積んで本邦内の場所相互間を運送しようとする者は、税関に申告してその承認を受けなければならない。

2　前項の承認を受けた貨物が運送先に到着したときは、その承認を受けた者は、当該承認を証する書類を、直ちに到着地の税関に提出しなければならない。

第六章　通関

（輸出又は輸入の許可）

第六十七条　貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、税関に申告し、貨物の検査を経て、その許可を受けなければならない。

（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）

第六十八条　輸出申告又は輸入申告に際しては、仕入書を税関に提出しなければならない。但し、税関においてこれを提出することができない事由があると認める場合は、この限りでない。

2　前項の仕入書により輸入貨物の課税価格を決定することが困難であると認められるとき、又は同項但書に該当するときは、税関は、契約書その他課税価格の決定のため必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。

（貨物の検査場所）

第六十九条　第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査は、税関長が指定した場所で行うものとする。

2　前項の規定により指定された場所以外の場所で第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査を受けようとする者は、税関長の許可を受けなければならない。

3　税関長は、貨物の性質又は数量により税関長が指定した場所で検査をすることが不適当であり、且つ、検査を能率的に行うのに支障がないと認めるときは、前項の許可をしなければならない。

（証明又は確認）

第七十条　他の法令の規定により輸出又は輸入に関して許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）を必要とする貨物については、輸出申告又は輸入申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない。

2　他の法令の規定により輸出又は輸入に関して検査又は条件の具備を必要とする貨物については、第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査の際、当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備を税関に証明し、その確認を受けなければならない。

3　第一項の証明がされず、又は前項の承認を受けら

れない貨物については、輸出又は輸入を許可しない。

（原産地を偽つた表示がされている貨物の輸入）

第七十一条　原産地について直接又は間接に偽つた表示がされている外国貨物については、輸入を許可しない。

2　税関は、前項の外国貨物については、その原産地の表示に偽りがある旨を輸入申告をした者に、直ちに通知し、期間を指定して、その者の選択により、その表示を消させ、若しくは訂正させ、又は当該貨物を積みもどさせなければならない。

（関税の納付と輸入の許可）

第七十二条　関税を納付すべき外国貨物については、関税が納付された後（第十条第二項（担保を提供した場合の充当又は徴収）の規定により担保として提供された金銭又は金銭以外の担保物の公売の代金をもつて関税に充てる場合においては、その手続が完了した後）でなければ、輸入を許可しない。

（輸入の許可前における貨物の引取）

第七十三条　外国貨物を輸入申告の後輸入の許可前に引き取ろうとする者は、関税額に相当する担保を提供して税関長の承認を受けなければならない。

2　輸入の許可を与えることができない場合（前条の規定による場合を除く。）においては、税関長は、前項の承認をしてはならない。

3　第一項の承認を受けた外国貨物は、この法律の適用については、第四条（課税物件の確定）、第五条（適用法令）、第三十一条（貨物の出し入れ）、第三十三条（執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱）、第四十条（指定保税地域における貨物の取扱）（第四十九条（保税倉庫）において準用する場合を含む。）、前条、第百五条（税関職員の権限）及び第百六条（特別の場合における税関長の権限）を除く外、内国貨物とみなす。

（輸入を許可された貨物とみなすもの）

第七十四条　外国貨物で、郵政官署から交付された郵便物（政令で定めるものを除く。）、第八十四条第一項から第三項まで（収容貨物の公売又は売却）（第八十八条（留置貨物）及び第百三十三条第三項（領置物件又は差押物件）において準用する場合を含む。）若しくは第百三十三条第二項（領置物件又は差押物件の公売）の規定により公売に付され、若しくは随意契約により売却されて買受人が買い受けたもの、第百十八条第一項（没収）若しくは関税定率法第二十一条第二項（輸入禁制品の処分）の規定により没収されたもの、第百三十四条第三項（領置物件又は差押物件の帰属）の規定により国庫に帰属したもの又は第百三十八条第一項（通告処分）の規定により納付されたものは、この法律の適用については、輸入を許可された貨物とみなす。

（外国貨物の積みもどし）

第七十五条　本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚された貨物を除く。）の積みもどしには、第六十七条から第七十条まで（輸出又は輸入の許可・輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所・証明又は確認）の規定を準用する。

（郵便物の輸出入の簡易手続）

第七十六条　第六十七条から第七十三条まで（輸出又は輸入の許可・輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所・証明又は確認・原産地を偽つた表示がされている貨物の輸入・関税の納付と輸入の許可・輸入の許可前における貨物の引取）及び前条の規定は、郵便物については適用しない。但し、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物は、政令で定めるところにより、税関の検査を受けるものとする。

2　税関職員は、前項但書の検査をするに際しては、信書の秘密を侵してはならない。

3　郵政官署は、第一項但書の規定により検査を受けるべき郵便物を受け取つたときは、その旨を税関に通知しなければならない。

4　第七十条（証明又は確認）の規定は、第一項但書の規定により検査を受ける郵便物について準用する。この場合において、同条第一項中「輸出申告又は輸入申告」とあり、又は同条第二項中「第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査」とあるのは、「第七十六条第一項但書の検査」と、同条第三項中「輸出又は輸入を許可しない。」とあるのは「郵政官署は、その郵便物を発送し、又は名あて人に交付しない。」と読み替えるものとする。

（郵便物の関税の納付等）

第七十七条　関税を納付すべき物を内容とする郵便物があるときは、税関は、その関税額を郵政官署に通知しなければならない。

2　郵政官署は、前項の通知を受けたときは、郵便物を交付する前に、その関税額を名あて人に通知しなければならない。

3　前項の郵便物を受け取ろうとする者は、政令で定める場合を除く外、郵政官署に申し出て、印紙をもつてその関税を納付しなければならない。

（原産地を偽つた表示がされている郵便物）

第七十八条　輸入される郵便物中にその原産地について直接又は間接に偽つた表示がされているときは、税関は、その旨を郵政官署に通知しなければならない。

2　郵政官署は、前項の通知を受けたときは、名あて人に、その選択により、同項の表示を消させ、又は訂正させなければならない。

3　名あて人が第一項の表示を消し、又は訂正しないときは、郵政官署は、その郵便物を交付してはならない。

第七章　収容及び留置

（貨物の収容）

第七十九条　税関は、保税地域の利用についてその障害を除き、又は関税の徴収を確保するため、左の各号に掲げる貨物を収容することができる。この場合においては、税関は、故意又は過失に因り損害を与えた場合を除く外、その危険を負担しない。

一　指定保税地域又は保税上屋にある外国貨物で、当該指定保税地域又は保税上屋に入れた日から十五日を経過したもの

二　保税倉庫にある外国貨物で、第五十一条（保税倉庫に外国貨物を置くことができる期間）に規定する期間を経過したもの

三　保税工場にある外国貨物で、第五十七条（保税工場に外国貨物を置くことができる期間）に規定する期間を経過したもの

四　第四十一条（指定保税地域の指定の取消後における外国貨物）又は第四十七条第三項（保税上屋の許可の消滅後における外国貨物）（第五十五条（保税倉庫）及び第六十二条（保税工場）において準用する場合を含む。）の規定により指定保税地域又は保税上屋、保税倉庫若しくは保税工場とみなされた場所にある外国貨物で、これらの規定により税関長が指定する期間を経過したもの

五　第三十条第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定により許可を受け、指定された場所にある外国貨物で、同号の規定により指定された期間を経過したもの

六　保税地域にある貨物のうち、第百六条第一号（特別の場合における税関長の権限）の規定により当該保税地域から出すことを命ぜられたもので、

同号の規定により税関長が指定した期間を経過したもの

七　第八十三条第一項(収容の解除)の規定による承認を受け、その際置かれていた場所にある貨物で、その承認の日から三日(その期間中に日曜日又は休日がある場合においては、これらの日を除く。)を経過したもの(第八十条第三項但書(収容された貨物の保管)の規定により保管された外国貨物で、第六十七条(輸出又は輸入の許可)の許可又は第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取)の承認を受けたものを除く。)

2　前項各号に掲げる貨物が生活力を有する動植物であるとき、腐敗し、若しくは変質したとき、腐敗若しくは変質の虞があるとき、又は他の外国貨物を害する虞があるときは、同項各号に掲げる期間は、短縮することができる。

3　税関は、第一項又は前項の規定により貨物を収容したときは、政令で定めるところにより、直ちにその旨を公告しなければならない。この場合において、前項の規定による期間の短縮があるときは、税関は、収容された貨物の知れている所有者、管理者その他の利害関係者にその旨を通知しなければならない。

(収容の方法)

第八十条　収容は、税関が貨物を占有して行うものとする。

2　収容される貨物の質権者又は留置権者は、他の法令の規定にかかわらず、その貨物を税関に引き渡さなければならない。

3　収容された貨物は、税関が管理する場所に保管する。但し、その場所に保管することが困難又は不適当であると認められる貨物については、その貨物が置かれている場所の管理者の承諾を得て、その者に保管させることができる。この場合においては、税関は、封印その他の方法でその貨物が収容されたものであることを明らかにしなければならない。

(収容の効力)

第八十一条　収容の効力は、収容された貨物から生ずる天然の果実に及ぶものとする。

2　収容は、裁判上の仮差押又は仮処分によつてその執行を妨げられない。

(収容課金)

第八十二条　収容された

税の賦課又は徴収に関する処分を除く。）について不服がある者は、当該処分に係る通知を受けた日（処分について通知がない場合においては、処分があつたことを知つた日）から一月以内に、不服の事由を記載した書面をもつて、当該処分をした税関長（処分をした者が税関長以外の税関職員である場合においては、当該職員が属する税関の税関長とする。以下第九十条第一項（審査の請求）において同じ。）に対して異議の申立をすることができる。

2　税関長は、通信、交通その他の状況に因り前項の期間内に異議の申立をすることができないことについてやむを得ない事由があると認める者については、同項の期間を延長することができる。

3　税関長は、第一項の異議の申立があつたときは、当該申立があつた日から一月以内に、その申立をした者又はその代理人の出頭を求めて聴聞し、又はその他の方法により、不服の事由を説明する機会を与えて、当該申立に対する決定をし、その理由を附記した書面により、これをその申立をした者に通知しなければならない。

（審査の請求）

第九十条　関税の賦課若しくは徴収に関する処分又は滞納処分（国税徴収の例により関税を徴収する場合における滞納処分をいう。以下同じ。）について不服がある者は、当該処分に係る通知を受けた日（処分について通知がない場合においては、処分があつたことを知つた日）から一月以内に、政令で定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該処分をした税関長に対して審査の請求をすることができる。

2　前条第二項の規定は、前項の規定による審査の請求について準用する。

3　税関長は、第一項の審査の請求があつた場合において、その請求の方式又は手続に不備があるときは、相当と認められる期間を指定してその補正をさせることができる。

（審査の決定）

第九十一条　税関長は、前条第一項の審査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該請求があつた日から一月以内に、当該各号に定める決定をし、その理由を附記した書面をもつて、これをその請求をした者に通知しなければならない。

一　審査の請求が前条第一項の期間の経過後にされたとき、又は同条第三項の規定により税関長が補正を求めた場合において同項の期間内に補正がされなかつたとき　当該請求を却下する決定

二　審査の請求の全部についてその理由がないと認めるとき　当該請求を棄却する決定

三　審査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるとき　当該請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

（審査の請求と処分の執行）

第九十二条　審査の請求は、関税についての処分の執行を停止しない。但し、税関長は、相当の事由があると認めるときは、関税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、又は滞納処分の執行を停止することができる。

（訴願）

第九十三条　第九十一条（審査の決定）の規定による決定に対し不服がある者は、決定の通知を受けた日から一月以内に、不服の事由を記載した書面をもつて、大蔵大臣に対して訴願をすることができる。

2　第八十九条第二項（異議の申立の期間の延長）、第九十条第三項（審査の請求の方式等の補正）及び前条の規定は、前項の訴願について準用する。

（訴願の裁決）

第九十四条　大蔵大臣は、前条第一項の訴願があつたときは、関税訴願審査会に諮問して裁決する。

（関税訴願審査会）

第九十五条　前条の規定による諮問に応じ訴願について調査審議するため、大蔵省の附属機関として、関税訴願審査会を置く。

2　関税訴願審査会は、会長及び委員八人以内で組織する。

3　会長及び委員は、学識経験がある者又は関係行政機関の職員のうちから大蔵大臣が任命し、その任期は二年とする。但し、欠員が生じた場合の後任の会長又は補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　会長及び委員は、再任することができる。

5　会長は、関税訴願審査会の会務を総理する。会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6　会長及び委員は、非常勤とする。

7　会長及び委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

8　前各項に規定するものを除く外、関税訴願審査会の運営について必要な事項は、政令で定める。

第九章　雑則

（開港及び税関空港）

第九十六条　開港の港域は、政令で定めるものを除く外、港域法（昭和二十三年法律第百七十五号）で定めるところにより、税関空港の港域は、政令で定めるところによる。

2　開港は、開港となつた年の翌年以後において左の各号の一に該当するに至つたときは、開港でなくなるものとする。この場合においては、大蔵大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

一　一年を通じて当該開港において貨物の輸出（第七十五条（外国貨物の積みもどし）に規定する積みもどしを含む。以下この項、第百一条第一項（手数料の軽減又は免除）及び第百二条第一項（証明又は計表の交付）において同じ。）及び輸入がなく、且つ、外国貿易船の入港及び出港がないとき。

二　一年を通じて当該開港において輸出され、又は輸入された貨物の価額の合計額が五千万円をこえず、且つ、外国貿易船の入港隻数及び出港隻数の合計数が二十五隻に達しないことが引き続き二年に及んだとき。

3　前項各号の期間は、一月一日を起算日として計算する。

4　開港が第二項の規定により開港でなくなつたときは、最近の機会において別表第一の整理をするものとする。

（警察官等の通報）

第九十七条　警察官は、第二十条第二項（事故に因る不開港への入港）、第二十一条（外国貨物の仮陸揚）、第二十三条第一項但書（船用品又は機用品の積込）又は第六十四条第一項但書（難破貨物等の運送）の規定による届出を受理したときは、直ちにその旨を税関に通報しなければならない。

2　市町村長が、水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）の規定により公売し、売却を認可し、又は引き渡す場合、警察署長が、遺失物法（明治三十二年法律第八十七号）の規定により返還し、売却し、又は引き取らせる場合その他税関職員以外の公務員が物件を処分する場合において、その処分する物件中に外国貨物があるときは、あらかじめその旨を税関に通知しなければならない。

（臨時開庁）

第九十八条　日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関の執務時間外において、税関の政令で定める臨時の執務を求めようとする者は、税関長の承認を受けなければならない。

2　税関長は、税関の事務の執行上支障がないと認めるときは、前項の承認をしなければならない。

（承認又は許可の基準）

第九十九条　第十六条第一項（積荷目録提出前の貨物の積卸）、第五十九条第二項（保税工場における外国貨物と内国貨物とを混ずる使用）、第六十三条第一項（保税運送）、第六十四条第一項（難破貨物等の運送）若しくは第六十六条第一項（内国貨物の運送）の承認又は第十七条（出港手続）、第十九条（執務時間外の貨物の積卸）、第二十条第一項（不開港への出入）、第二十四条（船舶又は航空機と陸地との交通等）、第三十条第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）、第三十二条（見本の一時持出）（第三十六条（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）において準用する場合を含む。）若しくは第三十三条（執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱）（第三十六条において準用する場合を含む。）の許可は、この法律の実施を確保する上に支障がないと認められるときは、これをしなければならない。

（手数料）

第百条　左の各号に掲げる許可又は承認を受ける者は、当該各号に規定する事項を基準として政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税関に納付しなければならない。

一　第十九条（執務時間外の貨物の積卸）若しくは三十三条（執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱）の許可　当該許可に係る検査に要する時間（第三十六条（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）において準用する場合を含む。）

二　第二十条第一項（不開港への出入）の許可　外国貿易船の純トン数又は外国貿易機の自重

三　第四十二条第一項（保税上屋）、第五十条（保税倉庫）又は第五十六条（保税工場）の許可　当該許可に係る保税上屋、保税倉庫又は保税工場の種別、延坪数及び許可の期間並びに当該保税上屋、保税倉庫又は保税工場において行う税関の事務の種類

四　第六十九条第二項（指定地外検査）（第七十五条（外国貨物の積みもどし）において準用する場合を含む。）の許可　当該許可に係る検査に要する時間（手数料の軽減又は免除）

第百一条　税関長は、指定保税地域の利用の増加を図り、又は輸出の振興に資するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、指定保税地域について第三十三条（執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱）の許可を受けた者又は第四十二条第一項（保税上屋）、第五十条（保税倉庫）若しくは第五十六条（保税工場）の許可を受けた者が前条の規定により納付すべき手数料を軽減し、又は免除することができる。

2　税関長は、第四十二条第一項（保税上屋）、第五十条（保税倉庫）又は第五十六条（保税工場）の許可を受けた者が第四十六条（保税上屋の休業又は廃業の届出）（第五十五条（保税倉庫）及び第六十二条（保税工場）において準用する場合を含む。）の規定により業務の休止を届け出たときは、政令で定めるところにより、前条の規定により納付すべき手数料を免除することができる。

（証明又は計表の交付及び統計）

第百二条　税関は、税関の事務についての証明書類又は左の各号に掲げる事項についての計表の交付を請求する者があるときは、政令で定めるところにより、これを交付しなければならない。

一　輸出され、又は輸入された貨物

二　入港し、又は出港した外国貿易船等

三　前二号に掲げるものを除く外、外国貿易についての事項で政令で定めるもの

2　前項の証明書類又は計表の交付を請求する者は、政令で定めるところにより、証明書類又は計表の枚数を基準として定められる手数料を納付しなければならない。

3　税関は、第一項各号に掲げる事項についての統計を作成しなければならない。

4　大蔵大臣は、前項の統計を集計し、政令で定めるところにより、定期的に公表しなければならない。

（貿受人の制限）

第百三条　関税の担保物、収容され、留置され、若しくは没収された貨物、領置物件又は差押物件で、税関において公売に付され、又は随意契約により売却されるものについては、税関職員及びその所有者は、いずれの方法によつてもこれを買い受けることができない。

（武器の携帯及び使用）

第百四条　税関職員は、この法律の規定に基いて貨物の輸出若しくは輸入についての取締又は犯則事件についての調査を行うに当り、特に必要があるときは、当分の間、小型の武器を携帯することができる。

2　税関職員は、前項の取締又は調査を行うに当り、特に自己若しくは他人の生命若しくは身体の保護又は公務の執行に対する抵抗の抑止のため、やむを得ない必要があると認める相当の事由がある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、同項の武器を使用することができる。

（税関職員の権限）

第百五条　税関職員は、この法律（第十一章（犯則事件の調査及び処分）を除く。）又は関税定率法の規定により職務を執行するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、左の各号に掲げる行為をすることができる。

一　外国貿易船等、外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機若しくは車両で外国貨物を積んでいるもの、これらに積まれている貨物、保税地域にあり、若しくは保税地域に出し入れされる貨物又はこれらの貨物以外の外国貨物について、所有者、占有者、管理者、船長、機長、運送人その他の関係者に質問し、若しくは検査し、又はこれらに代えて関係書類を呈示させ、若しくは提出させること

二　前号に掲げる貨物についての帳簿書類を検査し、又は当該貨物若しくはそのある場所に封かんを施すこと

三　第五十三条（保税倉庫に外国貨物を入れる際の検査）（第六十二条（保税工場）において準用する場合を含む。）、第六十一条第三項（保税作業のため保税工場から出す外国貨物の検査）、第六十三条第一項（保税運送）、第六十七条（輸出又は輸入の許可）（第七十五条（外国貨物の積みもどし）において準用する場合を含む。）又は第七十六条第二項但書（郵便物の検査）に規定する検査に際し、見本を採取し、又は提供させること

四　外国貿易船等若しくは外国貨物を積み、若しくは積み込もうとしている外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機に乗り込み、又は保税地域に出入する車両の運行を一時停止させること

五　関税定率法第十三条第一項（製造用原料品の減

税又は免税)、第十八条第一項(船舶の建造又は修繕用貨物の免税)又は第十九条第一項(輸出貨物の製造用原料品の減税又は免税)の規定により関税の軽減若しくは免除を受けた貨物、その製品若しくは製造用機械器具又はこれらについての帳簿書類を検査すること

六　関税定率法第九条第一項(不当廉売関税)に規定する不当廉売された貨物の輸入又は輸入された貨物の不当廉売について、その輸入者、不当廉売者その他の関係者に質問し、又はこれらの貨物若しくはこれらの貨物についての帳簿書類を検査すること

2　税関職員は、前項の規定により職務を執行するときは、制服を着用し、且つ、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(特別の場合における税関長の権限)

第百六条　税関長は、この法律の実施を確保するためやむを得ない必要があると認める相当の事由があるときは、左の各号に掲げる行為をすることができる。

一　外国貿易船等若しくは外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機で外国貨物を積んでいるものへの貨物の積卸若しくは保税地域にある貨物の取扱を一時停止させ、又は期間を指定して保税地域にある貨物を出させること

二　船舶又は航空機の出発を一時延期させ、又は航行を一時停止させること

(税関長の権限の委任)

第百七条　税関長は、政令で定めるところにより、その権限の一部を税関支署長に委任することができる。

(外国とみなす地域)

第百八条　この法律の適用については、政令で定める本邦の地域は、当分の間、外国とみなす。

第十章　罰則

第百九条　関税定率法第二十一条第一項(輸入禁制品)に掲げる貨物を輸入した者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、同項の例による。

3　前二項の犯罪に係る関税又は関税の払いもどしの額(当該犯罪に係る貨物が関税定率法別表輸入税表第千二百十一号第二項に掲げる貴石である場合においては、その貨物について同法第四条(課税価格)の規定により計算した価格とする。以下この項及び第百十二条第二項(密輸貨物の運搬等をする罪)において同じ。)の十倍が五十万円をこえる場合においては、情状により、前二項の罰金は、五十万円をこえ、当該関税又は関税の払いもどしの額の十倍に相当する金額以下とすることができる。

第百十条　左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　詐偽その他不正の行為により関税を免かれ、又は関税の払いもどしを受けた者

二　関税を納付すべき貨物について詐偽その他不正の行為により関税を納付しないで輸入した者

2　前項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、同項の例による。

3　前二項の犯罪に係る関税又は関税の払いもどしの額(当該犯罪に係る貨物が関税定率法別表輸入税表第千二百十一号第二項に掲げる貴石である場合においては、その貨物について同法第四条(課税価格)の規定により計算した価格とする。以下この項及び第百十二条第二項(密輸貨物の運搬等をする罪)において同じ。)の十倍が五十万円をこえる場合においては、情状により、前二項の罰金は、五十万円をこえ、当該関税又は関税の払いもどしの額の十倍に相当する金額以下とすることができる。

第百十一条　許可を受けないで貨物を輸出(本邦から外国に向けて行う外国貨物(仮に陸揚された貨物を除く。)の積みもどしを含む。)し、又は輸入した者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、同項の例による。

第百十二条　第百九条第一項(禁制品を輸入する罪)又は第百十条第一項(関税を免かれる等の罪)の犯罪に係る貨物について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせん(以下この条においてこれらの行為を「運搬等」という。)をした者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の犯罪に係る貨物についての第百十条第一項(関税を免かれる等の罪)の犯罪に係る関税又は関税の払いもどしの額の五倍が三十万円をこえる場合においては、情状により、前項の罰金は、三十万円をこえ、当該関税又は関税の払いもどしの額の五倍に相当する金額以下とすることができる。

前条第一項の犯罪に係る貨物について情を知つて運搬等をした者は、二年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百十三条　第二十条第一項(不開港出入の許可)の規定に違反した船長又は機長(船長又は機長に代つてその職務を行う者を含む。以下第百十四条第一号(船長又は機長)及び第三号(貨物と符合しない積荷目録を提出する等の罪)並びに第百十五条第一号(入出港の簡易手続の規定に違反する罪)において同じ。)は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百十四条　左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第十五条(入港手続)の規定により積荷目録を提出すべき場合において、貨物と符合しない積荷目録を提出した船長又は機長

二　第六十七条(輸出又は輸入の許可)(第七十五条(外国貨物の積みもどし)において準用する場合を含む。)の申告若しくは検査に際し、偽つた申告若しくは証明をし、若しくは偽つた書類を提出した者又は第七十六条第一項但書(郵便物の検査)の検査に際し、偽つた証明をした者

三　第十五条(入港手続)、第十七条(出港手続)、第二十条第二項(事故に因り不開港に入港したときの届出)、第二十一条(外国貨物の仮陸揚)、第二十二条(沿海通航船等の外国寄港の届出等)、第二十三条第一項(船用品又は機用品の積込)又は第二十五条(船舶又は航空機の資格の変更)の規定に違反した船長又は機長

四　第十六条(貨物の積卸)、第十九条(執務時間外の貨物の積卸)、第二十四条(船舶又は航空機と陸地との交通等)、第三十三条(執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱)(第三十六条(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)において準用する場合を含む。)、第六十三条第一項、第三項若しくは第五項(保税運送)、第六十四条第一項若しくは第三項(難破貨物等の運送)又は第六十六条(内国貨物の運送)の規定に違反した者

五　第百五条第一項(税関職員の権限)の規定による税関職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六　第百六条(特別の場合における税関長の権限)の規定による税関長(第百七条(税関長の権限の委任)の規定により権限の一部を委任された税関支署長を含む。)の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌

避した者

第百十五条　左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第十八条(入出港の簡易手続)の規定に違反した船長又は機長

二　第三十二条(見本の一時持出)(第三十六条(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)において準用する場合を含む。)若しくは第五十二条第一項(保税倉庫に外国貨物を入れることの承認)(第六十二条(保税工場)において準用する場合を含む。)の規定に違反した者又は第六十一条第一項(保税工場外における保税作業)の許可を受けないで外国貨物を保税作業のため保税工場から出した者

三　第四十条第一項(指定保税地域における貨物の取扱)(第三十六条(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)、第四十九条(保税上屋)及び第五十五条(保税倉庫)において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

四　第五十四条(保税倉庫についての記帳義務)(第六十二条(保税工場)において準用する場合を含む。)の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿をかくした者

第百十六条　過失に因り第百十三条(許可を受けないで不開港に出入する罪)、第百十四条(貨物と符合しない積荷目録を提出する等の罪)(第五号を除く。)又は前条(第四号を除く。)の罪を犯した者は、当該各条の例による。

第百十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産について、第百九条から第百十二条まで(禁制品を輸入する罪・関税を免かれる等の罪・許可を受けないで輸出入する罪・密輸貨物の運搬等をする罪)、第百十四条第二号若しくは第四号から第六号まで(偽つた申告をする等の罪)、第百十五条第二号から第四号まで(許可を受けないで見本を一時持ち出す等の罪)又は前条に該当する違反行為(前条中第百十三条(許可を受けないで不開港に出入する罪)、第百十四条第一号及び第三号(貨物と符合しない積荷目録を提出する等の罪)並びに第百十五条第一号(入出港の簡易手続の規定に違反する罪)に係るものを除く。)をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

第百十八条　第百九条から第百十一条まで(禁制品を輸入する罪・関税を免かれる等の罪・許可を受けないで輸出入する罪)の犯罪に係る貨物、その犯罪行為の用に供した船舶若しくは航空機又は第百十二条(密輸貨物の運搬等をする罪)の犯罪に係る貨物(以下この条において「犯罪貨物等」という。)は、没収する。但し、犯罪貨物等が犯人以外の者の所有に係り、且つ、その者が左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　第百九条から第百十二条までの犯罪が行われることをあらかじめ知らないでその犯罪が行われた時から引き続き犯罪貨物等を所有していると認められるとき。

二　前号に掲げる犯罪が行われた後、その情を知らないで犯罪貨物等を取得したと認められるとき。

2　前項の規定により没収すべき犯罪貨物等を没収することができない場合又は同項第二号の規定により犯罪貨物等を没収しない場合においては、その没収することができないもの又は没収しないものの犯罪が行われた時の価格に相当する金額を犯人から追徴する。

3　第一項第一号の規定により犯罪貨物等を没収しない場合において、これについて関税を徴収すべきときは、その関税は、直ちにその所有者から徴収する。但し、犯罪貨物等が税関長の指定する期間内に外国貨物として保税地域に入れられた場合においては、輸入がなかつたものとみなす。

第十一章　犯則事件の調査及び処分

第一節　犯則事件の調査

(質問、検査又は領置)

第百十九条　税関職員は、犯則事件を調査するため必要があると認めるときは、犯則嫌疑者若しくは参考人に対して出頭を求め、これらの者に対して質問し、これらの者が所持する物件若しくは犯則嫌疑者が置き去つた物件を検査し、又はこれらの者が任意に提出した物件若しくは犯則嫌疑者が置き去つた物件を領置することができる。

(開示の請求)

第百二十条　税関職員は、犯則の事実を証明するに足りる物件を身辺にかくしていると認められる者があるときは、当該物件の開示を求めることができる。

(臨検、捜索又は差押)

第百二十一条　税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、捜索又は差押をすることができる。

2　前項の場合において急速を要するときは、税関職員は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押えるべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、前項の処分をすることができる。

3　税関職員は、第一項又は前項の許可状(以下「許可状」という。)を請求する場合においては、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならない。

4　前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押えるべき物件並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を税関職員に交付しなければならない。この場合において、犯則嫌疑者の氏名又は犯則の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。

5　税関職員は、許可状を他の税関職員に交付して、臨検、捜索又は差押をさせることができる。

(郵便物等の差押)

第百二十二条　税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、許可状の交付を受けて、犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発した郵便物又は電信についての書類で通信事務を取り扱う官署その他の者が保管し、又は所持するものを差し押えることができる。

2　税関職員は、前項の規定に該当しない郵便物又は電信についての書類で通信事務を取り扱う官署その他の者が保管し、又は所持するものについては、犯則事件に関係があると認めるに足りる状況があるものに限り、許可状の交付を受けて、これを差し押えることできる。

3　税関職員は、前二項の規定による処分をした場合においては、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。但し、通知によつて犯則事件の調査が妨げられる虞がある場合は、この限りでない。

(現行犯事件の臨検、捜索又は差押)

第百二十三条　税関職員は、現に犯則を行い、又は現に犯則を行い終つた際に発覚した事件について、そ

の証拠となると認められるものを取り集めるため必要であつて、且つ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その犯則の現場において第百二十一条第一項（臨検、捜索又は差押）の処分をすることができる。

2　税関職員は、現に犯則に供した物件若しくは犯則により得た物件を所持し、又は顕著な犯則の跡があつて犯則を行つてから間がないと明らかに認められる者がある場合において、その証拠となると認められるものを取り集めるため必要であつて、且つ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その者の所持する物件に対して第百二十一条第一項（臨検、捜索又は差押）の処分をすることができる。

（臨検、捜索又は差押の夜間執行の制限）

第百二十四条　臨検、捜索又は差押は、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日出までの間には、してはならない。但し、旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入することができる場所でその公開した時間内にこれらの処分をする場合及び前条の規定により処分をする場合は、この限りでない。

2　日没前に開始した臨検、捜索又は差押は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

（許可状の呈示）

第百二十五条　臨検、捜索又は差押の許可状は、これらの処分を受ける者に呈示しなければならない。

（身分の証明）

第百二十六条　税関職員は、この節の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索若しくは差押をし、又は開示を求めるときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

（臨検、捜索又は差押に際しての必要な処分）

第百二十七条　税関職員は、臨検、捜索又は差押をするについて必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

2　前項の処分は、差押物件又は領置物件についても、することができる。

（処分中の出入の禁止）

第百二十八条　税関職員は、この節の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索若しくは差押をし、又は開示を求める間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に出入することを禁止することができる。

（責任者等の立会）

第百二十九条　税関職員は、船舶、航空機、車両又は倉庫その他の場所で臨検、捜索又は差押をするときは、その所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代るべき者を含む。）又は成年に達したこれらの者の使用人若しくは同居の親族を立ち会わせなければならない。

2　前項の場合において同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

3　第百二十三条（現行犯事件の臨検、捜索又は差押）の規定により臨検、捜索又は差押をする場合において、急速を要するときは、前二項の規定によることを要しない。

4　女子の身体について捜索するときは、成年の女子を立ち会わせなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

（警察官等の援助）

第百三十条　税関職員は、臨検、捜索又は差押をするに際し必要があるときは、警察官又は海上保安官の援助を求めることができる。

（調書の作成）

第百三十一条　税関職員は、この節の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押をしたときは、その調書を作り、質問を受けた者又は立会人に示し、これらの者とともにこれに署名押印しなければならない。但し、質問を受けた者又は立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を附記すれば足りる。

（領置目録又は差押目録）

第百三十二条　税関職員は、領置又は差押をしたときは、その目録を作り、領置物件又は差押物件の所有者若しくは所持者又はこれらの者に代るべき者にその謄本を交付しなければならない。

（領置物件又は差押物件の処置）

第百三十三条　運搬又は保管に不便な領置物件又は差押物件は、その所有者又は所持者その他税関職員が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。この場合においては、その保管証について印紙税を納めなくてよい。

2　税関長は、領置物件又は差押物件が腐敗し、若しくは変質したとき、又は腐敗若しくは変質の度があるときは、政令で定めるところにより、公告した後これを公売に付し、その代金を保管することができる。

3　第八十四条第三項及び第四項（収容貨物の随意契約による売却等）の規定は、前項の公売について、同条第五項の規定は、領置物件又は差押物件について準用する。

（領置物件又は差押物件の返還等）

第百三十四条　税関長は、領置物件又は差押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者にこれを返付しなければならない。

2　税関長は、前項の領置物件又は差押物件の返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからないため、又はその他の事由により、これを返付することができない場合においては、その旨を公告しなければならない。

3　前項の公告に係る領置物件又は差押物件について、公告の日から六月を経過しても返付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

4　前条第二項の規定により公売に付され、又は同条第三項において準用する第八十四条第三項（収容貨物の随意契約による売却）の規定により売却された領置物件又は差押物件の代金を第一項の規定により返還を受けるべき者に還付する場合において、これらの物件について関税その他の国税が納付されていないときは、当該代金をもつて関税その他の国税に充てる。

（管轄区域外における職務の執行）

第百三十五条　税関職員は、犯則事件を調査するため必要があると認めるときは、その所属する税関の管轄区域外においてその職務を執行することができる。

（税関職員以外の公務員の通知）

第百三十六条　税関職員以外の公務員は、犯則嫌疑事件を発見し、又は捜査したときは、直ちにこれを税関に通知しなければならない。

第三節　犯則事件の処分

（税関職員の報告又は告発）

第百三十七条　税関職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査の結果を税関長に報告しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合においては、直ちに検察官に告発しなければならない。

一　犯則嫌疑者の居所が明らかでないとき。

二　犯則嫌疑者が逃走する虞があるとき。

三　証拠となると認められるものをかくし、又はなくしてしまう虞があるとき。

（税関長の通告処分又は告発）

第百三十八条　税関長は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、その理由を明示し、罰金に相当する金額及び没収に該当する物件又は追徴金に相当する金額を税関に納付すべき旨を通告しなければならない。但し、左の各号の一に該当すると認めるときは、直ちに検察官に告発しなければならない。

一　情状が懲役の刑に処すべきものであるとき。

二　犯則者が通告の旨を履行する資力がないとき。

2　犯則者の居所が明らかでないため、若しくは犯則者が通告書の受領を拒んだため、又はその他の事由に因り通告することができないときも、また前項但書と同様とする。

3　第一項の規定により通告があつたときは、公訴の時効は、中断する。

4　犯則者は、第一項の通告の旨を履行した場合においては、同一事件について公訴を提起されない。

（通告処分の不履行と告発）

第百三十九条　犯則者が前条第一項の通告を受けた場合において、二十日以内に通告の旨を履行しないときは、税関長は、検察官に告発しなければならない。但し、二十日を過ぎても告発前に履行した場合は、この限りでない。

（検察官への引継）

第百四十条　犯則事件は、第百三十七条但書（税関職員の告発）の規定による税関職員の告発又は第百三十八条第一項（税関長の告発）若しくは前条の規定による税関長の告発をまつて、これを論ずる。

2　前項の告発は、文書をもつて行い、第百三十一条（調書の作成）に規定する調書を添附し、領置物件又は差押物件があるときは、これを領置目録又は差押目録とともに検察官に引き継がなければならない。

3　前項の領置物件又は差押物件が第百三十三条第一項（領置物件又は差押物件の所有者等による保管）の規定による保管に係るものである場合においては、同項の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同項の保管者に通知しなければならない。

4　第二項又は前項の規定により領置物件又は差押物件が引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法の規定により検察官によつて押収されたものとみなす。

5　旧保税倉庫法第十八条第一項（保税倉庫の特許）の規定によつてした特許で前項の規定により新法第五十条（保税倉庫の許可）の規定によつてした許可とみなされるものの期限で、この法律の施行の際、まだ経過していない期間があるものの新法第五十五条（保税倉庫）において準用する新法第四十二条第二項の規定の適用については、同項中「第三項の規定により確認を受けた運送目録」とあるのは「運送目録」とする。

6　この法律の施行前に保税倉庫に入れられた外国貨物を保税倉庫に置くことができる期間は、新法第五十一条（保税倉庫に外国貨物を置くことができる期間）の規定にかかわらず、最初に保税倉庫に入れた日から三年とする。

7　旧保税工場法第五条第一項但書（原料課税）の検査を受けた外国貨物は、新法第四条第二号（原料課税）の承認を受けた外国貨物とみなす。この場合における新法第六十条第一項（加算税額）の規定の適用については、同項中「その承認の日の翌日から百日を経過した日」とあるのは「その検査の日の翌日から百日を経過した日」と、「輸入の許可の日までの日数に応じ当該関税額百円につき一日二銭の割合を乗じて計算した金額」とあるのは「輸入の許可の日までの期間に応じ当該関税額に年六分の割合を乗じて計算した金額」とする。

8　この法律の施行前に旧法第三十九条第一項（外国貨物の運送）の免許を受けて運送された外国貨物についての新法第六十三条第五項（運送目録の提出）の規定の適用については、なお従前の例による。

9　新法第十二条（利子税額）の規定は、この法律の施行前に納税の告知がされた関税については、適用しない。

10　新法第十三条（還付加算金）の規定は、この法律の施行前に納付した関税又は滞納処分費に過誤納があつた場合については、適用しない。

11　この法律の施行前に旧法第八十五条ノ二（犯則嫌疑物件の差出及び引渡）の規定により差し出され、又は引き渡された物件については、同法第八十六条ノ二（領置物件の還付等）並びに第九十八条第三項及び第四項（犯則嫌疑物件の差出についての報償金）の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

12　この法律の施行前に旧法第九十八条第一項（第三者通報）に規定する報告をした者に対する報償金の交付については、同条第一項及び第二項の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

13　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

14　この法律の施行前にされた旧法第七十四条第一項（禁制品を輸入する罪）、第七十五条第一項（関税を免かれる等の罪）又は第七十六条第一項（免許を受けないで輸出入する罪）の犯罪に係る貨物は、新法第百九条第一項（禁制品を輸入する罪）、第百十条第一項（関税を免かれる等の罪）又は第百十一条第一項（許可を受けないで輸出入する罪）の犯罪に係る貨物とみなして、新法第百十二条（密輸貨物の運搬等をする罪）の規定を適用する。

15　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「関税法（明治三十二年法律第六十一号）」を「関税法（昭和二十九年法律第六十一号）」に改める。

第五条第一項中「関税法第十条、第十一条、第十三条、第十四条、第十六条、第十七条及び第十九条から第二十一条まで」を「関税法第十五条から第十九条まで、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条」に、「同法第十条第一項」を「同法第十五条第一

都道府県	港名
北海道	函館
北海道	室蘭
北海道	釧根
北海道	留萌
北海道	雄武
北海道	小樽
北海道	稚内
北海道	紋別
北海道	網走
北海道	釧路
北海道	根室
北海道	苫小牧
北海道	函館
北海道	江差
北海道	松前
北海道	福山
北海道	岩内
北海道	寿都
北海道	小樽
北海道	留萌
北海道	増毛
北海道	岩見沢
北海道	滝川
北海道	砂川
北海道	深川
北海道	富良野
北海道	旭川
北海道	名寄
北海道	士別
北海道	網走
北海道	北見
北海道	紋別
北海道	根室
北海道	釧路
北海道	帯広
北海道	広尾
北海道	苫小牧
北海道	浦河
北海道	様似
北海道	えりも
北海道	函館
北海道	室蘭
北海道	苫小牧
北海道	小樽
北海道	石狩
北海道	留萌
北海道	増毛
北海道	羽幌
北海道	苫前
北海道	小平
北海道	岩内
北海道	寿都
北海道	瀬棚
北海道	江差
北海道	松前
北海道	福山
北海道	函館
北海道	室蘭
北海道	苫小牧
北海道	浦河
北海道	様似
北海道	えりも
北海道	釧路
北海道	根室
北海道	帯広
北海道	広尾

都道府県	空港名
東京	羽田
山口	岩国

（大蔵・内閣総理大臣署名）

別表第二

宇部	萩	山口	山口	福岡	徳島	香川	愛媛	愛媛	愛媛	高知	福岡	福岡	佐賀	佐賀	長崎	長崎	長崎	長崎	熊本	大分	大分	宮崎	宮崎	鹿児島	鹿児島
門司	関				小松島	坂出	松山	今治	新居浜	高知	博多	三池	唐津	伊万里	佐世保	長崎	口之津	島原	三角	八代	津久見	佐伯	細島	油津	鹿児島

法律第六十二号（昭二九・四・六）

◎医療法の一部を改正する法律

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条　診療所の管理者は、診療上やむを得ない事情がある場合を除いては、同一の患者を四十八時間をこえて収容しないようにつとめなければならない。

第七十四条第一号中「第十三条」を「第十二条」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　診療所における同一患者の収容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律（昭和二十六年法律第二百五十九号）は、廃止する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第六十三号（昭二九・四・六）

◎下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四表名称の欄中「林野簡易裁判所」を「美作簡易裁判所」に、「屋久島簡易裁判所」を「屋久島簡易裁判所　名瀬簡易裁判所　徳之島簡易裁判所」に、同表所在地の欄中「埼玉県入間郡飯能町」を「飯能市」に、「茨城県新治郡石岡町」を「石岡市」に、「愛知県幡豆郡西尾町」を「西尾市」に、「三重県多気郡三瀬谷村」を「三重県多気郡三瀬谷町」に、「広島県御調郡土生町」を「因島市」に、「岡山県後月郡井原町」を「井原市」に、「岡山県英田郡林野町」を「岡山県英田郡美作町」に、「鳥取県東伯郡倉吉町」を「倉吉市」に、「鳥取県東伯郡八橋町」を「鳥取県東伯郡東伯町」に、「島根県安濃郡大田町」を「大田市」に、「鹿児島県熊毛郡上屋久村」を「鹿児島県熊毛郡上屋久村　名瀬市　鹿児島県大島郡亀津町　」に、「宮城県本吉郡気仙沼町」を「気仙沼市」に改める。

別表第五表飯能簡易裁判所の管轄区域の欄中「入間郡の内」を「飯能市　入間郡の内」に改め、「飯能町」を削り、同表東金簡易裁判所の管轄区域の欄中「公平村」、「丘山村」及び「大和村」を削り、同表土浦簡易裁判所の管轄区域の欄中「七会村」を削り、「上郷村」を「上郷町」に、「大穂村」を「大穂町」に改め、同表石岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「新治郡の内」を「石岡市　新治郡の内」に改め、「石岡町　高浜町」を削り、「新治村　志筑村」を「千代田村」に改め、同表龍ヶ崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「牛久村」を「牛久町」に改め、同表下館簡易裁判所の管轄区域の欄中「養蚕村」及び「竹島村」を削り、「大村」を「大村町」に、「雨引村　大国村」を「大和村」に改め、同表宇都宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「雀宮村」を「雀宮町」に、同表矢板簡易裁判所の管轄区域の欄中「阿久津村」を「阿久津町」に改め、同表岩村田簡易裁判所の管轄区域の欄中「北大井村　大里村　川辺村」及び同表吹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「新田村」を削り、同表布施簡易裁判所の管轄区域の欄中「南高安村」を「南高安町」に改め、同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「取石村」を削り、同表奈良簡易裁判所の管轄区域の欄中「奈良市　大和郡山市」に改め、「治道村　平和村」を削り、同表和歌山簡易裁判所の管轄区域の欄中「西脇野村」を「西脇町」に改め、同表田辺簡易裁判所の管轄区域の欄中「新庄村」を削り、同表西尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「幡豆郡」を「西尾市　幡豆郡」に改め、同表津簡易裁判所の管轄区域の欄中「一身田町」を削り、同表三瀬谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「三瀬谷村」を「三瀬谷町」に改め、同表八尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「杉原村　保内村」、「室牧村」及び「黒瀬谷村　卯花村」、同表魚津簡易裁判所の管轄区域の欄中「東布施村」、同表泊簡易裁判所の管轄区域の欄中「新屋村　小摺戸村　青木村　飯野村　上原村　横山村　椚山村」並びに同表高岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「北般若村」、「東五位村」及び「戸出町　醍醐村」を削り、同表礪波簡易裁判所の管轄区域の欄中「南般若村」及び「柳瀬村　太田村　東野尻村」を削り、「是戸村　高波村」を「戸出町」に改め、同表石動簡易裁判所の管轄区域の欄中「宮島村　子撫村　南谷村　埴生村」、「正得村　松沢村」、「荒川村」及び「石堤村」並びに同表竹原簡易裁判所の管

籍区域の欄中「長谷村」及び「東生口村」を削り、同表尾道簡易裁判所の項を次のように改める。

尾道	広島県の内　尾道市　三原市　御調郡　豊田郡の内　船木村　沼隈郡の内　神村　本郷村　東村　赤坂村　松永町　西村　高須村　柳津村　江村　藤江村　浦崎村　金村　横島村　田島村　百島村

同表因島簡易裁判所の管轄区域の欄中「御調郡の内　土生町　三庄町　田熊町　重井村　中庄村　大浜村」を「因島市」に、同表徳山簡易裁判所の管轄区域の欄中「富田町　福川町」を「南陽町」に改め、同表玉野簡易裁判所の管轄区域の欄中「山田村」、同表玉島簡易裁判所の管轄区域の欄中「富田村　黒崎町」、同表倉敷簡易裁判所の管轄区域の欄中「児島郡の内　福田町」及び「浅口郡の内　連島町」並びに同表笠岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「城見村　陶山村　大井村　吉田村　新山村」及び「稲倉村　大江村　神島内村」を削り、同表井原簡易裁判所の管轄区域の欄中「後月郡」を「井原市　後月郡」に、同表林野簡易裁判所の項中「林野」を「美作」に改め、同簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊国村」及び「湯郷町」、同表鳥取簡易裁判所の管轄区域の欄中「倉田村」、「面影村」及び「下私都村」、同表河原簡易裁判所の管轄区域の欄中「国中村」並びに同表若桜簡易裁判所の管轄区域の欄中「大御門村」を削り、同表倉吉簡易裁判所の項を次のように改める。

倉吉	鳥取県の内　倉吉市　東伯郡の内　関金町　羽合町　瀬手村　三朝町　下北条村　中北条村　東郷町　泊村

同表八橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「八橋町」を「東伯町」に改め、「以西村　成美村　安田村」及び「古布庄村　下郷村　浦安町　上郷村」を削り、同表米子簡易裁判所の管轄区域の欄中「江尾町　神奈川村　米沢村」を「江府町」に改め、同表黒坂簡易裁判所の管轄区域の欄中「日野村」を削り、同表島根大田簡易裁判所の管轄区域の欄中「安濃郡」を「大田市　安濃郡」に、同表久留米簡易裁判所の管轄区域の欄中「西牟田村」を「西牟田町」に改め、同表屋久島簡易裁判所の項の次に次の二項を加える。

名瀬	鹿児島県の内　名瀬市　大島郡の内　三方村　龍郷村　笠利村　大和村　住用村　古仁屋町　宇検村　西方村　実久村　鎮西村　喜界町　早町村
徳之島	鹿児島県の内　大島郡の内　亀津町　東天城村　天城村　伊仙村　和泊町　知名町　与論村

同表加治木簡易裁判所の管轄区域の欄中「日当山村」を「日当山町」に、同表加世田簡易裁判所の管轄区域の欄中「西南方村」を「坊津村」に、同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「山崎村」を「山崎町」に改め、同表気仙沼簡易裁判所の管轄区域の欄中「本吉郡の内」を「気仙沼市　本吉郡の内」に改め、「気仙沼町」、「鹿折町」及び「松岩村」を削り、同表郡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「安達郡の内　熱海町」を削り、同表角館簡易裁判所の管轄区域の欄中「生保内村」を「生保内町」に、同表岩見沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「月形村」を「月形町」に改め、同表滝川簡易裁判所の管轄区域の欄中「浜益郡」を「芦別市　浜益郡」に改め、「芦別町」を削り、同表苫小牧簡易裁判所の管轄区域の欄中「追分村」を「追分町」に、「鵡川村」を「鵡川町」に、同表森簡易裁判所の管轄区域の欄中「茅部郡」を「茅部郡の内　森町　尾札部村　臼尻村　鹿部村　砂原村」に、同表八雲簡易裁判所の管轄区域の欄中「山越郡」を「山越郡の内　茅部郡の内　落部村」に、同表名寄簡易裁判所の管轄区域の欄中「風連村」を「風連町」に、同表遠軽簡易裁判所の管轄区域の欄中「丸瀬布村」を「丸瀬布町」に、「上湧別村」を「上湧別町」に、「下湧別村」を「湧別町」に、「佐呂間村」を「佐呂間町」に改め、同表丸亀簡易裁判所の管轄区域の欄中「与島村」を削り、同表鳴門簡易裁判所の管轄区域の欄中「堀江村」を「堀江町」に改め、同表新居浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「垣生村　大島村　神郷村　多喜浜村」を削る。

附　則

1　この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。

2　この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

3　奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条　削除

4　この法律により設立される簡易裁判所は、それぞれその名称を同じくする従前の簡易裁判所と同一のものとみなす。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第六十四号（昭二九・四・六）

◎刑事訴訟法第百九十四条に基く懲戒処分に関する法律

（懲戒の請求）

第一条　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第百九十四条に定める訴追は、警察官たる司法警察職員のうち、国家公務員たる者については国家公安委員会に、その他の者については都道府県公安委員会に、警察官たる者以外の司法警察職員については、その者を懲戒し又は罷免する権限を有する者に対し、書面で請求することによって行う。

（懲戒の処分）

第二条　前条の請求を受けた者が懲戒又は罷免に関する処分をする場合における処分の種類、手続（処分に対する審査に関するものを含む。）及び効果については、刑事訴訟法に定があるものの外、それぞれ、当該職員に対する通常の懲戒処分の例による。

附　則

この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。

（内閣総理・法務・大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・郵政・労働大臣署名）

法律第六十五号（昭二九・四・七）

◎統計法の一部を改正する法律

統計法（昭和二十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「五年」を「十年」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、国勢調査を行つた年から五年目に当る年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の統計法第四条第二項但書の規定による最初の国勢調査は、昭和三十年に行うものとする。

（内閣総理大臣署名）

法律第六十六号（昭二九・四・一〇）

◎日本銀行券預入令等を廃止する法律

左に掲げる法令は、廃止する。

一　日本銀行券預入令（昭和二十一年勅令第八十四号）

二　日本銀行券預入令の特例の件（昭和二十一年勅令第九十号）

三　旧日本銀行券の未回収発行残高に相当する金額の一部を国庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に関する法律（昭和二十二年法律第百八十三号）

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六月以内で政令で定める日から施行する。

2　外国その他政令で定める地域から引き揚げ、昭和二十年九月二十四日以後に本邦（当該政令で定める地域を除く。）に到着した者（以下「引揚者」という。）が引揚の際携帯した旧日本銀行券（旧日本銀行券預入令第一条の規定により強制通用の効力を失つた日本銀行券をいう。以下同じ。）で左の各号に掲げるものについては、当該引揚者又はその相続人は、当該各号に掲げる期間内に、日本銀行に対し、これを次項の規定により新日本銀行券（引換の際現に通用する日本銀行券をいう。以下同じ。）と引き換えることを請求することができる。

一　旧外国為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）、旧金、銀又は白金等の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件（昭和二十年勅令第五百七十八号）、旧財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令（昭和二十四年政令第百九十九号）若しくは外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）又はこれらに基く命令の規定により携帯輸入が認められなかつたため税関に寄託されていた旧日本銀行券　その返還を受けた日から三月以内（この法律の施行前に返還を受けている場合には、この法律の施行の日から三月以内）

二　昭和二十八年九月一日以後この法律の施行の日から二月を経過した日前に本邦に到着した引揚者が引揚の際携帯した旧日本銀行券　この法律の施行の日から三月以内

三　この法律の施行の日から二月を経過した日以後に本邦に到着した引揚者が引揚の際携帯した旧日本銀行券　本邦に到着した日から一月以内

3　前項の規定により引換を請求することができる新日本銀行券の金額は、引揚者一人につき、左の各号に掲げる金額とする。

一　旧日本銀行券の券面金額の合計額が五万円以下であるときは、旧日本銀行券の券面金額一円に対し一円の割合で計算した金額

二　旧日本銀行券の券面金額の合計額が五万円をこえるときは、五万円につき前号の規定により計算した金額と、五万円をこえる金額につき旧日本銀行券の券面金額一円に対し七十銭の割合で計算した金額との合計額。但し、当該合計額が二十万円をこえるときは、二十万円とし、一円未満の端数を生じたときは、一円として計算する。

4　第二項の規定により旧日本銀行券の引換を請求しようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、自己又はその被相続人が引揚者であり、且つ、その引揚の際当該旧日本銀行券を携帯したことを立証しなければならない。

5　日本銀行は、第二項の規定による引換の請求があつたときは、直ちに旧日本銀行券と引き換えた第三項に規定する金額の新日本銀行券を交付しなければならない。

6　左の各号に掲げる旧日本銀行券については、その還付を受けた者その他の政令で定める所持者は、政令で定める期間内に、日本銀行に対し、これを新日本銀行券と引き換えることを請求することができる。

一　刑事事件について差し押えられ、又は領置されていたことその他の政令で定めるやむを得ない事由により、この法律の施行前に旧日本銀行券預入令第二条の規定により預金、貯金又は金銭信託とすることができなかつた旧日本銀行券

二　旧日本銀行券預入令の特例の件第一条第一項に規定する証紙をはり付けた旧日本銀行券で、昭和二十一年十月三十一日以前に刑事事件について差し押えられ、又は領置され、この法律の施行の日の前日から起算して二週間前の日以後に還付され、又は国に帰属したもの

7　第三項及び第五項の規定は、前項の規定による引換について準用する。

8　政令で定める金融機関は、政令で定めるところに

より、日本銀行に代り、この附則の規定による旧日本銀行券の引換の事務の一部を取り扱うものとする。

9　日本銀行は、特別の勘定を設け、旧日本銀行券の発行高に相当する金額のうち、この法律の施行の際旧日本銀行券預入令第五条第二項に規定する勘定に属する金額を、政令で定めるところにより、区分整理しなければならない。

10　日本銀行は、前項に規定する特別の勘定に属する金額のうち政令で定める金額を、政令で定めるところにより、国に納付しなければならない。

11　日本銀行が前項の規定に基き第九項に規定する特別の勘定に属する金額の一部を国に納付した場合において、日本銀行が旧日本銀行券預入令第二条第二項の規定により昭和二十一年四月一日以後旧日本銀行券で預入を受けた金額と第五項（第七項において準用する場合を含む。）の規定により交付した新日本銀行券の金額との合計額が、昭和二十一年三月三十一日における旧日本銀行券の発行高に相当する金額から日本銀行が同令第五条第三項又は前項の規定に基き国に納付した金額の合計額を控除した金額をこえるときは、政府は、政令で定めるところにより、その超過額に相当する金額を日本銀行に交付しなければならない。

12　前二項に定めるものの外、第九項に規定する特別の勘定に属する金額に相当する日本銀行の財産の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

13　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

14　小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律（昭和二十八年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「所持するもの」の下に「及び昭和二十年九月二十四日から昭和二十八年八月三十一日までの間に旧外国為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）、旧金、銀又は白金等の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件（昭和二十年勅令第五百七十八号）、旧財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令（昭和二十四年政令第百九十九号）若しくは外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）又はこれらに基く命令の規定により輸入が認められなかつたため税関に寄託されていたもの」を加える。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第六十七号（昭二九・四・一〇）

◎外国為替銀行法

（目的）

第一条　この法律は、外国為替取引及び貿易金融の円滑を図るため、外国為替銀行の制度を確立し、その業務の公共性にかんがみ監督の適正を期するとともに、金融制度の整備に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「外国為替銀行」とは、第四条第一項の規定により大蔵大臣の免許を受けた者をいう。

2　この法律において「貿易金融」とは、輸出入取引のため直接必要な資金の融通をいう。

（資本の額）

第三条　外国為替銀行は、資本の額が十億円以上の株式会社でなければならない。

（営業の免許）

第四条　主として外国為替取引及び貿易金融の業務を営もうとする者は、大蔵大臣の免許を受けなければならない。

2　大蔵大臣は、免許を申請した者の人的構成、事業収支の見込及び国際的信用に関する見通し、経済金融の状況その他を勘案し、その者が外国為替銀行の業務を行うにつき充分な適格性を有すると認めた場合に限り、前項の免許をすることができる。

（商号）

第五条　外国為替銀行は、その商号中に銀行という文字を用いなければならない。

2　銀行法（昭和二年法律第二十一号）第四条第二項（商号）の規定は、外国為替銀行には適用しない。

（外国為替銀行の業務）

第六条　外国為替銀行は、左に掲げる業務を営むことができる。

一　外国為替取引

二　信用状に関する業務

三　輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付、手形の割引、債務の保証又は手形の引受

四　預金の受入

五　内国為替取引

六　前各号に掲げる業務に附随する業務

第七条　外国為替銀行は、前条第一号から第三号までに掲げる業務を円滑に遂行するため必要がある場合又は外国で行う場合には、同条の業務に妨げのない範囲において、同条第三号に規定する資金以外の資金に関する貸付、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受又はこれらの業務に附随する業務を営むことができる。

（銀行との合併等）

第十条　外国為替銀行は、合併により銀行業又は貯蓄銀行業に属する契約に基く権利義務を承継した場合において、その契約が当該外国為替銀行の営むことができない業務に属するときは、第八条の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、当分の間、その契約に関する業務を継続することができる。銀行（銀行法に規定する銀行をいう。以下同じ。）が外国為替銀行となつた場合において、従前の業務に属する契約のうち当該外国為替銀行の営むことができない業務に属するものがあるときも同様である。

3　大蔵大臣は、外国為替取引及び貿易金融の円滑を図るため必要があると認めるときは、前項の規定により認可した業務の内容を制限することができる。

（他業の禁止）

第八条　外国為替銀行は、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により本邦の法律に基いて設立された法人が外国において募集する物上担保附社債に関する信託業を営む外、前二条に掲げる業務以外の業務を営むことができない。

（支店その他の営業所の設置）

第九条　外国為替銀行は、外国為替取引及び貿易金融上重要な地に限り、支店その他の営業所を設置することができる。

（銀行法の準用）

第十一条　銀行法の規定は、同法第一条から第三条まで（定義、営業の免許、資本の額）、第四条（商号）、第五条（他業の禁止）、第十七条（貯蓄銀行との合併）、第三十二条から第三十六条まで（外国銀行の支店等の設置、罰則）及び附則の規定を除く外、外国為替銀行について準用する。この場合において、同法第二十六条第一項中「他ノ業務ヲ営ム会社トシテ」とあるのは「他ノ業務ヲ営ム銀行（長期信用銀行ヲ含ム）以外ノ会社トシテ」と、「銀行ニ非ザル会社ガ」とあるのは「銀行（長期信用銀行ヲ含ム）及外国為替銀行以外ノ会社ガ」と読み替えるものとする。

（銀行との関係）

第十二条　外国為替銀行は、銀行法にいう銀行ではない。但し、銀行法及び外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）並びにこれらに基く命令以外の法令において「銀行」とあるのは、別段の定がない限り、外国為替銀行を含むものとする。

（実施規定）

第十三条　この法律による免許又は認可に関する申請、届出及び業務報告書その他の書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な手続は、大蔵省令で定める。

（罰則）

第十四条　左の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした外国為替銀行の取締役、監査役、支配人又は清算人を一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第十一条において準用する銀行法第十条（業務報告書）の規定による業務報告書又は第十二条（監査書）の規定による監査書の不実の記載その他の方法により、官庁又は公衆を欺もうしたとき。

二　第十一条において準用する銀行法第二十一条（検査）の規定による検査に際し、帳簿書類の隠ぺい、不実の申立その他の方法により検査を妨げたとき。

第十五条　外国為替銀行の取締役、監査役、支配人又は清算人が、その外国為替銀行の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その外国為替銀行に対しても同条の罰金刑を科する。

第十六条　左の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした取締役、監査役、支配人、代理店主（代理店主が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役その他法人の代表者）又は清算人を一万円以下の過料に処する。

一　第七条第二項若しくは第八条の規定又は第十一条において準用する銀行法第三条ノ二（無額面株式の発行禁止）、第六条（業態変更）、第七条（代理店の出張所等設置の禁止）、第八条（準備金）若しくは第十三条（役員の兼職制限）の規定に違反したとき。

二　第十条第二項において準用する貯蓄銀行法第九条（供託）の規定に違反したとき。

三　この法律により外国為替銀行に備えておくべき書類を備え置かず、若しくは大蔵大臣に提出すべき書類の提出を怠り、又はこれらに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

四　第七条第三項の規定又は第十一条において準用する銀行法第二十二条（業務の停止等）、第二十三条（免許の取消等）、第二十六条第一項（他業会社への転移）若しくは第二十九条（清算の監督）の規定による大蔵大臣又は裁判所の命令に違反したとき。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　銀行がこの法律の施行の日から一年以内に外国為替銀行となつた場合においては、当該外国為替銀行は、第四条第一項の規定による免許を受ける際に設置していた本店、支店その他の営業所のうち、第九条の規定に該当しない地に置いていたものを、同条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から三年以内の期間に限り、大蔵大臣の認可を受けて引き続き存置することができる。

3　前項の規定により大蔵大臣の認可を受けて存置した外国為替銀行の営業所については、当該外国為替銀行を外国為替及び外国貿易管理法第十条（外国為替業務の認可等）第一項の認可を受けた銀行とみなして、同条第三項及び第四項の規定を適用する。

4　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八号中「外国為替銀行」を「外国為替公認銀行」に改める。

5　外国為替及び外国貿易管理法の一部を次のように改正する。

目次中「外国為替銀行」を「外国為替公認銀行」に改める。

本則（第十条及び第十一条を除く。）中「外国為替銀行」を「外国為替公認銀行」に改める。

第十条の見出しを「（外国為替業務の認可等）」に改め、同条第三項中「外国為替銀行（第一項の認可を受けた銀行をいう。以下同じ。）」及び同条第四項中「外国為替銀行」をそれぞれ「第一項の認可を受けた銀行」に改める。

第十一条中「外国為替銀行」を「前条第一項の認可を受けた銀行又は外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）に規定する外国為替銀行（以下「外国為替銀行」と総称する。）」に改める。

6　輸出保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の七第一項中「外国為替銀行（外国為替及び外国貿易管理法第十条第一項の認可を受けた銀行をいう。）」を「外国為替公認銀行（外国為替及び外国貿易管理法第十一条に規定する外国為替公認銀行をいう。）」に改める。

7　外資に関する法律（昭和二十五年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項中「外国為替銀行（外国為替及び外国貿易管理法第十条第三項に規定する外国為替銀行をいう。）」を「外国為替公認銀行（外国為替及び外国貿易管理法第十一条に規定する外国為替公認銀行をいう。）」に改める。

8　日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中「及び長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）に規定する長期信用銀行」を「、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）に規定する長期信用銀行及び外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）に規定する外国為替銀行」に改める。

9　外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「外国為替銀行、外国為替及び外国貿易管理法第十条第三項に規定する外国為替銀行をいう。）」を「外国為替公認銀行（外国為替及び外国貿易管理法第十一条に規定する外国為替公認銀行をいう。以下同じ。）」に、「外国為替銀行等」を「外国為替公認銀行等」に改め、同条第三項及び第四項中「外国為替銀行等」を「外国為替公認銀行等」に改める。

法律第六十八号（昭二九・四・一五）

◎戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「障害年金」を「障害年金及び障害一時金」に改める。

第六条中「障害年金」を「障害年金、障害一時金」に改める。

第七条の見出し中「障害年金」を「障害年金及び障害一時金」に改め、同条第一項中「恩給法別表第一号表ノ二に定める程度の不具廃疾」を「恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三（第四款症及び第五款症を除く。以下本条において同じ。）に定める程度の不具廃疾」に改め、同項に次の但書を加え、同条第二項中「不具廃疾の程度及び状態」に、同項及び同条第三項中「障害年金」を「障害年金又は障害一時金」に改める。

ただし、その者の不具廃疾の程度が、恩給法別表第一号表ノ三に定める程度であつて、当該不具廃疾の状態が、厚生大臣の定める場合に該当するときは、その不具廃疾の程度に応じて障害一時金を支給する。

第八条の見出し中「障害年金」を「障害年金及び障害一時金」に改め、同条の表中

第六項症	三四、〇〇〇円
第一款症	二九、〇〇〇円
第二款症	二四、〇〇〇円
第三款症	二一、〇〇〇円

を

不具廃疾の程度	金額
第一款症	八五、〇〇〇円
第二款症	六八、〇〇〇円
第三款症	五九、五〇〇円

に改め、同条に次の一項を加える。

2　障害一時金の額は、左の表の通りとする。

第九条第二項中「第七条第一項に規定する程度であるものには」を「第七条第一項に規定する程度であり、且つ、同項但書の規定に該当しないものには」に改める。

第十一条中「障害年金」を「障害年金又は障害一時金」に改める。

第十二条中「障害年金」を「障害年金又は障害一時金」に、「旧恩給法の特例に関する件」を「この法律、旧恩給法の特例に関する件」に改める。

第十四条第一項第三号中「状態がなくなつたもの」を「状態がなくなつたか、又はその状態があるが同項但書の規定に該当するに至つたもの」に改める。

第十六条中「障害年金」を「障害年金又は障害一時金」に改める。

第二十三条第一項第二号中「その支給事由」を「当該障害年金又は増加恩給の支給事由」に、「第七条第一項」を「恩給法別表第一号表ノ二」に改める。

第三十四条第二項を次のように改める。

昭和十二年七月七日以後における在職期間（軍属については、昭和十六年十二月八日以後における在職期間）内に、公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和十六年十二月八日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者（昭和十六年十二月八日前に死亡したことが、昭和二十年九月二日以後において認定された者を含む。）の遺族には、弔慰金を支給する。

第三十四条第三項から第五項までを削る。

第三十五項中「第二項及び第四項」を「第三項及び前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定の適用については、旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する軍人又は準軍人の昭和十二年七月七日以後における事変又は戦争に関する勤務（政令で定める勤務を除く。）に関連する負傷又は疾病及び昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員するまでの間における負傷又は疾病で厚生大臣が戦争に関する勤務に関連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるものは、在職期間内における公務上の負傷又は疾病とみなす。但し、その者が、在職期間（旧恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七号）第七条に規定するもの陸軍又は海軍の学生生徒については、それらの身分を有していた期間を含む。）内又はその経過後一年（厚生大臣の指定する疾病については、三年とする。）以内に、当該負傷又は疾病により死亡した場合に限る。

3　恩給法別表第一号表ノ三に定める程度の不具廃疾は、弔慰金を支給する。

第三十四条第三項から第五項まで」に改める。

第三十八条第一号中「公務上」を削る。

第三十八条の二中「第三十四条第二項又は第三項」を「第三十四条第三項又は第四項」に改める。

第四十条第一項、第四十五条から第四十七条まで及び第四十八条第一項中「障害年金」を「障害年金、障害一時金」に改める。

第四十九条の見出し中「年金及び国債元利金」を「年金、国債元利金等」に、同条第一項中「障害年金」を「障害年金、障害一時金」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年四月一日から適用する。但し、第三十四条及び第三十八条の改正規定は、昭和二十七年四月一日から、附則第六項中戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第十二項及び第十八項の改正規定は、昭和二十八年八月一日から適用する。

2　軍人であつた者のその在職期間内における負傷又は疾病に関しては、第七条の改正規定にかかわらず、障害一時金を支給しない。

3　恩給法別表第一号表ノ三に定める程度の不具廃疾

10　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「銀行法に規定する銀行をいう。以下同じ。」を「銀行法に規定する銀行をいう。」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

の状態にある者について、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合においては、同法第七条中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十九年四月一日」と、同法第十一条第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十九年三月三十一日」と、同法第十三条第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和二十九年四月」とする。

4　昭和二十九年十二月三十一日までに障害一時金を受ける権利につき裁定を受けた者に支給すべき障害一時金は、昭和三十年一月及び同年四月の二期にそれぞれその額の三分の一及び三分の二を支給し、昭和三十年一月一日から同年三月三十一日までに障害一時金を受ける権利につき裁定を受けた者に支給すべき障害一時金は、昭和三十年四月に支給する。

5　この法律による第三十四条の規定の改正によりこの法律の施行と同時に、昭和二十九年四月一日前に死亡した軍人又は軍人であつた者に関し弔慰金の支給を受ける権利を有するに至つた者に支給する第三十七条に規定する国債の発行の日は、昭和二十九年四月一日とする。

6　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

投票区の選挙人数 ＼ 区市町村	区				市				町村			
	投票日											
	平日	土曜日	日曜日又は休日		平日	土曜日	日曜日又は休日		平日	土曜日	日曜日又は休日	
五百人未満	四、七〇七円	六、七二三円	八、五一七円		四、三六三円	六、一一五円	七、六六三円		三、一五三円	四、〇八五円	四、九一三円	
五百人以上千人未満	五、二〇七	七、五五九	九、六五二		四、八〇九	六、八五三	八、六五九		三、五二七	四、六九二	五、七二七	
千人以上二千人未満	六、七二七	九、四一五	一一、八〇七		六、一九五	八、五三一	一〇、五九五		四、三四七	五、五一二	六、五四七	
二千人以上三千人未満	七、九九七	一一、〇二二	一三、七一二		七、三五一	九、九七九	一二、三〇一		五、三四一	六、七三九	七、九八一	
三千人以上五千人未満	九、八二七	一三、一八七	一六、一七七		九、〇二七	一一、九四七	一四、五二七		六、七九五	八、四二六	九、八七五	
五千人以上一万人未満	一二、二三七	一六、二六九	一九、八五七		一一、二二九	一四、七三三	一七、八一九		八、三二九	一〇、一九三	一一、八四九	
一万人以上一万五千人未満	一五、八九七	二〇、九三七	二五、四二二		一四、五六七	一八、九四七	二二、八一七		一〇、八三七	一三、一六七	一五、二三七	
一万五千人以上二万人未満	二二、〇九七	二九、四八九	三六、〇六七		二〇、一八九	二六、六一三	三二、二八九		一四、九〇七	一八、四〇二	二一、五〇七	
二万人以上	二八、七九七	三八、八七七	四七、八四七		二六、二五七	三五、〇一七	四二、七五七		一八、九七七	二三、六三七	二七、七七七	

附則第十二項但書中「支給すべき遺族年金」の下に「及びこの法律の施行の際（死亡した者の死亡の日がこの法律の施行後であるときは、その死亡の日）に、遺族年金の支給事由と同一の事由により軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる扶助料（以下「公務扶助料」という。）を受ける資格を有しない者に支給すべき遺族年金」を加える。

附則第十四項中「同一の事由により軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる扶助料（以下「公務扶助料」という。）」を「同一の事由による公務扶助料」に改める。

附則第十八項に後段として次のように加える。

この法律の施行後、軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる遺族年金の支給を受ける権利を有するに至つた者で、この法律の施行後その者が当該権利を有するに至るまでの間に、他に同一の事由による公務扶助料の支給を受ける権利を有するに至つたものについても、同様とする。

附則第二十四項中「障害年金」を「障害年金、障害一時金」に改める。

法律第六十九号（昭二九・四・一九）

◎国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

十三　不在者投票特別経費

第四条第二項の表を次のように改める。

投票区の選挙人数 ＼ 区市町村 投票日	区 平日	区 土曜日	区 又日は曜休日日	市 平日	市 土曜日	市 又日は曜休日日	町村 平日	町村 土曜日	町村 又日は曜休日日
五百人未満	二、四六〇円	四、四七六円	六、二七〇円	二、一三六円	三、八八八円	五、四三六円	一、一三六円	二、〇六八円	二、八九六円
一五千百人人未以満上	二、八七〇	五、二二二	七、三一五	二、四九二	四、五三六	六、三四二	一、四二〇	二、五八五	三、六二〇
二一千千人人未以満上	三、二八〇	五、九六八	八、三六〇	二、八四八	五、一八四	七、二四八	一、四二〇	二、五八五	三、六二〇
三二千千人人未以満上	三、六九〇	六、七一四	九、四〇五	三、二〇四	五、八三二	八、一五四	一、七〇四	三、一〇二	四、三四四
五三千千人人未以満上	四、一〇〇	七、四六〇	一〇、四五〇	三、五六〇	六、四八〇	九、〇六〇	一、九八八	三、六一九	五、〇六八
一五万千人人未以満上	四、九二〇	八、九五二	一二、五四〇	四、二七二	七、七七六	一〇、八七二	二、二七二	四、一三六	五、七九二
一一万万五千人人以未満上	六、一五〇	一一、一九〇	一五、六七五	五、三四〇	九、七二〇	一三、五九〇	二、八四〇	五、一七〇	七、二四〇
二一万万五人千人未以満上	九、〇二〇	一六、四一二	二二、九九〇	七、八三二	一四、二五六	一九、九三二	四、二六〇	七、七五五	一〇、八六〇
二万人以上	一二、三〇〇	二二、三八〇	三一、三五〇	一〇、六八〇	一九、四四〇	二七、一八〇	五、六八〇	一〇、三四〇	一四、四八〇

第四条第三項中「千八百三十六円」を「二千七十五円」に、「千六百円」を「千八百円」に、「千三百四十一円」を「千四百三十七円」に改め、同条第五項中「十一月一日から三月三十一日まで」を「十一月一日から三月三十一日まで（道の区域にあつては、十一月一日から四月三十日まで）」に、「三百円」を「四百円」に、「三百七十五円」を「五百円」に、「四百五十円」を「六百円」に、「四百九十円」を「六百五十円」に、「五百二十五円」を「七百円」に、「六百円」を「八百円（道の区域にあつては、千六百二十五円）」に改める。

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区の選挙人数 ＼ 区市町村	区	市	町村
一千人未満	六、二九二円	五、八四二円	四、四三一円
二一千千人人未以満上	七、二九八	六、七四二	四、九一八
三二千千人人未以満上	一〇、〇五二	九、二一八	六、四八二
五三千千人人未以満上	一二、九〇四	一一、八一八	八、四六三
一五万千人人未以満上	一六、六七四	一五、二五〇	一〇、八九三
一一万万五千人人以未満上	二一、三四六	一九、四三五	一三、六〇五
二一万万五人千人未以満上	二四、八六〇	二二、六八〇	一六、一九九
三二万万人人未以満上	二八、四六八	二五、九三〇	一八、四一七
三万人以上	三五、五一二	三二、三三〇	二三、一〇二

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区の選挙人数 ＼ 区市町村	区	市	町村
一千人未満	三、二八〇円	二、八五〇円	一、五八九円

第五条第三項の表を次のように改める。

開票区の選挙人数	開票日	区		市		町		村	
		平日の土曜日を含むものとする。	日曜日又は休日	平日の土曜日を含むものとする。	日曜日又は休日	平日の土曜日を含むものとする。	日曜日又は休日	平日の土曜日を含むものとする。	日曜日又は休日
一千人未満		三、二八〇円	二九〇円	二、八五〇円	二六〇円	一、五八九円	一四〇円		
二千人未満		三、九三六	三四八	三、四二〇	三一二	一、八一六	一六〇		
三千人未満		四、六四四	四一六	四、三五二	三九〇	二、〇四二	一八四		
四千人未満		五、三五二	四七八	五、〇二八	四五〇	二、二六八	二〇二		
五千人未満		六、〇六〇	五四〇	五、七〇四	五一〇	二、四九四	二二二		
六千人未満		六、七六八	六〇二	六、三七六	五六八	二、七一九	二四二		
七千人未満		七、四七六	六六四	七、〇四八	六二六	三、〇一〇	二六九		
八千人未満		八、一八四	七二六	七、七一九	六八九	三、三〇一	二九五		
九千人未満		八、八九二	七九二	八、三九〇	七四六	三、五九二	三二〇		
一万人未満		九、六〇〇	八五三	九、〇六〇	八〇四	三、八八三	三四五		
一万一千人未満		一〇、三〇八	九一六	九、七一八	八六三	四、一七四	三七一		
一万二千人未満		一一、〇一六	九八〇	一〇、三七六	九二二	四、四六五	三九七		
一万三千人未満		一一、七二四	一〇四二	一一、〇三四	九八二	四、七五六	四二三		
一万四千人未満		一二、四三二	一一〇七	一一、六九二	一〇四二	五、〇四七	四四八		
一万五千人未満		一三、一四〇	一一六七	一二、三五〇	一〇九八	五、三三八	四七四		
一万六千人未満		一三、八四八	一二三二	一三、〇〇八	一一五四	五、六二九	五〇〇		
一万七千人未満		一四、五五六	一二九七	一三、六六六	一二一〇	五、九二〇	五二六		
一万八千人未満		一五、二六四	一三六二	一四、三二四	一二七六	六、二一一	五五二		
一万九千人未満		一五、九七二	一四二七	一四、九八二	一三三二	六、五〇二	五八〇		
二万人未満		一六、六八〇	一四九二	一五、六四〇	一三九八	六、八〇四	六〇七		
二万一千人未満		一七、三八八	一五五七	一六、二九八	一四五七	七、一〇六	六三四		
二万二千人未満		一八、〇九六	一六二二	一六、九五六	一五一六	七、四一八	六六二		
二万三千人未満		一八、八〇四	一六八八	一七、六一四	一五七五	七、七二〇	六九〇		
二万四千人未満		一九、五一二	一七四四	一八、二七二	一六三四	八、〇二二	七一八		
二万五千人未満		二〇、二二〇	一八〇一	一八、九三〇	一六九二	八、三二四	七四六		
二万六千人未満		二〇、九二八	一八七〇	一九、五八八	一七五〇	八、六二六	七七四		
二万七千人未満		二一、六三六	一九三八	二〇、二四六	一八〇八	八、九二八	七九九		
二万八千人未満		二二、三四四	一九九六	二〇、九〇四	一八六六	九、二三〇	八二四		
二万九千人未満		二三、〇五二	二〇五四	二一、五六二	一九二四	九、五三二	八五〇		
三万人未満		二三、七六〇	二一一二	二二、二二〇	一九八〇	九、八三四	八七七		
三万一千人未満		二四、四六八	二一七〇	二二、八七八	二〇三七	一〇、一三六	九〇四		
三万二千人未満		二五、一七六	二二二七	二三、五三六	二〇九五	一〇、四三八	九三一		
三万三千人未満		二五、八八四	二二九四	二四、一九四	二一五二	一〇、七四〇	九五八		
三万四千人未満		二六、五九二	二三六〇	二四、八五二	二二〇九	一一、〇四二	九八五		
三万五千人未満		二七、三〇〇	二四二七	二五、五一〇	二二六六	一一、三四四	一〇一二		
三万六千人未満		二八、〇〇八	二四九四	二六、一六八	二三二三	一一、六四六	一〇三九		
三万七千人未満		二八、七一六	二五六一	二六、八二六	二三八九	一一、九四八	一〇六六		
三万八千人未満		二九、四二四	二六二八	二七、四八四	二四四六	一二、二五〇	一〇九三		
三万九千人未満		三〇、一三二	二六九五	二八、一四二	二五〇三	一二、五五二	一一二〇		
四万人未満		三〇、八四〇	二七六二	二八、八〇〇	二五六〇	一二、八五四	一一四七		
四万一千人未満		三一、五四八	二八二九	二九、四五八	二六一七	一三、一五六	一一七四		
四万二千人未満		三二、二五六	二八九六	三〇、一一六	二六七四	一三、四五八	一二〇一		
四万三千人未満		三二、九六四	二九六四	三〇、七七四	二七三一	一三、七六〇	一二二八		
四万四千人未満		三三、六七二	三〇三一	三一、四三二	二七八八	一四、〇六二	一二五五		
四万五千人未満		三四、三八〇	三〇九八	三二、〇九〇	二八四五	一四、三六四	一二八二		
四万六千人未満		三五、〇八八	三一六五	三二、七四八	二九〇二	一四、六六六	一三〇九		
四万七千人未満		三五、七九六	三二三二	三三、四〇六	二九六〇	一四、九六八	一三三六		
四万八千人未満		三六、五〇四	三二九九	三四、〇六四	三〇一七	一五、二七〇	一三六三		
四万九千人未満		三七、二一二	三三六六	三四、七二二	三〇七四	一五、五七二	一三九〇		
五万人未満		三七、九二〇	三四三三	三五、三八〇	三一三一	一五、八七四	一四一七		
五万一千人未満		三八、六二八	三五〇〇	三六、〇三八	三一八八	一六、一七六	一四四四		
五万二千人未満		三九、三三六	三五六七	三六、六九六	三二四五	一六、四七八	一四七一		
五万三千人未満		四〇、〇四四	三六三四	三七、三五四	三三〇二	一六、七八〇	一四九八		
五万四千人未満		四〇、七五二	三七〇一	三八、〇一二	三三五九	一七、〇八二	一五二五		
五万五千人未満		四一、四六〇	三七六八	三八、六七〇	三四一六	一七、三八四	一五五二		
五万六千人未満		四二、一六八	三八三五	三九、三二八	三四七三	一七、六八六	一五七九		
五万七千人未満		四二、八七六	三九〇二	四〇、〇一六	三五三〇	一七、九八八	一六〇六		
五万八千人未満		四三、五八四	三九六九	四〇、六七四	三五八七	一八、二九〇	一六三三		
五万九千人未満		四四、二九二	四〇三六	四一、三三二	三六四四	一八、五九二	一六六〇		
六万人未満		四五、〇〇〇	四一〇三	四一、九九〇	三七〇一	一八、八九四	一六八七		

第五条第四項の表を次のように改める。

開票区の選挙人数	開票日	区		市		町		村	
		日曜日	日曜日又は休日	日曜日	日曜日又は休日	日曜日	日曜日又は休日	日曜日	日曜日又は休日
一千人未満			二、九九〇円		二、五九〇円		一、四四九円		
二千人未満			三、五八八		三、一〇八		一、六五六		
三千人未満			五、三八二		四、六六二		二、四八四		
四千人未満			六、七七六		五、九二六		三、一一二		
五千人未満			八、一七〇		七、一九〇		三、七四〇		
六千人未満			九、五六四		八、四五四		四、三六八		
七千人未満			一〇、九五八		九、七一八		四、九九六		
八千人未満			一二、三五二		一〇、九八二		五、六二四		
九千人未満			一三、七四六		一二、二四六		六、二五二		
一万人未満			一五、一四〇		一三、五一〇		六、八八〇		
一万一千人未満			一六、五三四		一四、七七四		七、五〇八		
一万二千人未満			一七、九二八		一六、〇三八		八、一三六		
一万三千人未満			一九、三二二		一七、三〇二		八、七六四		
一万四千人未満			二〇、七一六		一八、五六六		九、三九二		
一万五千人未満			二二、一一〇		一九、八三〇		一〇、〇二〇		
一万六千人未満			二三、五〇四		二一、〇九四		一〇、六四八		
一万七千人未満			二四、八九八		二二、三五八		一一、二七六		
一万八千人未満			二六、二九二		二三、六二二		一一、九〇四		
一万九千人未満			二七、六八六		二四、八八六		一二、五三二		
二万人未満			二九、〇八〇		二六、一五〇		一三、一六〇		
二万一千人未満			三〇、四七四		二七、四一四		一三、七八八		
二万二千人未満			三一、八六八		二八、六七八		一四、四一六		
二万三千人未満			三三、二六二		二九、九四二		一五、〇四四		
二万四千人未満			三四、六五六		三一、二〇六		一五、六七二		
二万五千人未満			三六、〇五〇		三二、四七〇		一六、三〇〇		
二万六千人未満			三七、四四四		三三、七三四		一六、九二八		
二万七千人未満			三八、八三八		三四、九九八		一七、五五六		
二万八千人未満			四〇、二三二		三六、二六二		一八、一八四		
二万九千人未満			四一、六二六		三七、五二六		一八、八一二		
三万人未満			四三、〇二〇		三八、七二〇		一九、四四〇		
三万一千人未満			四四、四一四		三九、九一四		二〇、〇六八		
三万二千人未満			四五、八〇八		四一、一〇八		二〇、六九六		
三万三千人未満			四七、二〇二		四二、三〇二		二一、三二四		
三万四千人未満			四八、六〇〇		四三、五〇〇		二一、九五二		
三万五千人未満			五〇、〇〇〇		四四、七〇〇		二二、五八〇		
三万六千人未満			五一、四〇〇		四五、九〇〇		二三、二〇八		
三万七千人未満			五二、八〇〇		四七、一〇〇		二三、八三六		
三万八千人未満			五四、二〇〇		四八、三〇〇		二四、四六四		
三万九千人未満			五五、六〇〇		四九、五〇〇		二五、〇九二		
四万人未満			五七、〇〇〇		五〇、七〇〇		二五、七二〇		
四万一千人未満			五八、四〇〇		五一、九〇〇		二六、三四八		
四万二千人未満			五九、八〇〇		五三、一〇〇		二六、九七六		
四万三千人未満			六一、二〇〇		五四、三〇〇		二七、六〇四		
四万四千人未満			六二、六〇〇		五五、五〇〇		二八、二三二		
四万五千人未満			六四、〇〇〇		五六、七〇〇		二八、八六〇		
四万六千人未満			六五、四〇〇		五七、九〇〇		二九、四八八		
四万七千人未満			六六、八〇〇		五九、一〇〇		三〇、一一六		
四万八千人未満			六八、二〇〇		六〇、三〇〇		三〇、七四四		
四万九千人未満			六九、六〇〇		六一、五〇〇		三一、三七二		
五万人未満			七一、〇〇〇		六二、七〇〇		三一、九九六		

三千人以上五千人未満	六、五七八	五、六九八	三、一〇五
五千人以上一万人未満	八、三七二	七、二五二	三、九三三
一万人以上一万五千人未満	一一、〇六三	九、五八三	五、一七五
一万五千人以上二万人未満	一一、九六〇	一〇、三六〇	五、五八九
二万人以上三万人未満	一三、七五四	一一、九一四	六、四一七
三万人以上	一六、一四六	一三、九九〇	七、四五二

第六条第一項中「十二万七千七百三十一円」を「十三万一千七百八十八円」に改め、同条第二項中「五十五万二千九百四十七円」を「五十五万九千四百三十三円」に改める。

第六条第三項の表を次のように改める。

選挙会又は選挙分会が開かれる地	区	市町村
衆議院議員選挙会	一六、四一八円	一四、二四八円
参議院地方選出議員選挙会及び参議院全国選出議員選挙分会	三六、七八九	三一、九二三

第六条第四項中「十一月一日から三月三十一日まで」を「十一月一日から三月三十一日まで(道の区域にあつては、十一月一日から四月三十日まで)」に、「一万五百円」を「一万四千円」に、「一万三千百二十五円」を「一万七千五百円」に、「一万五千七百五十円」を「二万一千円」に、「一万七千六十五円」を「二万二千七百五十円」に、「一万八千三百七十五円」を「二万四千五百円」に、「二万一千円」を「二万八千円(道の区域にあつては、二万九千五百七十五円)」に改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

選挙 / 地域又は候補者数 / 都道府県の世帯数	衆議院議員選挙又は参議院地方選出議員選挙		参議院全国選出議員選挙			
	都及び大都市のある府県	その他の道及び県	候補者数			
			百五十人未満	百五十人以上二百人未満	二百人以上二百五十人未満	二百五十人以上三百人未満	三百人以上
(一) 十万以上二十万未満	円銭 —	円銭 六、五八	円銭 六、七五	円銭 八、〇九	円銭 九、四八	円銭 一〇、七七	円銭 一二、〇六
(二) 二十万以上三十万未満	—	六、一三	六、五〇	七、七九	九、一八	一〇、五二	一一、八六
(三) 三十万以上四十万未満	—	五、七九	六、三一	七、四三	八、八〇	一〇、一二	一一、七三
(四) 四十万以上五十万未満	五、七〇	五、六九	六、〇〇	七、二八	八、四八	九、九六	一一、二〇
(五) 五十万以上七十万未満	四、八六	四、八五	五、七八	七、〇七	八、四六	九、七五	一〇、九四
(六) 七十万以上百万未満	四、六九	四、六八	五、五八	六、八七	八、二一	九、四四	一〇、六三
(七) 百万以上	三、九五	三、九五	五、五二	六、八五	八、二〇	九、四三	一〇、六二

第九条第一項の表を次のように改める。

区市町村 ＼ 演説会場の施設の坪数 ／ 開催の時	区				市				町村			
	昼間（午前八時三十分から午後五時までをいうものとする。以下同じ。）		夜間（午後五時から午前八時三十分までをいうものとする。以下同じ。）		昼間		夜間		昼間		夜間	
	平日	土曜日の午後又は日曜日若しくは休日	平日	土曜日の午後又は日曜日若しくは休日	平日	土曜日の午後又は日曜日若しくは休日	平日	土曜日の午後又は日曜日若しくは休日	平日	土曜日の午後又は日曜日若しくは休日	平日	土曜日の午後又は日曜日若しくは休日
五十坪未満	五一〇円		一、一二〇円		四九〇円		一、〇二六円		四六〇円		八九八円	
五十坪以上百坪未満	五一〇		一、一二九		四九〇		一、〇三五		四六〇		九〇七	
百坪以上百五十坪未満	五一〇		一、一六八		四九〇		一、〇七四		四六〇		九四六	
百五十坪以上	五一〇		一、二四七		四九〇		一、一五三		四六〇		一、〇二五	

第九条第二項中「四百九十五円」を「五百六十円」に、「四百三十二円」を「四百八十六円」に、「三百六十二円」を「三百八十八円」に改め、同条第六項中「十一月一日から三月三十一日まで」を「十一月一日から四月三十日まで（道の区域にあつては、十一月一日から三月三十一日まで）」に、「百二十円」を「百六十円」に、「百五十円」を「二百円」に、「百八十円」を「二百四十円」に、「二百十円」を「二百八十円」に、「二百四十円」を「三百二十円（道の区域にあつては、五百二十円）」に改める。

第十条第二項の表を次のように改める。

区市町村 ＼ 施設 ／ 演説会開催の日	区				市				町村			
	学校				学校以外							
	昼間		夜間		昼間		夜間					
	平日	土曜日の午後又は日曜日若しくは休日	平日	土曜日の午後又は日曜日若しくは休日	平日	土曜日の午後又は日曜日若しくは休日	平日	土曜日の午後又は日曜日若しくは休日	平日	土曜日の午後又は日曜日若しくは休日	平日	土曜日の午後又は日曜日若しくは休日
五十坪未満	二、三一五円		三、九八五		四、三一五		五、九八五					
五十坪以上百坪未満	二、三一五		三、九八五		四、三一五		五、九八五					
百坪以上百五十坪未満	二、三一五		三、九八五		四、三一五		五、九八五					
百五十坪以上	二、三一五		三、九八五		四、三一五		五、九八五					

第十条第二項中「千三百二十一円」を「千四百九十三円」に、「千百五十一円」を「千二百九十五円」に、「九百六十五円」を「千三十四円」に改め、同条第三項中「前条」を「第九条」に改める。

第十三条第一項第一号から第六号までを次のように改める。

一　都道府県				
選挙人の数	五十万人未満			
金額	二、六二九、一〇五円			
選挙人の数	五十万人以上百万人未満			
金額	三、三三三、三一〇円			
選挙人の数	百万人以上	大都市のある道府県		
金額	四、四六六、八八六円			
選挙人の数	百万人以上	その他の道府県		
金額	四、四七三、三五円			
選挙人の数	百五十万人以上二百万人未満	大都市のある道府県		
金額	六、三三二、二五三円			
選挙人の数	百五十万人以上二百万人未満	その他の道府県		
金額	六、三四八、〇二〇円			
選挙人の数	二百万人以上三百万人未満	大都市のある道府県		
金額	八、三三二、二五三円			
選挙人の数	二百万人以上三百万人未満	その他の道府県		
金額	八、三四八、〇二〇円			
選挙人の数	三百万人以上			
金額	一五、〇三〇、三五〇円			

二　都道府県の支庁又は地方事務所
三　大都市
四　区
五　市

選挙人の数	金額
五万人未満	二七四、八七五円
五万人以上十万人未満	八四八、〇六〇円
十万人以上十五万人未満	二五四、〇八二円
十五万人以上	六三三、八三二円

六　町村

選挙人の数	金額
三万人未満	一五九、三六六円
三万人以上五万人未満	二三二、九二六円
五万人以上十万人未満	三八四、四七〇円
十万人以上十五万人未満	五七五、六〇五円
十五万人以上	七六九、六三五円

第十三条第二項第一号から第六号までを次のように改める。

一　都道府県

選挙人の数		金額
五十万人未満		二六三、〇七五円
五十万人以上百万人未満		三〇七、一八〇円
百万人以上百五十万人未満	大都市のある道府県	四〇四、七九八円
	その他の道府県	三五一、二八五円
百五十万人以上二百万人未満	大都市のある道府県	四五五、六二二円
	その他の道府県	三九五、三九〇円
二百万人以上三百万人未満	大都市のある道府県	四五五、六二二円
	その他の道府県	三九五、三九〇円
三百万人以上		六二八、五四〇円

選挙人の数	金額
一千人未満	一四、五六七円
一千人以上二千人未満	一七、四〇七円
二千人以上三千人未満	二五、三六九円
三千人以上五千人未満	四〇、六八〇円
五千人以上一万人未満	五八、六二二円
一万人以上二万人未満	七五、四六九円
二万人以上	九八、一〇六円

二　都道府県の支庁又は地方事務所
三　大都市
四　区
五　市

選挙人の数	金額
三万人未満	六七、四四六円
三万人以上五万人未満	七一、三〇六円
五万人以上十万人未満	一〇四、五三〇円
十万人以上十五万人未満	一四五、九一五円
十五万人以上	一四五、九一五円

六　町村

選挙人の数		金額
一千人未満		七、二三七円
一千人以上二千人未満		七、二三七円
二千人以上三千人未満		一三、三八九円
三千人以上五千人未満		二二、六二〇円
五千人以上一万人未満		三四、二九二円
一万人以上二万人未満		四一、五二九円
二万人以上		四八、七六六円

第十三条第三項第一号から第六号までを次のように改める。

一　都道府県

選挙人の数		金額
五十万人未満		二〇、七二〇円
五十万人以上百万人未満		二三、三一〇円
百万人以上百五十万人未満	大都市のある道府県	二九、八五〇円
	その他の道府県	二五、九〇〇円
百五十万人以上二百万人未満	大都市のある道府県	三二、八三五円
	その他の道府県	二八、四九〇円
二百万人以上三百万人未満	大都市のある道府県	三二、八三五円
	その他の道府県	二八、四九〇円
三百万人以上		五三、七三〇円

二　都道府県の支庁又は地方事務所
三　大都市
四　区

	一一五、六七〇円
	二九九、九四〇円
	一六八、一四二円
	一〇三六〇円
	三二、八三五円
	八、九五五円

五　市

選挙人の数	三万人未満		三万人以上五万人未満		五万人以上十万人未満		十万人以上十五万人未満		十五万人以上	
金額		円	一、五五四	円		円		円		円

六　町村

選挙人の数	一千人未満		一千人以上二千人未満		二千人以上三千人未満		三千人以上五千人未満		五千人以上一万人未満		一万人以上二万人未満		二万人以上	
金額		円		円		円	八二八	円	一、二四二	円	一、二四二	円	一、二四二	円

第十三条第四項中「十一月一日から三月三十一日まで」を「十一月一日から三月三十一日まで（道の区域にあつては、十一月一日から四月三十日まで）」に、「三千六百円」を「四千八百円」に、「千八百円」を「二千四百円」に改め、同項但書の表を次のように改める。

地域＼都道府県市町村等	都道府県		都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市区町村	
一級地	六、〇〇〇	円	三、〇〇〇	円
二級地	七、二〇〇		三、六〇〇	
三級地	七、八〇〇		三、九〇〇	
四級地	八、四〇〇		四、二〇〇	
五級地 都府県の区域	九、六〇〇		四、八〇〇	
五級地 道の区域	一五、六〇〇		七、八〇〇	

第十三条の次に次の一条を加える。

（不在者投票特別経費）

第十三条の二　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の規定により不在者投票管理者（市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者を除く。以下「不在者投票管理者」という。）の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、不在者投票をした選挙人一人について二十円とする。

第十四条第一項の表中「一〇〇」及び「一五〇」を「一二〇」に改める。

第十六条中「二分の一に相当する額以内の額」を「二分の一に相当する額以内の額に第十三条の二の規定によつて算出した経費の額を加算した額（同条第二項中「二十八万四千百八十九円」を「二十八万八千五百二十三円」に改め、同条第三項中「三二、一六〇」を「三六、七八九」に、「一九、八四五」を「二二、四二五」に、「二八、〇二七」を「三一、九二三」に、「一七、二九四」を「一九、四五八」に改める。

第十八条第一項中「各都道府県の選挙管理委員会において要する経費及び当該都道府県の区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費」を「各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費並びに不在者投票管理者において要する経費」に改め、「市町村」の下に「及び不在者投票管理者」を加え、同条第二項中「百分の五以内の額」の下に「（自治庁長官と大蔵大臣との協議がととのつた場合においては、百分の五をこえる額）」を加え、同条第三項中「都道府県又は市町村」を「都道府県、市町村又は不在者投票管理者」に改める。

第二十条中「衆議院議員選挙人名簿」を「基本選挙人名簿」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第七十号（昭二九・四・二〇）

◎外国人登録法の一部を改正する法律

外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一項但書中「二年以内」を「三年以内」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第七十一号（昭二九・四・二二）

◎あへん法

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　禁止（第四条―第十条）
第三章　栽培（第十一条―第二十八条）
第四章　収納及び売渡（第二十九条―第三十五条）
第五章　管理（第三十六条―第四十一条）
第六章　監督（第四十二条―第四十五条）
第七章　雑則（第四十六条―第五十条）
第八章　罰則（第五十一条―第六十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、医療及び学術研究の用に供するあへんの供給の適正を図るため、国があへんの輸入、輸出、収納及び売渡を行い、あわせて、けしの栽培並びにあへん及びけしからの譲渡、譲受、所持等について必要な取締を行うことを目的とする。

（国の独占権）

第二条　あへんの輸入、輸出、けし耕作者及び甲種研究栽培者からの一手買取並びに麻薬製造業者及び麻薬研究施設の設置者への売渡の権能は、国に専属する。

（定義）

第三条　この法律において左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　けし　パパヴエル・ソムニフエルム・エル、パパヴエル・セテイゲルム・デイーシー及びその他のけし属の植物であつて、厚生大臣が指定するものをいう。

二　あへん　けしの液じゆうが凝固したもの及びこれに加工を施したもの（医薬品として加工を施したものを除く。）をいう。

三　けしがら　けしの麻薬を抽出することができる部分（種子を除く。）をいう。

四　けし栽培者　けし耕作者、甲種研究栽培者及び乙種研究栽培者をいう。

五　けし耕作者　採取したあへんを国に納付する目的で、けしを栽培する者をいう。

六　甲種研究栽培者　あへんの採取を伴う学術研究のため、第十二条第一項の許可を受けてけしを栽培する者をいう。

七　乙種研究栽培者　あへんの採取を伴わない学術研究のため、第十二条第二項の許可を受けてけしを栽培する者をいう。

八　麻薬製造業者　麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に規定する麻薬製造業者をいう。

九　麻薬研究者　麻薬取締法に規定する麻薬研究者をいう。

十　麻薬研究施設　麻薬取締法に規定する麻薬研究施設をいう。

第二章　禁止

（けしの栽培の禁止）

第四条　けし栽培者でなければ、けしを栽培してはならない。

（あへんの採取の禁止）

第五条　けし耕作者又は甲種研究栽培者でなければ、あへんを採取してはならない。

（輸入及び輸出の禁止）

第六条　何人も、あへんを輸入し、又は輸出してはならない。但し、国の委託を受けた者は、この限りでない。

2　何人も、厚生大臣の許可を受けなければ、けしがらを輸入し、又は輸出してはならない。

（譲渡及び譲受の禁止）

第七条　何人も、国以外の者にあへんを譲り渡し、又は国以外の者からあへんを譲り受けてはならない。

2　けし栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者でなければ、けしがらを譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

3　前項に規定する者は、同項に規定する者以外の者にけしがらを譲り渡し、又は同項に規定する者以外の者からけしがらを譲り受けてはならない。

（所持の禁止）

第八条　けし耕作者、甲種研究栽培者、麻薬製造業者、麻薬研究者又は麻薬研究施設の設置者でなければ、あへんを所持してはならない。

2　けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

3　けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへんを第三十条の規定により厚生大臣が定めるその年の納付期限をこえて所持してはならない。

4　麻薬製造業者、麻薬研究者又は麻薬研究施設の設置者は、国から売渡を受けたあへん以外のあへんを所持してはならない。

5　けし栽培者、麻薬製造業者、麻薬研究者又は麻薬研究施設の設置者でなければ、けしがらを吸食してはならない。

（吸食の禁止）

第九条　何人も、あへん又はけしがらを吸食してはならない。

（廃棄の禁止）

第十条　何人も、厚生大臣の許可を受けなければ、あへんを廃棄してはならない。

第三章　栽培

（栽培区域及び栽培面積）

第十一条　厚生大臣は、毎年、けし耕作者又は甲種研究栽培者がけしを栽培することができる区域及び面積を定めて、公告する。

（栽培の許可）

第十二条　採取したあへんを国に納付する目的で、又はあへんの採取を伴う学術研究のため、けしを栽培しようとする者は、あらかじめ栽培地及び栽培面積並びにあへんの乾そう場及び保管場を定めて、厚生大臣の許可を受けなければならない。

2　あへんの採取を伴わない学術研究のため、けしを栽培しようとする者は、あらかじめ栽培地及び栽培面積を定めて、厚生大臣の許可を受けなければならない。

3　前二項の許可を申請するには、栽培地の都道府県知事を経由して、申請書を厚生大臣に提出しなければならない。

4　都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、意見を附して、これを厚生大臣に進達するものとする。

（欠格事由）

第十三条　左の各号の一に該当する者には、前条第一項又は第二項の許可を与えない。

一　未成年者

二　禁治産者又は準禁治産者

三　精神病者又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者

（許可の制限）

第十四条　左の各号の一に該当する者には、第十二条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一　第四十二条の規定により許可を取り消され、取消の日から三年を経過していない者

二　この法律、麻薬取締法若しくは大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）に違反する罪又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十四章に定める罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者

三　けし栽培上又は取締上不適当と認める場所に栽培しようとする者

四　学術研究のため栽培しようとする場合を除き、申請に係る栽培面積が著しく狭い者

五　けし栽培者として必要な経営的又は技術的能力を有しないと認められる者

六　法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前条各号の一又は第一号若しくは第二号に該当する者があるもの

（栽培許可証）

第十五条　厚生大臣は、第十二条第一項又は第二項の許可を与えたときは、その申請者に栽培許可証を交付しなければならない。

2　栽培許可証には、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　けし栽培者の氏名又は名称

二　けし栽培者の住所

三　栽培地

四　栽培面積

五　その他厚生省令で定める事項

3　けし耕作者又は甲種研究栽培者に交付する栽培許可証には、前項各号に掲げる事項のほか、あへんの乾そう場及び保管場を記載しなければならない。

4　栽培許可証は、他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

（許可の有効期間）

第十六条　第十二条第一項又は第二項の許可の有効期間は、許可の日から一年以内の九月三十日までとする。

（栽培地以外における栽培等の禁止）

第十七条　けし栽培者は、許可を受けた栽培地以外の場所で、又は許可を受けた栽培面積をこえて、けしを栽培してはならない。

2　けし耕作者又は甲種研究栽培者は、許可を受けたあへんを乾そうし、又は許可を受けたあへんの乾そう場以外の場所であへんを乾そうし、あへんを保管してはならない。

（許可の変更）

第十八条　けし栽培者は、厚生大臣に対し、栽培地、栽培面積又はあへんの乾そう場若しくは保管場について、第十二条第一項又は第二項の許可の変更を申請することができる。但し、都道府県の区域をこえてこれらの事項を変更しようとする場合は、この限りでない。

2　第十二条第三項及び第四項の規定は、前項の申請について、第十四条第三号から第五号までの規定は、前項の規定による許可の変更について準用する。

3　第一項の申請をするには、申請書に栽培許可証を添附しなければならない。

4　厚生大臣は、第一項の規定により許可を変更したときは、栽培許可証の記載のうち当該変更に係る部分を訂正して、これを申請者に交付しなければならない。

（事故の防止）

第十九条　けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへんを国に納付するまで、かぎをかけた堅固な設備内に収めてこれを保管しなければならない。但し、乾そう中は、かぎをかけた設備内に保管することができる。

2　前項に定めるもののほか、けし栽培者が、あへん又はけしがらについて、滅失、盗難、紛失その他の事故を防止するためにとるべき措置については、厚生省令で定める。

（事故の届出）

第二十条　けし栽培者は、その所有するあへん又はけしがらにつき、滅失、盗難、紛失その他の事故が生じたときは、すみやかに、都道府県知事を経由して、その数量、その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を厚生大臣に届け出なければならない。

（けしがらの譲渡及び廃棄）

第二十一条　けし栽培者は、麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者又は他のけし栽培者にけしがらを譲り渡し、又はこれらの者からけしがらを譲り受けたときは、十五日以内に、都道府県知事を経由して、厚生省令で定める事項を厚生大臣に届け出なければならない。

2　けし栽培者は、けしがらを廃棄しようとするときは、あらかじめ廃棄の日時、場所及び方法を都道府県知事に届け出なければならない。

3　けし栽培者は、けしがらを廃棄するには、前項の規定によつて届け出た方法によらなければならない。但し、あへん監視員から廃棄の方法につき指示を受けたときは、これに従わなければならない。

（変更の届出）

第二十二条　けし栽培者は、第十五条第二項第一号、第二号又は第五号に掲げる事項に変更を生じたときは、十五日以内に、都道府県知事を経由して、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

2　前項の届出をするには、届出書に届出の事由を証する書面及び栽培許可証を添附しなければならない。

3　第十八条第四項の規定は、第一項の届出があつた場合に準用する。

（再交付）

第二十三条　けし栽培者は、栽培許可証をき損し、又亡失したときは、十五日以内に、都道府県知事を経由して、厚生大臣に栽培許可証の再交付を申請しなければならない。

2　前項の申請をするには、申請書に、その事由を記載し、且つ、栽培許可証をき損した場合にあつては、その栽培許可証をこれに添附しなければならない。

3　けし栽培者は、第一項の規定により栽培許可証の再交付を受けた後、亡失した栽培許可証を発見したときは、十五日以内に、都道府県知事を経由して、厚生大臣にその栽培許可証を返納しなければならない。

（許可の失効の届出）

第二十四条　けし栽培者が死亡し、又は法人たるけし栽培者が解散したときは、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、十五日以内に、都道府県知事を経由して、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

2　前項の届出をするには、届出書に栽培許可証を添附しなければならない。

（廃止の届出）

第二十五条　けし栽培者は、けしの栽培又は研究を廃止したときは、すみやかに、都道府県知事を経由して、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

2　前項の届出をしたときは、第十二条第一項又は第二項の許可は、その効力を失う。

（収納価格）

第三十一条 国に納付されるあへんの収納価格は、厚生大臣が大蔵大臣と協議してけし栽培者の生産事情、あへんの輸入価格及びその他の経済事情を考慮して定める。

2 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納価格を公告する。

（収納代金）

第三十二条 国は、けし耕作者又は甲種研究栽培者が納付したあへんのモルヒネ含有量を鑑定し、その含有量に応じて、収納代金を支払う。

2 収納代金の額は、収納の年の前年に前条第二項の規定により厚生大臣が公告した収納価格による。

3 第一項の鑑定の方法は、厚生省令で定める。

4 国は、あへんを収納したときは、第一項の鑑定の結果が判明する前に、政令の定めるところにより、収納代金の一部を支払うことができる。

（災害補償）

第三十三条 国は、けし耕作者の栽培したけしが、発芽後あへん採取前に風害、水害、雨害、霰害、ひょう害、冷害、雪害、凍害、干害、病害その他の災害にかかり、その年度に採取したあへんの収納代金の平年度収納代金の額の十分の七に達しないときは、その平年度収納代金の額の十分の七とその年度の収納代金の額との差額の二分の一に相当する金額の範囲内で、補償金を交付することができる。

（売渡）

第三十四条 国は、その所有するあへんを、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に売り渡すものとする。

（売渡価格）

第三十五条 あへんの売渡価格は、政令で定める。

2 売渡価格を定めるに当つては、あへんの輸入、収納、保管及び事務取扱に要する費用並びに第三十三条に規定する災害補償に要する費用の額等を考慮しなければならない。

第五章 管理

（保管）

第三十六条 麻薬製造業者又は麻薬研究者は、その所有し、又は管理するあへんを、かぎをかけた堅固な設備内に収めて保管しなければならない。

2 麻薬製造業者又は麻薬研究者は、その所有し、又は管理するけしからを、かぎをかけた設備内に収めて保管しなければならない。

（けし耕作者の栽培義務）

第三十六条 けし耕作者は、正当な理由がなければ、けしの栽培を廃止し、又は栽培面積を縮少してはならない。

（許可証の返納）

第三十七条 けし栽培者は、その許可が効力を失つたときは、十五日以内に、都道府県知事を経由して、厚生大臣に栽培許可証を返納しなければならない。

（許可が失効した場合等の措置）

第三十八条 けし栽培者は、第二十五条第二項の規定によりその許可が効力を失い、又は第四十二条の規定によりその許可を取り消されたときは、十五日以内に、都道府県知事を経由して、現に所有するあへん及びけしからの数量を厚生大臣に届け出なければならない。

2 前項の者であつてあへんを所有するものについては、そのあへんに関する限り、届出事由が生じた日から起算して五十日間は、第八条第一項の規定を適用しない。

3 第一項の者であつてけしからを所有するものについては、その者が届出事由が生じた日から起算して五十日以内にそのけしからをけし栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究者に譲り渡すときは、その譲渡については、第七条第二項の規定を適用せず、また、その者のそのけしからの所持については、同期間内に限り、第八条第五項の規定を適用しない。

4 第二十一条の規定は、前項の者が同項の期間内に同項のけしからを譲り渡し、又は廃棄する場合について準用する。

5 前各項の規定は、けし栽培者が死亡し、又は法人たるけし栽培者が解散した場合に、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者について準用する。

第四章 収納及び売渡

（収納）

第三十九条 国は、けし耕作者又は甲種研究栽培者が採取したすべてのあへんを収納する。

（納付期限）

第四十条 厚生大臣は、毎年、けし耕作者又は甲種研究栽培者がその採取したあへんを国に納付すべき期限を定めて、公告する。

（収納の通知）

第四十一条 厚生大臣は、けし耕作者又は甲種研究栽培者に対し、その収納したあへんの数量を通知する。

（譲渡の制限）

第四十二条 けし耕作者は、厚生大臣の許可を受けた場合を除いては、けしからを譲り渡してはならない。

2 麻薬製造業者又は麻薬研究者は、けしからを譲り受けてはならない。

（譲渡の許可）

第四十三条 前条第一項の許可は、けしからの譲渡人又は譲受人の住所又は居所、譲渡の年月日、譲渡の数量及び譲渡の目的を記載した書面をもつて申請しなければならない。

2 厚生大臣は、前項の申請があつたときは、遅滞なく、許可をするかどうかを決定し、申請者に対し、許可をするときは許可書を交付し、許可をしないときはその旨を通知しなければならない。

（譲渡の許可の条件）

第四十四条 厚生大臣は、第四十二条第一項の許可に、譲渡の数量、譲渡の時期、譲渡の方法その他必要な条件を付することができる。

（譲渡の届出）

第四十五条 麻薬製造業者又は麻薬研究者は、けしからを譲り受けたときは、その譲り受けた日から起算して十日以内に、譲り受けたけしからの数量を厚生大臣に届け出なければならない。

（譲渡の禁止）

第四十六条 麻薬製造業者又は麻薬研究者は、けしからを譲り渡してはならない。

（譲渡の届出）

第四十七条 第二十条の規定は、麻薬製造業者又は麻薬研究者が所有し、又は管理するあへん又はけしからにつき事故が生じた場合に準用する。

（けしからの廃棄）

第四十八条 第二十一条第二項及び第三項の規定は、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者がけしからを廃棄する場合に準用する。

（帳簿）

第四十九条 麻薬製造業者は、麻薬取締法第三十七条第一項に規定する帳簿に左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 譲り受け、麻薬の製造のために使用し、又は廃棄したあへんの数量及びその年月日

二 輸入し、輸出し、譲り渡し、譲り受け、麻薬の製造のために使用し、又は廃棄したけしからの数量及びその年月日

三 けしからの輸入、輸出、譲渡又は譲受の相手方の氏名又は名称及び住所

四 第三十七条において準用する第二十条の規定により届け出たあへん又はけしからの数量

2 麻薬研究者は、麻薬取締法第四十条第一項に規定する帳簿に左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新たに管理に属し、又は管理を離れたあへん又はけしからの数量及びその年月日

二 研究のために使用したあへん又はけしからの数量及びその年月日

三 第三十七条において準用する第二十条の規定により届け出たあへん又はけしからの数量

（届出）

第五十条 麻薬製造業者は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間ごとに、その期間の満了後十五日以内に、左に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

一 期初にあへん又はけしからを所有していたときは、その所有していたあへん又はけしからの数量

二 その期間中に麻薬の製造のためにあへんを使用したときは、その使用したあへんの数量

三 その期間中にけしからを譲り渡し、譲り受け、若しくは廃棄し、又は麻薬の製造のためにけしが

らを使用したときは、その譲り渡し、譲り受け、若しくは廃棄し、又は使用したけしがらの数量並びにその譲渡又は譲受の相手方の氏名又は名称及び住所

四　期末にあへん又はけしがらを所有していたときは、その所有していたあへん又はけしがらの数量

2　麻薬研究者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一　前年の十月十六日にあへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量

二　前年の十月十六日からその年の十月十五日までの間に新たに管理に属したあへん若しくはけしがらがあるとき、又は同期間内に研究のためにあへん若しくはけしがらを使用したときは、その新たに管理に属し、又は使用したあへん又はけしがらの数量

三　その年の十月十五日にあへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量

（免許が失効した場合等の措置）

第四十一条　麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者は、麻薬製造業者の免許が効力を失い、又は麻薬研究施設が麻薬研究施設でなくなつたとき（麻薬製造業者の免許が効力を失つた場合において、引き続きその者が麻薬製造業者となつたときを除く。）は、十五日以内に、麻薬製造業者にあつては厚生大臣に、麻薬研究施設の設置者にあつては都道府県知事に、現に所有するあへん又はけしがらの数量を届け出なければならない。

2　前項の者であつてあへんを所有するものについては、そのあへんに関する限り、その届出事由が生じた日から起算して五十日間は、第八条第一項の規定を適用しない。

3　第一項の者であつてけしがらを所有するものについては、その者が届出事由を生じた日から起算して五十日以内に、そのけしがらをけし栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合に限り、その譲渡については、第七条第二項の規定を適用せず、また、その者のそのけしがらの所持については、同期間内に限り、第八条第五項の規定を適用しない。

4　第二十一条の規定は、前項の者が同項の期間内に同項のけしがらを譲り渡し、又は廃棄する場合について準用する。

5　前各項の規定は、麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者が死亡し、又は法人たるこれらの者が解散した場合に、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者について準用する。

第六章　監督

（許可の取消）

第四十二条　厚生大臣は、けし栽培者が第十三条第二号又は第三号に該当するに至つたときは、その許可を取り消さなければならない。

2　厚生大臣は、けし栽培者がこの法律の規定若しくはこの法律の規定に基く命令若しくは厚生大臣の処分に違反したとき、又は第十四条第二号若しくは第六号に該当するに至つたときは、その許可を取り消すことができる。

（聴聞）

第四十三条　厚生大臣は、前条の規定により許可を取り消そうとするときは、あらかじめ当該けし栽培者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2　前項の場合において、厚生大臣は、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該けし栽培者に通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3　聴聞においては、当該けし栽培者又はその代理人は、自己又は本人のために釈明をし、且つ、証拠を提出することができる。

4　厚生大臣は、当該けし栽培者又はその代理人が正当の理由がなくて出頭しないときは、聴聞を行わないで、前条の規定による処分を行うことができる。

（報告の徴収等）

第四十四条　厚生大臣は、あへん又はけしがらの取締上必要があると認めるときは、けし栽培者、麻薬製造業者若しくは麻薬研究者から必要な報告を徴し、又は麻薬取締官若しくは薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者をして、けしの栽培地、あへんの乾そう若しくは保管の場所、けしがらの保管の場所若しくは麻薬の製造所若しくは研究施設に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り、あへん、けしがら若しくはこれらの疑のある物を収去させることができる。

2　都道府県知事は、あへん又はけしがらの取締上必要があると認めるときは、けし栽培者若しくは麻薬研究者から必要な報告を徴し、又は麻薬取締員若しくは薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者をして、けしの栽培地、あへんの乾そう若しくは保管の場所、けしがらの保管の場所若しくは麻薬の研究施設に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り、あへん、けしがら若しくはこれらの疑のある物を収去させることができる。

3　前二項の規定により指定された者は、あへん監視員と称する。

4　あへん監視員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

5　第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6　都道府県知事は、けし栽培者について、第四十二条の処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

（麻薬取締官及び麻薬取締員のあへん等の譲受）

第四十五条　麻薬取締官及び麻薬取締員は、あへん又はけしがらに関する犯罪の捜査にあたり、厚生大臣の許可を受けて、この法律の規定にかかわらず、何人からもあへん又はけしがらを譲り受けることができる。

第七章　雑則

（手数料）

第四十六条　左の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を国庫に納めなければならない。

一　けし栽培の許可を申請する者　申請書一通につき五百円

二　けし栽培の許可の変更を申請する者　申請書一通につき三百円

三　栽培許可証の再交付を申請する者　栽培許可証一通につき百円

（交付金）

第四十七条　国は、政令の定めるところにより、この法律に基き都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県に交付する。

（国庫に帰属したあへん等の処分）

第四十八条　厚生大臣は、法令の規定により国庫に帰

行わなければならない。

2　前項の場合において、厚生大臣は、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該けし栽培者に通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3　聴聞においては、当該けし栽培者又はその代理人は、自己又は本人のために釈明をし、且つ、証拠を提出することができる。

4　厚生大臣は、当該けし栽培者又はその代理人が正当の理由がなくて出頭しないときは、聴聞を行わないで、前条の規定による処分を行うことができる。

（報告の徴収等）

第四十四条　厚生大臣は、あへん又はけしがらの取締上必要があると認めるときは、けし栽培者、麻薬製造業者若しくは麻薬研究者から必要な報告を徴し、又は麻薬取締官若しくは薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者をして、けしの栽培地、あへんの乾そう若しくは保管の場所、けしがらの保管の場所若しくは麻薬の製造所若しくは研究施設に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り、あへん、けしがら若しくはこれらの疑のある物を収去させることができる。

2　都道府県知事は、あへん又はけしがらの取締上必要があると認めるときは、けし栽培者若しくは麻薬研究者から必要な報告を徴し、又は麻薬取締員若しくは薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者をして、けしの栽培地、あへんの乾そう若しくは保管の場所、けしがらの保管の場所若しくは麻薬の研究施設に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り、あへん、けしがら若しくはこれらの疑のある物を収去させることができる。

3　前二項の規定により指定された者は、あへん監視員と称する。

4　あへん監視員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

5　第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6　都道府県知事は、けし栽培者について、第四十二条の処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

（麻薬取締官及び麻薬取締員のあへん等の譲受）

第四十五条　麻薬取締官及び麻薬取締員は、あへん又はけしがらに関する犯罪の捜査にあたり、厚生大臣の許可を受けて、この法律の規定にかかわらず、何人からもあへん又はけしがらを譲り受けることができる。

第七章　雑則

（手数料）

第四十六条　左の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を国庫に納めなければならない。

一　けし栽培の許可を申請する者　申請書一通につき五百円

二　けし栽培の許可の変更を申請する者　申請書一通につき三百円

三　栽培許可証の再交付を申請する者　栽培許可証一通につき百円

（交付金）

第四十七条　国は、政令の定めるところにより、この法律に基き都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県に交付する。

（国庫に帰属したあへん等の処分）

第四十八条　厚生大臣は、法令の規定により国庫に帰

属したあへん又はけしから（この法律の規定により収納したあへんを除く。）について、大蔵大臣と協議して必要な処分をすることができる。

（同一人が二以上の資格を有する場合の取扱）

第四十九条 けし栽培者が同時に麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者を兼ねる場合又は麻薬製造業者が同時に麻薬研究施設の設置者を兼ねる場合には、この法律中あへん又はけしからの譲渡及び譲受に関する規定の適用については、その資格ごとに、それぞれ別個の者とみなす。同一人が二以上の麻薬製造業者の免許を有し、又は二以上の麻薬研究施設を設置する場合も、同様とする。

（実施命令）

第五十条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第八章 罰則

第五十一条 第四条、第五条、第六条、第七条、第八条第一項、第二項、第四項若しくは第五項又は第九条の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第五十二条 営利の目的で前条の違反行為をした者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 常習として第五十一条の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の規定にあたる行為が前条の規定に触れるときは、その行為者を一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 前三条の罪に係るあへん又はけしがらで、犯人が所有し、又は所持するものは、没収する。但し、犯人以外の者の所有に係るときは、没収しないことができる。

第五十五条 第八条第三項又は第十七条の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十六条 第五十一条、第五十二条、第五十三条又は前条の規定にあたる行為が刑法第二編第十四章の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従つて処断する。

第五十七条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条の規定による許可を受けないであへんを廃棄した者

二 第十五条第四項、第十九条第一項又は第三十六条第一項の規定に違反した者

三 第二十条（第三十七条において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第四十一条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出にあたり、虚偽の届出をした者

四 第三十九条第一項又は第二項の規定に違反して、帳簿に記載をせず、又は虚偽の記載をした者

第五十八条 第二十条（第三十七条において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十六条第二項又は第四十一条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十九条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項（第二十八条第四項又は第四

十一条第四項において準用する場合を含む。）又は第四十条第一項若しくは第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十条 第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十一条、第五十二条、第五十三条第二項、第五十五条又は第五十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十二条 第二十三条第一項若しくは第三項又は第二十七条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。

（経過規定）

2 麻薬製造業者及び麻薬研究者以外の麻薬取扱者であつて、この法律の施行の際現にあへん又はけしがらを所持しているものについては、この法律の施行の日から起算して五十日間は、第八条第一項及び第五項の規定を適用しない。

3 この法律の施行の際現にあへんを所持している麻薬製造業者又は麻薬研究者については、その現に所持しているあへんに関する限り、第八条第四項の規定を適用しない。

4 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の麻薬取締法第十二条第二項の規定による許可を受けてけしを栽培している者は、第十二条第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

5 前項の者が採取したあへんについては、その収納代金の額は、第三十二条第二項の規定にかかわらず、厚生大臣が大蔵大臣と協議して定めるところによる。

6 第三十五条の規定は、この法律の施行の際現に国が所有しているあへんについては、適用しない。

（麻薬取締法の一部改正）

7 麻薬取締法の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「麻薬原料植物」を「麻薬原料植物（けしを除く。以下同じ。）」に、「又は麻薬を製造し、若しくは使用する」を「麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用する」に改め、同条中第二号を第五号とし、以下第十八号までを順次三号づつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。

二 けし あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に規定するけしをいう。

三 あへん あへん法に規定するあへんをいう。

四 けしがら あへん法に規定するけしがらをいう。

第三条第二項第八号中「又は麻薬を製造し、若しくは使用する」を「麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用する」に、同条第三項第二号中「若しくは大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）」を「、大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）若しくはあへん法」に、同項第四号中「若しくは大麻」を「、大麻若しくはあへん」に改める。

第十二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 何人も、あへん末を輸入し、又は輸出してはならない。

一　ヨウカ葉

8　この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大麻取締法の一部改正）

9　大麻取締法の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「又は大麻を」を「、大麻又はあへん」に改める。

（医師法の一部改正）

10　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「若しくは大麻」を「、大麻若しくはあへん」に改める。

（歯科医師法の一部改正）

11　歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「若しくは大麻」を「、大麻若しくはあへん」に改める。

（保健婦助産婦看護婦法の一部改正）

12　保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

第十条第四号中「若しくは大麻」を「、大麻若しくはあへん」に改める。

（歯科衛生士法の一部改正）

13　歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）の一部を次のように改める。

第五条第四号中「若しくは大麻」を「、あへん若しくは大麻」に改める。

（薬剤師法の一部改正）

14　薬剤師法（昭和二十四年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「若しくは大麻」を「、大麻若しくはあへん」に改める。

（毒物及び劇物取締法の一部改正）

15　毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第二号中「若しくは大麻」を「、大麻若しくはあへん」に改める。

（出入国管理令の一部改正）

16　出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「又は大麻」を「、大麻又はあへん」に、同項第六号中「麻薬取締法（昭和二十三年法律第百二十三号）」を「麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）」に、「若しくは大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）」に定める大麻を「、大麻若しくはあへん法」に、「麻薬中毒」を「麻薬若しくはあへんの中毒」に改める。

第六十二条を次のように改める。

（同一人が二以上の資格を有する場合の取扱）

第六十二条　同一人が二以上の麻薬営業者の免許を有する場合又は麻薬営業者が同時に麻薬診療施設の開設者若しくは麻薬研究施設の設置者を兼ねる場合には、この法律中麻薬の譲渡及び譲受に関する規定の適用については、その資格ごとに、それぞれ別個の者とみなす。同一人が二以上の麻薬診療施設を開設し、若しくは二以上の麻薬研究施設を設置する場合又は麻薬診療施設の開設者が麻薬研究施設を設置する場合も、同様とする。

第六十五条第一項中「第十二条第二項」を「第十二条第二項若しくは第三項」に改め、同条第三項を削る。

第六十九条但書を削る。

第七十四条中「第六十五条第一項若しくは第二項」を「第六十五条」に改める。

別表中第一号を次のように改め、第二十四号中「含有する物」を「含有する物であつて、あへん、けしがら及びけしの種子以外のもの」に改める。

「、大麻取締法若しくはあへん法」に、「麻薬中毒」を「麻薬若しくはあへんの中毒」に改める。

第六十二条を次のように改める。

（同一人が二以上の資格を有する場合の取扱）

第六十二条　同一人が二以上の麻薬営業者の免許を有する場合又は麻薬営業者が同時に麻薬診療施設の開設者若しくは麻薬研究施設の設置者を兼ねる場合には、この法律中麻薬の譲渡及び譲受に関する規定の適用については、その資格ごとに、それぞれ別個の者とみなす。同一人が二以上の麻薬診療施設を開設し、若しくは二以上の麻薬研究施設を設置する場合又は麻薬診療施設の開設者が麻薬研究施設を設置する場合も、同様とする。

第六十五条第一項中「第十二条第二項」を「第十二条第二項若しくは第三項」に改め、同条第三項を削る。

第六十九条但書を削る。

第七十四条中「第六十五条第一項若しくは第二項」を「第六十五条」に改める。

別表中第一号を次のように改め、第二十四号中「含有する物」を「含有する物であつて、あへん、けしがら及びけしの種子以外のもの」に改める。

第十三条中「麻薬（前条第一項に規定する麻薬を除く。以下この章において同じ。）」を「麻薬（前条第一項及び第二項に規定する麻薬を除く。以下第十九条までにおいて同じ。）」に改める。

第二十条第一項中「麻薬」を「麻薬（第十二条第一項に規定する麻薬を除く。以下この章において同じ。）」に改める。

第二十一条第一項中「麻薬の品名」を「麻薬、あへん又はけしがらの品名」に改める。

第二十七条第三項中「麻薬の中毒者」を「麻薬又はあへんの中毒者」に改める。

第三十七条第二項中「記載」を「記載（麻薬製造業者にあつては、あへん法第三十九条第一項の規定による記載を含む。）」に改める。

第四十条第三項中「記載」を「記載（あへん法第三十九条第二項の規定による記載を含む。）」に改める。

第五十条第一項中「麻薬に中毒している」を「麻薬又はあへんに中毒している」に、「中毒している麻薬」を「麻薬に中毒している場合にあつては当該麻薬」に改める。

第五十四条第五項中「若しくは大麻取締法」を

17　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中第四十九号の次に次の一号を加える。

四十九の二　あへんの輸入、輸出、収納及び売渡、あへん末の輸入及び輸出並びにけしの栽培の許可及び許可の取消を行うこと。

第十一条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　あへんの収納及び売渡を行い、並びにあへんに関する取締を行うこと。

第三十七条中「及び大麻」を「、大麻及びあへんに」に改める。

（大蔵省設置法の一部改正）

18　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を別表のように改正する。

（麻薬取締法の一部改正）

19　麻薬取締法（昭和二十三年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第四十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第四十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第四十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第四十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第四十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第四十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第四十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第四十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第四十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第四十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第五十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第五十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第五十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第五十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第五十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第五十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第五十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第五十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第五十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第五十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第六十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第六十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第六十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第六十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第六十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第六十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第六十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第六十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第六十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第六十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第七十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第七十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第七十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第七十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第七十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第七十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第七十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第七十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第七十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第七十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第八十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第八十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第八十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第八十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第八十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第八十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第八十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第八十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第八十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第八十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第九十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第九十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第九十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第九十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第九十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第九十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第九十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第九十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第九十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第九十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百二十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百二十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百二十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百二十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百二十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百二十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百二十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百二十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百二十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百二十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百三十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百三十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百三十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百三十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百三十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百三十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百三十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百三十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百三十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百三十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百四十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百四十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百四十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百四十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百四十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百四十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百四十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百四十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百四十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百四十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百五十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百五十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百五十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百五十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百五十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百五十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百五十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百五十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百五十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百五十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百六十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百六十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百六十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百六十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百六十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百六十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百六十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百六十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百六十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百六十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百七十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百七十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百七十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百七十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百七十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百七十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百七十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百七十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百七十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百七十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百八十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百八十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百八十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百八十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百八十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百八十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百八十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百八十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百八十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百八十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百九十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百九十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百九十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百九十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百九十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百九十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百九十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百九十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百九十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第百九十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百二十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百二十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百二十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百二十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百二十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百二十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百二十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百二十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百二十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百二十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百三十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百三十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百三十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百三十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百三十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百三十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百三十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百三十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百三十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百三十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百四十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百四十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百四十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百四十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百四十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百四十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百四十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百四十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百四十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百四十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百五十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百五十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百五十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百五十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百五十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百五十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百五十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百五十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百五十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百五十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百六十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百六十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百六十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百六十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百六十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百六十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百六十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百六十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百六十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百六十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百七十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百七十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百七十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百七十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百七十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百七十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百七十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百七十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百七十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百七十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百八十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百八十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百八十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百八十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百八十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百八十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百八十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百八十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百八十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百八十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百九十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百九十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百九十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百九十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百九十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百九十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百九十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百九十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百九十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第二百九十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百二十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百二十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百二十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百二十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百二十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百二十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百二十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百二十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百二十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百二十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百三十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百三十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百三十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百三十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百三十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百三十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百三十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百三十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百三十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百三十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百四十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百四十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百四十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百四十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百四十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百四十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百四十六条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百四十七条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百四十八条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百四十九条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百五十条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百五十一条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百五十二条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百五十三条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百五十四条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百五十五条第一項中「麻薬」を「麻薬、あへん又はけしがら」に改める。

第三百五十六条

法律第七十二号（昭二九・四・二二）

◎清掃法

（目的）

第一条 この法律は、汚物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 市町村（特別区の存する区域にあつては、都）は、つねに清掃思想の普及を図るとともに、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等清掃事業の能率的な運営につとめなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が充分に果されるように必要な技術的援助を与えることにつとめなければならない。

3 国は、汚物の処理に関する科学技術の向上を図るとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が充分に果されるように必要な技術的及び財政的援助を与えることにつとめなければならない。

（定義）

第三条 この法律で「汚物」とは、ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿及び犬、ねこ、ねずみ等の死体をいう。

（特別清掃地域）

第四条 特別区及び市の地域を特別清掃地域とする。但し、政令で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域を除く。

2 都道府県知事は、政令で定める基準に従い、町村の区域の全部又は一部を指定して、特別清掃地域とすることができる。

（清潔の保持）

第五条 特別清掃地域内の土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、この土地又は建物内の汚物を掃除して清潔を保つとともに、便所及び汚物容器を衛生的に維持管理しなければならない。

（汚物の処分）

第六条 市町村（特別区の存する区域にあつては、都。以下同じ。）は、特別清掃地域内の土地又は建物の占有者によつて集められた汚物を、一定の計画に従つて収集し、これを処分しなければならない。その収集及び処分は、政令で定める基準に従い、衛生的に行われなければならない。

2 市町村は、前項の計画を定めるにあたつては、特別清掃地域の全部にわたつて、土地又は建物の占有者によつて集められた汚物により環境衛生上の支障が生じないうちに、これを収集することができるようにしなければならない。

3 特別清掃地域内の土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の汚物のうち、焼却、埋没等の方法により容易に衛生的な処分をすることができる汚物は、なるべく自ら処分するようにつとめるとともに、自ら処分しない汚物についても、食物の残廃物とその他のごみを各別の容器に集める等、市町村の行う汚物の収集及び処分に協力するようにつとめなければならない。

（多量の汚物の処理）

第七条 市町村長（特別区の存する区域にあつては、都知事。以下同じ。）は、厚生省令の定めるところにより、特別清掃地域において業務上その他の事由により多量の汚物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、衛生的な方法で当該汚物を市町村長の指定する場所に運搬し、又は処分すべきことを命ずることができる。

2 前項の命令に不服のある者は、当該命令を受けた後十日以内に、市町村長に対し、異議の申立をすることができる。

3 前項の異議の申立があつたときは、市町村長は、関係者の意見をきいて、当該異議に対する決定をし、これを異議の申立をした者へ通知しなければならない。

（特殊の汚物の処理）

第八条 市町村長は、特別清掃地域内の工場、事業場等で、清掃作業を困難にし、又は清掃施設を損うおそれがある汚物を生ずるものの経営者に対し、当該汚物について必要な処理を施し、又は衛生的な方法で当該汚物を市町村長の指定する場所に運搬し、若しくは処分すべきことを命ずることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（公共の清掃施設の設置）

第九条 市町村は、特別清掃地域内の必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。

（季節的清掃地域）

第十条 市町村長は、季節的観光地、キャンプ場、スキー場、海水浴場その他季節的に多数人が集まる特別清掃地域以外の場所について、環境衛生上必要があると認めるときは、期間及び区域を指定して、季節的清掃地域を定めることができる。

2 季節的清掃地域については、第五条、第七条及び前条の規定を準用する。

（汚物の投棄禁止）

第十一条 何人も、みだりに左に掲げる行為をしてはならない。

一 特別清掃地域若しくは季節的清掃地域又はこれらの地域の地先海面（海岸から二百メートル以内に限る。）において汚物を捨てること。

二 下水道又は河川、運河、湖沼その他の公共の水域にごみ又はふん尿を捨てること。但し、終末処理場のある下水道にふん尿を捨てることはこの限りでない。

三 政令で定める海域にふん尿を捨てること。

（ふん尿の使用方法の制限）

第十二条 特別清掃地域又は季節的清掃地域においては、ふん尿は、厚生省令で定める基準に適合した方法によるのでなければ、肥料として使用してはならない。

2 し尿浄化そう及びし尿消化そうは、厚生省令で定める基準に従つて維持管理しなければならない。

3 都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長）は、前項の施設によるし尿の処理が不完全であると認めるときは、その管理者に対し、当該施設を修理改造するまでこれを使用することを禁止し、又

は当該施設によるし尿の処理方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（立入検査）

第十四条 都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長）は、必要があると認めるときは、当該吏員をして、し尿浄化そう又はし尿消化そうのある土地又は建物に立ち入り、その施設の維持管理に関し必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う吏員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（汚物取扱業）

第十五条 特別清掃地域内においては、その地域の市町村長の許可を受けなければ、汚物の収集、運搬又は処分を業として行つてはならない。

2 前項の許可には、期限を附し、汚物の収集を行うことができる区域を定め、又は環境衛生上必要な条件を附することができる。

3 汚物の収集につき第一項の許可を受けた者は、汚物の収集につき、当該市町村が第二十条の規定により条例で定める収集に関する手数料の額に相当する額をこえる料金を受けてはならない。

4 第一項の許可を受けた者は、特別清掃地域内においては、政令で定める基準に従い、衛生的に汚物の収集、運搬又は処分を行わなければならない。

5 市町村長は、第一項の許可を受けた者が、その業務に関して第十一条の規定に違反し、又は第二項の規定による区域の制限若しくは条件若しくは前二項の規定に違反した場合において、警告を発したにもかかわらず、なお継続してこれらの違反行為を行つたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて、その業務を行うことを禁止することができる。

6 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（大掃除の実施）

第十六条 建物の占有者は、建物内を全般にわたつて清潔にするため、毎年一回以上、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。

2 市町村長は、前項の計画において大掃除の日時、区域、方法等を定めるにあたつては、大掃除が当該市町村の区域の全部にわたつて円滑に実施されるようにしなければならない。

3 市町村の当該吏員は、大掃除の実施につき、実施に環境衛生上必要な指導をすることができる。

（環境衛生指導員）

第十七条 第十四条第一項に規定する当該吏員の職権及び清掃に関する指導の職務を行わせるため、都道府県及び保健所を設置する市に、環境衛生指導員を置く。

2 環境衛生指導員は、都道府県又は保健所を設置する市の吏員であつて、政令で定める資格を有するもののうちから、都道府県知事又は市長が任命する。

（国庫補助）

第十八条 国は、政令の定めるところにより、市町村に対し、左に掲げる費用の一部を補助することができる。

一 ごみ又はふん尿を処理するために必要な施設の設置に要する費用

二 災害その他の事由により特に必要となつた清掃を行うために要する費用

（特別な助成）

第十九条 国は、市町村に対し、し尿消化そう、ごみ焼却場その他の清掃施設の設置に必要な資金の融通又はそのあつ旋につとめなければならない。

（手数料の徴収）

第二十条 市町村は、市町村が行う汚物の収集及び処分に関し、条例の定めるところにより、手数料を徴収することができる。

（罰則）

第二十一条 第十五条第一項の規定に違反し、又は同条第五項の規定による禁止処分に違反した者は、六箇月以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十二条 第十三条第三項の規定による処分に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十三条 第七条第二項（第八条第二項及び第十条第二項の規定により準用される場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する期間を経過した後（第七条第二項の規定による異議の申立があつた場合においては、その異議に対する決定があつた後）において、第七条（第十条第二項の規定により準用される場合を含む。）又は第八条の規定による命令に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十四条 公共の利益に反してみだりに第十一条各号に掲げる行為をした者は、三万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第二十五条 正当の理由がなくて、第十四条第一項の規定による当該吏員の立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十一条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。

（汚物掃除法の廃止）

2 汚物掃除法（明治三十三年法律第三十一号）は、廃止する。

（汚物取扱業者に関する経過規定）

3 この法律の施行の際現に特別清掃地域内において汚物の収集、運搬又は処分を業として行つている者については、この法律の施行の日から起算して二箇月間は、第十五条第一項の規定を適用しない。

4 前項の規定に該当する者が、同項の期間内にその旨を市町村長に届け出たときは、第十五条第一項の規定による許可があつたものとみなす。

5 市町村長は、前項の届出があつたときは、同項の規定による許可に期限を附し、汚物の収集を行うことができる区域を定め、又は環境衛生上必要な条件を附することができる。

6 前項の規定による区域の制限又は条件は、第十五条第五項の規定の適用については、同条第二項の規定による区域の制限又は条件とみなす。

（代執行処分に関する経過規定）

7 この法律の施行前になされた汚物掃除法第七条第一項（同法第十一条の規定により準用される場合を含む。）の処分に関する費用の徴収については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（厚生省設置法の一部改正）

8 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十二号を次のように改める。

十二 清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）を施行し、並びに建築物衛生の改善及び向上を図ること。

（保健所法の一部改正）

9　保健所法（昭和二十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「汚物掃除」を「清掃」に改める。

（下水道法の一部改正）

10　下水道法（明治三十三年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条但書中「改築又は増築工事」を「築造工事」に改める。

（建築基準法の一部改正）

11　建築基準法の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「汚物処理そう」を「し尿浄化そう」に改める。

第九十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　建築主事は、第三十一条第二項に規定するし尿浄化そうに関して第六条第一項の規定による確認申請書を受理した場合においては、遅滞なく、これを当該申請に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する保健所長に通知しなければならない。

（地方財政法の一部改正）

12　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第六号中「下水道」を「下水道（下水道法（明治三十三年法律第三十二号）第二条（同法第十四条の規定により準用される場合を含む。）の規定による認可を受けた下水道に限る。以下同じ。）」に改める。

（土地収用法の一部改正）

13　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十七号を次のように改める。

二十七　清掃法（昭和二十九年法律第　号）の規定する公衆便所、ごみ焼却場、し尿浄化そうその他の清掃施設

（内閣総理・厚生・建設大臣署名）

法律第七十三号（昭二九・四・二四）

◎日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律

日本製鉄株式会社法廃止法（昭和二十五年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「四年」を「六年」に、「五年」を「七年」に改め、附則第六項中「五年」を「七年」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務・大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第七十四号（昭二九・四・二六）

◎昭和二十九年度分の市町村民税の臨時特例に関する法律

昭和二十九年度分の市町村民税については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百二十一条の四第一項中「四月三十日」とあるのは「五月三十一日」と、同法第三百二十一条の五第一項中「四月三十日」とあるのは「五月三十一日」と、「五月から翌年二月まで」とあるのは「六月から翌年三月まで」と読み替えるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年度分の市町村民税について適用する。

2　この法律は、この法律の施行の日以後において昭和二十九年二月二十三日に内閣が国会に提出した地方税法の一部を改正する法律案が成立し、当該法律が施行された時にその効力を失う。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第七十五号（昭二九・四・二六）

◎肥料取締法の一部を改正する法律（衆法）

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　市町村の区域をこえない区域を地区とする農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）が、この法律の施行の際現に肥料取締法（以下「法」という。）第四条第一項第三号の肥料につき受けている農林大臣の登録は、当該登録の有効期間中は、法第七条の規定によって都道府県知事がした登録とみなす。

3　農業協同組合が、この法律の施行の際現に法第四条第一項第三号の肥料につき交付されている登録証は、当該登録の有効期間中は、法第十条の規定によって都道府県知事が交付した登録証とみなす。

（農林・通商産業・内閣総理大臣署名）

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2　市町村の区域をこえない区域を地区とする農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）が、この法律の施行の際現に肥料取締法（以下「法」という。）第四条第一項第三号の肥料につき受けている農林大臣の登録は、当該登録の有効期間中は、法第七条の規定によって都道府県知事がした登録とみなす。

3　農業協同組合が、この法律の施行の際現に法第四条第一項第三号の肥料につき交付されている登録証は、当該登録の有効期間中は、法第十条の規定によって都道府県知事が交付した登録証とみなす。

（農林・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第七十六号（昭二九・四・二七）

◎農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第六十八条第一項の表の位置の欄中「長野県」を「長野市」に改める。

附　則

この法律の施行期日は、昭和三十年三月三十一日までの範囲内において政令で定める。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第七十七号（昭二九・四・二七）

◎らい予防法の一部を改正する法律

らい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

（親族の援護）

第二十一条　都道府県知事は、入所患者をして安んじて療養に専念させるため、その親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）のうち、当該患者が入所したかつたならば、主としてその者の収入によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていると認められる者で、当該都道府県の区域内に居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地）を有するものが、生計困難のため、援護を要する状態にあると認めるときは、これらの者に対し、この法律の定めるところにより、援護を行うことができる。但し、これらの者が他の法律（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）を除く。）に定める扶助を受けることができる場合においては、その受けることができる扶助の限度においては、その法律の定めるところによる。

2　援護は、金銭を給付することによつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他援護の目的を達するために必要があるときは、現物を給付することによつて行うことができる。

3　援護のための金品は、援護を受ける者又はその者が属する世帯の世帯主若しくはこれに準ずる者に交付するものとする。

4　援護の種類、範囲、程度その他援護に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十三条に次の一号を加える。

七　第二十一条の規定による援護に要する費用

第二十三条の次に次の一条を加える。

（費用の徴収）

第二十三条の二　都道府県知事は、第二十一条の規定による援護を行つた場合において、その援護を受けた者に対して、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定により扶養の義務を履行しなければならない

者（入所患者を除く。）があるときは、その義務の範囲内において、その者からその援護の実施に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

2　生活保護法第七十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第二十四条中「都道府県が支弁する前条各号に掲げる費用について、その二分の一」を「都道府県が支弁する費用のうち、第二十三条第一号から第六号までに掲げる費用については、その二分の一、同条第七号に掲げる費用については、その全部」に改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（公課及び差押の禁止）

第二十五条の二　第二十一条の規定による援護として金品の支給を受けた者は、当該金品を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

2　第二十一条の規定による援護として支給される金品は、既に支給を受けたものであるとないとにかかわらず、差し押えることができない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項の規定は、昭和二十九年十月一日から施行する。

法律第七十八号（昭二九・四・二七）

◎船舶職員法等の一部を改正する法律

（厚生省設置法の一部改正）

2　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

十　国立らい研究所に関すること。

第十五条中「病院管理研修所」を「国立らい研究所」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（国立らい研究所）

第二十三条の二　国立らい研究所は、らいの予防及び治療に関する調査研究をつかさどる機関とする。

2　国立らい研究所の位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

（内閣総理・法務・大蔵・厚生大臣署名）

第一条　船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項、第九項、第十項及び第十一項中「昭和二十九年八月三十一日」を「昭和三十一年三月二十二日」に改める。

第二条　海上運送法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「昭和二十九年八月三十一日」を「昭和三十一年三月二十二日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第七十九号（昭二九・四・三〇）

◎町村合併促進法の一部を改正する法律（参法）

町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第九号を第十号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　開田、開畑、干拓、かんがい排水施設の整備、その他の土地改良に関する事項

第九条の次に次の二条を加える。

（教育委員会の委員の任期、定数に関する特例）

第九条の二　町村合併の際合併関係町村の教育委員会の委員の選挙による委員で当該合併町村の教育委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係町村の協議により、新たに設置された合併町村にあつては合併関係町村の数に相当する数をこえず四を下らない範囲で定めた数（合併関係町村の数が四以下の場合においては四）、他の町村の区域の全部又は一部を編入した合併町村にあつては編入される合併関係町村の数に相当する数の範囲で定めた数の者に限り、左の各号に掲げる期間、引き続き合併町村の教育委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において町村合併の際に合併関係町村の教育委員会の選挙による委員で合併町村の教育委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数をこえるときは、これらの者の互選により、合併町村の教育委員会の選挙による委員として引き続き在任する者を定めるものとする。

一　新たに設置された合併町村にあつては、町村合併後一箇年をこえない範囲で当該協議で定める期間

二　他の町村の区域の全部又は一部を編入した合併町村にあつては、その編入をする合併関係町村の教育委員会の選挙による委員のうち残任期間の短いものの残任期間に相当する期間

2　前項の規定により在任する委員がある場合において当該合併町村の教育委員会の選挙による委員である者の数が四をこえるときは、教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十号）第七条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併町村の教育委員会の委員の定数とし、選挙による委員の定数に至るまで減少するものとする。

3　前条第四項の規定は、第一項の協議につき準用する。

（農業委員会の委員の任期、定数に関する特例）

第九条の三　町村合併の際合併関係町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係町村の協議により、新たに新設された合併町村にあつては三十をこえず十五を下らない範囲で定めた数、他の町村の区域の全部又は一部を編入した合併町村にあつては十五をこえない範囲で定めた数の者に限り、左の各号に掲げる期間、引き続き合併町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において町村合併の際に合併関係町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数をこえるときは、これらの者の互選により、合併町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

一　新たに設置された合併町村にあつては、町村合併後一箇年をこえない範囲で当該協議で定める期間

二　他の町村の区域の全部又は一部を編入した合併町村にあつては、その編入をする合併関係町村の農業委員会の委員の残任期間

2　前項の場合において当該合併町村の農業委員会の選挙による委員である者の数が十五をこえるときは、農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第七条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員が生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数に至るまで減少するものとする。

3　合併町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合においては、農業委員会法第五十条第二項又は第三項の規定の適用がある場合を除いて、前二項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の町村の区域の全部又は一部を編入した合併町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併町村は、新たに設置された合併町村とみなす。

4　第九条第四項の規定は、第一項の協議につき準用する。

第十条第二項中「（以下「代表者」という。）」を「（以下第十一条の二までにおいて単に「代表者」という。）」に改め、「意見を提出することができる。」の下に次のように加える。

当該町村が他の都道府県内の町村に隣接するときは、当該隣接町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者も、また同様の手続により、当該町村と当該隣接町村とに係る境界変更に関する意見をその属する町村の長に対し提出することができる。

第十一条第二項中「前項の告示があつたとき、又は同項の勧告がされた後四箇月以内に当該町村の議会が当該勧告に係る市町村の境界変更に関し議決をしないときは、」に改め、「告示のあつた日」の下に「又は当該四箇月を経過した日」を加える。

第十一条の三を第十一条の五とし、第十一条の二の次に次の二条を加える。

第十一条の三　都道府県知事は、町村合併が行われた後、特に必要があると認めるときは、町村合併促進審議会の意見を聴いて、合併町村の一部の地域に係る市町村の境界変更に関し、地方自治法第八条の二第一項の規定により、当該合併町村その他の関係市町村に対し勧告をすることができる。

2　前項の勧告があつた場合において合併町村の議会が当該地域に係る市町村の境界変更に関し当該勧告と異なる議決をしたときは、合併町村の長は、直ちにその要旨を告示し、且つ、公衆の見やすい方法により公表しなければならない。

3　前項の告示があつたとき、又は第一項の勧告がされた後四箇月以内に合併町村の議会が当該地域に係る市町村の境界変更に関し議決をしないときは、合併町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、当該勧告に係る地域に属するその総数の五分の三以上の者の連署をもつて、その代表者によつて、合併町村の選挙管理委員会に対し、告示のあつた日又は当該四箇月を経過した日から三十日以内に、当該地域に係る市町村の境界変更に関し、これを当該地域内の選挙人の投票に付することを請求することができる。

4　地方自治法第七十四条第四項の規定は前項の議会

の議員及び長の選挙権を有する者につき、第十一条第三項から第七項までの規定は前項の投票につき準用する。

第十一条の四　第十一条第一項、第十一条の二第四項又は前条第一項の勧告に基く市町村の境界変更による町村の区域の変動は、町村合併に伴う町村の区域の変動とみなす。

第十二条の前に次の一条を加える。

（一部事務組合等に関する特例）

第十一条の六　町村合併の際これにより廃止される合併関係町村のうちに地方自治法第二百八十四条第一項の規定により他の市町村と市町村の一部事務組合を組織し、又は同法第二百五十二条の十四第一項の規定により他の市町村に事務を委託し、若しくは他の市町村から事務の委託を受けているものがある場合においては、合併関係町村及び当該他の市町村の協議により別段の定をした場合を除いて、当該一部事務組合又は当該事務の委託関係は、町村合併後においても従前の地域に係る事務についてなお存続するものとする。この場合において当該一部事務組合又は当該事務の委託関係に関しては、合併町村は、その廃止される町村と同一の町村とみなす。

第十三条中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第十八条第六項中「その地区に包含する普通国民健康保険組合」の下に「又は国民健康保険を行う社団法人」を、「当該普通国民健康保険組合」の下に「又は当該社団法人」を、「同法第五十四条第一項及び第二項」の下に「又は第四項」を加え、同項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　第一項の規定により合併町村が国民健康保険を行う場合において、当該合併町村は、国民健康保険法第八条ノ十五第一項本文の規定にかかわらず、国民健康保険を行つていない区域の一部の区域内の世帯主及びその世帯に属する者を被保険者として、同法の規定による国民健康保険を行うことができる。

第二十九条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　開田、開畑、干拓、かんがい排水施設の整備その他の土地改良

第三十四条中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第三十五条に次の一項を加える。

2　前項の場合において第九条第一項の規定により在任した当該合併町村の議会の議員が引き続き当該市の議会の議員となるときは、当該合併町村が市となる際引き続き当該市の議会の議員となる者は、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第二十六条第二項の規定の適用については、その引き続き当該市の議会の議員である間、なお町村の議会の議員である者とみなす。

第三十六条中「第十一条の三」を「第十一条の五」に改める。

第三十七条第一項各号列記以外の部分中「第十一条の三」を「第十一条の五」に改め、同条第三項を第五項とし、同条第二項を次のように改める。

2　第三十五条第一項但書の規定は前項の場合において、同条第二項の規定は前項第一号及び第二号の場合において準用する。

3　第一項第三号又は第四号に該当する編入が行われる場合において、当該編入をする市の議会の現に在任する議員のうちに第九条第一項の規定に基き在任するものがあるときは同項及び同条第四項の規定を、当該市の議会の議員の定数が同条第二項の規定に基き増加されているときは同項及び同条第四項の規定を当該編入について準用する。

4　第三十五条第二項の規定は、前項の規定により引き続き市の議会の議員として在任する者について準

用する。

第三十七条の次に次の二条を加える。

（境界変更に関する特例の準用）

第三十七条の二　第十条第二項後段及び第三項から第七項まで、第十一条並びに第十一条の二の規定は、第十条第一項の告示をした町村が他の都道府県内の市に隣接する場合において当該隣接市に関し準用する。

（選挙区の特例の準用）

第三十七条の三　第十一条の五の規定は、この法律の適用若しくは準用を受けない市町村の廃置分合若しくは境界変更又は町村を市とし若しくは市を町村とする処分により郡市の区域の変更を生ずる場合につき準用する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第九条の三を加える部分の改正規定及び附則第十一項の規定は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

2　この法律施行前に行われた町村合併により新たに設置された合併町村で当該町村合併後最初の教育委員会の委員の選挙の告示がこの法律施行の際まだ行われていないものにあつては、教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十号）第七条の規定にかかわらず、当該合併町村の議会の議決により、当該町村合併の際合併関係町村の教育委員会の委員の被選挙権を有するものが、合併関係町村の数に相当する数をこえず四を下らない範囲で定めた数（合併関係町村の数が四以下の場合においては四）の者に限り、当該合併町村の教育委員会の選挙による委員となるものとすることができる。この場合においては、その委員は、当該町村合併後一箇年をこえない範囲で当該議決で定める日まで在任するものとする。

3　改正後の町村合併促進法（以下「法」という。）第九条の二第一項後段及び第二項の規定は、前項の場合において準用する。

4　改正後の法第十一条の五の規定は、この法律施行前に行われた法の適用若しくは準用を受けない市町村の廃置分合若しくは境界変更又は町村を市とし若しくは市を町村とする処分により郡市の区域の変更を生ずる場合において都道府県の議会の議員の選挙の告示があつたときは、これらの区域の変更については、この限りでない。

5　この法律施行前に行われた町村合併の際これにより廃止される合併関係町村のうちに地方自治法（昭和二十三年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の規定により他の市町村と市町村の一部事務組合を組織し、又は同法第二百五十二条の十四第一項の規定により他の市町村に事務を委託し、若しくは他の市町村から事務の委託を受けていたものがある場合において、当該一部事務組合で処理していた事務の引継又は当該事務の委託関係の引継に関しこの法律施行の際なお関係市町村の間に協議がととのわないときは、都道府県知事は、関係市町村の申請に基き、当該事務の引継又は当該事務の委託関係の引継に関し関係市町村及び町村合併促進審議会の意見をきいて裁定することができる。

6　都道府県知事は、前項の規定による裁定に際し必要と認めるときは、当該町村合併の行われた日以後引き続き当該一部事務組合又は当該事務の委託関係が従前の地域に係る事務について存続していたものとみなす旨の決定をすることができるものとし、この決定がされた場合においては、当該一部事務組合又は当該事務の委託関係に関して改正後の法第十一

条の六後段の規定を準用する。

7 附則第五項の関係市町村の申請又は意見については、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

8 附則第二項、第三項及び第五項から前項までの規定は、合併町村が市となつた場合においても当該市に関して適用し、法第三十六条又は第三十七条第一項の規定により町村合併とみなされるものに関して準用する。

9 この法律施行前に合併町村が市となつた場合において法第九条第一項の規定により在任した当該合併町村の議会の議員が引き続き当該市の議会の議員となつたときは、当該合併町村が市となつた際引き続き当該市の議会の議員となりこの法律施行の際まで引き続いて在任する者は、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第二十六条第二項の規定の適用については、その在任する間、なお町村の議会の議員である者とみなす。

10 前項の規定は、この法律施行前に法第三十七条第一号又は第二号に該当する処分により市が置かれた場合において準用する。

11 農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第五十条第三項を削り、同条第二項を第三項とし、同条第一項中「新たに設置された市町村」の下に「に置かれる市町村農業委員会」を加え、同項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を新たにその区域に包含することとなる市町村に対する当該廃置分合又は境界変更の場合における第二条第二項の規定の適用については、同項中「都道府県知事の承認を受けた場合に限り、当該市町村の区域を二以上に分けてその各区域に」とあるのは「廃置分合又は境界変更の関係市町村の長が政令の定めるところにより、当該廃置分合又は境界変更の日までに都道府県知事の承認を受けた場合に限り、当該承認に係る区域及びその他の区域に」と読み替えるものとする。

12 改正後の農業委員会法第五十条第一項の規定による同法第二条第二項の都道府県知事の承認は、前項の規定の施行前においてもすることができる。

（内閣総理・農林大臣署名）

法律第八十号（昭二九・四・三〇）

◎狂犬病予防法の一部を改正する法律

狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　罰則（第二十六条・第二十七条）」を「第五章　罰則（第二十六条―第二十八条）」に改める。

第二条第一項中「家畜伝染病予防法（大正十一年法律第二十九号）第一条第一項に掲げる家畜」を「犬、牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及びあひる」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

（犬の引取）

第五条の二　予防員は、犬の所有者からその犬の引取を求められたときは、これを引き取つて処分しなければならない。この場合において、予防員は、その犬を引き取るべき場所を指定することができる。

第六条第一項中「前条」を「第五条」に改め、同条中第七項を第十項とし、第六項中「第四項」を「第七項」に、「三日以内」を「一日以内」に改め、同項に次の但書を加え、同項を第九項とする。

但し、やむを得ない事由によりこの期間内に引き取ることができない所有者が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

第六条中第五項を第八項とし、第四項中「抑留した場所」を「捕獲した場所」に改め、同項を第七項とし、第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3 予防員は、捕獲しようとして追跡中の犬がその所有者又はその他の者の土地、建物又は船車内に入つた場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。但し、その場所の看守者又はこれに代るべき者が拒んだときはこの限りでない。

4 何人も、正当な理由がなく、前項の立入を拒んではならない。

5 第三項の規定は、当該追跡中の犬が人又は家畜をかんだ犬である場合を除き、都道府県知事が特に必要と認めて指定した期間及び区域に限り適用する。

第十条中「その発生地を中心とした半径五キロメートル以内における」を削る。

第十四条第二項中「第七項」を「第十項」に改める。

第十八条第二項中「第七項」を「第十項」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

（けい留されていない犬の薬殺）

第十八条の二　都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要がある場合において、前条第一項の規定による抑留を行うについて著しく困難な事情があると認めるときは、区域及び期間を定めて、予防員をして第十条の規定によるけい留の命令が発せられているにかかわらずけい留されていない犬を薬殺させることができる。この場合において、都道府県知事は、人又は他の家畜に被害を及ぼさないように、当該区域内及びその近傍の住民に対して、けい留されていない犬を薬殺する旨を周知させなければならない。

2 前項の規定による薬殺及び住民に対する周知の方法は、政令で定める。

第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十八条　第十八条第二項において準用する第六条第四項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に、この法律による改正前の第六条第四項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により所有者に対する通知が行われ、又は同条第五項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の公示期間が満了した犬の処分については、この法律による改正後の第六条第九項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（厚生・農林・内閣総理大臣署名）

法律第八十一号（昭二九・四・三〇）

◎消費生活協同組合法の一部を改正する法律

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（名称）」に改め、同条第二項中「前項に掲げる文字」を「消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会であることを示す文字」に改め、同条に次の一項を加える。

3　消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会は、その名称を使用することを他人に許諾してはならない。

第十条第三項を削る。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（規約）

第二十六条の二　会計又は業務の執行に関し、組合の運営上重要な事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

第三十九条第一項中「定款」を「定款、規約」に改める。

第四十二条中「第五十五条」を「第五十六条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、民法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「当該行政庁ハ利害関係人ノ請求ニ因リ、又ハ職権ヲ以テ」と読み替えるものとする。

第四十三条第一項中第二号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　規約の設定、変更及び廃止

第五十二条第四項中「五分」を「二割」に改める。

第五十三条の次に次の一条を加える。

（財務基準）

第五十三条の二　前三条に定めるもの外、組合がその財務を適正に処理するために必要な事項は、厚生省令で定める。

第五十八条中「及び設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政庁の処分に違反する場合」を「、設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政庁の処分に違反する場合及びその組合が事業を行うに必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められる場合」に改める。

第五十九条第二項中「前条」を「前項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第五項前段中「、第五十七条第一項の認可があつたものとみなす。」を「第五十七条第一項の申請書が受理されたものとみなして、第一項から第三項までの規定を適用する。」に改め、同項後段を削る。

第五十九条の次に次の一条を加える。

（認可の失効）

第五十九条の二　第五十七条第一項の認可は、認可のあつた日から六箇月以内に主たる事務所の所在地において設立の登記の申請がなされないときは、その効力を失う。

第六十二条第一項中第五号を第六号とし、第四号を削り、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　定款に定めた存立時期の満了又は解散事由の発生

三　目的たる事業の成功の不能

第六十二条第二項を次のように改める。

2　前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、当該行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第七十条第二項を削る。

第九十三条中「処分又は定款を守らせるために必要があると認めるとき」を「処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないと認めるとき」に改める。

第九十三条の次に次の一条を加える。

第九十三条の二　当該行政庁は、組合に関する行政を適正に処理するために、毎年一回を限り、組合から、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関して必要な報告を徴することができる。

第九十四条第一項中「又は定款」を「、定款又は規約」に改め、同条第二項中「処分又は定款を守らせるために、必要があると認めるとき」を「処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないと認めるとき」に改める。

第九十五条第一項を次のように改める。

当該行政庁は、前条の規定による検査を行つた場合において、その組合が、左の各号の一に該当すると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

一　その業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款又は規約に違反していること。

二　正当な理由がなくて一年以上その事業を休止し、又は正当な理由がなくてその成立後一年以内にその事業を開始しないこと。

三　第一号に掲げるものの外、その会計経理が著しく適正でないこと。

第九十五条第三項中「又は第十条若しくは第十二条第三項の規定に違反した場合」を「第三条第三項、第十条若しくは第十二条第三項の規定に違反した場合又は第一項第二号に掲げる事由に該当する場合」に改める。

第九十五条の次に次の一条を加える。

（弁明の機会の供与）

第九十五条の二　当該行政庁は、前条第三項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該組合に弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、命令の理由並びに弁明の期日及び場所をその期日の二週間前までに、当該組合に通知しなければならない。

2　当該組合及び利害関係人は、弁明の期日に出頭して、自己又は本人のために釈明をし、且つ、有利な証拠を提出することができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2　この法律による改正後の第五十九条の二の規定は、この法律の施行前になされた組合の設立の認可についても、適用されるものとする。但し、同条に規定する期間は、この法律の施行の日から起算する。

3　この法律による改正後の第九十五条第一項第二号の規定は、この法律の施行前に成立した組合で、この法律の施行の際現にその事業を休止し、又はまだその事業を開始していないものについても、適用されるものとする。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第八十二号（昭二九・五・一）

◎自治庁関係法令の整理に関する法律

左の法令は、廃止する。

一　北海道三県協議費怠納者処分及同費に関し不服者出訴の件（明治十八年太政官布告第二十二号）

二　市制施行地に付府県会議員の選挙及市公民の資格に関する件（明治二十二年法律第七号）

三　地券廃止の件（明治二十二年法律第十三号）

四　田畑地価特別修正法律（明治二十二年法律第二十二号）

五　地方税及備荒儲蓄金滞納者処分の件（明治二十二年法律第三十三号）

六　沖縄県及小笠原島地方費の件（明治二十三年法律第三十七号）

七　市町村会議員選挙罰則（明治二十三年法律第三十九号）

八　衆議院議員選挙法罰則補則（明治二十三年法律第四十号）

九　府県会議員選挙に衆議院議員選挙法罰則補則を適用するの件（明治二十三年法律第四十一号）

十　市町村名及市役所町村役場の位置変更に関する件（明治二十三年法律第七十七号）

十一　府県制郡制施行に際し衆議院議員並府県会議員の選挙区域地方税収支予算地方税財産備荒儲蓄金処分方郡費支弁方法及府県の急施事業に関する諸件（明治二十三年法律第八十五号）

十二　地方税経済に於て臨時土木費の為に起債及地租制限外賦課の件（明治二十九年法律第六十二号）

十三　田畑地価修正法律（明治三十一年法律第三十一号）

十四　北海道区町村会議員総代人及沖縄県区会議員等選挙の罰則に関する法律（明治三十二年法律第百九号）

十五　衆議院議員選挙人名簿に関する法律（明治三十五年法律第十九号）

十六　郡費分賦の件に関する法律（明治三十五年法律第四十号）

十七　衆議院議員選挙資格に関する件（大正四年勅令第十一号）

十八　震災に因り租税を減免せられたる者の法令上の納税資格要件に関する法律（大正十二年法律第五十四号）

十九　東京府神奈川県等に於ける現任府県会議員の任期等に関する件（大正十二年勅令第四百九号）

二十　東京府及神奈川県に於ける衆議院議員選挙人名簿調製に関する件（大正十二年勅令第四百二十三号）

二十一　震災に因り地租を免除せらるる者の法令上の納税資格要件に関する法律（大正十三年法律第五号）

二十二　貴族院令第六条の議員選挙に付衆議院議員選挙法中罰則の規定準用に関する法律（大正十四年法律第四十八号）

二十三　衆議院議員の選挙権に関する法律（大正十五年法律第五十五号）

二十四　北海道会議員及府県会議員の選挙権及被選挙権並市町村会議員の公民権に関する法律（大正十五年法律第五十六号）

二十五　衆議院議員の任期延長に関する法律（昭和十六年法律第四号）

二十六　府県会議員、市町村会議員等の任期延長に関する法律（昭和十六年法律第五号）

二十七　道府県会議員等の任期延長に関する法律（昭和十八年法律第九十号）

二十八　衆議院議員にして大東亜戦争に際し召集中なるに因り其の職を失ひたるものの補闕及復職に関する法律（昭和十八年法律第九十八号）

二十九　衆議院議員の補闕選挙等の一時停止に関する法律（昭和二十年法律第三十一号）

三十　衆議院議員選挙法第十条の特例に関する法律（昭和二十年法律第四十二号）

三十一　衆議院議員選挙法第十二条の特例に関する件（昭和二十年勅令第五百三十七号）

三十二　道府県会議員等の任期延長に関する法律（昭和二十一年法律第十号）

三十三　都道府県及び市区町村の議会の議員及び長の選挙の期日等に関する法律（昭和二十二年法律第十五号）

三十四　地方配付税法の特例に関する法律（昭和二十四年法律第四十五号）

三十五　地方財政平衡交付金一部概算交付暫定措置法（昭和二十五年法律第百十二号）

三十六　昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十八号）

三十七　地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭和二十六年法律第二号）

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第八十三号（昭二九・五・一）

◎国有林野法等の一部を改正する法律

（国有林野法の一部改正）

第一条　国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第七条・第八条）」を「（第七条―第八条の四）」に改める。

第三章中第八条の次に次の三条を加える。

（無償貸付等）

第八条の二　農林大臣は、国有林野を左に掲げる施設の用に供するため、地方公共団体、水害予防組合、水害予防組合連合、土地改良区、土地改良区連合、森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会及び水産業協同組合に対し貸し付け、又は使用させるときは、政令の定めるところにより、その貸付又は使用の対価を、無償とし、又は時価よりも低く定めることができる。

一　林道又は農道
二　水道施設又は用排水路
三　水害又は火災の予防施設
四　船揚場、水産物干場又は漁具干場
五　その他公用、公共用又は公益事業の用に供する施設で政令で定めるもの

2　前項の規定により国有林野を無償で貸し付け、又は使用させる場合には、国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定を準用する。

第八条の三　農林大臣は、国有林野を当該国有林野の所在する地方の市町村の住民又は当該市町村内の一定の区域に住所を有する者の共同の利用に供するため左に掲げる土地として貸し付け、又は使用させる場合において、これらの者の生業の維持又は農林漁業経営の安定のため特に必要があると認めるときは、その貸付又は使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

一　放牧地又は採草地
二　ため池又は用排水路の敷地
三　林道又は農道の敷地
四　その他農林漁業の用に供する共同利用施設で政令で定めるものの敷地

（貸付等の対価の減免）

第八条の四　農林大臣は、国有林野を当該国有林野の所在する地方の農林漁業の用に供するため貸し付け、又は使用させている場合において、風水害、冷害等の災害で異常、且つ、広範囲なものにより、その借受人又は使用者が、当該国有林野の貸付又は使用の対価を納付することが著しく困難であると認められるときは、これらの者に対しその困難の程度に応じて当該貸付若しくは使用の対価を減じ、又はその支払を免除することができる。

第二十一条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「使用の対価を徴しない旨の定をし、又は使用の対価を時価よりも低く定めること」を「使用の対価を徴しない旨の定をすること」に改める。

第二十一条の二　第十八条の規定により国有林野を使用させている場合には、第八条の四の規定を準用する。

（国有林野整備臨時措置法の一部改正）

第二条　国有林野整備臨時措置法（昭和二十六年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「公布の日から起算して三年を経過した時に」を「昭和三十年三月三十一日限り」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（農林・内閣総理大臣署名）

◎保安林整備臨時措置法

（目的）

第一条　この法律は、緊急に保安林を整備するため、保安林整備計画を定め、これに基く森林計画の変更、保安林として指定された森林の国による買入等の措置を講じ、もつて国土の保全に資することを目的とする。

（保安林整備計画）

第二条　農林大臣は、地勢その他の条件を勘案して主として流域別に定める区域ごとに、中央森林審議会の意見を聞いて、保安林整備計画を定めなければならない。

2　前項の保安林整備計画には、左に掲げる事項を定めるものとする。

一　保安林の指定及び解除に関する事項
二　保安林の区域内における森林施業に関する事項
三　保安施設事業に関する事項
四　第四条に掲げる森林等の買入に関する事項
五　その他必要な事項

（森林計画の変更）

第三条　農林大臣は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条第一項に規定する場合の外、前条第一項の保安林整備計画を実施するため必要がある場合には、同法第四条第一項の規定により定められた森林基本計画の一部を変更することができる。

2　前項の規定による変更は、森林法第十条第一項の規定によりしたものとみなす。

（買入）

第四条　国は、第二条第一項の保安林整備計画に基き、毎年度予算の範囲内において、森林及び原野その他の土地（以下「森林等」という。）で左の各号の一に該当し、国土保全上必要なものを買い入れるものとする。

一　森林法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため保安林として指定されている森林
二　保安施設地区の区域内の森林等
三　前二号の規定により買い入れる森林等に隣接し、これとあわせて経営することを相当とする森林等

（交換）

第五条　前条に掲げる森林等で、その所在する地方の住民の薪炭原木の採取、放牧又は採草の用に供されているものを取得するため、同条の規定による買入に代えて、当該森林等と国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第二号の国有林野とを交換する場合には、国は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十七条第一項但書の規定にかかわらず、価額の差額がその高価なものの価額の二分の一をこえないときは、交換をすることができる。

（強制買取）

第六条　森林法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため保安林として指定されている森林で、国土の保全上特に重要なものの森林所有者（同法第二条第二項に規定する森林所有者又は森林の土地の所有者をいう。以下同じ。）が、その森林につきされた同法第三十八条の規定による命令に従わない場合において、政令の定めるところにより催告をしてもなおこれに従わず、且つ、第四条の規定による国の買入の申込に応じないときは、農林大臣は、当該森林所有者から、当該森林、当該林等

森林の土地又はその土地の上の権利及び立木竹を買い取ることができる。

2　農林大臣は、前項の規定による買取をするには、中央森林審議会の議を経て左に掲げる事項を記載した買収令書を作成し、これを当該森林所有者に交付しなければならない。

一　森林所有者の氏名又は名称及び住所

二　森林又は土地を買い取る場合には、その所在、地番及び面積、権利及び立木竹を買い取る場合には、その存する土地の所在、地番及び面積並びにその権利の種類及び内容

三　買取の期日

四　対価の額

五　対価の支払の方法

六　その他必要な事項

3　国が、前項の買収令書に記載された買取の期日までに対価を支払い、又は政令の定めるところにより供託したときは、その買取の目的となつた森林、土地若しくは立木竹の所有権又は権利は、国に移転する。

4　第一項の規定により買い取られる森林、土地、権利又は立木竹の対価の額に不服がある者は、買収令書の交付を受けた日から六月以内に、訴をもつてその増額を請求することができる。

（評価）

第七条　前三条の規定による買入、交換又は買取をする場合における森林、土地、権利及び立木竹の価額は、時価によるものとし、政令の定めるところにより評価基準に基いて算定しなければならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、公布の日から起算して十年を経過した日にその効力を失う。

3　租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「国有林野整備臨時措置法第一条第一項の規定による国有林野と民有林野との交換」の下に「又は国有林野と保安林整備臨時措置法第四条に掲げる森林等に該当する民有林野との交換」を加える。

第十四条第二項中「清算金を取得するとき」の下に「又は基準日において個人の有する立木及び立木の存する土地で保安林整備臨時措置法第四条に掲げる森林等に該当するものについて国有林野との交換があつた場合」を加える。

第十六条第一項中「又は特別都市計画法」を「、特別都市計画法」に、「交換があつた場合において、当該土地又は土地の上に存する権利に換えて土地又は土地の上に存する権利を取得するとき（補償金又は清算金とともに土地又は土地の上に存する権利を取得するときを含む。）は、所得税法第九条又は資産再評価法第九条の規定の適用については、当該収用、換地処分又は交換に係る従前の土地又は土地の上に存する権利のうち当該補償金の額又は清算金の額に対応する部分を除き、当該土地又は土地の上に存する権利については」を「交換があつた場合又は個人の有する立木及び立木の存する土地で保安林整備臨時措置法第四条に掲げる森林等に該当するものについて国有林野との交換があつた場合において、当該土地、土地の上に存する権利又は立木に換えて土地、土地の上に存する権利又は立木を取得するとき（補償金又は清算金とともに土地、土地の上に存する権利又は立木を取得するときを含む。）は、所得税法第九条又は資産再評価法第九条の規定の適用については、当該収用、換地処分又は交換に係る従前の土地、土地の上に存する権利又は立木の存する土地で保安林整備臨時措置法第四条に掲げる森林等に該当するものについては」に、「又は土地の上に存する権利」を「、土地の上に存する権利又は立木」に、同条第五項中「買収された場合」を「買収され、又は保安林整備臨時措置法の規定に基き買い入れられ若しくは買い取られた場合」に、「買収の対価」を「買収、買入若しくは買取の対価」に、「買収された資産」を「買収され、買い入れられ又は買い取られた資産」に改める。

第十五条第一項中「取得する場合」の下に「又は保安林整備臨時措置法の規定に基き買い入れられ若しくは買い取られその対価を取得した場合」を、「当該収用の日」の下に「又は当該買入若しくは買取の日」を加え、同条第二項第一号中「補償金の額」の下に「又は当該土地等の買入若しくは買取に因り取得する対価の額」を加え、同条第三項及び第四項中「又は土地の上に存する権利」を「、土地の上に存する権利又は立木」に改める。

第十六条第一項中「又は特別都市計画法」を「、特別都市計画法」に、「交換があつた場合において、当該土地又は土地の上に存する権利に換えて土地又は土地の上に存する権利を取得するとき」を加え、同条第三項中「又は土地の上に存する権利」を「、土地の上に存する権利又は立木」に改める。

得するときを含む。）は、所得税法第九条又は資産再評価法第九条の規定の適用については、当該収用、換地処分又は交換に係る従前の土地又は土地の上に存する権利のうち当該補償金の額又は清算金の額に対応する部分を除き、当該土地又は土地の上に存する権利については」を「交換があつた場合又は個人の有する立木及び立木の存する土地で保安林整備臨時措置法第四条に掲げる森林等に該当するものについて国有林野との交換があつた場合において、当該土地、土地の上に存する権利又は立木に換えて土地、土地の上に存する権利又は立木を取得するとき（補償金又は清算金とともに土地、土地の上に存する権利又は立木を取得するときを含む。）は、所得税法第九条又は資産再評価法第九条の規定の適用については、当該収用、換地処分又は交換に係る従前の土地、土地の上に存する権利又は立木の存する土地で保安林整備臨時措置法第四条に掲げる森林等に該当するものについては」に、「又は土地の上に存する権利」を「、土地の上に存する権利又は立木」に改める。

（農林・内閣総理大臣署名）

第八五号

法律第八十五号（昭二九・五・一）

◎特別調達資金設置令等の一部を改正する法律

第一条　特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「アメリカ合衆国政府」の下に「又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基き本邦の領域内にある国際連合の軍隊（以下「国際連合の軍隊」という。）の派遣国の政府」を、「アメリカ合衆国軍隊」の下に「若しくは日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基くアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員又は国際連合の軍隊」を加える。

第二条第二項中「特別調達庁長官」を「調達庁長官」に改める。

第三条第二項中「アメリカ合衆国政府」の下に「又は国際連合の軍隊の派遣国の政府」を、「受入金」の下に「及び資金の運営に伴うその他の受入金で政令で定めるもの（以下「受入金」と総称する。）」を加え、「資金に組み入れる」を「資金に受け入れる」に改める。

第四条中「調達に要する経費」の下に「及び過誤に因る受入金の還付金」を加える。

第五条第一項中「特別調達庁長官」を「調達庁長官」に改め、同条第二項中「特別調達庁長官」を「調達庁長官」に改め、「政令で定めるところにより、」の下に「受入金の資金への受入、前条に規定する支払資金の交付、」を加える。

第八条中「（出納官吏を除く。以下同じ。）」を削り、「資金の運営に関する行為」の下に「（会計法第四十一条第二項の規定による弁償責任の対象となる行為を除く。）」を加える。

第二条　駐留軍労務者等に支払うべき給料その他の給与の支払事務の処理の特例に関する法律（昭和二十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。

本則第一項中「アメリカ合衆国軍隊」の下に「若しくは日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基くアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員又は国際連合の軍隊」を加える。

第二条第二項中「特別調達庁長官」を「調達庁長官」に改める。

第三条第二項中「アメリカ合衆国政府」の下に「又は国際連合の軍隊の派遣国の政府」を、「受入金」の下に「及び資金の運営に伴うその他の受入金で政令で定めるもの（以下「受入金」と総称する。）」を加え、「資金に組み入れる」を「資金に受け入れる」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。但し、国際連合の軍隊に係る改正の部分は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の効力発生の日、アメリカ合衆国政府の職員に係る改正の部分は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の効力発生の日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第八十六号（昭二九・五・一）

◎国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律

国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

第十二条　この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じ、且つ、当該年度の歳入歳出の決算上剰余金があるときは、当該剰余金に相当する金額の範囲内で、予算の定めるところにより、当該剰余金を生じた年度の翌年度において、森林資源の維持増強のための基金（以下「森林基金」という。）への組入又は一般会計への繰入をすることができる。

森林基金は、予算の定めるところにより、これを使用しなければならない。

第十三条　この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、当該利益の額から前条第一項の規定により森林基金に組み入れる額及び一般会計に繰り入れる額の合計額を控除した額に相当する金額は、これを損失補てんのための積立金として積み立てるものとする。

この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の積立金の額から当該損失の額に相当する額を減額してこれを整理するものとする。但し、当該損失の額が前項の積立金の額を超過するときは、その超過額を、前項の積立金の額かないときは、当該損失の額をそれぞれ損失の繰越として整理するものとする。

第十七条第一項中「積立金」を「森林基金」に改め、同条に次の二項を加える。

この会計において、運転資金に充てるため必要があるときは、農林大臣は、大蔵大臣の承認を経て、第六条第一項の規定による一時借入金の借入又は融通証券の発行に代え、森林基金に属する現金の繰替使用をすることができる。

前項の規定により繰替使用をした金額は、当該年度内に、これを森林基金に返還しなければならない。

第十七条の二第二項の項番号を削る。

附則第五条を次のように改める。

第五条　この会計においては、当分の間、この会計の

負担において、保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）第二条の規定による保安林整備計画に基き、同法第四条に規定する森林等（同法第六条に規定する森林の土地の上の権利及び立木竹を含む。以下同じ。）を買い入れることができる。

前項の規定による買入及びその買入に係る森林等についての治山事業に要する経費の財源に不足するときに限り、予算の定めるところにより、一般会計は、この会計に繰入金をすることができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第五条の改正規定は、保安林整備臨時措置法施行の日から施行する。

2　改正前の国有林野事業特別会計法附則第五条第二項の規定により損失補てんのため積み立てられた積立金は、改正後の同法第十三条の規定により積み立てられた積立金とみなす。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第八十七号（昭二九・五・一）

◎住宅金融公庫法の一部を改正する法律

住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条　この法律において左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　住宅　人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいう。

二　多層家屋　主要構造部が耐火構造である家屋で、地上階数三以上を有し、且つ、当該家屋の床面積の合計の三分の二以上を人の居住の用に供するものをいう。

三　主要構造部　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に規定するものをいう。

四　耐火構造　建築基準法第二条第七号に規定するものをいう。

第十七条第二項に次の一号を加える。

四　自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を建設して譲渡する事業又は住宅を建設してその住宅及びこれに附随する土地若しくは借地権を譲渡する事業を行う会社その他の法人並びにこれらの事業を行う地方公共団体

第十七条第三項及び第四項を次のように改める。

3　公庫から貸付を受けた者で第一項第三号又は第四号の規定に該当するものが、第四項の規定による貸付を受けて造成した土地に貸付金に係る住宅を建設する場合においては、これを住宅の建設に附随して新たに土地の取得を必要とする場合とみなして、前項の規定を適用する。

4　公庫は、貸付金に係る住宅の建設を容易にするため必要があると認める場合においては、土地を取得し、造成し、及び譲渡する事業又は土地を造成し、及び譲渡する事業を行う会社その他の法人並びにこれらの事業を行う地方公共団体に対し、土地の取得及び造成又は土地の造成に必要な資金を貸し付けることができる。

5　公庫は、貸付金に係る多層家屋が建設される場合において必要があると認めるときは、当該家屋の人の居住の用に供する部分以外の部分を建設する者に

計、工事及び維持補修並びに土地の造成に関する指導

二　住宅の建設に必要な土地又は借地権の取得に関するあつ旋

三　前二号に規定する業務に関連して行う土地の取得、造成及び譲渡並びに住宅の建設及び譲渡

四　貸付金の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理（建設中の住宅若しくは基礎主要構造部又は造成中の土地についてそれらの円滑な処分を図るために必要やむを得ない範囲内で行う建設工事又は造成工事を含む。）及び処分

第十八条中「及び第二項」を「、第二項及び第四項から第六項まで」に、「同項第三号に該当する者についてはその事業の内容」を「同項第三号若しくは第四号に該当する者又は同条第四項、第五項若しくは第六項の規定による貸付の申込をした者についてはその事業の内容その他資金の貸付に必要な事項」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

（多層家屋等の敷地の基準）

第十九条の二　貸付金に係る多層家屋及び第十七条第六項の規定による貸付金に係る家屋（以下「多層家屋等」という。）の敷地は、安全上及び衛生上良好な土地で、且つ、当該家屋内の住宅の居住者が健康で文化的な生活を営むに足る居住環境を有する土地であるように特に留意されなければならない。

第二十条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同条第四項中「通常必要な費用を参しやくして、」の下に「第四項に規定する基礎主要構造部の標準建設費は、地域別及び規模別に、基礎主要構造部の建設のため通常必要な費用を参しやくして、」を加え、「同項」を「第一項」に改め、同条第五項中「標準建設費」の下に「、基礎主要構造部の標準建設費」を加え、同条中第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、第一項及び第二項を次のように改める。

第十七条第一項又は第二項の規定による貸付金の一戸当りの金額の限度は、左のとおりとする。

区分	貸付金額の限度
木造の住宅（防火構造、簡易耐火構造及び耐火構造の住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）又は防火構造の住宅（外壁及び軒裏を建築基準法第二条第八号に規定する防火構造とした住宅をいう。以下同じ。）の建設費（建設費が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下本条において同じ。）又は土地若しくは借地権の価額（価額が標準価額をこえる場合においては標準価額。以下本条において同じ。）の八割に相当する金額	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の九割五分に相当する金額

6　公庫は、特別の事由に因りやむを得ないと認められる場合に限り、主要構造部が耐火構造である家屋で、地上階数三以上を有し、且つ、当該家屋の床面積の合計の二分の一以上を人の居住の用に供するものが建設される場合において、当該家屋の人の居住の用に供する部分以外の部分を建設する者に対し、当該部分のうち当該家屋の人の居住の用に供する部分の床面積の合計の二分の一以下に相当する床面積を有する部分の主要構造部を建設するために必要な資金を貸し付けることができる。

7　公庫は、第一項、第二項及び第四項から前項までに規定する業務の外、産業労働者住宅資金融通法（以下「融通法」という。）第七条に規定する資金貸付の業務を行う。

8　公庫は、第一項、第二項及び第四項から前項までに規定する業務の外、主務大臣の承認を得て、左の業務を行うことができる。

一　住宅又は基礎主要構造部（第五項又は第六項の規定によりその建設について資金の貸付を受けることができる主要構造部をいう。以下同じ。）の設

区分	貸付金額の限度
建設及びこれらに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	簡易耐火構造の住宅（外壁を耐火構造とした住宅をいう。以下同じ。）又は耐火構造の住宅（主要構造部を耐火構造とした住宅をいう。以下同じ。）の建設及びこれらに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	同じ。）の八割に相当する金額
	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の九割五分に相当する金額

2　第十七条第一項第二号から第四号までの規定に該当する者で土地を所有するものが、当該土地に多層家屋等内の住宅を建設する場合において、当該家屋内の住宅の建設に必要な資金のみの貸付を受けるときは、その貸付金の一戸当りの金額の限度は、前項の規定にかかわらず、当該家屋内の住宅の建設費及び当該家屋内の住宅の建設に通常必要な土地の取得に必要な費用（当該土地の取得に必要な費用が当該家屋内の住宅の建設費の一割七分をこえる場合においては当該家屋内の住宅の建設費の一割七分に相当する金額）を合計した額の八割五分に相当する金額とする。

3　第十七条第四項の規定による貸付金の金額の限度は、土地の取得及び造成に要する費用（土地の取得及び造成に要する費用が第一項に規定する土地の標準価額をこえる場合においては土地の標準価額）又は土地の造成に要する費用（土地の造成に要する費用が第一項に規定する土地の標準価額）の九割に相当する金額とする。

区分	貸付金の利率	貸付金の償還期間
木造の住宅又は防火構造の住宅の建設及びこれらに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	年五分五厘	十八年以内
簡易耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	年五分五厘	二十五年以内
多層家屋等内の住宅以外の耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	年五分五厘	三十五年以内
多層家屋等内の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	年五分五厘	五十年以内

4　第十七条第五項又は第六項の規定による貸付金の金額の限度は、基礎主要構造部の建設費（基礎主要構造部の建設費が基礎主要構造部の標準建設費をこえる場合においては基礎主要構造部の標準建設費）の全額に相当する金額とする。

第二十一条を次のように改める。

（貸付金の利率及び償還期間）

第二十一条　第十七条第一項又は第二項の規定による貸付金の利率及び償還期間は、左のとおりとする。

区分	貸付金の利率	貸付金の償還期間
木造の住宅又は防火構造の住宅の建設及びこれらに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	年五分五厘	十八年以内
簡易耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	年五分五厘	二十五年以内
多層家屋等内の住宅以外の耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	年五分五厘	三十五年以内
多層家屋等内の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	年五分五厘	五十年以内

2　第十七条第四項の規定による貸付金の利率は、年六分五厘とし、その償還期間は、三年以内とする。

（貸付金の償還期間の特例等）

3　第十七条第五項又は第六項の規定による貸付金の利率は、年五分五厘とし、その償還期間は、十年以内とする。

第二十一条の二　公庫は、地震、暴風雨、こう水、火災その他の災害で主務省令で定めるものに因り滅失

した住宅に当該災害の当時居住していた者で第十七条第一項第一号の規定に該当するものが、当該災害の発生の日から二年以内に住宅を建設しようとする場合において、その者に住宅の建設又はこれに附随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金を貸し付けるときは、貸付金の償還期間を三年以内延長し、且つ、貸付の日から三年以内の据置期間を設けることができる。

（貸付金の償還方法）

第二十一条の三　公庫の貸付金の償還は、割賦償還の方法によるものとする。但し、第十七条第一項第四号の規定に該当する者に係る貸付金又は同条第四項の規定による貸付金の償還は、割賦償還の方法によらないことができる。

2　公庫から貸付を受けた者（包括承継人を含む。以下「貸付を受けた者」という。）は、貸付金の弁済期日が到来する前に、貸付金額の全部又は一部の償還をすることができる。

3　公庫は、第一項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する場合においては、貸付を受けた者に対し、貸付金の弁済期日が到来する前に、貸付金についていつでも償還を請求することができる。但し、償還を請求することができる額は、第五号又は第六号に該当する場合においては、当該住宅又は土地若しくは借地権に係る貸付金の額を、第七号に該当する場合においては、当該住宅に係る貸付金の額をそれぞれこえることができない。

一　貸付を受けた者が六月以上割賦金の償還をしなかつたとき、又は正当な理由がなくて割賦金の償還を怠つたと認められるとき。

二　貸付を受けた者が当該貸付金を担保するため設定された抵当権の目的たる住宅、土地その他の不動産に係る租税その他の公課を滞納したとき。

三　貸付を受けた者が貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。

四　貸付を受けた者で第十七条第一項第一号若しくは第三号の規定に該当するもの又は同条第五項若しくは第六項の規定による貸付を受けた者が、貸付金に係る住宅、土地その他の不動産又は借地権を他人に譲渡したとき。

五　貸付を受けた者たる住宅組合から貸付金に係る住宅又は住宅及びこれに附随する土地若しくは借地権の譲渡を受けた組合員が当該住宅又は住宅及びこれに附随する土地若しくは借地権を他人に譲渡したとき。

六　貸付を受けた者たる住宅組合が、当該組合から貸付金に係る住宅又は住宅及びこれに附随する土地若しくは借地権の譲渡を受けるべき組合員の持分の譲渡を承諾したとき。

七　貸付金に係る住宅が貸付の際定められた用途以外の用途に供せられたとき。

八　第十七条第五項又は第六項の規定による貸付金に係る家屋の人の居住の用に供する部分以外の部分が公庫の定める用途以外の用途に供せられたとき。

九　貸付を受けた者で第十七条第一項第三号の規定に該当するものが第三十五条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十　貸付を受けた者で第十七条第一項第四号の規定に該当するもの又は同条第四項の規定による貸付を受けた者が第三十五条の二第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十一　前各号に掲げるものの外、貸付を受けた者が正当な理由がなくて契約の条項に違反したとき。

4　前項の規定により貸付金の償還を請求した場合において、償還をなすべき者が償還を怠つた場合においては、公庫は、当該貸付金を担保するため設定された抵当権を実行するものとする。

第二十三条第一項中「住宅の建設工事の審査」を「住宅又は基礎主要構造部の建設工事の審査、土地の造成工事の審査、住宅又は基礎主要構造部の維持補修に関する指導及び貸付金の回収に関連して取得した建設中の住宅若しくは基礎主要構造部に係る建設工事又は造成中の土地に係る造成工事」に改める。

第二十四条第二項中「貸付をすることができる住宅」の下に「又は基礎主要構造部」を、「規格に関する基準、」の下に「貸付をすることができる土地の造成に関する基準、」を、「その他の貸付の条件」の下に「並びに第十七条第八項各号に規定する業務を行う場合においては当該業務の処理に関する準則」を加える。

第二十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十三条第一項を次のように改める。

主務大臣は、必要があると認めるときは、公庫若しくは受託者たる金融機関、融通法第十条第一項の規定により委託を受けた地方公共団体若しくは金融機関（以下本項において「受託者等」という。）又は貸付を受けた者で第十七条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの若しくは同条第四項の規定による貸付を受けた者（以下本項において「貸付を受けた法人等」という。）に対して報告をさせ、又はその職員をして公庫、受託者等若しくは貸付を受けた法人等の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。但し、受託者等に対しては当該委託業務の範囲内に限り、貸付を受けた法人等に対しては当該貸付金に係る業務の範囲内に限る。

第三十四条第二項中「住宅の工事施行者」を「住宅若しくは基礎主要構造部の工事施行者又は貸付金をもつて造成する土地の工事施行者」に改める。

第三十五条第二項中「地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）に定める統制額の範囲内において主務省令で」を「住宅の建設に必要な費用（住宅の建設に附随して土地又は借地権の取得を必要とする場合においては、それらに要する費用を含む。）、利息、公課、管理費、修繕費、火災保険料その他必要な費用を参しやくして主務大臣が」に改める。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（譲受人の選定及び譲渡価額）

第三十五条の二　貸付を受けた者で第十七条第一項第四号の規定に該当するものは、貸付金に係る住宅、土地又は借地権を自ら居住するため住宅を必要とする者に対し、同条第四項の規定による貸付を受けた者は、貸付金に係る土地を住宅又は住宅の建設に伴い必要とされる施設の建設のため土地を必要とする者に対し、譲受人の資格、譲受人の選定方法その他譲渡の条件に関し主務省令で定める基準に従い、譲渡しなければならない。

2　貸付を受けた者で第十七条第一項第四号の規定に該当するもの又は同条第四項の規定による貸付を受けた者は、住宅の建設に必要な費用（住宅の建設に附随して土地又は借地権の取得を必要とする場合においては、それらに要する費用を含む。）又は土地の取得若しくは造成に必要な費用、利息その他必要な費用を参しやくして主務大臣が定める額をこえて、貸付金に係る住宅、土地又は借地権の譲渡価額を契約し、又は受領することができない。

第三十六条を次のように改める。

（土地あつ旋手数料）

第三十六条　公庫は、第十七条第八項第二号に規定する業務を行う場合においては、主務大臣の認可を受けて、土地あつ旋手数料を徴収することができる。

第三十八条の二を第三十八条の三とし、第三十八条の次に次の一条を加える。

（建築基準法及び宅地建物取引業法の適用）

第三十八条の二　建築基準法第十八条及び宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二十三条の規定の適用については、公庫は、国とみなす。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条　左の各号の一に該当する場合には、会社その他の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

一　貸付を受けた者で第十七条第一項第三号の規定に該当するものが、第三十五条第一項に規定する基準に従わないで住宅を賃貸したとき。

二　前号の者が、第三十五条第二項に規定する額をこえて、家賃の額を契約し、又は受領したとき。

三　貸付を受けた者で第十七条第一項第四号の規定に該当するもの又は同条第四項の規定による貸付を受けた者が、第三十五条の二第一項に規定する基準に従わないで住宅、土地又は借地権を譲渡したとき。

四　前号の者が、第三十五条の二第二項に規定する額をこえて、住宅、土地又は借地権の譲渡価額を契約し、又は受領したとき。

2　法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人に対しても同項の罰金刑を科する。

第四十七条中「の役員又は職員」を削り、「忌避したときは、」の下に「その違反行為をした金融機関の役員又は職員を」を加える。

第四十八条中「公庫の役員若しくは職員又は受託者たる金融機関の役員若しくは職員」を「公庫又は受託者たる金融機関若しくは融通法第十条第一項の規定により委託を受けた金融機関」に改め、「忌避したときは、」の下に「その違反行為をした公庫又は金融機関若しくは融通法第十条第一項の規定により委託を受けた金融機関の役員又は職員を」を加える。

第四十八条の次に次の一条を加える。

第四十八条の二　貸付を受けた者で第十七条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの又は同条第四項の規定による貸付を受けた者が、第三十三条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした会社その他の法人の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第四十九条第五号中「第一項から第三項まで」を「第一項から第五項まで」に改め、同条第六号中「第五項」を「第七項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　改正後の住宅金融公庫法第二十条第二項及び第二十一条第一項の規定並びに附則第四項中改正後の北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）第八条第二項及び第三項の規定に係る部分は住宅金融公庫の昭和二十九年度の事業計画に係るものから、改正後の住宅金融公庫法第二十一条の二の規定は昭和二十九年四月一日以降に発生した災害から適用するものとし、住宅金融公庫が昭和二十八年度以前の事業計画に係る資金の貸付の申込を受理したものについては、その償還期間は、なお、従前の例による。

（産業労働者住宅資金融通法の一部改正）

3　産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「公庫法第二十条第三項」を「公庫法第二十条第五項」に、「公庫法第二十条第四項及び第五項」を「公庫法第二十条第六項及び第七項」に、同条第三項中「公庫法第二十一条第三項、第四項（第五号、第六号及び第八号を除く。）及び第五項」を「公庫法第二十一条の三第一項、第二項、第三項（第五号、第六号及び第八号から第十号までを除く。）及び第四項」に、「公庫法第二十一条第四項第四号中「第十七条第一項第一号又は第三号」」を「公庫法第二十一条の三第三項第四号中「第十七条第一項第一号若しくは第三号の規定に当該するもの又は同条第五項若しくは第六項の規定による貸付を受けた者」」に、「産業労働者住宅資金融通法第七条第一項各号の一」を「産業労働者住宅資金融通法第七条第一項各号の一の規定に該当するもの」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条　第十条第一項の規定により公庫の業務の委託を受けた金融機関が、同条第二項において準用する公庫法第二十三条第五項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第十六条第三号中「公庫法第二十条第三項」を「公庫法第二十条第五項」に、同条第四号中「公庫法第二十条第五項」を「公庫法第二十条第七項」に改める。

（北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正）

4　北海道防寒住宅建設等促進法の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「及び第二項」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　公庫が北海道の区域内において住宅の建設をしようとする者に対し、公庫法第十七条第一項又は第二項の規定により資金の貸付をする場合においては、貸付金の一戸当りの金額の限度並びに貸付金の利率及び償還期間は、左のとおりとする。

区分	貸付金額の限度	貸付金の利率	貸付金の償還期間
防寒住宅であつて、且つ、前項に規定する簡易耐火構造の住宅であるものの建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費（建設費が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下本条において同じ。）又は土地若しくは借地権の価額（価額が標準価額をこえる場合においては標準価額。以下本条において同じ。）の八割五分に相当する金額	年五分五厘	三十年以内
多層家屋等（公庫法第十九条の二に規定する多層家屋等をいう。以下本条において同じ。）内の防寒住宅であつて、且つ、前項に規定する耐火構造の住宅であるものの建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額	年五分五厘	三十五年以内
多層家屋等内の防寒住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額	年五分五厘	五十年以内

第八条第三項中「公庫法第二十条第二項に規定する主務省令で定めるものの外、」を削り、同条第四項中「公庫法第二十条第三項」を「公庫法第二十条第五項」に、「同条第四項及び第五項」を「同条第六項及び第七項」に改め、同条中第三項及び第四項をそれぞれ第四項及び第五項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　公庫法第二十条第二項の規定は、北海道の区域内における多層家屋等内の防寒住宅の建設に必要な資金のみの貸付を受けるときの貸付金額の限度について準用する。

第九条第四項中「公庫法第二十条第三項」を「公庫法第二十条第五項」に、「公庫法第二十条第四項及び第五項」を「公庫法第二十条第六項及び第七項」に改める。

（登録税法の一部改正）

5　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条各号列記以外の部分但書中「第十一号ノ三、」の下に「第十一号ノ四、」を加え、同条第十一号ノ三の次に次の一号を加える。

十一ノ四　地方公共団体又ハ民法第三十四条ノ規定ニ依リ設立シタル法人ニシテ住宅金融公庫法第十七条第一項第四号又ハ同条第四項ニ規定スル事業ヲ行フモノガ住宅金融公庫ノ貸付金ニ依リ譲渡ノ為取得スル住宅及土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

（内閣総理・大蔵・建設大臣署名）

法律第八十八号（昭二九・五・一）

◎石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律

石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

（探鉱等の完了の届出）

第十八条　第十六条の規定による決定を受けた鉱業権者又は租鉱権者は、当該探鉱を完了し、又は当該二次採取法の実施に必要な施設の工事を完了したときは、遅滞なく、省令で定める事項を記載した書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第十九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二十条第二項を削る。

第三十九条第一項中「業務」の下に「若しくは経理」を加える。

第四十三条第一号中「第十二条第二項、」の下に「第十八条、」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前に第十六条の規定による交付の決定があつた補助金については、第十八条、第十九条第二項及び第二十条第二項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第八十九号（昭二九・五・一）

◎石油資源探鉱促進臨時措置法

（地域の指定）

第一条　通商産業大臣は、石油資源の開発を図るため探鉱を急速に実施する必要があると認める地域を指定する。

2　前項の規定による指定は、告示により行う。

3　通商産業大臣は、第一項の規定による指定をするときは、石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会にはかり、その意見を尊重して、これをしなければならない。

4　第一項の規定による指定は、解除しないものとする。

（施業案の特例）

第二条　前条第一項の規定により指定された地域（以下「指定地域」という。）内に存する石油を目的とする試掘権に係る試掘権者が鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第一項の規定により施業案を届け出るべき期限は、同項の規定にかかわらず、事業に着手する日の六十日前とする。

第三条　通商産業局長は、指定地域内に存する石油を目的とする試掘権に係る試掘権者の施業案を変更しなければ、その鉱区の油層の状態を確認することができないと認めるときは、その試掘権者に対し、施業案を変更すべきことを勧告することができる。

2　前項の規定による勧告があつたときは、試掘権者は、通商産業局長に対し、その指定する日までに、当該勧告を応諾するかしないか（応諾しない場合にはその理由及び勧告に係る措置に代るべき措置の内容を附して）を回答しなければならない。

3　通商産業局長は、試掘権者が前項に規定する回答をしないとき、その応諾しない理由が正当でないと認めるとき、又はその回答に係る措置の内容が適当でないと認めるときは、その試掘権者に対し、理由を示して、第一項の勧告に係る措置をとるべきこと又はその回答に係る措置の内容を変更して実施すべきことを命ずることができる。

4　通商産業局長は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による命令をするには、鉱山保安監督部長に協議しなければならない。

第四条　通商産業局長は、試掘権者が前条第三項の規

定による命令に違反したときは、鉱業法第十八条第二項の申請に対し、延長の許可をしてはならない。

（事業着手の義務の特例）

第五条　指定地域内に存する石油を目的とする試掘権に係る試掘権者についての鉱業法第五十五条第一号又は第六十二条第一項若しくは第三項の規定の適用については、同法第五十五条第一号及び第六十二条第三項中「一年」とあるのは「六箇月」と、同条第一項中「六箇月」とあるのは「三箇月」と読み替えるものとする。

（存続期間等の特例）

第六条　指定地域内に存する石油を目的とする試掘権（第一条第二項の規定による指定の際現に存するものを除く。）の存続期間は、鉱業法第十八条第一項の規定にかかわらず、一年とする。

2　鉱業法第十八条第二項の規定により指定地域内に存する石油を目的とする試掘権の存続期間を延長することができる回数は、同項の規定にかかわらず、八年から当該試掘権の設定の登録の日から同項の申請があつた際における当該試掘権の存続期間の満了の日までの期間を控除した年数を一年で除して得た数とし、その延長する期間は、同条第三項の規定にかかわらず、一回ごとに一年とする。

（試掘権の譲渡）

第七条　指定地域において石油の探鉱を実施するため試掘権を譲り受けようとする者は、省令で定める手続に従い、通商産業局長の許可を受けて、当該試掘権者に対し協議することができる。

2　通商産業局長は、当該試掘権者が試掘権の設定若しくは移転の登録があつた日から三月以内に事業に着手せず、又は引き続き三月以上その事業を休止しており、且つ、試掘権を譲り受けようとする者が当該鉱区における探鉱を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有しているときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3　通商産業局長は、第一項の許可をしたときは、直ちにその旨を当該試掘権者に通知しなければならない。

第八条　試掘権を譲り受けようとする者は、前条第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、省令で定める手続に従い、通商産業局長の決定を申請することができる。

2　通商産業局長は、前条の規定による決定の申請があつたときは、その申請書の副本を試掘権者に交付し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

第十条　試掘権者は、前条の規定による申請書の副本の交付を受けた後は、第八条の規定による申請を拒否する旨の決定があるまで、第十四条第二項の規定による試掘権の移転の登録があるまで、又は第十六条第二項において準用する鉱業法第九十九条の規定により決定がその効力を失うまでは、当該試掘権を譲渡し、又は当該鉱区の減少の出願をすることができない。

第十一条　通商産業局長は、試掘権者が現に事業を行つておらず、且つ、試掘権を譲り受けようとする者が当該鉱区における探鉱を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を現に有しているときでなければ、試掘権を譲り渡すべき旨を定める決定をしてはならない。

第十二条　通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、試掘権を譲り渡すべき旨を定める決定をしなければならない。

一　当該鉱区の所在地

二　当該試掘権の登録番号

三　試掘権の譲渡の時期

四　対価並びにその支払の時期及び方法

2　通商産業局長は、前項の決定をするときは、地方鉱業協議会にはかり、その意見を尊重して、これをしなければならない。

第十三条　第八条の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

2　通商産業局長は、第八条の決定をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

第十四条　第十二条第一項の決定があつたときは、当事者の間に、試掘権の譲渡について協議がととのつたものとみなす。

2　前項の規定により協議がととのつたものとみなされた場合において、試掘権を譲り受けようとする者が対価の全部の支払又は供託をしたときは、通商産業局長は、当該試掘権の移転の登録をし、且つ、その旨を当事者に通知しなければならない。

第十五条　第七条第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわない場合において、同項の許可の後一月以内に第八条の規定による決定の申請がなかつたときは、許可は、その効力を失う。

第十六条　鉱業法第九十七条及び第九十八条の規定は、第十二条第一項の決定による対価に準用する。

2　鉱業法第九十九条の規定は、第十二条第一項の決定に準用する。

（業務又は経理に関する勧告）

第十七条　通商産業大臣は、石油の探鉱を急速に実施するため特に必要があると認めるときは、指定地域内に存する石油を目的とする鉱業権に係る鉱業権者に対し、業務又は経理の改善に関する勧告をすることができる。

（異議の申立）

第十八条　この法律の規定によつてした処分（第三条第一項の規定による勧告を除く。）に不服のある者は、通商産業大臣に対し、異議の申立をすることができる。

2　鉱業法第七章の規定は、前項の規定による異議の申立に準用する。

（報告及び検査）

第十九条　通商産業大臣及び通商産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、指定地域内に存する石油を目的とする鉱業権に係る鉱業権者からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3　第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（行為の効力の承継）

第二十条　この法律の規定によつてした手続その他の行為は、指定地域内に存する石油を目的とする試掘権に係る試掘権者の承継人に対しても、その効力を有する。

（罰則）

第二十一条　第三条第二項の規定により勧告を応諾する旨を回答しながら当該勧告に従わず、又は同条第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十二条　第十九条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理